

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年2月24日（第1日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	企 画 総 務 部 長	長田 忠典君
危 機 管 理 局 長	高村 良文君	住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君
経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	おやまで暮らし課長	中澤 芳文君
フロンティア推進課長	山本 尚毅君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	小 山 消 防 署 長	三改木辰也君
社 会 福 祉 課 長	長田 孝代君	長 寿 介 護 課 長	野木 雅代君
住 民 課 長	渡辺 史武君	健 康 増 進 課 長	藤曲 喜久君
こども未来課長	武藤 浩君	商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君
農 業 振 興 課 長	安部 将彦君	建 設 課 長	山口 幸治君
学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	

散 会 午後2時26分

(議 事 日 程)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		町長提案説明
日程第 4	議案第 2 号	静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
日程第 5	議案第 3 号	小山町印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 4 号	小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 5 号	小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 6 号	小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 7 号	令和 7 年度小山町一般会計補正予算 (第 9 号)
日程第10	議案第 8 号	令和 7 年度小山町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第11	議案第 9 号	令和 7 年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第12	議案第10号	令和 7 年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第13	議案第11号	令和 7 年度小山町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第14	議案第12号	令和 7 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第15	議案第13号	令和 7 年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第16	議案第14号	令和 7 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第17	議案第15号	町有財産の貸付けについて
日程第18	議案第16号	町有地の処分について
日程第19	議案第17号	町道路線の変更について
日程第20	議案第18号	小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第21	議案第19号	小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第22	議案第20号	小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第21号	小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第22号	小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第23号	小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第24号	令和 8 年度小山町一般会計予算
日程第27	議案第25号	令和 8 年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第28	議案第26号	令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算
日程第29	議案第27号	令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第30	議案第28号	令和8年度小山町土地取得特別会計予算
日程第31	議案第29号	令和8年度小山町介護保険特別会計予算
日程第32	議案第30号	令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算
日程第33	議案第31号	令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
日程第34	議案第32号	令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算
日程第35	議案第33号	令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算
日程第36	議案第34号	令和8年度小山町水道事業会計予算
日程第37	議案第35号	令和8年度小山町下水道事業会計予算

(追 加 日 程)

追加日程第1 町長提案説明

追加日程第2 議案第36号 工事請負契約(変更)の締結について(令和7年度 須走地区町有診療所等整備工事)

○議長（鈴木 豊君） おはようございます。本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（鈴木 豊君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和8年第2回小山町議会3月定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をします。概要につきましては、お手元に配布しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、9番 岩田治和君、10番 藺田豊造君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木 豊君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの23日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの23日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配布してありますので、これに御協力を賜りたいと存じます。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました議案第2号から議案第23号までの22議案について、町長から提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） おはようございます。令和8年第2回小山町議会3月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

今回、提案いたしましたのは、静岡県市町総合事務組合理約の変更1件、条例の制定、一部改正10件、町有財産の貸付け1件、町有地の処分1件、町道路線の変更1件、令和7年度補正予算8件、令和8年度当初予算12件の合計34件であります。

初めに、議案第2号 静岡県市町総合事務組合理約の一部を変更する規約についてであります。

本組合は、常勤職員の退職手当支給に関する事務及び議会の議員その他非常勤の職員に対する公務災害に関する事務を共同処理をしている事務組合であります。

今回の変更は、当事務組合の構成団体である南伊豆地域清掃施設組合が、令和8年3月31日付で解散することに伴うものであります。

この組合理約の変更の協議について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が改正され、小山町印鑑条例に引用している同法に号の繰下げが生じたため、小山町印鑑条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第4号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、児童福祉法の規定に基づき、基準の一部を改正する内閣府令が出されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第5号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部改正に伴い、小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第6号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号から議案第14号までについては、一般会計のほか、七つの特別会計の補正予算であります。

今回の補正は、国や県の補正に基づくものに加え、事業の実績や進捗により決算見込額を精査し、これに伴う予算の整理が主なものであります。

初めに、議案第7号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10億4,233万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を170億

3,757万5,000円とするものであり、併せて継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

次に、議案第8号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,925万7,000円を減額し、歳入歳出総額を18億5,563万円とするものであります。

次に、議案第9号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ12万7,000円を減額し、歳入歳出総額を419万2,000円とするものであります。

内容は、決算見込みに伴い、歳出予算の貸付事業費及び基金積立費の減額をするものであります。

次に、議案第10号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,296万円を追加し、歳入歳出総額を3億4,690万1,000円とするものであります。

次に、議案第11号 令和7年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出総額を19万3,000円とするものであります。

内容は、決算見込みに伴い、基金利子の増額分を繰入れ繰出しするものであります。

次に、議案第12号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,098万6,000円を減額し、歳入歳出総額を19億7,545万円とするものであります。

次に、議案第13号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ121万4,000円を減額し、歳入歳出総額を1億8,316万6,000円とするものであります。

次に、議案第14号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億2,465万9,000円を減額し、歳入歳出総額を2,660万円とするものであります。

次に、議案第15号 町有財産の貸付けについてであります。

本案は、須走地区町有診療所を芹沢直輝氏に貸し付けるもので、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号 町有地の処分についてであります。

本案は、町有地を小山町足柄林業組合に売却することについて、地方自治法及び小山町条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第17号 町道路線の変更についてであります。

本案は、新東名高速道路建設事業及び国道246号視距改良事業で、付け替える道路の区域等が確定したことから関係する町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

本案は、乳児等通園支援事業を実施する民間事業者が事業に係る運営費の給付を受けるに当たり、適正な運営体制であることを確認するための基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和8年4月以降の議員報酬等の額及び特別職の職員の給料月額について、令和7年10月29日に小山町特別職報酬等審議会に諮問したところ、審議会における慎重審議の結果、令和7年12月9日付で答申があり、答申に基づき改正を行うものであります。

次に、議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬月額及び鳥獣被害対策実施隊の報酬日額を改正するものであります。

次に、議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、人事院勧告に基づき、小山町職員の給与に関する条例を改正するものであります。

次に、議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、昨年12月定例会で常勤職員の給与改定が行われたことに伴い、常勤職員の給料表を準用する会計年度任用職員の給料表の改定について、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、子ども・子育て支援納付金を納付するために必要な財源を確保するため、子ども・子育て支援分の保険料率等を定める改正を行うものであります。

以上、議案第2号から議案第23号までの提案説明は終わります。

なお、各議案の審議に際し、議案第2号、議案第3号、議案第9号及び議案第11号を除きまして、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

日程第4 議案第2号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について

○議長（鈴木 豊君） 日程第4 議案第2号 静岡縣市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第5 議案第3号 小山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第6 議案第4号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第4号 小山町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は5ページからであります。

この条例は、令和8年度から実施する小山町乳児等通園支援事業、(通称) こども誰でも通園制度を実施する事業所の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

本案は、上位法である児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、基準の一部を改正する内閣府令が出されたことによる一部改正であります。

主な改正点について御説明いたします。新旧対照表の5ページをお開きください。

第9条、第10条、第13条、次のページ上段の第18条において、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改めます。

次に、第20条第3項において、余裕活用型乳児等通園支援事業に係る利用定員の定義について定めております。

最後に、6ページ下段、第22条の2において、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特定保育を行う事業者が一般型乳児等通園支援事業を行う場合、条例で定める設備及び運営に関する基準は適用しないこととする特例を定めております。

なお、施行日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例について

○議長(鈴木 豊君) 日程第7 議案第5号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長(小野正彦君) 議案第5号 小山町民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は7ページからであります。

本案は、静岡県民の歯や口の健康づくり条例の一部を改正する条例の一部改正に伴い、小山町

民の歯や口腔の健康づくり条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、新旧対照表の８ページをお開きください。

初めに、第１条は、本条例の目的に、健康寿命の延伸について追加するものです。

次に、第２条の基本理念について、第３号の協力を得る関係者に「保健、医療、福祉、教育機関等」から、「保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育機関等」に改めるものです。

次に、９ページをお開きください。

第５条の町民の役割に、生涯にわたり、歯や口の健康づくりに取り組むことと、定期的な歯科検診を実施することについて追加するものです。

次に、第６条の施策の基本事項として、第１号から第２号にオーラルフレイル予防や虫歯予防として、フッ化物応用の推進を追加し、新たに第４号から第８号を新設し、歯や口の健康づくりに必要な知識の普及啓発や、生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上に関する取組みの推進などについて追加するものです。

なお、本条例の施行日は、令和８年４月１日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第５号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第６号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第８ 議案第６号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長 高村良文君。

○危機管理局長（高村良文君） 議案第６号 小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は10ページからとなります。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、小山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、条例改正資料、新旧対照表11ページ、12ページ、13ページ別記１

を御覧ください。

小山町消防団員や、団員の扶養に係る補償基礎額を団員の階級や勤務年数別に、政令の改正内容に合わせ増額変更を行うものです。

損害補償を受ける権利を定めております第5条第2項第2号中の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額「9,700円」を「1万円」に、最高額「1万4,500円」を「1万5,000円」に改めます。

次に、同条第3項中の扶養に係る基礎額では、「100円」を「433円」に改め、第2号に該当する扶養親族につきましては1人につき383円を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げるものです。

なお、本条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第9号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第9 議案第7号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第7号 令和7年度小山町一般会計補正予算（第9号）についてであります。

今回の補正は、国や県の補正に基づくものや事業の実績や進捗などにより決算見込額を精査した結果による補正となっております。

初めに、予算書7ページ、継続費の補正についてであります。

温水プール整備事業につきましては、当初、文部科学省の補助金及び公共施設等適正管理推進事業債という起債を活用する計画でありましたが、本年度、防衛省の補助金制度の改正があり、本事業において、より有利な補助金を受けることが可能となりました。これに伴い、町負担額が軽減されることの見込みとなり、補助金申請に合わせ、事業名及び年割額を変更するものであり

ます。

次に、8 ページ、繰越明許費の補正につきましては、8 事業の追加と 3 事業の変更であります。

2 款総務費の須走コミセン空調設備増設工事と 6 款商工労働費の足柄駅前交流センター空調工事につきましては、近年の猛暑に対応するため、それぞれの施設へ早期にエアコン整備を行うものでありますが、部材の調達等に時間を要し、年度内に工事が完了しないことによるものであります。

2 款総務費の戸籍情報システム改修につきましては、システムの改修に時間を要し、年度内の完了が見込めないことによるものであります。

5 款農林水産業費の産地パワーアップ事業につきましては、国及び県の補正予算に伴い、当該事業の補助金が本年度中に交付決定となる見込みですが、事業の完了は令和 8 年度中となることによるものであります。

7 款土木費の新東名関連町道整備事業及び都市計画道路見直し検討業務につきましては、他機関発注の近接工事との調整に不測の時間及び県など関係機関との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないことによるものであります。

同じく 7 款土木費の誓いの丘公園整備工事は、工事実施に当たり、詳細な施工図の作成及び構造解析などに時間を要し、年度内の完了が見込めないことによるものであります。

8 款消防費の避難所生活・衛生環境整備事業は、国の補正予算である地域未来交付金を活用して防災器具等を購入するものであり、購入及び納品までに時間を要することによるものであります。

次に、変更についてであります。

7 款土木費の町道整備事業、道路構造物長寿命化事業、普通河川維持管理事業につきましては、12 月定例会において議決をいただいた繰越明許費について、各路線の用地交渉や事業の進捗を精査し、減額をするものであります。

次に、9 ページ、債務負担行為の補正につきましては、五つの事項の追加であります。

五つの事項については、令和 8 年度の委託事業を年度当初から円滑に実施するために今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、10 ページ、地方債の補正であります。

変更の 7 事業につきましては、起債協議及び事業の執行見込みから、借入限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、12 ページ、1 款町税を 1,994 万円増額しますのは、町民税個人をはじめ、五つの税目について決算見込みに合わせ増額するものであります。

次に、13 ページ中段、3 款利子割交付金から、15 ページ上段、11 款地方特例交付金までの五つの交付金につきましては、県の交付見込みなどに基つき、それぞれ計上しております。

同じく15ページ中段、12款地方交付税を2億3,260万8,000円増額しますのは、国の補正予算に伴い再算定された普通交付税の増額が主なものであります。

次に、16ページ中段、14款1項1目農林水産業費分担金を1,020万円増額しますのは、県の補正予算に伴い、県営事業が本年度に前倒しとなった中山間地域総合整備事業と経営体育成基盤整備事業の分担金の増額であります。

次に、18ページ上段、16款1項1目民生費国庫負担金を2,186万円増額しますのは、国の報酬改定に伴う増額が主なものであります。

同じく中段、16款2項1目総務費国庫補助金を1,496万円減額しますのは、自治体情報システムの標準化に伴う、説明欄4、デジタル基盤改革支援補助金の決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、19ページ下段、16款2項5目消防費国庫補助金を1,400万円増額しますのは、繰越明許費で説明しました避難所生活・衛生環境整備事業に対する地域未来交付金を見込むものであります。

次に、20ページ、16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金を2,452万7,000円減額しますのは、内示額に伴う減額であります。

同じく中段、9目新しい地方経済・生活環境創生交付金を2,200万3,000円減額しますのは、ふるさと納税自動販売機導入事業が交付金の対象とならなかったため、事業を中止することに伴う減額が主なものであります。

同じく下段、11目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を2,035万4,000円減額しますのは、定額減税不足額給付金の実績に伴うものであります。

次に、22ページ下段、17款2項4目農林水産業費県補助金を5億4,277万円増額しますのは、次のページ上段、説明欄23、繰越明許費で御説明しました県の補正予算に伴う産地パワーアップ事業に対する補助金の増額が主なものであります。

同じく下段、6目土木費県補助金を1,491万2,000円減額しますのは、補助金の交付決定及び事業の実績に基づくものであります。

次に、25ページ中段、18款2項1目不動産売払収入を3,557万9,000円増額しますのは、旧するがおよまこども園第2園舎及び足柄地区の町有地などの売払収入を見込むものが主なものであります。

同じく下段、19款寄附金を4億7,470万2,000円増額しますのは、1目の一般寄附金のほか、次のページ、須走彰徳山林会様からの2目総務費寄附金と（仮称）小山P Aスマートインターチェンジ周辺の活性化に対する寄附金など、6目ふるさと寄附金の企業版ふるさと寄附金の増額によるものであります。

次に、27ページ上段、20款2項4目総合計画推進基金繰入金を1億4,565万9,000円減額しますのは、同基金を財源として充当していた事業の決算見込みに合わせ減額をするものであります。

同じく7目減債基金繰入金を3,000万円減額しますのは、公債費に対する財源の組替えをする

ものであります。

次に、29ページ、23款町債を8,160万円減額しますのは、初めに地方債の補正で申し上げたとおり、各事業の進捗や実績等による決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

初めに、33ページをお願いいたします。

2款1項4目財産管理費の説明欄（2）財産管理費を1,050万円増額しますのは、旧すばしりこども園第2園舎用地の一部賃借地を購入するものであります。

同じく説明欄（3）基金管理費を6億9,793万1,000円増額しますのは、次のページ真ん中、財政調整基金の残高を確保するため3億円積立てするほか、企業版ふるさと寄附金の増額に伴い、次年度以降の事業に充当する寄附金を企業版ふるさと納税地方創生基金へ3億4,510万円を積立てするものが主なものであります。

次に、35ページ、2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費の説明欄（4）須走支所管理費を597万8,000円増額しますのは、繰越明許費で御説明した須走コミセン空調設備増設工事に伴う増額が主なものであります。

次に、36ページ、2款1項7目ICT推進費の説明欄（2）情報システム管理費を1,698万5,000円減額しますのは、自治体情報システム標準化対応業務の決算見込みに伴う減額が主なものであります。

次に、39ページ、2款7項1目企画渉外総務費の説明欄（6）ふるさと振興事業費を4,200万円減額しますのは、歳入で御説明しましたふるさと納税自動販売機導入事業を中止するものであります。

次に、40ページ、2款7項4目広域行政組合管理費の説明欄（2）広域行政組合管理費を53万3,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第3号）に伴うものであります。このほかに、4款衛生費の負担金においても同様に補正を行うもので、全体では344万8,000円の増額となるものであります。

次に、41ページ下段、3款1項1目社会福祉総務費の説明欄（4）定額減税不足額給付金費を1,420万2,000円減額しますのは、歳入で御説明しました定額減税不足額給付金の実績に伴う減額であります。

次に、43ページ上段、3款1項2目障害者福祉費の説明欄（4）自立支援給付費を3,274万2,000円増額しますのは、報酬改定等に伴い、19障害介護給付費の増額が主なものであります。

次に、49ページ上段、4款1項1目保健衛生総務費の説明欄（3）救急医療対策事業費を446万7,000円増額しますのは、決算見込みに伴う御殿場市救急医療センター負担金の減額のほか、公益社団法人有隣厚生会富士病院へ、北駿地域における急性期・救急医療体制を確保するための負担金973万円の増額が主なものであります。

同じく説明欄（6）須走地区町有診療所等整備事業費を2,023万円増額しますのは、建設中の須

走地区町有診療所において、発熱外来専用の出入口の追加工事等が新たに生じたため、工事費を増額するものであります。

次に、同じく中段、4款1項2目予防費の説明欄(2)感染症予防費を2,278万円減額しますのは、インフルエンザ予防接種など個別接種の委託料等の決算見込みに伴い、減額するものが主なものであります。

次に、52ページ下段、5款1項2目農業振興費の説明欄(2)農業振興費を5億4,372万円増額しますのは、歳入等で御説明した国や県の補正予算に伴う、次のページ上段の産地パワーアップ事業補助金5億4,555万7,000円の増額が主なものであります。本事業の概要は、アグリインダストリーエリア進出企業の株式会社富士のふもと農園が、事業費約12億円、約2万平米の生産技術高度化施設等を建設する事業であり、国の産地生産基盤パワーアップ事業の採択が見込まれるものであります。補助金は、国から県、県から町を経由して補助されるもので、町の一般財源からの支出はございません。

同じく中段から、5款1項3目農業農村整備事業費の説明欄(3)農業農村整備事業費を1,798万2,000円増額しますのは、県営中山間地域総合整備事業小山地区及び県営経営体育成基盤整備事業棚頭地区の県の補正予算に伴う負担金の増額が主なものであります。

次に、56ページ中段、6款1項2目、説明欄(3)小山PA周辺開発事業特別会計繰出金を1億2,465万9,000円減額しますのは、本年度第2期事業が進まなかったため、繰出金を減額するものであります。

次に、58ページ下段、6款2項2目観光施設管理費の説明欄(7)足柄駅前交流センター管理費を414万7,000円増額しますのは、繰越明許費で御説明しました足柄駅前交流センター空調工事に伴うものであります。

次に、61ページ中段、7款2項6目急傾斜地崩壊防止事業費の説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を2,370万円減額しますのは、補助金の決定交付額に合わせ減額するものが主なものであります。

次に、65ページ中段、8款1項4目危機管理費の説明欄(2)危機対策費を2,504万2,000円増額しますのは、歳入等で御説明しました国の地域未来交付金を活用し、避難所生活・衛生環境整備事業として、テント式パーティション200セット、飲料水用簡易給水槽45セット、循環式シャワー一式などを購入するものであります。

次に、73ページ下段、11款1項2目利子の説明欄(2)公債費(利子)を2,436万6,000円増額しますのは、償還金利子の決算見込みのほか、利率の上昇分を見込むものであります。

最後に、74ページ、12款1項1目予備費を1,202万9,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありません。

んか。

○1番（平野正紀君） 2点お伺いしたいと思います。

初めに、予算書26ページ、歳入になります。

19款1項6目企業版ふるさと寄附金3億9,250万円の増額についてであります。補足説明でも説明がありましたが、改めまして寄附の件数、企業名、寄附金額及びその目的の詳細について、可能な範囲で結構ですので説明をいただきたいと思います。

次に、2点目です。歳出の57ページになります。

6款2項1目、説明欄の（2）観光振興費1,034万7,000円の減額についてです。地域おこし協力隊の活動に係る経費の減額であります、どのような状況であるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいま御質問のふるさと寄附金のところですが、こちらは4社からを予定しておりまして、1社で3億3,700万円、こちらは新東名関連の道路整備事業と無電柱化の整備事業に充当する予定でございます。

残り3社につきましては、5,550万円ということで、こちらについては、それぞれ会社名については非公表ということになってございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 2点目の御質問にお答えいたします。

今回の減額につきましては、地域おこし協力隊7名分の予算について、当初は年度当初からの配置を見込んで計上しておりましたが、委嘱時期が年度途中となったことにより執行見込額が減少したため補正するものでございます。

また、現在、2名が富士箱根トレイルの維持管理や情報発信、4名があしがら温泉を拠点に観光案内や各種イベントを活用した誘客、また1名が観光DMOの構築に取り組み、いずれも地域振興につながる活動を行っているというところでございます。

以上であります。

○1番（平野正紀君） 質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの質問と関連があるわけですが、企業名は公表できないというお話でしたけれども、たしか令和7年度から法律が改正されて企業名を公表することになったと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 法律改正等はあったかもしれませんが、企業名については、当然公表できるということで企業さん側の方から「公表していただいても結構です」ということであ

れば公表いたしますが、「非公表で」ということについては、その辺の企業については非公表のまま継続してやっていきたいと思えます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4番（牧野恵一君） 今のただいまの関係ですけれども、令和7年度から公表を原則とするというふうに法律が改正されました。それは御存じだと思います。それで、もし公表しない場合は、町においてつくった委員会において議論をして、国にはこれこれこういう理由だから公表しませんということを報告するというふうになったはずですが、そうではないんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の御質問、私達、非公表でということで国の方と調整してやっておりますが、そこら辺はしっかりちょっと国と確認をして精査していきたいと考えております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） ぜひ、特に今のフロンティアの関係については、お金の流れとか何かいろいろ課題を抱えているところでもありますので、ちょっと調べていただいて。たしか、何て言いますか、例えば決算で報告すればいいとかというのではなくて、寄附があったその都度、適正なタイミングをもって公表しろというふうになっていると思いますので、ぜひ確認をお願いします。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 2点ばかりお伺いします。

まず、第1点目は、繰越明許費の補正をお願いします。ページは8ページ、7款の誓いの丘公園整備事業の繰越明許になるんですけれども、先ほど図面がどうのこうのと言っていましたけれども、これはたしか落札は7,000万円余でもってやっていると思います。それをほかにまた、今どういう、落札者から図面なんかあるはずなんですけれども、図面がどうのこうのという、もう少し詳細に教えていただきたいと思います。それから、落札したときに4割の前渡金を出してあるのかどうか、それについてもお伺いします。

それから、ページが49ページ、4款1項1目6節、説明欄18の富士病院の973万円ですけれども、議懇のときに御殿場市ではどのぐらい補助するのか。それからでもいいじゃないかというような皆さんの意見がありましたけれども、これはどういうふうになっているのか御説明願います。

以上。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

藺田議員、そこでまだいてください。

○都市基盤部長（清水良久君） 1点目の誓いの丘の繰越明許についてでございますけれども、藺田議員が御質問いただきましたように、この工事につきましては、測量と設計を合わせた形の契約となつてございます。その中で、実際に設計に起こした図面を現場で施工していくに当たって施工図というものを起こしております。その施工図を作成するについて予想外の時間を要したと

ということで、今回繰越しをさせていただいている次第でございます。

また、前払金につきましては、今回通常の工事で前払金を支出しておりますので、前払金を除いた金額を繰越明許として計上させていただいているという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

御殿場市の負担ですけれども、4,800万円と伺っております。

以上です。

○10番（菌田豊造君） 以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

○3番（石原和美君） 1点だけ質問させていただきます。

歳出、53ページ、5款1項2目産地パワーアップ事業補助金についてお伺いいたします。

先ほどの説明で、町内企業1社が約12億円の費用で新たな施設を増設ということで、これによって町が得られる農業面、また経済面においての波及効果はどのようなものがあるとお考えでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 石原議員にお答えいたします。

当該事業は、株式会社富士のふもと農園が第2期工事として、約2ヘクタール、野菜苗、トマト苗の生産を開始することになりました。

今回、高度な育苗技術を導入しました高品質な苗の生産モデルをつくり、野菜苗の産地を形成するもので、本事業の実施によりまして、当町の農産物の販売額の増加や雇用の増加など、農業生産の向上が図られるものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○3番（石原和美君） 以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（臼井光昭君） 令和7年度一般補正予算書の9ページ、第4表、債務負担行為のデマンドバス等運行業務、ライドシェア、巡回バスについてお伺いします。

令和7年7月から新たな新公共交通システムが稼働しました。本事業は年間1億円規模の公費を要する町の重要施策であり、その効果検証は不可欠だと思います。

しかし、今回の補正予算では、新システムの継続を前提とした債務負担行為が計上されています。複数年にわたり財務負担を固定化する以上、一定の評価が行われていることが前提であると思います。

私の理解では、デマンドバスで予約ができないという問題、公共交通事業が6,000万円、8,000

万円、1億円と急増していく、高齢者や免許返納者が増加しているという極めて難しい課題を抱え、その解決策として令和7年7月から新交通システムがスタートしたと認識しています。

令和7年度末を迎え、新交通システムはどのような状況になるのかという報告もないまま、この補正予算に債務負担行為が計上されています。今までの課題は新システムで解決の方向に進んでいるのでしょうか。

また、現在パブリックコメント中の新地域公共交通計画では、定時運行バス、巡回バス、デマンドバス等の公共交通の一体的な見直しに取り組むとされています。評価と見直しがこれから行われるのであれば、継続を前提とした債務負担行為の計上は順序が逆ではないでしょうか。この点についてどのように整理し判断したのか、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 臼井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、今回の債務負担の中で、デマンドバスの運行業務とライドシェア、巡回バスと、それぞれ債務負担させていただきましたが、この辺の効果検証につきましては、特にデマンドにおいては、議員おっしゃるとおり、予約が取りづらい状況が数年続いてきました。それを解消するために予約システムをまず変えていこうということで、令和7年度、実証的に令和7年7月から始めたわけですが、その辺の効果につきましては、デマンドの予約についてはシステムを見直したことによりまして、乗車率は約1.3倍に増えてございます。

1年間統計を取ってきましたが、7月から12月を見ても、明らかに月にすると300人から400人の方の乗車が増となっておりますので、この新システムに変えたことによってデマンドの予約がかなり解消されていると思っております。

それから、あとデマンドの予約については、アナログなんですけれども、新システムを入れてから3か月ぐらいですか、乗った方にアンケートを取らせていただきました。それを取ったところ、やはり皆様の声から、予約が取りやすくなったという声を多数いただいておりますので、その辺の解消はできたのかなと思っております。

それで、継続的に、当然令和8年度も運行していくということで、今回予算を計上させていただきました。

それから、あと地域公共交通計画ですけれども、ちょうど今年改定の、来年度からまた5年間始まるわけですが、先ほど来、議員おっしゃっているこのデマンドだとか、定時路線とか、ライドシェアを含めた見直しについては、今後5年間の中でしっかりとまた違う形で見直しができるということで、見直しをしていこうということで計画の中ではうたっておりますので、一旦は令和8年度については、令和7年から実施してきた運行をまた引き続き運行して、今後5年間かけて見直しの方ができれば、可能性があれば見直しも含めてやっていきたいと考えております。

以上であります。

○5番（白井光昭君） ただいま状況を御説明いただきましたけれども、この地域公共交通システムというのが、今後も高齢者や免許返納者がどんどん増える中で、最小の費用で最大の効果を上げていくという意味で、ただいま答弁がありました内容をぜひ書類にして残していただきたいと思います。その書類に基づいて今後の検討をぜひ進めていっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時23分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第8号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第10 議案第8号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第8号 令和7年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ4,925万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億5,563万円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税を592万1,000円増額しますのは、医療給付費分現年課税分等を決算見込みに合わせ増額するものであります。

5款1項1目保険給付費等交付金を5,315万円減額しますのは、1節普通交付金4,608万2,000円の減額が主なもので、歳出の2款保険給付費の減額に伴い、県が負担する保険給付費等交付金

の減額によるものであります。

次に、7ページ、7款1項1目一般会計繰入金を58万8,000円増額しますのは、決算見込みによるものであります。

8ページを御覧ください。

9款4項6目雑入を271万7,000円減額いたしますのは、保険給付費等過年度精算金等の実績見込みによるものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

9ページの下段の2款保険給付費4,608万2,000円の減額は、1項1目一般被保険者療養給付費の4,000万円の減額が主なもので、決算見込みによるものであります。

11ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金については、歳入の一般被保険者国民健康保険税の増額に伴う財源内訳を調整するものであります。

11ページの下段、4款保健事業費554万2,000円の減額は、次の12ページ、1項1目特定健康診査等事業費、説明欄(2)12節特定健康診査事業の342万2,000円の減額が主なもので、被保険者の減少により特定健診対象者数が当初の見込数よりも少なくなり、決算見込みに合わせるものであります。

13ページ中段の7款諸支出金301万8,000円の減額は、1項3目償還金、説明欄(2)22節保険給付費等交付金の返納金で、前年度の交付金の精算に伴う返金を減額するものであります。

最後に、8款1項1目予備費を572万6,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第11 議案第9号 令和7年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(鈴木 豊君) 日程第12 議案第10号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長(小野正彦君) 議案第10号 令和7年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてであります。

予算書は2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,296万円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,690万1,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料1,387万2,000円の増額は、1項1目特別徴収保険料を543万1,000円、2目普通徴収保険料を844万1,000円それぞれ増額するもので、静岡県後期高齢者医療広域連合の試算に基づく決算見込みによるものであります。

2款1項1目保険基盤安定繰入金を91万2,000円減額しますのは、保険料軽減分及び社保被扶養者軽減分に係る一般会計からの繰入額に合わせ減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページの1款後期高齢者医療広域連合納付金1,296万円の増額は、1項1目、説明欄(2)の18節後期高齢者医療保険料1,387万2,000円の増額と、保険基盤安定負担金を一般会計からの繰入額に合わせ91万2,000円減額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番(藺田豊造君) 2点お伺いします。

1点目は、私も後期高齢者ですけども、後期高齢者と言われている方々は、今小山町に何名ぐらいいるんですか。それから、今後この傾向はどのくらいになるのか、後期高齢者の占める町内の割合。以上について伺います。

○議長（鈴木 豊君） あと1点ありますか。

○10番（藺田豊造君） それだけだね。

○議長（鈴木 豊君） それだけでいいですか。

○10番（藺田豊造君） はい。何かほかに聞いてもらいたい。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民課長（渡辺史武君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

誠に申し訳ございませんが、ただいま資料が手元にございませんで、後ほど調べまして答弁させていただきますと思います。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） よくも悪くもしょうがないね。

○議長（鈴木 豊君） じゃあ後ほど。ほかにありますでしょうか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 令和7年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第13 議案第11号 令和7年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第14 議案第12号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第12号 令和7年度小山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ5,098万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を19億7,545万円とするものであります。

初めに、歳入から主なものを御説明いたします。6ページを御覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料を3,000万円増額しますのは、決算見込みによるものであります。

2款1項1目介護給付費負担金を812万4,000円増額しますのは、国の交付決定に基づき増額するものであります。

2項1目調整交付金を2,400万円減額、次の7ページ、3款1項1目介護給付費交付金を3,656万2,000円減額、4款1項1目介護給付費負担金を2,094万9,000円減額しますのは、交付見込額の変更によりそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。8ページを御覧ください。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費を1,000万円減額、5款2項1目他会計繰出金を118万7,000円減額しますのは、決算見込みによるものであります。

次の9ページ、6款1項1目予備費を3,979万9,000円減額しますのは、今回の補正による歳入歳出予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第15 議案第13号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第13号 令和7年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ121万4,000円を減額し、予算の総額を1億8,316万6,000円とするものであります。

初めに、歳入の補正について御説明をいたします。

補正予算書の6ページを御覧ください。

1款1項1目分譲収入、説明欄1、不動産売払収入121万4,000円を減額いたしますのは、決算見込みによるものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目1節一般管理費を889万8,000円減額いたしますのは、令和6年度まで勤務していたパートタイム職員2人が離職したため、報酬、共済費そして旅費等を減額処理したものであります。

続いて、8ページにかけまして、2款1項1目、説明欄（2）宅地造成費を1,040万円減額いたしますのは、7節報償費、12節委託料等におきまして、それぞれ事業実施時期や内容等を見直したことに伴う減額であります。

続いて、同ページの中段を御覧ください。

3款1項1目、説明欄（2）公債費（利子）、22一時借入金利子を100万円減額いたしますのは、金融機関からの借入をせずに事業を実施したことに伴う減額であります。

最後に、4款1項1目28節予備費を1,908万4,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木 豊君） 日程第16 議案第14号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第14号 令和7年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,465万9,000円を減額し、予算の総額を2,660万円とするものであります。

初めに、歳出について御説明をいたします。

補正予算書7ページを御覧ください。

1款1項1目事業費を1億2,465万9,000円減額いたしますのは、第2期工区分の用地買収・物件移転補償が完了せず、造成工事の設計に着手できなかったためであります。

次に、歳入について御説明をいたします。

戻りまして恐縮ですが、6ページを御覧ください。

1款1項1目一般会計繰入金を1億2,465万9,000円減額いたしますのは、さきに御説明をいたしました歳出に合わせて繰入額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○4番（牧野恵一君） 議案第14号でありますけれども、これはPA周辺の開発事業特別会計でありますから、基本は独立採算であるべきですね。ところが、この事業につきましては、ほぼ毎年のように一般会計から1億円以上のお金を持ってきて事業を継続しましょうということで、同じことを繰り返しています。しかしながら、一般会計で1億円と言いましたら、普通に考えて、ほかの財源を付ければ町民の福祉向上のために5億円等の事業ができるお金なわけですよね。それを本来は独立採算でやるべきところへ、この事業そのものがほかにお金を調達する手段がなくなってしまったということなんではないでしょうか。だから、そういった意味で、一般会計から町民のお金を毎年繰り返して持って行って、それで年度末いってできませんでしたと返す。これは自治体として繰り返してはいけないことだと思うんですね。

先ほど言いましたけど、1億円のキャッシュがあれば、1万6,000町民のためにすごい大きな福祉向上事業ができるわけです。そういった点で疑問があります。

それから、この新東名の開通も遅れるという中でありますから、PA周辺の開発事業もこうした一般財源のお金を持ってくるしか資金調達の方法がないというようなことであれば、そういう

諸般の状況も鑑みて、この事業そのものを再構築をする必要があるのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） この小山PA周辺開発事業におきましては、この第2工区につきまして、現在、完了がまだ毎年延びているという状況で、一般会計から繰入れをさせてもらっている状況ですが、事業の方が完了いたしましたら、最終事業協力者であるトヨタ不動産から代物弁済時に収入を得られまして、それを一般会計の方に繰り入れるということで返済をする見込みとなっております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 再質問ですが、私が言っているのは、1億円の町民の税金を特別会計で使うと言っておいて、本来1億円もあれば、町民の福祉向上のために莫大な事業ができるんですよ。それを使わないで、PA周辺の開発のためにと行ってそっちへ持って行っておいて、結局年度末いったら使えませんでしたと返す。それは、実際として、あり得べからざる行政運営ではないかというふうなことを指摘しているわけです。

したがって、後で返すからとかという問題ではなくて、1億円を特別会計へ持って行って仕事をしないで、年度末できませんでしたと返すということ、しかもそれを繰り返しているわけですよ。そうした財政運営、行政運営については、見直すべきではないかということを私は言っています。どうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 牧野議員の再質問にお答えをいたします。

誠にお説ごもつともでございますけれども、私どもも年度当初は本当にこの事業を成就させるつもりで真剣にやっております。ただ、山本課長が申し上げたように、第2期工区分の方は詳細な設計ができないということで、本来だったらもっとほかの手段を講じて財源を得ようとすることができるんですけれども、やむを得ないまま一般会計から繰入れをさせていただいていると。用地買収、非常に今回の事業の喉首に当たるところで重要な箇所ですので、どうしてもここは仕上げてまいりたいというふうに考えております。これはトヨタ不動産も同じ意見でございまして、今やっているということでございます。ですので、どうか御理解をいただきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） それは、一般会計から持っていくお金が1,000円、2,000円の話じゃなくて1億円で、令和8年度は1億3,000万円ですよ。1億3,000万円ですよ、現金を、町民の税金を。そういうものを持っておいて、今年はやりますと言ったって信用できないですよ。それは今まで同じことを繰り返しているんだから。とすると、事業そのものの構造的に欠陥があるのではないんですかという質問をしていますけれども、取りあえずその辺で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） さきの牧野君の意見はごもっともだと思いますけれども、取りかかって事業でもってやり遂げなきゃならないということは分かります。ということで、今、用地買収ができないとか、補填、移転補償ができないような状態になっていますけれども、これは3年か4年、ばかりじゃないね、ずっと続いているのは。これは何件分あるのか。そして、その見込みは現在どのように立っているのか。地主が土地を売らないということでもって頓挫しているのかどうなのか。それらも含めてお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 藺田議員にお答えをいたします。

個人情報もありますので、あまり詳しいことは申し上げられないのですが、端的に申し上げますと、地権者の相続が終わっていないというところでありまして、その相続も今や調停の段階に入っているというところで、そんなあと5年も10年もかかる話ではないというふうに認識をしてございます。

以上であります。

○10番（藺田豊造君） じゃあ相続が終わればできるという確信を持っているんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 相続が終われば、その資産の受入先も決まり、所有者も決まるというところですので、協力していただけるというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） じゃあ念書でも取っているのかな。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 念書は取ってございませんけれども、そのような話を従前からさせていただいております。

以上であります。

○10番（藺田豊造君） 終わりだからいいけれども、同じ話をずっとされたって困るんだよね。何にも工夫がない。そういうことでずっと長引いている。どっかでもって、その方々の弱点というとおかしいけれども、ある程度の確約を取って予算計上してください。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については通告がありませんので、討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

ここで、住民課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○住民課長(渡辺史武君) 先ほど後期高齢者医療特別会計補正予算の中で、菌田議員から受けました質問について御回答させていただきます。

12月末時点で、後期高齢者の被保険者数は3,032名になります。町の全人口に対する後期高齢者の方の割合は18.2%であり、前年度比1%増加しております。

今後の傾向といたしましては、僅かながらではありますが、増えていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木 豊君) よろしいですか。

ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第17 議案第15号 町有財産の貸付けについて

○議長(鈴木 豊君) 日程第17 議案第15号 町有財産の貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長(小野正彦君) 議案第15号 町有財産の貸付けについてであります。

議案書は12ページからであります。

本案は、須走地区町有診療所施設を、東京都港区在住の芹沢直輝氏に貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付料は無償とし、貸付期間を令和8年4月1日から令和18年3月31日の10年間とするものです。

説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後 0 時00分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第16号 町有地の処分について

○議長（鈴木 豊君） 日程第18 議案第16号 町有地の処分についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第16号 町有地の処分についてであります。

議案書は15ページからであります。

本案は、小山町竹之下字本城下3672－1ほか7筆、面積13万6,456平方メートルを、払下げの申出がありました小山町足柄林業組合に払い下げるものであります。

当該地は、小山町が足柄村との合併に伴い所有権を取得し、町有地となったものであります。その後、小山町足柄林業組合に貸し付けて、同組合員が熱心に植林し山林撫育している土地と近接する町有地で、林野協定に規定する第1部分林であります。

このように、地区の林業組合等に貸し付けて管理をさせていただいている土地につきましては、地区への払下げを促進しております。

当該地の払下価格につきましては、平成24年度に同組合に払下げを行ったときと同様に、1平方メートル当たり70円、総額955万1,920円で払い下げるもので、同組合の了承を得ております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 議案第16号について、幾つかの質問をさせていただきます。

今回、足柄の林業組合に対して、13万6,456平米を955万1,920円で売するというふうなことをお伺いしております。平米当たりの単価を70円とした理由はこの間聞きましたから聞きませんが、土地売却に対して重要事項の説明はどのようにされたのでしょうか。例えば保安林があるとか、あるいは面積に対してこれは実測であるとか、あるいは公図であるとか、そのような説明はどのようにされたかをまずお伺いします。

それと同時に、ここは足柄村のときに、小山町と合併するときに、足柄村に借金が1,000万円あったということでもって、足柄地区は無償で小山町に出しているわけです。それから70年も経ってまた買い戻さなきゃならないというふうな、何か不条理を感じるんですけどね。それはそれとしても、今回、前例はあるということでもって、買戻しということになっています。その中において、保安林がどのくらいあったのか。それで、なぜ保安林までも同じ値段にしたのか、もう一度お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） はい。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の御質問にお答えをいたします。

保安林であるとか、地目であるとか、そういった重要事項説明はどのようにしたかという御質問だと思いますが、こちらの方は、林業組合の組合長さん、そして副組合長さん、役員の方々に役場に何度か来ていただいて、そちらの方は詳細に説明をしております。

あと、保安林がどの程度あるのかという御質問でございますが、議案書の16ページの方に、売払い地一覧表というのがございまして、そちらに施設区分という部分に、保安林であるとか、山林であるとか、そういった分けをしておりますので、そちらで御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） この前も言ったけど、保安林というものに対しては、通常の売買においては無償化、あるいは減額して売るのが当たり前になっていきますけれども、というのは、何かのときに保安林を残さなきゃならない。そういう場面でもって、一応瑕疵とまでは言わないけれども、そういうふうな扱いになっています。前例があるとはいえ、多分組合長さん達、この間、前の組合長さんに聞いたら、そういうふうな通常の場合もあるのは知らなかったと、前のときに。知らないことをいいことに、小山町はそれを隠しながら売ったというふうにも考えられるけど、そこら辺の信用はどうでしょう。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の再質問にお答えをいたします。

前回からお話ししているとおり、平成24年に一度足柄林業組合さんの方に払下げをしております。こちらのときに払い下げた土地12筆ありますが、こちらはほとんど保安林であったということでございます。

先ほども申したとおり、今回払下げを行う土地については、その詳細については、森林組合の組合長さんはじめ、役員の方には丁寧に説明をしておりますので、そちらは御了承いただいているものと考えております。

以上です。

○10番（藺田豊造君） 保安林についてのそういう減額措置とか何とかというのは、前の組合長さんが知らなかったと、今回の組合長も知らなかったんじゃないの。そういうことについて、通常の売買であることを小山町は隠してやったんじゃないかというふうなことを私は疑念視するわけです。そういう上において、もしもそういうことが普通に分かった場合、小山町に対する信用失墜は必ずあると思います。こういうことはあまり隠さないで、通常はこうですがというのが普通だと思うんだけどね。総務建設委員会にこれは付託されると思うけれども、その点については

細かい答弁をしっかりとしてください。

以上。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんでしょうか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第17号 町道路線の変更について

○議長（鈴木 豊君） 日程第19 議案第17号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 議案第17号 町道路線の変更についてであります。

議案書は18ページからであります。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、詳細について説明いたします。

変更する3路線について、議案書19ページ以降の位置図、平面図及び公図写しで、変更前を青色、変更後を赤色で表示しております。

町道3094号線及び町道3618号線は、いずれも新東名高速道路本線工事に起因して、既存町道の付替え及び延伸の必要が生じたことから、起終点の変更に伴う路線の変更を行うものであります。

また、町道5061号線は、国土交通省が進める国道246号視距改良事業の区域内で、既存町道の機能喪失に伴い終点の変更が生じたことから、路線の変更を行うものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（鈴木 豊君） 日程第20 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

議案書は29ページからであります。

この条例は、小山町乳児等通園支援事業を民間事業者が実施する際、利用児童の居住市町村から事業に係る運営費の給付を受けるに当たり、適正な運営体制であることを確認するため、国の基準にのっとり条例を制定するものであります。

それでは、内容について順次御説明いたします。

30ページを御覧ください。

本条例は33か条から構成されています。

初めに、1条では、先ほど説明いたしました条例の目的を、第2条で一般的な原則を定めております。

第3条から第32条で、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する利用定員や支払いなどの基準を定め、第33条で雑則を定めております。

なお、現在、乳児等通園支援事業を実施予定の民間事業者はございません。

施行日は、令和8年4月1日からであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第21 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、町長の諮問に対する小山町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員報酬の額、並びに特別職の職員及び政策監の給料月額について改正するものであります。

議案書の43ページを御覧ください。

第1条は、議員報酬の改正であります。

議長は2万円増額の月額34万円、副議長は1万円増額で月額29万円、常任委員長及び議会運営委員長は1万円増額の月額28万円、議員は1万円増額の月額27万円とするものであります。

第2条は、特別職の給料月額の改正であります。

町長は2万円の増額で月額78万円、副町長は2万円の増額で月額64万円、教育長は2万円増額の61万円とするものであります。

第3条は、政策監の給料月額について、2万円を増額し61万円とするものであります。

なお、施行日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第22 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員について、農業委員会の業務量の増加や他市町の状況等を踏まえ、報酬月額を引き上げる改正を行うものであります。

また、鳥獣被害対策実施隊については、隊員の負担増加や他市町の状況を踏まえ、報酬日額を

引き上げる改正を行うものであります。

議案書の45ページを御覧ください。

改正の内容は、農業委員会会長の報酬月額を2万円から2万5,000円に、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬月額を1万5,000円から2万円に、鳥獣被害対策実施隊の報酬日額を1,000円から2,000円にそれぞれ改正するものであります。

なお、この条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第23 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法第14条では、地方公共団体は給与、勤務時間等、社会一般の情勢に適応するように、随時適当な措置を講じなければならないと定めております。

本案は、同条により、令和6年に人事院から出された給与勧告等に準じ、職員の地域手当の引下げ等の改正を行うものであります。

初めに、このたびの改正の経緯について御説明いたします。

地域手当は、公務員の給与を地域の民間給与水準に合わせる目的で、物価などを考慮して支給されております。本町では、これまで人材確保の観点、また近隣市町の状況を鑑み、6%の地域手当を支給しておりました。

このたび人事院勧告において、地域手当の支給地域単位の広域化が行われ、静岡県は4%支給地とされたことから、本町においても段階的に引下げを行うものであります。

それでは、新旧対照表の17ページを御覧ください。

ページ中段、第9条の2第2項において、地域手当の割合を「100分の6」から「100分の4」

に改めます。なお、引下げの影響が大きいことから、附則において、令和8年度に5%、令和9年度に4%に段階的に引き下げることとしております。

次に、3項で、人事交流等により本町以外の地域に在勤する職員においては、当該地域の事情を考慮して定めることができる規定を追加いたします。

次のページ、第10条では、これまで通勤手当の距離区分に応じた金額を条例で定めておりましたが、人事院勧告に基づき、規則で定めることとするものであります。

なお、附則において、関連する小山町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の文言の整理等を行なうものであります。

本条例の施行日は、令和8年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 町の説明で、今回、調整手当を人事院の勧告もあって6、5、4とかいろいろ様々あったけれども、大きくくり化ということの中で6分の4に下さいよというのが法律の趣旨であるというふうなことだと思います。ただし、小山町においては、附則において、2か年間で1%ずつ下げて、6、5、4というふうな段階的な措置を取るというふうな説明であったわけですが。ただし、こうした段階的な1%ずつの措置ということは、人事院勧告の措置の中に入っているのかどうか。あるいは、静岡県が6分の4になったということでもありますけれども、これは小山町のように段階的に1%ずつ下げるというふうな取組みなのか、お尋ねします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 牧野議員の御質問にお答えをいたします。

今回の激変緩和措置、2か年にわたって2%下げるという措置でございますが、人事院勧告の中に明記がございまして、支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮下さいということで盛り込まれております。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 分かりました。了解です。

○議長（鈴木 豊君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第24 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は49ページからであります。

本案は、令和7年12月に小山町職員の給与等に関する条例に規定する給料表の改定が行われたことに伴い、常勤職員の給料表1級、2級を準用する会計年度任用職員の給料表について改定をするものであります。

本条例は、主に事務、保育教諭が該当する別表第1を、常勤職員の給料表別表第1の1級及び2級の1号から40号までと同額に、主に給食員、調理員が該当する別表第2を、常勤職員の給料表別表第2の1級及び2級の1号から40号までと同額にし、令和8年4月1日から適用するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 日程第25 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は55ページからであります。

国民健康保険の制度改革に伴い、国民健康保険は平成30年度から県と市町の共同運営となり、

町は県に事業費納付金を納めております。

令和6年10月1日に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月から子ども・子育て支援に係る納付金を静岡県に納付することになります。

本案は、これを受けて、納付金の財源を確保するため、子ども・子育て支援の分の保険料率を定め、小山町国民健康保険税条例を改正するものであります。

なお、本案件につきましては、小山町市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、承認いただく答申を受けております。

また、併せて、海外からの入国初年度の国民健康保険税について、全ての被保険者に適切に保険料を納付いただくため、1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主になっている世帯において前納を可能とするように改正するものであります。

それでは、一部改正の主な内容について御説明いたします。

新旧対照表の32ページを御覧ください。

初めに、第2条は、子ども・子育て支援納付金に充てるための課税額を加える改正をしております。

次に、34ページを御覧ください。

9条の2は、所得割額の税率を0.25%に改定し、第9条の3は、被保険者1人に係る均等割を2,100円に改定し、第9条の4は、18歳以上被保険者に係る均等割を100円とする改定をしております。

次に、第12条の2は、1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯において、納期限を第1期又は算定後に最も早い納期とすることができる改正をしております。

次に、35ページを御覧ください。

第23条第1項から第3項は、子ども・子育て支援納付金課税額に対する減額について、低所得・未就学児・出産被保険者の軽減額について改定しております。

なお、附則において、条例施行日を令和8年4月1日とすることで、経過措置として令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものと定めております。

先ほども申し上げましたが、本案は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う、納付金の財源を確保するため子ども・子育て支援分の保険料率を定めるものであります。

被保険者世帯の所得や世帯員の構成は様々であり、税額の増額も様々でありますので、被保険者の皆様に対し丁寧な説明を行ってまいります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木 豊君) 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算

日程第27 議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第28 議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第29 議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第30 議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算

日程第31 議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第33 議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第34 議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第35 議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第36 議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算

日程第37 議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算

○議長(鈴木 豊君) 次に、日程第26 議案第24号から日程第37 議案第35号までの令和8年度予算12件を一括議題とします。

町長から、当初予算の施政方針と主要な施策について提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長(込山正秀君) 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を中心に、その施政方針と主要な施策について御説明を申し上げます。

初めに、令和8年度は、小山町第5次総合計画の折り返し地点となる重要な年度であります。

その後期基本計画の初年度となるにふさわしい、未来への決意を込めた予算案を提案させていただきます。

今回の予算編成において、私は、後期基本計画に掲げた基本構想の具現化を目指し、現在進めている事業を停滞させることなく着実に進捗させ、未来に向けさらなる発展を目指すことが最も重要であると考えております。

動き出している重要施策として、まず、町の未来を担う子ども達のために、教育施策を充実させます。屋内プール建設事業については、令和9年度の完成を目指し、着実に工事を進めてまいります。加えて、英語教育の強化を図り、世界に羽ばたく人材を育成をいたします。

また、喫緊の課題である人口減少対策として、地域優良賃貸住宅建設や宅地造成事業を加速さ

せてまいります。

併せて、安心・安全のとりでとなる小山町消防署新庁舎を完成させ、町民の皆様が一生涯安心して暮らせるまちづくりを盤石なものにしてまいります。

これらを形にするため、一般会計の総額は153億円と、過去最大規模の予算を編成いたしました。

歳入面では、企業などの進出や個人所得の上昇による税収増をしっかりと見込むとともに、国・県の補助金、そして全国から寄せられるふるさと寄附金を最大限に活用いたします。

町債の借入れについては、できる限り将来に負担を残さぬよう、交付税措置のある有利なものを優先し、健全な財政運営を目指してまいります。

一方、歳出においては、これまでの慣習をゼロベースで見直し、既存事業の徹底した効率化を図ります。

その上で、後期基本計画に掲げた事業についても、優先順位を厳格に見極め、予算を配分しております。

それでは、政策提言及び総合計画に対応した主要な事業について説明をします。

初めに、私の政策提言の九つの柱のうち、主要な事業として五つの柱についてであります。

まず、一つ目の「子育て教育100年の計への挑戦」については、令和7年度に着手した屋内プールの整備について、令和8年度は本格的な建設工事を進め、令和9年度の完成を目指してまいります。

次に、英語教育強化のため、令和6年の10月に友好交流都市協定を締結したフィリピン共和国のコルドバ町などから、既に配置している小学校、こども園に加え、三つの中学校へ計6名のALTを追加で配置してまいります。

また、本年4月から町営学習塾を小山地区にも開設し、須走地区との2校体制とし、学習環境の強化にも取り組んでまいります。

私は、これら子育て教育の充実を、力強く、より迅速に進めていくことが、100年後の小山町を築く礎となるものと確信しているところであります。

二つ目に、「行政DX・行財政改革への挑戦」についてであります。

引き続き、デジタルフロントヤード事業、いわゆる「書かない窓口」の活用を推進してまいります。

また、ふるさと納税につきましては、寄附金額12億円、対前年度2億円の増額を予算化し、食の創造拠点施設整備と併せ、ふるさと納税事業をさらに発展させてまいります。

三つ目に、「SDGs未来都市への挑戦」についてであります。

昨年7月に内閣府からSDGs未来都市に選定され、富士山と共に生きる持続可能なまちづくりの普及啓発を図ってまいります。

また、交流共生推進費を新たに創設し、国際交流員による対話型日本語教室などを開催し、共生社会の実現を推進してまいります。

四つ目に、「活気あふれる町・地域への挑戦」についてであります。

人口減少対策として、明倫地区の活性化のため、菅沼地域優良賃貸住宅の整備を本格的に進めてまいります。併せて、北郷地区の用沢大畑ケでの宅地造成事業を引き続き進めてまいります。また、新規産業団地の検討調査も行っております。

五つ目に、「三来拠点事業の総仕上げに挑戦」についてであります。

(仮称) 小山P Aスマートインターチェンジ周辺の活性化に御寄附をいただいた企業版ふるさと寄附金を活用し、小山S I C整備、町道上野大御神線の無電柱化などを進めてまいります。

次に、総合計画七つの基本目標に沿った主な事業について説明をいたします。

一つ目の目標「安全・安心なまち」では、防災・危機管理体制の強化として、普通河川維持管理事業、危機対策事業を強化してまいります。

また、さきに申し上げましたが、消防・救護対策の推進として、本年10月に開署予定の新小山消防署の整備などを進めてまいります。

二つ目の目標「健康で笑顔あふれるまち」では、子ども・子育て支援の充実として、新たに5歳児健診、妊産婦健診等交通費助成を行っております。

三つ目の目標「文化の薫るまち」では、学校教育の充実として、政策提言でも御説明した中学校へのA L T配置を行うとともに、須走小・中学校の一貫化に伴い、相互の教育関係を高めるための改修工事などを行います。

また、文化芸術活動・歴史文化の振興として、町民文化祭70回記念事業を実施してまいります。

四つ目の目標「活力あふれるまち」では、地域資源を活用した観光交流の振興として、町民いこいの家あしがら温泉の合併浄化槽の改修工事を行っております。

活力ある農業の振興と継承としては、鳥獣被害防止対策を強化してまいります。

六つ目の目標「便利で快適なまち」では、良好な住環境の整備として、国・県の補助金を活用し、木造住宅の補強計画一体型事業補助、部分補強事業補助などを実施してまいります。

以上、令和8年度当初予算の編成における政策提言及び総合計画に沿った主な事業について説明をいたしました。

次に、予算額などについて説明をいたします。

小山町の特別会計を含めた令和8年度当初予算総額は、214億5,631万2,000円であります。

このうち、一般会計は153億円とし、4億2,000万円、2.8%の増となり、平成31年度を超え、歴代で最も多い予算規模であります。

町税収入は、47億1,434万6,000円で、施設建設などによる固定資産税の増加を約7,600万円見込むとともに、個人所得の上昇による町民税の増加、その他税目での増減を勘案し、総額で1億1,255万5,000円の増と、5年連続の増額を見込んでおります。

結びとなりますが、私は「おやま、再稼働。」を掲げ、多くの施策に取り組んでまいりました。

この過去最大規模の予算は、小山町のさらなる発展に向けた確固たる意志であります。

私はこの予算によって、さらなる前進を、より力強く、より迅速に、目に見える形でお示ししていきたいと考えております。

小山町の輝かしい未来のため、皆様の温かい御理解と御協力をお願いを申し上げます。

なお、特別会計予算も合わせました令和8年度当初予算の内容につきましては、企画総務部長から、また、所管の補足説明につきましては各担当部長等から説明をいたします。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 町長の説明は終わりました。

次に、企画総務部長から、各会計予算の概要について内容説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算から議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算までの12件について、一括して内容の御説明をいたします。

初めに、議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算についてであります。

一般会計予算書8ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定についてであります。

消防ポンプ車自動車購入につきましては、小山町消防団第3分団の消防ポンプ自動車を、ポンプ車の納入期間を考慮し、令和8年度から2か年にわたり実施するため、購入に要する経費について債務負担行為をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債であります。令和8年度事業の財源等として、総額16億5,860万円を限度額に借入れを予定している地方債であります。

次に、歳入歳出予算の概要についてであります。

主に付属資料から御説明いたします。付属資料の4ページ、一般会計歳入の内訳を御覧ください。主な歳入予算の内訳であります。

1 款町税は、47億1,434万6,000円、前年度比で1億1,255万5,000円、2.4%の増となっております。

町税収入の内訳については、5ページを御覧ください。

町民税の個人分は、10億8,600万円、前年度比で3,880万円、3.7%の増となります。個人所得の上昇による町民税の増額を見込んだものであります。

法人分につきましては、2億2,600万円、前年度比で180万円、0.8%の増と見込んでおります。

次に、固定資産税の準固定資産税は、土地・家屋及び償却資産の増収を見込み、31億3,900万円、前年度比で7,620万円、2.5%の増となっております。

再び付属資料の4ページへお戻りください。

2 款地方譲与税から13 款交通安全対策特別交付金までについては、国が示しました令和8年度地方財政計画による予算措置や、県が見込んでいる市町交付金見込額、本町の決算推移などからそれぞれ見込んだものであります。

その中でも、2 款地方譲与税、9 款環境性能割交付金は、国の施策により廃止や減額を見込んでおり、その減額分を11款地方特例交付金で補填分の特例交付金として見込んでおります。

次に、12款地方交付税では、普通交付税では、A L T増員に伴う需要額の増加及び国の地方交付税総額の増加による増額を見込み、特別交付税では、防衛8条補助金に伴う増加を見込むことで、全体で1 億6,300万円の増額を見込んでおります。

次に、14款分担金及び負担金は、3,103万8,000円、前年度比で3,558万1,000円、53.4%の減であり、新東名高速道路関連の町道整備に伴うN E X C O中日本からの負担金の減が主なものであります。

次に、15款使用料及び手数料は、1 億2,393万6,000円、前年度比で90万3,000円、0.7%の減で、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

次に、16款国庫支出金は、21億5,259万円、前年度比で4 億3,506万2,000円、25.3%の増であります。屋内プール整備事業、町道3866号線道路改良工事へ防衛8条補助金が増加したことなどによる増額を見込んでおります。

17款県支出金は、5 億9,755万7,000円、前年度比で2 億1,093万8,000円、26.1%の減となっております。令和8年度は、新たに立地などが完了する企業が見込まれないことから、地域産業立地事業費補助金が減少したことによる減額であります。

18款財産収入は、4 億361万円、基金の運用利子及び配当金の増加と、旧すばしりこども園第1園舎町有地の売却を見込み、前年度比で2,086万5,000円、5.5%の増を見込んでおります。

19款寄附金は、12億8,351万円、ふるさと納税額を前年度から2 億円の増額とし、その他事業への寄附金を含め、前年度比で2 億3,993万円、23%の増を見込んでおります。

20款繰入金は、17億2,644万4,000円、前年度比で1 億144万円、5.5%の減であります。基金繰入金については、全体では取崩し額を抑制しております。

23款町債は、16億5,860万円、前年度比で7,440万円、4.3%の減であります。屋内プール整備事業債が増加するものの、小山消防署新庁舎建設工事が完成年度となり、消防施設整備事業債が減少し減額となっております。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

付属資料6 ページ、一般会計目的別歳出の内訳をお願いいたします。

目的別歳出の前年度対比の大きいものについて説明いたします。

2 款総務費は、34億5,850万円、前年度比で4 億430万1,000円、13.2%の増であります。主な増額の要因は、企画渉外費における屋内プール整備事業費、同じくふるさと振興事業費のほか、人事院勧告に伴う人件費の増額が主なものであります。

次に、6 款商工労働費は、5 億9,835万3,000円、前年度比で3 億4,966万2,000円、36.9%の減であります。主な減額の要因は、商工労働費における地域産業立地事業費補助金の支出予定がないことによる減額が主なものであります。

次に、7款土木費は、27億2,905万4,000円、前年度比で7億6,630万8,000円、39%の増であります。主な増額の要因は、道路橋梁費における町道上野大御神線無電柱化工事、町道3866号線道路改良舗装工事、住宅費における菅沼地域優良賃貸住宅整備の増額が主なものであります。

次に、8款消防費は、17億1,937万9,000円、前年度比で4億4,103万6,000円、20.4%の減であります。主な減額の要因は、消防費における小山消防署新庁舎建設工事の完成年度に伴う減額が主なものであります。

次に、9款教育費は、12億4,338万9,000円、前年度比で1億948万5,000円、9.7%の増であります。主な増額の要因は、給与改定に伴う人件費、須走小中学校の一貫化に伴い、相互の教育環境を高めるための改修工事などの増額が主なものであります。

続いて、付属資料7ページの一般会計性質別歳出の内訳についてであります。

下から3行目、本年度合計欄を御覧ください。

人件費は、28億1,161万9,000円、前年度比で8,683万円、3.2%の増であります。主な増額の要因は、常勤職員及び会計年度任用職員の地域手当を1%減額としますが、特別職、常勤職員、会計年度任用職員の給与改定及び中学校3校へALTの追加配置に伴うものであります。

次に、物件費は、23億3,896万7,000円、前年度比で1億2,234万円、5%の減であります。主な減額の要因は、物価や業務費用の高騰による増額はあるものの、自治体情報システム標準化対応業務が令和7年度で完了したことによるものであります。

次に、維持補修費は、4億8,092万2,000円、前年度比で3,100万3,000円、6.1%の減であります。主な減額の要因は、金太郎ホール天井落下防止対策工事が令和7年度で完了したことなどによるものであります。

次に、補助費等は、26億7,054万7,000円、前年度比で3億7,795万7,000円、12.4%の減であります。主な減額の要因は、地域産業立地事業費補助金の支出予定がないことによる減額であります。

次に、普通建設事業費は、34億3,740万7,000円、前年度比で7億1,231万3,000円、26.1%の増であります。主な増額の要因は、屋内プール整備事業、無電柱化工事、スマートインターチェンジ工事、菅沼地域優良賃貸住宅整備によるものであります。

次に、公債費は、9億5,749万2,000円、前年度比で1,468万9,000円、1.6%の増であります。主な増額の要因は、利率の上昇に伴う償還金利子の増額によるものであります。

次に、繰出金は、7億7,611万3,000円、前年度比で9,654万9,000円、14.2%の増であります。主な増額の要因は、企業版ふるさと寄附金を活用した事業の増加による増額であります。

以上が、議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算の概要でございます。

次に、議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算についてであります。

付属資料の9ページ、特別会計予算額調をお願いいたします。御覧ください。

この会計は、国民健康保険法に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億2,900

万円、前年度比で6,200万円、3.3%の増となっております。

歳出予算の約7割は、保険給付費であり、その動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算についてであります。

付属資料10ページをお願いします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ270万円、前年度比で24万6,000円、8.4%の減となっております。

貸付元金収入については4件の償還、貸付金については4人への貸与を継続し、新規に大学生への貸付けを2人見込んでの編成であります。

次に、議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

10ページの下段をお願いいたします。

この会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,300万円、前年度比で2,840万円、8.7%の増となっております。

次に、議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

付属資料11ページをお願いします。

この会計は、公共用地の先行取得と土地開発基金の管理を目的としたものであり、令和8年度は、菅沼地域優良賃貸住宅用地の取得により、予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,030万1,000円となっております。

次に、議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算についてであります。

11ページの下段をお願いします。

この会計は、介護保険法第3条に基づく予算であり、予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億3,000万円、前年度比で1,000万円、0.5%の増となっております。歳出予算の9割弱は保険給付費であり、在宅介護サービス、施設介護サービスなどの動向を見込んでの編成であります。

次に、議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

付属資料12ページをお願いします。

この会計は、宅地造成事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,900万円、前年度比で2億348万4,000円、109.7%の増となっております。

次に、議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

12ページの下段をお願いします。

この会計は、木質バイオマス発電事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,410万4,000円、前年度比で360万4,000円、5.3%の減となっております。

主な内容は、売電・売熱の事業収入を財源に、木質バイオマス発電所の管理と起債の償還を行っていくものであります。

次に、議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。

付属資料13ページをお願いします。

この会計は、小山P A周辺開発事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,990万円、前年度比で2,135万9,000円、14.1%の減となっております。

2期事業の用地買収等の費用を事業費に見込み、財源として一般会計からの繰入金を充当する予算編成であります。

次に、議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

13ページ下段をお願いいたします。

この会計は、温泉供給事業の円滑な運営を目的とするもので、予算の総額は、歳入歳出それぞれ496万5,000円、前年度比で92万8,000円、23%の増となっております。

主な内容は、温泉の使用料を財源に、温泉供給施設の維持管理を行うものであります。

次に、議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算についてであります。

付属資料16ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額4億929万円、前年度比で1,656万7,000円、4.2%の増となっております。

支出は、予定総額3億8,054万4,000円、前年度比で637万5,000円、1.7%の増となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額3億8,590万1,000円、前年度比で4,494万円、13.2%の増となっております。

支出は、予定総額5億2,080万8,000円、前年度比で1,746万7,000円、3.5%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額1億3,490万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填いたします。

次に、議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

付属資料17ページをお願いします。

初めに、収益的収入及び支出の部であります。

収入は、予定総額1億9,628万2,000円、前年度比で811万7,000円、4%の減となっております。

支出は、予定総額1億9,406万8,000円、前年度比で668万1,000円、3.3%の減となっております。

次に、資本的収入及び支出についてであります。

収入は、予定総額1億3,454万9,000円、前年度比で166万1,000円、1.2%の減となっております。

支出は、予定総額1億8,792万2,000円、前年度比で841万6,000円、4.7%の増となっております。

なお、収入が支出に対して不足する額5,337万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び減債積立金で補填いたします。

以上が、議案第24号から議案第35号までの令和8年度当初予算関係12件についての概要でございます。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 企画総務部長の説明は終わりました。

それでは、ここで10分間休憩にします。

午後 2 時08分 休憩

午後 2 時18分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、議案第36号 工事請負契約（変更）の締結について（令和 7 年度 須走地区町有診療所等整備工事）の 1 件の追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号の 1 議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配布されておりますので、よろしくお願いします。

追加日程第 1

町長提案説明

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第 1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第36号の 1 議案について、提案説明を求めます。町長 込山正秀君。

○町長（込山正秀君） 議案第36号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和 7 年度須走地区町有診療所等整備工事において、変更請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、関係部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第 2 議案第36号 工事請負契約（変更）の締結について（令和 7 年度 須走地区町有診療所等整備工事）

○議長（鈴木 豊君） 追加日程第 2 議案第36号 工事請負契約（変更）の締結について（令和 7 年度 須走地区町有診療所等整備工事）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 議案第36号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は 2 ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 5 月臨時会において議決をいただきました令和 7 年度須走地区町有診療所等整備工事について、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約

を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容は、建設工事として新たに発熱外来専用の出入口と通路を追加、電気設備工事として医療機器用電源設備等の新設及び増設が必要になったため、今回の変更で追加するものがあります。

変更による増額は2,024万円で、総額1億1,319万円となり、うち消費税相当額は1,029万円であります。

なお、工事完成予定期日につきましては、本変更に伴い、令和8年2月28日から令和8年3月31日に延期するものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第36号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、2月26日木曜日 午前10時開議

議案第24号から議案第35号までの令和8年度予算12件を順次議題として、当初予算の補足説明を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	鈴 木	豊
署 名 議 員	岩 田	治 和
署 名 議 員	蘭 田	豊 造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年2月26日（第2日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	企 画 総 務 部 長	長田 忠典君
危 機 管 理 局 長	高村 良文君	住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君
経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	

散 会 午後2時08分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第24号 | 令和 8 年度小山町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第25号 | 令和 8 年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第27号 | 令和 8 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第28号 | 令和 8 年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第29号 | 令和 8 年度小山町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第30号 | 令和 8 年度小山町宅地造成事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第31号 | 令和 8 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第32号 | 令和 8 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第33号 | 令和 8 年度小山町温泉供給事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第34号 | 令和 8 年度小山町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第35号 | 令和 8 年度小山町下水道事業会計予算 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、企画政策課長から発言を求められておりますので、これを許可します。

企画政策課長 勝又徳之君。

○企画政策課長（勝又徳之君） 24日の本会議において、牧野議員から企業版ふるさと納税における寄附企業の公表につきまして御質問いただいた件について、御回答させていただきます。

令和7年度の制度改正で示されました寄附企業の公表につきましては、内閣府地方創生推進事務局が示しているQ&A及び静岡県へ確認をいたしました。

改正の内容は、本年度以降に寄附を活用した地方創生事業を実施するに当たり、その契約等の相手方が寄附法人又はその関係会社になる場合に、寄附法人名を公表する必要があるとされたところであります。

ただし、この場合においても、公表を希望しないことはできますが、その理由の正当性を、第三者を含む審議会等において判断することとされております。

ただいま申し上げた要件に該当しない法人の場合は、公表を希望しない寄附をしていただいた企業は、引き続き公表しなくてよいということとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を議題とします。

各部長等から補足説明を求めます。初めに、企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 令和8年度一般会計予算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明申し上げます。予算書は14ページからになります。

まず、1款町税の総額は47億1,434万6,000円で、前年度に比べ1億1,255万5,000円、率にして2.4%の増となりました。町民税個人の所得割が増えたことと、ホテルや研修施設の建設など家屋の固定資産税の増額を見込んだところであります。

町税の内訳は、2行目、1項町民税は13億1,200万円で、町税全体の27.8%、同じページの一番

下、2項固定資産税は31億5,421万6,000円で、町税全体の66.9%となり、この二つの税目が町税収入の94.7%を占めております。

その他の税目の割合については、次のページの一番下、3項軽自動車税は6,468万円で、町税全体の1.4%、16ページ、4項町たばこ税は1億5,700万円で、町税全体の3.3%、5項入湯税は2,645万円で、町税全体の0.6%となっております。

それでは、税目ごとに説明いたします。14ページにお戻りください。

1款1項1目町民税個人の説明欄1、現年課税分は前年度に比べ3,800万円、3.6%増の10億8,000万円を見込みました。先ほども申し上げたとおり、個人の所得割が増えたことによるものであります。

次に、2目法人の説明欄1、現年課税分であります。対象法人数は471社で、前年度に比べ180万円、0.8%増の2億2,580万円を計上いたしました。

次に、15ページ、2項1目固定資産税であります。ホテルや研修施設など家屋の固定資産税の増額により、固定資産税現年課税分では、前年度に比べ7,700万円、2.5%増の31億2,300万円を見込みました。

固定資産税の説明欄を御覧ください。土地につきましては、前年度より840万円減の8億1,064万4,000円を見込みました。

家屋につきましては、新築軽減分を差し引き、前年度に比べ8,794万6,000円増の11億2,654万2,000円を見込みました。

償却資産につきましては、主に減価償却により減ることにより、前年度に比べ190万8,000円減の12億1,176万1,000円を見込みました。

その下、滞納繰越分につきましては1,600万円を見込みました。

次に、16ページ、一番上の3項1目軽自動車税環境性能割は、税制改正により本年3月末をもって廃止されることにより340万円減の68万円といたしました。

また、2目種別割の説明欄1、現年課税分は、前年度に比べ30万円増の6,380万円を計上いたしました。

次に、その下、4項1目町たばこ税は、販売本数の微減を見込み、前年度に比べ200万円減の1億5,700万円を計上いたしました。

次に、同じページ、一番下から次ページにかけて、5項1目入湯税は、課税対象施設の宿泊者数の増加を見込み、前年度に比べ205万円増の2,645万円を計上いたしました。

次に、17ページ、2款地方譲与税の1項自動車重量譲与税は、自動車重量税の1,000分の407に相当する額が市町村に交付されるもので、交付額は町道の延長と面積により算定されます。前年度と同額の7,800万円を計上いたしました。

その下、2項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の100分の42に相当する額が市町村に交付されるもので、算定の基準は、先ほどの自動車重量譲与税と同様ですが、実績等から、前年度から400

万円減の2,200万円を計上いたしました。

その下、3項森林環境譲与税は、森林整備の推進のために交付されるもので、前年度と同額の1,600万円を計上いたしました。

次に、18ページ、3款利子割交付金は、前年度から460万円と大幅に増額の600万円を計上いたしました。

次に、4款配当割交付金から、20ページの9款環境性能割交付金までの各交付金につきまして、国の地方財政計画などを参考に予算を計上しております。

増減幅の大きなものを説明いたしますと、18ページの5款1項株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡所得に課税される県税として一括徴収され、その一部が市町村に交付されるものであります。前年度に比べて1,200万円、38.7%増の4,300万円を計上いたしました。

19ページの8款1項ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の10分の7に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度と比べ600万円増の2億円を計上いたしました。

20ページの9款1項1目環境性能割交付金は、先ほどの軽自動車税の説明と同様、本年3月に廃止されることに伴い、1,500万円減の100万円といたしました。

同じページ中段、10款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金は、国が所有する財産のうち自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫の用に供する固定資産税を対象に国から交付されるもので、前年度と同額の4,900万円を計上いたしました。

21ページにかけまして、11款1項地方特例交付金は、税制改正などによる地方公共団体の減収を補填するために国から交付されるもので、前年度に比べ1,822万円増の3,522万円を計上いたしました。

次に、12款1項1目地方交付税は、令和8年度地方財政計画から推計し、前年度と比べ1億6,300万円、29.9%増の7億900万円を計上いたしました。

なお、地方交付税のうち説明欄1の普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額に相当する額が交付されるものであり、説明欄2の特別交付税は、普通交付税に反映できない特別な財政需要に対して交付されるものであります。

次に、23ページ、15款1項1目総務使用料の1節総務管理使用料の説明欄5、自家用有償旅客運送運賃632万4,000円は、令和7年度から町が交通事業者としてデマンドバスなどを実施、運行することに伴い、利用者からの運賃を計上したものであります。

次に、27ページ、16款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、説明欄2、演習場周辺民生安定施設整備事業補助金、いわゆる防衛8条補助金2億3,579万4,000円は、屋内プール整備事業の建設工事への補助金であります。

次に、29ページ、16款2項7目特定防衛施設周辺整備調整交付金は、ジェット機が運用される基地や実弾演習が行われる演習場などを特定防衛施設として位置づけ、その区域が所在する市町村に対して交付されるもので、いわゆる9条交付金と呼ばれているものであります。前年度と同

様の訓練が実施される見込みから、前年度と同額の3億5,571万7,000円を計上いたしました。

次に、30ページにかけまして、16款2項8目地域未来交付金692万3,000円は、令和7年度から令和8年度までの継続費を組んでいる食の創造拠点整備事業に係る当該年度分の交付金であります。

次に、37ページをお願いいたします。

18款1項1目財産貸付収入3億6,119万9,000円の主なものは、1節土地貸付収入の説明欄1、東富士演習場貸付収入3億3,245万8,000円で、演習場として国に貸し付けている町有地約251.7ヘクタールの貸付料であります。

次に、38ページをお願いします。

18款2項1目不動産売払収入3,165万円の主なものは、1節土地売払収入3,000万円で、旧須走こども園第1園舎の敷地の売払いが主なものであります。

次に、39ページをお願いします。

19款1項2目総務費寄附金2,300万円は、須走地域振興事業基金に積み立てる須走彰徳山林会様からの寄附金であります。

次に、19款1項5目ふるさと寄附金12億6,000万円は、ふるさと納税による寄附金12億円と、企業版ふるさと寄附金6,000万円であります。

次に、40ページ、20款1項2目土地取得特別会計繰入金8,500万円は、土地取得特別会計を介して土地開発基金から繰り入れるものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金4億2,000万円は、不足する財源を補うために繰入れするものであります。

次のページにかけて、2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億7,498万7,000円は、こども園の運営やこども医療費助成事業、予防接種の特定事業のために特定防衛施設周辺整備調整交付金を積み立てた基金から、それぞれの事業の財源として繰り入れるものであります。

次に、4目総合計画推進基金繰入金2億8,172万5,000円は、総合計画に掲げる町の将来像を実現するための事業の財源として繰入れをするものであります。

次に、42ページの7目減債基金繰入金6,342万1,000円は、起債償還の財源として繰入れをするものであります。

同じページの9目公共施設等総合管理基金繰入金4,052万円は、あしがら温泉合併浄化槽の改修工事に充てるために繰入れをするものであります。

43ページの12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金3億1,133万円は、前年度に企業版ふるさと納税をいただき、基金に積立てしておいたものを、令和8年度に関連した事業を実施するに当たり、財源として繰入れをするものであります。

次に、46ページをお願いします。

22款5項1目雑入の2節雑入のうち、説明欄18、ミニボートピア富士おやま環境整備協力費

2,040万円は、協定に基づいて、ミニポートピア富士おやまの売上額の1%に相当する額を環境整備協力費として受け入れているものであります。

以上が、主な歳入の説明であります。

なお、自主財源と依存財源については、予算書付属資料の4ページに記載があります。

自主財源は町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計であり、90億8,873万3,000円で、前年度に比べ0.5%、金額にして4,915万6,000円の増額で、歳入全体の59.4%を占めております。

それでは、次に、歳出の主なものについて説明いたします。

53ページから57ページにかけまして、2款1項1目一般管理費は、前年度に比べて7.7%増の6億1,350万1,000円を計上いたしました。

(1) 職員人件費をはじめ、54ページ下段からの表彰審査委員会などの各種審査会委員の報酬や庶務に係る経費を計上した(2) 一般行政事務費と、56ページからの説明欄(3) 町長秘書費の3事業であります。

次に、59ページをお願いします。

2款1項4目財産管理費は6億403万6,000円、前年度比0.02%、13万8,000円の増であります。この目は、六つの事業費、町有財産、基金の管理、また役場本庁舎や公用車の管理、入札、契約事務等に係る経費を計上しております。前年度とほぼ同額となっております。

次に、63ページから66ページにかけての2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費は、前年度に比べて55.1%、1,168万4,000円増の3,287万1,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、65ページ最下段、説明欄(4) 須走支所管理費の、次のページ最下段、18節須走地域教育振興協議会補助金の1,590万円で、須走地区のこども園や小中学校の物品購入に対する補助金で、前年度から790万円の増額であります。

次に、67ページをお願いします。

2款1項6目自治振興費は4,563万3,000円、前年度比15.0%、595万円の増であります。この目は、区長会、防犯、まちづくり協働、住民相談に係る経費を計上しております。増額の主なものは、須走まちづくり推進協議会の補助金の増と、前年度までは生涯学習課の所管であったNPO団体等の支援業務を地域振興課に移管し、本予算科目にて執行することによるものであります。

次に、69ページ、2款1項7目交流共生推進費815万7,000円は、前年度までは、2款8項1目の広報広聴費の中の事業費として国際交流・姉妹都市交流費を含めていたものを、施策、事業を明らかにするため、新たに目立て、予算科目を起こしたものであります。国際交流員の配置や、国際友好協会への助成金など、地域間交流と多文化共生に係る経費を計上しております。

同じページ最下段から71ページ中段まで、2款1項8目DX推進費は1億9,278万9,000円、前年度比54.0%、2億2,586万4,000円の減であります。この目は、住民基本台帳や課税事務などの基盤となる総合行政システム機器、庁内ネットワークなどの管理運用と、DXを進めていく経費

を計上しております。令和8年度大幅な減額の主な要因は、前年度に国からの補助金約2億2,000万円を充てました自治体情報システムの標準化、共通化の事業が終了したことによるものであります。

次に、71ページ下段からの2款1項9目人事管理費は1,689万8,000円、前年度比7.7%、140万5,000円の減であります。この目は、職員の福利厚生、研修、給与、人事評価、職員採用などに係る経費を計上しております。ほぼ前年度と同様の内容であります。

次に、75ページ、2款2項2目賦課徴収費は6,851万7,000円、前年度比3.4%、241万円の減であります。この目は、町税の課税事務及び徴収事務に係る経費を計上しております。令和9年度の土地評価替えに向けた固定資産管理評価業務の委託料の減額等がありますが、ほぼ前年度と同様の内容であります。

次に、80ページ下段から、2款4項2目県議会議員選挙費210万円は、令和9年4月上旬執行の県議会議員選挙の準備に係る経費であります。

次に、82ページを御覧ください。

2款5項2目基幹統計調査費は92万5,000円、前年度比92.3%、1,115万9,000円の減額であります。前年度は国勢調査の経費を計上していたため高額でしたが、8年度は経済センサス活動調査等の経費のため少額となっております。

次に、84ページ、2款7項1目企画渉外総務費は14億323万円、前年度比80.7%、6億2,654万8,000円の増額であります。

主な事業ごとの内容について説明いたします。

次の85ページ、説明欄（3）地域公共交通活性化事業費では、次の86ページ、上から2行目、ライドシェア運行業務を前年度は毎日の運行で計上しておりましたが、令和8年度は利用客の多い土曜日と日曜日に絞って運行する計画としたため1,300万円弱の減額となっております。

同じページ、説明欄（4）町営塾事業費は、健康福祉会館の会議室を会場に、もう1か所町営塾を開設する経費約600万円を増額しております。

次の87ページ中段から下、説明欄（5）ふるさと振興事業費は、令和8年度のふるさと納税寄附金を12億円に見込んでいることから、5割を経費として計上しているものであります。

同じページ下段、説明欄（6）屋内プール整備事業費は、令和7年度から令和9年度までの継続費の中で、令和8年度は実施設計及び造成工事が完了し、建築工事に着手するため、その委託料及び工事請負費を計上しているものであります。

次の88ページ、説明欄（7）食の創造拠点施設整備事業費は、令和7年度から令和8年度までの継続費の中で改修工事の年割額を計上しているものであります。

次に、92ページ、2款8項1目広報広聴費は6,360万4,000円、前年度比21.5%、1,742万5,000円の減であります。この目は、広報及びスタジオタウン小山推進に係る経費を計上しておりますが、先ほど申し上げたとおり、前年度、この目にありました国際交流姉妹都市交流費を、令和8

年度は2款1項7目交流共生推進費として895万7,000円計上しているため減額となっております。また、前年度に1,000万円を計上し、実施した公式ホームページのリニューアルは、本年3月に完了するため減額となっております。

次に、94ページ、2款9項1目交通安全対策費は1,584万3,000円、前年度比8.7%、126万5,000円の増となっております。この目は、交通指導員の活動費や交通安全を推進する経費を計上しており、ほぼ前年度同様の内容であります。

次に、127ページ下段からの4款2項1目環境保全総務費は6,853万7,000円、前年度比7.7%、568万9,000円の減であります。この目は、環境保全、環境美化、クリーンエネルギー施策の事業及び広域行政組合斎場費の負担金を計上しております。前年度に地球温暖化対策実行計画の策定を終了したことから減額となっております。その他は、ほぼ前年度同様の内容となっております。

次に、131ページ、4款3項1目清掃総務費は9,054万1,000円、前年度比4.3%、372万2,000円の増となっております。この目は、塵芥収集運搬の委託料が主であります。令和8年度は一般廃棄物処理基本計画を策定する委託料を計上いたしました。

同じページ、2目塵芥処理費2億17万8,000円、前年度比2.4%、470万7,000円の増となっております。この目は、一般廃棄物の中間処理、最終処分場管理に係る経費と広域行政組合の塵芥処理費負担金を計上しております。ほぼ前年度同様の内容となっております。

最後に、飛びまして、210ページをお願いいたします。

11款1項公債費は9億5,749万2,000円、前年度比1.6%、1,468万9,000円の増で、利息の上昇により借入金の利子が増加することを見込んだものであります。

1目の元金の起債の数は223件、利子の起債の数は248件となっております。

以上で、企画総務部関係の補足説明を終わりにいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 議案第24号 令和8年度一般会計予算のうち、未来創造部所管の補足説明を行います。

初めに、歳入について御説明をいたします。

当初予算書の32ページ上段を御覧ください。

17款2項1目総務費県補助金1節企画渉外費補助金、説明欄2、移住・就業支援事業補助金660万円は、東京23区内から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に、町が交付する移住就業支援金880万円の4分の3に相当する県の補助金であります。

次に、34ページ中段を御覧ください。

17款2項5目商工労働費県補助金1節商工費補助金、説明欄1、工業用地等開発可能性基本調査費補助金250万円は、来年度予定しております新たな産業団地の基本調査に際し、2分の1かつ上限金額の県からの補助金であります。

次に、35ページ下段を御覧ください。

17款2項10目特別対策事業補助金1節地域少子化対策重点推進交付金195万円の主なものは、低所得の新婚世帯の住居費等を町が補助する結婚新生活支援補助金210万円の3分の2に相当する県の補助金であります。

次に、37ページ下段を御覧ください。

18款1項1目財産貸付収入1節土地貸付収入、説明欄8、太陽光発電事業敷地貸付収入285万7,000円は、湯船原地区の太陽光発電事業敷地のうち、本町が所有しております土地の貸付収入であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

飛びまして、89ページ下段を御覧ください。

2款7項3目人口政策推進費は、前年度に比べ1,361万6,000円減の6,340万2,000円を計上いたしました。主な内容について御説明をいたします。

90ページを御覧ください。

説明欄(2)定住促進事業費3,231万4,000円のうち12節委託料、説明欄3行目、地域おこし協力隊総合サポート業務200万円は、都市部から人口減少が著しい本町に地域の維持、強化を図る担い手となるため着任した地域おこし協力隊の近隣住民との関係構築から活動報告会、講座の実施等、3年間のサポートを行っていただくものであります。

その下、地域おこし協力隊採用支援業務430万円は、特別交付税10分の10を財源として、協力隊員を2人採用する業務であります。

続いて、同じページ下段、18節負担金補助及び交付金、3行目、おやまライフサポート事業補助金810万円は、本町への定住意識が低く、流出傾向が続く若年層をターゲットに、切れ目のない支援を目的とした遠距離通学サポート給付金及び奨学金返還サポート給付金の経費であります。

続いて、91ページ1行目、結婚新生活支援補助金210万円は、低所得者の婚姻に伴う新生活に関わる支援を行い、少子化対策の強化につながることを目的として、新規に婚姻した世帯に対し住居費及び引っ越し費用の一部を助成するものであります。

続いて、その下2行目、民間賃貸住宅リフォーム助成金120万円は、子育て世帯や企業の従業員向けの共同民間賃貸住宅や1戸建ての賃貸住宅の改修費用の一部を助成するものであります。

続いて、その下3行目、空き家活用・流動化促進助成金180万円は、空き家を取得する定住者に対し、空き家の改修費又は解体費の一部を助成するものであります。

続いて、その下4行目、移住・就業支援金880万円は、歳入の部で御説明をいたしましたが、東京23区内から町内への移住者に対し、一定の要件を満たす場合に交付するものであります。

続いて、その下、説明欄(3)空家対策事業費542万7,000円の主なものは、新規事業であります12節委託料の2、小山町空家コーディネーター等業務300万円であります。本事業は、町内の空き家等の有効活用及び流通の促進を図るため、町の空き家バンクに登録されていない潜在的な空き家の掘り起こし及び所有者との連絡調整等の業務を、小山町空家コーディネーターとして業務

委託するものであります。

また、コーディネーターが独自に掘り起こした空き家を、利用者が地図上でその位置を視覚化することにより、利便性の向上を図るため、デジタルマップの作成と管理を併せて委託するものでございます。

次に、ページ飛びまして、145ページ下段を御覧ください。

6款1項2目フロンティア推進費は、前年度に比べ3億1,483万5,000円減の1億4,647万8,000円を計上いたしました。減額の最大の要因は、来年度は工業団地に立地して稼働を始めた場合に交付する地域産業立地事業費補助金の該当企業がないためでございます。

それでは、主な内容について御説明をいたします。

146ページ、説明欄（2）未来拠点事業費1,657万8,000円のうち、12節委託料、新産業団地基本調査550万円は、新たな産業団地の基本調査の委託料であります。

続いて、同じページ、説明欄、12節3行目、水文調査750万円は、湯船原地区の工業団地におきまして、井水を利用する企業が増加しており、周辺の集落の水利用への影響を定点観測により継続調査しているものであります。

最後に、147ページ上段を御覧ください。

説明欄（3）小山P A周辺開発事業特別会計繰出金1億2,960万円は、小山P A周辺開発事業の財源として、同特別会計に繰り出すものであります。

以上で、議案第24号、未来創造部所管の令和8年度一般会計歳入歳出予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、危機管理局長 高村良文君。

○危機管理局長（高村良文君） 令和8年度小山町一般会計予算のうち、小山消防署と危機管理局の関係について御説明をいたします。

初めに、歳入について御説明をいたします。

予算書35ページを御覧ください。

17款2項7目消防費県補助金、説明欄1の地震・津波対策等減災交付金1,461万円は、県の交付要綱に基づく地域防災力の強化事業、緊急物資等の確保事業等に対する県補助金であります。

次に、45ページを御覧ください。

22款4項4目消防費受託事業収入、説明欄1の消防施設費受託事業4億9,014万円は、小山消防署庁舎等建設事業に関する御殿場市・小山町広域行政組合からの受託事業費であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

176ページを御覧ください。

8款1項2目非常備消防費では、小山町消防団の活動に関する経費でございまして、5,852万7,000円を計上いたしました。主なものは、同じページ、説明欄（2）消防団運営費のうち1節報酬2,462万2,000円で、機能別消防団員を含む消防団員170人分の年額報酬638万円と、団員の出勤

等に応じて支払う出動報酬1,500万円であります。

次に、177ページ、10節需用費1,423万2,000円では、消防団員の安全装備を整備するほか、新小山消防署運用開始に伴う消耗品の購入をするもので、説明欄中段、10の消耗品費850万円を計上いたしました。

次に、18節負担金補助及び交付金のうち、次ページ、178ページです。

説明欄上から6行目、消防団運転免許取得等助成金36万円は、新規事業として、若年消防団員が各団に配備するポンプ車の運転が行えるよう、準中型免許を取得するための助成金となります。

その下にあります小山町消防団活動に対する助成金179万円は、消防団本部並びに各分団への消防団活動に対する助成金となります。

次に、説明欄（3）消防団消防施設維持管理費493万2,000円は、消防団詰所及び消防車両の維持管理の経費であり、令和8年度は第1分団車庫詰所の中規模改修費として、説明欄、修繕費436万7,000円が主なものとなります。

次に、179ページをお開きください。

8款1項3目消防施設費11億5,066万6,000円は、町内の消防水利の修繕と、現在建設中であります小山消防署新庁舎建設事業費の経費となります。主なものは、説明欄（3）消防施設整備事業費11億4,904万7,000円は、令和8年度事業費として、14節工事請負費6億4,100万円と、18節負担金補助及び交付金では、御殿場市・小山町広域行政組合への小山消防署建設費負担金4億9,014万円、小山消防署建設事業備品等負担金1,690万7,000円が主なものとなります。

次に、下段を御覧ください。

8款1項4目危機管理費は、職員、会計年度職員人件費と小山町が進める防災事業の主な業務の費用であります。8,987万5,000円を計上いたしております。

主なものは、180ページ中段、10節需用費2,629万6,000円では、次のページを御覧ください。説明欄上から3行目、10節消耗品費1,500万円は、防災用備蓄品食糧、指定避難所で使用するトイレ用品、毛布などの防災資機材を購入するものであります。

次に、182ページを御覧ください。

18節負担金補助金及び交付金、説明欄中段、電線接触等予防伐採負担金550万円は、災害時の安定的な電力供給及び停電の早期復旧を目的として、電力会社と連携し、町道脇の電線に影響する支障木伐採を実施するものであります。来年度は成美地区を予定しております。

次の感震ブレーカー設置事業費補助金150万円も、令和8年度においても継続し、実施するものであります。

次に、説明欄（3）自主防災推進事業費18節自主防災対策事業補助金400万円は、各自主防災組織が行い、備蓄用食糧や防災資機材などの購入、災害時避難活動の事故等に備える保険加入等に対し補助金を交付するものであります。

次に、8款1項5目無線設備管理費2,317万7,000円は、主に町内の情報伝達を行う手段である

無線関係の整備、管理を行う費用であります。

183ページを御覧ください。

主なものは、説明欄上から5行目、10節の修繕料1,136万円で、同報系無線の遠距離制御装置回線等修繕及び移動系携帯型無線のバッテリー交換を行うものであります。

12節防災行政無線保守点検417万4,000円は、固定系及び移動系の防災行政無線局の保守点検料であります。

以上で、小山消防署、危機管理局関係の一般会計予算の説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 令和8年度一般会計予算の住民福祉部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

26ページを御覧ください。

16款1項1目1節の社会福祉費負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費負担金1億9,700万円は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害介護給付費等を支出しており、その2分の1の国庫負担金を見込んでおります。

二つ下、説明欄3、国民健康保険基盤安定負担金1,487万8,000円は、国民健康保険税の軽減世帯に属する一般被保険者数に応じ、公費で補填するもので、保険者支援分の2分の1の国庫負担金を見込んでおります。

その下、3節の児童福祉費負担金の説明欄1、児童手当負担金2億2,581万5,000円は、児童手当に対する国からの負担金であり、年6回の受給者を延べ2万743人で計上しております。

その下、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金1億2,768万3,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する国の負担金であり、164人で計上しております。

その下、説明欄3、障害児入所給付費等負担金4,680万円は、障害児通所給付である児童発達支援や放課後等デイ等に対する国からの負担金であり、80人の利用で計上しております。

次の27ページ、2項1目1節総務管理費補助金の説明欄1、個人番号カード交付事務費補助金1,117万6,000円は、マイナンバーカード交付に係る事務に対する国からの補助金であります。

その下、2目1節社会福祉費補助金の説明欄3、重層的支援体制整備事業交付金4,707万1,000円は、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの属性を問わない相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する取組みに対する国の交付金であります。

その二つ下、3節児童福祉費補助金、説明欄3、子ども・子育て支援交付金3,273万8,000円は、放課後児童健全育成事業やこども園での延長保育や一時預かり事業に対する国からの補助金であります。

次に、31ページを御覧ください。

17款1項1目1節社会福祉費負担金の説明欄3、障害者自立支援給付費負担金9,850万円は、先

ほど国庫負担金で御説明いたしました障害介護給付費等の4分の1の県負担金であります。

その二つ下、説明欄5、国民健康保険基盤安定負担金4,126万3,000円は、保険者支援分の4分の1と低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

その下、2節の老人福祉費負担金、説明欄1、後期高齢者保険基盤安定負担金3,232万1,000円は、低所得者に対する保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

その下、3節児童福祉費負担金の説明欄2、子ども・子育て支援給付費負担金5,312万1,000円は、私立保育園等に通園する園児の保育園等運営費に対する県からの負担金であります。

次の32ページ、17款2項2目1節社会福祉補助金、説明欄3、重度障害者（児）医療費補助金1,584万4,000円は、重度障害者（児）医療費扶助の2分の1を県が補助するものであります。

その三つ下、説明欄6、重層的支援体制整備事業交付金2,514万2,000円は、先ほど国の交付金でも説明しました各分野の支援を一体的に実施する取組みに対する県の交付金であります。

次の33ページ、3目1節保健衛生費補助金の説明欄1、こども医療費助成事業費補助金1,733万4,000円は、0歳から学年齢が18歳までの子どもに対するこども医療費助成に県が補助するものであります。

次に、45ページを御覧ください。

22款4項2目1節老人福祉費受託事業収入の説明欄1、健康診査受託事業1,327万9,000円は、後期高齢者の健康診査業務を静岡県後期高齢者医療広域連合から受託するものであります。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

77ページを御覧ください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費7,974万2,000円の主なものは、次の78ページ、説明欄（2）戸籍住民基本台帳事務費の13節戸籍総合システム使用料839万6,000円で、標準化、共通化に係るハードウェア等の機器の借上料であります。

次に、96ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費1億4,518万9,000円の主なものを御説明いたします。

次の97ページ、説明欄中段、（2）社会福祉総務費の12節重層的支援体制整備業務910万円は、分野を問わず、相談を受け止める包括的な相談支援の充実に加え、地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対する継続的なサポートを実施していくものであります。

六つ下、18節社会福祉協議会事業助成金4,600万円は、社会福祉協議会の人件費5人分と、社会福祉協議会が昨年1月から運行を始めた福祉バス運行業務に必要な経費などであります。

次の98ページ、説明欄上から三つ目、地域生活支援業務交付金292万8,000円は、町民の福祉の増進、民生安定のための相談、指導及び調査等を行う民生・児童委員協議会の活動に対する交付金であります。

次に、3款1項2目障害者福祉費5億1,203万7,000円の主なものを御説明いたします。

次の99ページの説明欄（3）障害福祉援護費の19節重度障害者（児）医療費扶助4,500万円は、

対象者の医療費の個人負担分について、県の2分の1の補助を受けて扶助するものであります。

次の100ページ、説明欄（4）自立支援給付費の19節障害介護給付費3億9,000万円は、身体、知的、精神に障がいのある方に係る施設入所支援や就労支援、また居宅介護、グループホーム利用などの給付費であります。

次の101ページ、説明欄、12節障害者相談支援事業1,000万7,000円は、障がいのある方などの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他サービス利用支援等を行う身体、知的、精神、それぞれの事業所への委託料であります。

次に、3款1項3目健康福祉会館管理費3,142万3,000円の主なものは、説明欄（2）健康福祉会館管理運営費12節の健康福祉会館指定管理料3,042万3,000円で、指定管理の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間であります。

次に、103ページ、3款2項1目老人福祉総務費1億4,939万円の主なものを説明いたします。

説明欄（2）高齢者福祉推進費の、次の104ページの説明欄、12節の一番下、高齢者保健福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定業務240万9,000円は、令和7年度と令和8年度の2か年で、令和9年度から令和11年度までの3か年の高齢者福祉及び介護保険事業の安定運営を図るための計画を策定する令和8年度分であります。

次の105ページ、18節敬老ふれあい事業助成金553万6,000円は、高齢者の長寿をお祝いし、地域における敬老意識の高揚を図るため、自治会や地区等が実施する敬老事業に対し助成するものであります。

次に、説明欄（3）老人保護措置費の19節老人措置費2,500万円は、町が措置した養護老人ホーム施設入所者11人分の措置費であります。

次に、107ページ、（7）介護保険重層的支援体制整備事業費4,301万2,000円は、生活支援体制整備事業など、包括的な支援体制の構築に取り組むための事業費であります。

次の108ページ、3款2項3目後期高齢者医療費2億7,756万7,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄（2）後期高齢者医療事業費、次の109ページの12節健康診査業務の1,989万4,000円は、後期高齢者の健康診査に要する費用であります。

その下、（3）後期高齢者医療負担金の18節、二つ目の静岡県後期高齢者医療医療給付費負担金の1億9,147万1,000円は、被保険者に係る医療給付費の町の負担分であります。

その下、3款3項1目児童福祉総務費9,287万9,000円の主なものは、111ページ中段、説明欄（5）児童発達支援事業費8,502万5,000円で、乳児などの障害児施設への通所に係る扶助関係の経費であります。

次に、その下、3款3項2目児童手当費2億8,180万2,000円は、0歳から18歳までの子どもに係る児童手当及びそれに伴う経費であり、延べ2万743人への給付を計上しております。

次の112ページ、3款3項3目こども園費8億9,467万7,000円は、町立こども園3園の人件費、

管理運営経費、民間こども園２園の運営に係る扶助費等であります。

本年２月１日現在、町立こども園、来年度の入園申込者数は、昨年から９人減って２８７人となっております。

内訳について、主なものを説明します。

１１４ページをお願いします。

１１４ページ最上段、１０節賄材料費２,８９８万３,０００円は、こども園の給食の材料費であります。

説明欄、１２節の一番下、外国人英語指導員派遣１,８１５万円は、町内の公立、私立の全てのこども園に配置するＡＬＴ５人分に係る費用です。

次の１１５ページ、説明欄一番下、（４）民間こども園施設運営費２億３,７１６万円は、町内の民間認定こども園２園に対する国や県の補助金、交付金に町費を加え、支出する補助金と扶助費であります。

次の１１６ページ、３款３項４目子育て支援事業費１億３,５８６万６,０００円は、町立３こども園、子育て支援センター、ペンギンランド、子育て支援センターに係る職員人件費のほか、五つの放課後児童クラブ及び子育て支援センターきんたろうひろばの運営に係る経費などあります。

次に、１１９ページ、４款１項１目保健衛生総務費２億４,３６７万６,０００円の主なものを御説明いたします。

説明欄（２）保健衛生管理費は、次の１２０ページ下段、説明欄、１８節看護学校運営費等負担金１,０９２万４,０００円は、御殿場市医師会設立の御殿場看護学校の経費を、御殿場市及び県と人口割などにより負担するものであります。

次の１２１ページの説明欄（３）救急医療対策事業費の１８節御殿場市救急医療センター負担金６,００６万４,０００円は、センターの運営費の不採算分を御殿場市と人口割により負担するものであります。

その一つ下、御殿場市医師会２次救急医療業務負担金９３５万円と、その二つ下、小児医療等対策事業負担金７３０万６,０００円は、御殿場・小山地区における２次救急医療体制の確保と、小児医療体制の確保を目的に、御殿場市と小山町が均等割及び人口割によって、医師会に対し負担するものであります。

その二つ下、公的病院等運営費補助金５,５００万円は、特別交付税措置を受けて、過疎地等の不採算地域に立地する公的病院等に助成することにより、地域医療の確保を目指すものであり、富士小山病院の運営に係る補助金であります。

次の１２２ページ、説明欄（６）富士山五合目救護所運営事業費５９６万３,０００円は、富士山須走口五合目に、昨年度から開設しました救護所運営に係る経費であります。

その下、４款１項２目予防費７,５６４万７,０００円の主なものについて御説明いたします。

説明欄（２）感染症予防費は、次の１２３ページ、１２節の個別接種７,０００万円、乳幼児の定期接種、高齢者のインフルエンザ、新型コロナワクチン、带状疱疹ワクチンなどの予防接種に係る医療機関への委託料であります。

その下、4款1項3目健康づくり推進費7,938万3,000円の主なものについて御説明いたします。

次の124ページ、説明欄（3）生活習慣病予防費の12節の保健事業4,000万円は、胃がん、肺がん、乳がんなどの各がん検診等に係る医療機関や検査機関などへの委託料であります。

次の125ページ、説明欄（4）健康インセンティブ事業費12節健康インセンティブ事業1,328万8,000円は、健康アプリやデジタル地域通貨、住民ポータルの利用に係る経費であり、運営事業者への委託料になります。

その下、（5）クアオルト健康ウォーキング推進事業費12節クアオルト健康ウォーキング事業450万円は、本事業の運営に係る全ての業務を、令和6年度に町内に設立されたNPO法人森里人ヘルシーリンクに委託するものであります。

その下、4款1項4目母子保健事業1億5,188万5,000円の主なものを御説明いたします。

説明欄（2）母子保健事業費の、次の126ページの12節保健事業1,400万円は、妊産婦健診、乳幼児健診、産前産後サポート事業、産後ケア事業等に係る費用で、専門職及び医療機関等への委託料であります。

その下、18節病院等産科運営費補助金1,000万円は、少子化に伴う出生数減少及び産科、婦人科における医師の確保が困難なことに伴い、町民が安心して妊娠、出産できる産科医療体制の維持及び強化を図るため、共立産婦人科医院に助成するものであります。

その下、妊婦のための支援給付金900万円は、妊婦や子育て世代が安心して出産、子育てができるよう伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行うもので、これまでの出産・子育て応援給付金が令和7年度から制度化されたものであります。

その下、出産祝給付金1,000万円は、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円、第4子以降50万円を支給することにより、子育て世代の支援と次世代を担う子ども達の健やかな成長を応援するものであります。

最後に、127ページ、説明欄（3）こども医療費助成金19節こども医療費助成8,900万円は、0歳から学年齢18歳までの子どもの入院、通院に係る医療費の自己負担分の全額を助成するものであります。

以上で、住民福祉部関係の説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩とします。

午前11時14分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 令和8年度一般会計予算のうち、経済産業部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

予算書の22ページを御覧ください。

14款1項1目農林水産業費分担金は、国、県、町が行う基盤整備事業等に対し、それぞれの受益者から分担金を徴収するもので、前年度に比べ54万6,000円減の2,216万3,000円を計上いたしました。

次に、33ページを御覧ください。

17款2項4目農林水産業費県補助金は、前年度に比べ1,260万7,000円減の3,644万7,000円を計上いたしました。この事業は、本町の農業関係10事業、林業関係2事業に対する県補助金であり、主なものは、1節農業費補助金のうち、説明欄3、中山間地域等直接支払交付金790万9,000円は、農業の生産条件が不利な地域に対し、農業生産活動を支援する目的で交付されるものであります。

34ページ、2節林業費補助金、説明欄1、県単独林道事業補助金1,083万3,000円は、林道2路線の改良工事及び1路線の延伸工事に対する県補助金であります。

次に、同じページ中段、17款2項5目商工労働費県補助金は3,161万1,000円を計上いたしました。主なものは、2節観光費補助金2,911万1,000円のうち、説明欄2、観光地域づくり整備事業費補助金2,120万円で、町民いこいの家あしがら温泉の合併処理浄化槽更新に対する県補助金が主なものであります。

次に、46ページを御覧ください。

22款5項1目2節雑入のうち、説明欄8、道の駅地域振興センター利用料4,680万円と、その下、9、道の駅観光交流センター利用料2,350万円は、町内2か所の道の駅指定管理者から、施設利用料として年間販売想定額の5%分を計上したものであります。

また、47ページ、説明欄44、町民いこいの家利用料300万円は、あしがら温泉の指定管理者から施設利用料として、年間の想定利用料金などの3%分を計上したものであります。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

135ページ中段を御覧ください。

5款1項2目農業振興費は前年度に比べ4,252万6,000円減の9,571万7,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄(2)農業振興費では、次のページ、7節活動報酬として、地域おこし協力隊1人、集落支援員1人の経費として848万5,000円などを計上いたしました。

なお、地域おこし協力隊及び集落支援員に係る経費は、特別交付税措置の対象となっております。

同じページ、18節、説明欄下から2行目、農業用機械購入補助金300万円は、認定農業者の農業機械導入を支援するもので、その下、経営開始資金補助金150万円は、国の補助制度を活用し、次世代を担う農業者に対し、経営開始時の早期の経営確立を支援するものであります。

次のページ、同じく18節、説明欄上から3行目、中山間地域等直接支払交付金は、歳入でも説

明いたしました。農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を支援する制度で、10集落の1,054万7,000円を計上いたしました。

次に、説明欄（３）有害鳥獣対策事業費では、国からの補助金を活用し、農林業への有害鳥獣被害防止対策を講じるため、18節小山町鳥獣被害対策協議会補助金619万6,000円を計上いたしました。

次に、138ページ、説明欄（６）農村公園管理費では、12節足柄ふれあい公園及び農園の指定管理料として1,168万円を計上いたしました。

次に、５款１項３目農業農村整備事業費は、前年度に比べ2,389万3,000円減の１億2,062万3,000円を計上いたしました。主な内容ですが、139ページ、説明欄（３）農業農村整備事業費のうち、14節東富士演習場周辺用水障害対策事業3,900万円は、防衛９条交付金を活用して、佐野川下堰用排水路改修工事を、その下、町単土地改良事業654万5,000円は向方用排水路改修工事を予定しております。

説明欄、18節県営中山間地域総合整備事業負担金2,250万円は、県が行う小山地区のほ場整備事業に対する負担金であります。

その下、県営経営体育成基盤整備事業負担金1,430万2,000円は、棚頭地区、高根西部、一色地区のほ場整備事業に対する負担金であります。

さらに三つ下、東富士演習場周辺土地改良事業費負担金1,522万8,000円は、富士裾野東部土地改良区が行う一色正倉地区農道改良事業等に対する負担金であります。

次のページ上段、５款２項１目林業総務費は、前年度に比べ2,510万1,000円増の7,946万9,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄（２）林業総務費のうち、141ページ、７節地域おこし協力隊２人分の活動報酬として597万6,000円を計上いたしました。

142ページ、説明欄（３）森林整備事業費12節町有林整備事業832万1,000円は、須走、大御神、上野地区の間伐や皆伐などの森林整備を予定しております。

その下、Ｊクレジット創出事業110万円は、継続したＪクレジットの創出を図るため、新たに生土・不老山の町有林のプロジェクト登録を予定しております。

その下、森林経営管理事業1,600万円は、森林経営管理法に基づき、町に管理を委ねた森林のうち、須走地区、藤曲地区、竹之下地区、湯船地区の私有林について間伐等の整備事業を予定しております。

次に、同じページ、２目林道費は、前年度と比べ531万7,000円減の6,072万7,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄（２）林道整備事業費14節県単独林道事業3,250万円は、歳入でも説明いたしました県補助金を活用し、林道生土不老山線、中島線の改良工事及び林道立山線の延伸に伴う開設工事を予定しております。

同じく、18節山村道路網整備事業負担金2,074万7,000円は、県が行う林道金時線改良工事に伴う負担金であります。

次に、同じページ、3目治山事業費は、前年度と比べて326万4,000円減の1,172万8,000円を計上いたしました。主な内容ですが、次のページ、説明欄（2）治山事業費14節町単独治山事業500万円は、桑木地区の治山工事を予定しております。

次に、6款1項1目商工業振興費は、前年度に比べて412万8,000円増の1億887万6,000円を計上いたしました。主なものは、144ページ、説明欄（2）商工業振興費のうち、次のページ、説明欄、18節小山町商工会助成金975万円は、商工会の事業運営費や、事務費に対する一般振興助成金と、その下、地域活性化対策助成金1,200万円も、商工会事業に対する助成金で、商工会やデジタルスタンプ祭り、住宅・店舗・事業所リフォーム助成事業などに対し助成するものであります。

さらに三つ下、小山町まちなか空間活性化協議会助成金787万6,000円は、音漕、落合地区で実施するまちなか回遊イベントに対する助成金であります。

次に、ページ飛びまして、148ページを御覧ください。

6款2項1目観光スポーツ推進費は、前年度に比べ2,358万2,000円減の2億4,282万1,000円を計上いたしました。主な内容ですが、次のページ、説明欄（2）観光振興費では、7節活動報酬として、観光資源の発掘や情報発信など、観光施策の推進を図るため、地域おこし協力隊7人に係る経費として2,121万円などを計上いたしました。こちらにつきましても、特別交付税措置の対象となっております。

151ページ、説明欄、18節、上から3行目、地域活性化企業人負担金610万円は、インバウンド誘客促進事業に係る企業の専門人材を受け入れるため、派遣元企業に対する負担金であります。なお、地域活性化企業人に係る経費も、特別交付税措置の対象となっております。

その下、小山町観光協会助成金1,650万円は、小山町観光案内所の運営及び観光誘客事業を実施するための助成金であります。

その下、おまつり助成金1,200万円は、富士山金太郎春まつり、夏まつりに対する助成金であります。

同じページ、説明欄（3）富士山観光事業費は、富士山須走口の開山日を、従来の7月10日から7月1日に変更することに伴い、登山者の受入れ体制の整備や安全対策に必要な予算を計上しております。主なものは、次のページ、説明欄、18節、一番下、山小屋安心・安全対策事業補助金2,500万円は、山小屋利用者の安心・安全対策や宿泊環境の向上などを目的とした改修事業に対して5件の補助を行うものであります。

同じページ、説明欄（4）スポーツツーリズム推進事業費の主なものは、次のページ、18節ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金1,350万円は、今大会から一部コースを変更して実施します国内最大規模のステージ制国際自転車ロードレースに対する助成金であります。

その二つ下、小山町合宿誘致促進事業助成金1,200万円は、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通じた交流機会の創出により、地域活性化を図るため、町内の宿泊施設に宿泊する団体に対して助成するものであります。

同じページ、説明欄（５）富士箱根トレイル等推進事業費の主なものは、12節デジタルマップ普及事業550万円で、登山アプリを利用した道迷い防止、デジタルバジキャンペーンによる誘客を図るものであります。

次に、154ページを御覧ください。

6款2項2目観光施設管理費は、前年度に比べて1,439万6,000円減の8,804万7,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄（３）町民いこいの家管理費14節施設改修工事6,072万円は、歳入でも御説明しましたが、あしがら温泉の合併処理浄化槽の更新により、交換工事を実施するものであります。

次に、157ページ上段、6款3項1目労働諸費は、前年度に比べ69万円減の750万7,000円を計上いたしました。主な内容ですが、説明欄（２）勤労者・雇用支援費のうち、18節駿東勤労者福祉サービスセンター負担金389万円は、勤労者の福利厚生を担うベネフィ駿東に対しての負担金であります。

さらに二つ下、駿東地域職業能力開発協会負担金340万円は、職業能力や技能能力を支援する駿東地域職業訓練センターに対しての負担金であります。

最後に、ページ飛びまして、207ページを御覧ください。

10款1項1目農地農業用施設災害復旧費413万円と、次のページ、2目林道施設災害復旧費254万円につきましては、自然災害の発生に備えて、初動の経費として、いわゆる頭出しの予算といたしました。

以上で、経済産業部に係る一般会計の予算の説明は終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 令和8年度一般会計予算の都市基盤部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明申し上げます。

予算書の24ページを御覧ください。

15款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋梁・河川使用料は、町道及び普通河川の占用料で、前年度の実績に合わせ1,685万6,000円を計上いたしました。

3節住宅使用料は、町内9団地360戸の町営住宅家賃と落合地域優良賃貸住宅の家賃で、前年度に比べ120万円減の6,884万4,000円を計上いたしました。

次に、28ページを御覧ください。

16款2項4目土木費国庫補助金のうち1節道路橋梁費補助金について、順次説明いたします。

説明欄の1、社会資本整備総合交付金（道路改築等）5,400万円は、新東名（仮称）小山スマートインターチェンジ関連事業に対する補助金であります。

説明欄2、道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）6,358万円は、小山町橋梁長寿命化修繕計画に基づき行う橋梁の法定点検業務、調査設計及び補修工事に対する補助金であります。

説明欄 3、防災安全交付金8,505万円は、町道桑木新柴線の法面補修や舗装補修事業などに対する補助金であります。

説明欄 4、無電柱化推進計画補助金（無電柱化）6,270万円は、町道富士学校線の電線共同溝設置事業に対する補助金であります。

説明欄 5、防衛施設道路整備事業費補助金9,520万円は、町道3866号線道路改良事業に対する防衛 8 条補助金であります。

2 節住宅費補助金の主なものについて説明いたします。

説明欄 2、木造住宅補強計画一体型事業補助金287万5,000円は、耐震補強計画工事 5 件分に対する補助金であります。

説明欄 5、既存建築物耐震性向上事業補助金277万4,000円は、木造住宅以外の既存建築物の耐震診断 1 件分に対する補助金であります。

説明欄 7、社会資本整備総合交付金 4 億3,385万5,000円は、町営吉久保北団地の改修工事及び菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に対する補助金であります。

34ページを御覧ください。

17款 2 項 6 目土木費県補助金のうち、1 節道路橋梁費補助金1,440万円は、急傾斜指定区域の測量設計業務等に対する補助金であります。

続いて、2 節住宅費補助金のうち、説明欄 2、木造住宅補強計画一体型事業補助金143万7,000円は、耐震補強計画工事に対する補助金 5 件分を、また説明欄 5、既存建築物耐震性向上事業補助金138万6,000円は、木造住宅以外の建築物の耐震診断に対する補助金 1 件分を、いずれも国庫補助金と合わせて計上いたしました。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものを御説明いたします。

歳出につきましては、一部を除き、目の金額をベースに説明いたしますので、御承知おきください。

それでは、157ページを御覧ください。

7 款 1 項 1 目土木総務費は、職員人件費と道路河川占用システムや積算システムの使用料、各加盟団体の負担金などを計上した土木総務費及び公共用地測量登記事業費の 3 事業があり、前年度に比べ898万円増の8,241万2,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、次の158ページ、説明欄（2）土木総務費のうち、会計年度任用職員の人件費が増えたことによります。

160ページを御覧ください。

2 目地籍調査事業費は、職員人件費と地籍調査事業費の 2 事業があり、前年度に比べ766万9,000円増の3,025万6,000円を計上いたしました。増額の主な要因は、職員人件費が増えたことによります。

161ページを御覧ください。

2 項 1 目道路橋梁総務費は、職員人件費と、道路台帳修正業務や県道整備事業の負担金などを計上した道路橋梁総務費の 2 事業があり、前年度に比べ948万6,000円増の4,876万9,000円を計上いたしました。主なものについて説明いたします。

162ページを御覧ください。

説明欄（2）下から 2 行目の、12節道路台帳修正1,349万7,000円は、路線延長にしておよそ13キロメートルの修正を予定しております。

その下、18節県営事業負担金2,000万円は、静岡県が実施する道路改築や測量設計業務に対する負担金であります。

次に、2 目道路維持費は、日常の維持作業費や除雪業務等を計上した町道維持管理費と、各区からの要望事項などに対応する公共施設地区対応事業費の 2 事業があり、前年度に比べ1,074万2,000円増の 1 億1,970万4,000円を計上いたしました。

増額の主な内容は、163ページを御覧ください。

説明欄（3）公共施設地区対応事業費のうち、地区要望に対応する14節道路維持補修事業を、前年度に比べ1,000万円増額したことによるものであります。

次に、3 目町道整備事業費の説明欄（2）町道整備事業費は、防衛 9 条交付金及び町単独道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ397万3,000円増の 3 億1,851万1,000円を計上いたしました。主な内容について説明いたします。

説明欄上から 5 行目、12節測量設計は、防衛 9 条交付金を充当して、吉久保地内の町道七曲阿多野線土質調査業務、町単独事業では、足柄地区町道測量設計業務などを予定しております。

次に、14節道路改良舗装事業は、防衛 9 条交付金を充当して、町道3911号線、通称北部幹線の舗装補修工事、町単独事業では、菅沼地先の町道1691号線道路改良舗装工事などを予定しております。その他町道整備計画に伴う道路敷地取得費や物件移転補償費を計上いたしました。

164ページを御覧ください。

4 目、公共道路整備事業費は、説明欄の事業ごとに説明をいたします。

次の165ページを御覧ください。

説明欄（2）新東名関連町道整備事業費は、新東名（仮称）小山スマートインターチェンジアクセス道路整備などに要する経費であり、前年度に比べ2,379万円減の 2 億2,896万9,000円を計上いたしました。主な内容について説明いたします。

説明欄上から 6 行目、12節橋梁及び道路整備事業（一般改築）は、（仮称）小山スマートインターチェンジや側道整備事業について、協定に基づき中日本高速道路株式会社に委託するものであります。

14節道路改良舗装事業は、国庫補助金を受けて町が発注、施工する（仮称）小山スマートインターチェンジ関連の標識設置工事などを予定しております。

その下、説明欄（3）道路構造物長寿命化事業費は、町道の橋梁、法面擁壁、舗装などの道路

構造物の点検業務や補修事業に係る経費であり、前年度に比べ187万8,000円減の3億3,437万2,000円を計上いたしました。主な内容について説明いたします。

説明欄下から2行目、12節測量設計は、個別管理計画に基づき実施するもので、橋梁6橋と町道2路線の法面補修に係る測量設計、及び舗装補修に必要となる土質調査業務を、また、その1行下、道路橋梁点検（メンテナンス）は、町内29橋の法定点検業務を予定しております。

次に166ページを御覧ください。

説明欄1行目、14節橋梁長寿命化修繕（メンテナンス）は、国庫補助金を充当して、町道2118号線奥湯沸沢橋など5橋の橋梁補修工事を予定しております。

2行目、舗装長寿命化修繕は、町道上野大御神線や町道1550号線などの舗装補修工事、その下、法面擁壁長寿命化修繕は、防災安全交付金を充当して、町道桑木新柴線の法面補修工事を予定しております。

続いて、説明欄（4）無電柱化整備事業費は、前年度に比べ2億1,000万円増の2億7,300万円を計上いたしました。

説明欄、12節業務委託の主なものは、町道富士学校線の電線地中化事業の進捗に合わせ、引込管、連係管の設備工事などを電力、通信事業者に委託するものであります。

また、14節では、企業版ふるさと寄附金を充当し、町道上野大御神線の電線地中化工事を予定しております。

次に、5目防衛施設道路整備事業費は、いわゆる防衛8条補助金の道路整備事業に係る経費であり、前年度に比べ9,011万7,000円増の1億7,611万7,000円を計上いたしました。一色地先の町道3866号線、通称一本けやき線の道路改良舗装工事を予定しております。

167ページを御覧ください。

6目急傾斜地崩壊防止事業費は、急傾斜地指定区域の崩壊防止対策事業に係る経費であり、前年度に比べ939万5,000円減の5,010万7,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄5行目、12節測量設計で、藤曲ハニ塚急傾斜地の測量設計業務を予定しております。

その下、18節県急傾斜地崩壊対策事業負担金は、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金であります。

次に、3項1目河川費は、町内普通河川の維持管理に係る経費であり、前年度に比べ4,030万6,000円増の2億243万5,000円を計上いたしました。

主なものは、168ページを御覧ください。

説明欄下から2行目の河川改修事業で、普通河川須川など、町内3か所の河川改修工事を予定しております。

その下、18節県営事業負担金は、静岡県が事業主体となり進めています鮎沢川河川環境整備事業に対する町の負担金で、前年度と同額の1億円を計上いたしました。

次に、4項1目計画調査総務費は、職員人件費と旅費や負担金などを計上した計画調査総務費

の2事業があり、前年度に比べ190万5,000円増の6,198万3,000円を計上いたしました。

169ページを御覧ください。

下から2段目、2目都市計画費は、都市計画基礎調査などに係る経費を計上した都市計画景観形成事業費、都市計画の見直しに必要な経費を計上した都市計画再検証事業費及び土地区画整理事業の推進に係る経費である土地区画整理事業の土地区画整理事業費の3事業があり、前年度に比べ1,146万円減の1,816万1,000円を計上いたしました。主な内容について説明いたします。

説明欄(2)都市計画景観形成事業費のうち主なものは、次の170ページ、説明欄上から7行目、12節建物用途現況調査で、都市計画法の規定に基づき5年に一度実施する調査であります。

説明欄(3)都市計画再検証事業費のうち、12節都市計画再検証業務は、区域区分、線引きの見直しや、市街化調整区域の地区計画適用に係る基本方針の改定など、都市計画の変更に向けた調査検討業務を実施するものであります。

説明欄(4)土地区画整理事業費は、菅沼谷戸地区におきまして、土地区画整理組合の設立に向けた手続や協議を進めて、静岡県への認可を受けるための事務経費を計上いたしました。

3目公園費は、職員人件費のほかに、須走多目的広場、誓いの丘公園、豊門公園を含む全ての都市公園を一元管理するための経費となる公園総務費の2事業があり、前年度に比べ7,290万1,000円減の3,522万9,000円を計上いたしました。

それでは、主な内容について説明いたします。

171ページを御覧ください。

説明欄(2)公園総務費のうち、10節修繕料は、各都市公園の遊具や照明、その他管理施設の修繕が主なものであります。

12節施設維持管理は、各都市公園の清掃や草刈り、保守点検などの委託業務及び湯船原工業団地にある緑地の除草業務が主なものであります。

172ページを御覧ください。

4目下水道整備費の説明欄(2)下水道事業会計繰出金は、下水道事業会計の起債償還額に合わせて繰り出すもので、前年度に比べ1,099万6,000円減の8,377万6,000円を計上いたしました。公営企業である下水道事業の収支予定額に合わせて調整するもので、繰出し基準に従い算定したものであります。

次に、5項1目住宅管理費は、174ページにかけて、職員人件費と、町内9団地360戸の町営住宅の維持管理経費を計上した町営住宅維持管理費及び地域優良賃貸住宅の管理運営や公有財産購入等の経費である地域優良賃貸住宅整備事業の3事業があり、前年度に比べ5億1,154万8,000円増の6億1,744万1,000円を計上いたしました。主な内容を説明いたします。

173ページを御覧ください。

説明欄(2)町営住宅維持管理費のうち、12節の5行目、町営住宅管理代行は、町営住宅の管理を静岡県住宅供給公社が代行することによる委託料であります。

3行下、13節住宅用地借上料は、町営住宅6団地の敷地借上料であります。

次の行、14節住宅整備事業は、町住吉久保北団地の改修工事を予定しております。

174ページを御覧ください。

説明欄(3)地域優良賃貸住宅整備事業のうち、12節地優賃維持管理・運営事業は、PFI事業として実施している落合地域優良賃貸住宅の維持管理運営に係る経費であります。

16節住宅購入費は、落合地域優良賃貸住宅整備費の割賦払い分及び現在整備中であります菅沼地域優良賃貸住宅整備費の完成引渡し時一括払い分の経費であります。

次の行、土地購入費は、土地開発基金により先行取得しました菅沼地域優良賃貸住宅の用地を施設の完成供用に合わせて買い戻すものであります。

次に、2目建築指導費は、職員人件費と建築確認や公共建築物の工事監督業務及び住宅耐震化の補助金等を計上した建築指導費の2事業があり、前年度に比べ158万9,000円増の4,019万7,000円を計上いたしました。

175ページを御覧ください。

説明欄(2)建築指導費のうち主なものは、18節、2行目、木造住宅補強計画一体型事業補助金で、耐震補強計画工事5件分を計上いたしました。

最下行、既存建築物耐震性向上事業補助金は、木造住宅以外の既存建築物の耐震診断1件分を計上いたしました。

最後に、飛びますが、208ページを御覧ください。

209ページにかけまして、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、普通河川などの災害復旧に要する経費を計上した河川施設災害復旧費と、町道などの災害復旧に要する経費を計上した道路施設災害復旧費の2事業があり、前年度と同額の967万6,000円を計上いたしました。

公共土木施設災害復旧費の各項目は、不測の事態に備えた、いわゆる頭出しの予算といたしました。

都市基盤部に関する一般会計予算の説明は以上であります。

○議長(鈴木 豊君) それでは、ここで午後1時まで休憩とします。

午後0時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(鈴木 豊君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育次長 大庭和広君。

○教育次長(大庭和広君) 令和8年度一般会計予算のうち、教育委員会関係の補足説明を行います。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

予算書、24ページ下段を御覧ください。

15款1項6目教育使用料のうち、次のページ、1節生涯学習施設使用料、説明欄1、学校体育施設使用料185万円は、小中学校の体育館使用料と、令和7年度に中学校体育館に設置した冷暖房設備の使用料であります。

次に、28ページ下段を御覧ください。

16款2項5目教育費国庫補助金のうち、次のページ、2節中学校費補助金、説明欄3、防音事業関連維持事業補助金340万8,000円は、防音工事を実施済みであります須走中学校校舎の空調設備の電気代に対する補助金であります。

次に、35ページを御覧ください。

17款2項8目教育費県補助金1節小学校費補助金、説明欄1、給食費負担軽減交付金4,719万円は、学校給食費の抜本的負担軽減のために、新たに創設された交付金であり、小学校の児童1人当たり月5,200円を基準として交付される予定のものであります。

3節社会教育費補助金、説明欄1、教育支援活動促進事業補助金211万4,000円は、地域学校協働本部と放課後子ども教室の運営費に対する県補助金であります。

次に、47ページを御覧ください。

22款5項1目2節雑入のうち、説明欄34、職員等給食代2,057万7,000円は、小中学校の教職員などからの給食代であります。

説明欄47、スポーツ振興くじ助成金600万円は、総合体育館のバスケットボールゴール1組を購入するに当たり、日本スポーツ振興センターからの助成金であります。

以上が、歳入の主なものの説明であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

184ページを御覧ください。

9款1項1目教育委員会費154万円は、教育委員4人の報酬が主なものであります。

次に、2目事務局費は、前年度に比べ789万9,000円増の1億8,175万9,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(1)の学校教育課職員などの人件費9,797万6,000円と、185ページ、説明欄(2)事務局事務費7,446万8,000円のうち、186ページ、説明欄、12節小中学校校務・教育環境システム運用保守業務5,475万6,000円であります。

次に、188ページ、9款2項1目学校管理費は、小学校5校の管理・運営に係る経費であり、前年度に比べ2,265万5,000円増の3億9,093万9,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄(2)小学校管理運営費2億509万6,000円のうち、各小学校に配置している事務員、用務員、支援員等の1節会計年度任用職員報酬7,304万6,000円や、下段の10節光熱水費4,230万円などの維持管理に係る経費であります。

190ページ下段、説明欄(4)小学校給食費1億4,374万9,000円は、給食員及び栄養士の会計年度任用職員報酬1,867万6,000円など、会計年度任用職員に係る経費と、191ページ、説明欄、10節賄材料費6,681万2,000円、17節給食用備品771万1,000円が主なものであります。

192ページ上段、説明欄（５）小学校施設整備費3,664万5,000円は、10節修繕料1,344万6,000円の成美小学校給食棟給湯管布設替修繕など、小学校５校分の修繕と、14節小学校整備事業1,808万4,000円の須走小学校体育館照明ＬＥＤ化改修工事を予定しております。

次に、２目教育振興費は、前年度に比べ295万1,000円減の4,820万3,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（２）小学校教育振興費4,568万2,000円のうちＡＬＴ６人分の、１節会計年度任用職員報酬1,728万円と、ＡＬＴ派遣事業者への委託料、12節外国人英語指導員派遣2,178万円であります。

次に、193ページ、９款３項１目学校管理費は、中学校３校の管理・運営に係るものであり、前年度に比べ5,848万5,000円増の２億5,192万8,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）中学校管理運営費１億4,074万1,000円のうち、各中学校に配置している事務員、用務員、支援員等の、１節会計年度任用職員報酬3,357万6,000円や、194ページ、説明欄、10節光熱水費3,400万円などの維持管理に係る経費であります。

196ページ、説明欄（４）中学校給食費6,021万4,000円は、給食員の会計年度任用職員報酬851万3,000円など会計年度任用職員に係る経費と、197ページ、説明欄、10節賄材料費2,872万4,000円、17節給食用備品348万9,000円が主なものであります。

同じページ、説明欄（５）中学校施設整備費4,770万1,000円は、14節中学校整備事業4,000万円の須走小中一貫校化に伴う渡り廊下建設工事などを予定しております。

次に、同じページ下段、２目教育振興費は2,615万2,000円増の5,278万9,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）中学校教育振興費4,915万7,000円のうち、次のページ、説明欄、１節ＡＬＴ６人分の会計年度任用職員報酬1,728万円と、ＡＬＴ派遣事業者への委託料、12節外国人英語指導員派遣2,178万円であります。

次に、199ページ、９款４項１目社会教育総務費は、前年度に比べ261万4,000円増の6,366万2,000円を計上しました。主なものは、説明欄（１）職員人件費3,916万1,000円の生涯学習課職員の人件費と、説明欄（２）社会教育費1,527万1,000円のうち、１節会計年度任用職員報酬624万6,000円と、200ページ、説明欄、13節学校芸術鑑賞会バス借上げ203万9,000円、201ページ、説明欄（３）生涯学習事業費805万8,000円のうち、12節部活動地域移行業務390万8,000円が主なものであります。

次に、202ページ、２目文化振興費は、前年度に比べ280万5,000円増の1,913万5,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）文化芸術振興事業費652万2,000円のうち、次の203ページ、説明欄、18節町民文化祭助成金350万円と、（３）文化財費1,261万3,000円のうち、12節文化財調査業務1,134万1,000円の足柄城跡文化財測量調査を実施する予定であります。

次に、204ページ、３目生涯学習施設管理費は、前年度に比べ2,611万8,000円減の１億7,875万5,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）文化会館等管理運営費のうち、12節指定管理料１億6,200万円であります。

なお、減額の理由は、令和８年度では、総合文化会館の長寿命化改修事業の予定がないことからであります。

次に、同じページ下段、９款５項１目保健体育総務費は、前年度に比べ89万8,000円減の2,532万円を計上しました。主なものは、説明欄（２）保健体育総務費のうち、次のページ、説明欄、12節明倫小学校プールで実施している町民プール管理業務446万1,000円と、18節スポーツ協会助成金1,050万円であります。

最後に、206ページ、２目体育施設費は、前年度に比べ1,919万5,000円増の2,935万9,000円を計上しました。主なものは、説明欄（２）体育施設費のうち、12節設計業務1,215万5,000円の総合体育館の空調設備設置や、屋根、外壁の改修工事に伴う設計業務と、17節体育施設用備品1,160万5,000円のスポーツ振興くじ助成金を活用して総合体育館のバスケットボールゴール１組を購入するものであります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

日程第２ 議案第25号 令和８年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第３ 議案第27号 令和８年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第４ 議案第28号 令和８年度小山町土地取得特別会計予算

日程第５ 議案第29号 令和８年度小山町介護保険特別会計予算

日程第６ 議案第30号 令和８年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第７ 議案第31号 令和８年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第８ 議案第32号 令和８年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算

日程第９ 議案第33号 令和８年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第10 議案第34号 令和８年度小山町水道事業会計予算

日程第11 議案第35号 令和８年度小山町下水道事業会計予算

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第２ 議案第25号から日程第11 議案第35号までの令和８年度特別会計及び公営企業会計の予算11件については、一括議題といたします。

なお、議案第26号 令和８年度小山町育英奨学資金特別会計予算につきましては、２月24日に、詳細に町長の提案説明及び企画総務部長の内容説明がありましたので、補足説明は省略します。

それでは、初めに、議案第28号 令和８年度小山町土地取得特別会計予算について、部長の補足説明を求めます。企画総務部長 長田忠典君。

○企画総務部長（長田忠典君） 議案第28号 令和８年度小山町土地取得特別会計予算についてであります。

土地取得特別会計は、土地開発基金が保有する土地の管理、売買等に関する経費を整理する会計であります。

令和８年度は、土地開発基金の運用に係る利子の受入れ及び積立てに加え、土地開発基金で先

行して取得した土地を一般会計へ売り払う収入と、一般会計繰出金を計上するため、歳入歳出予算総額を1億7,030万1,000円としております。

それでは、初めに、歳入について御説明いたします。

予算書9ページをお開きください。

1款1項1目不動産売払収入8,500万円は、土地開発基金において先行取得した菅沼地域の用地を一般会計へ売払いする収入であります。

2款1項1目土地開発基金繰入金8,530万円は、一般会計へ繰り出すために土地開発基金から土地取得特別会計に繰り入れた8,500万円と、土地開発基金が保有する預貯金に対し生ずる利子30万円を繰入れするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

1款1項1目土地開発基金繰出金8,530万1,000円は、土地開発基金の保有する現金に対する利子相当分である30万円と、繰越金1,000円を合わせた30万1,000円と、収入の1款1項1目で説明しました菅沼地域の土地の売払い収入を土地開発基金へ戻すために8,500万円を繰り出すものであります。

2項1目一般会計繰出金8,500万円は、土地開発基金の運用状況から一般会計へ繰り出すものであります。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算、議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。未来創造部長 遠藤正樹君。

○未来創造部長（遠藤正樹君） 未来創造部所管の二つの特別会計予算につきまして、補足説明をいたします。

初めに、議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算についてであります。

令和8年度の当該事業予算は、歳入歳出の総額を3億8,900万円で計上いたしますとともに、地方債の設定を行うものであります。

初めに、地方債について御説明をいたします。

当初予算書の5ページを御覧ください。

令和8年度の利用大畑ケ宅地造成事業及び菅沼沖田地区宅地造成事業の財源といたしまして、限度額3億1,700万円の地方債を設定いたします。

次に、歳入について御説明をいたします。

10ページを御覧ください。

1款1項1目1節不動産売払収入1,014万5,000円は、須走日向分譲地4区画のうちの最後の1区画の分譲地売払収入を計上したものであります。

続いて、同じページ中段、２款１項１目繰越金、説明欄１、前年度繰越金6,185万5,000円は、令和７年度の決算見込みから計上したものであります。

続いて、３款１項１目１節宅地造成事業債３億1,700万円は、先ほども述べましたが、用沢大畑ヶ地区宅地造成事業と菅沼沖田地区宅地造成事業の事業債であります。

次に、歳出について御説明をいたします。

12ページ下段から13ページを御覧ください。

２款１項１目、説明欄（２）宅地造成費３億4,300万円の主なものですが、12節委託料、説明欄１行目、分譲地測量設計1,800万円は、用沢庄武沢地区宅地造成事業の設計費及び菅沼沖田地区宅地造成事業の確定測量等に充てるものであります。

続いて、その下、説明欄14、造成工事３億1,700万円の内訳は、用沢大畑ヶ地区宅地造成事業２億7,500万円と菅沼沖田地区宅地造成事業4,200万円の工事請負費であります。

続いて、その下、３款１項１目利子、説明欄（２）公債費（利子）814万2,000円の内訳は、22償還金利子550万円と一時借入金利子264万2,000円で、造成工事に際し金融機関からの一時借入れに伴う利子であります。

最後に、13ページから14ページにかけまして、４款１項１目予備費3,671万1,000円は、歳入歳出の差額の調整のため計上するものであります。

以上で、令和８年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出予算の補足説明を終わります。

次に、議案第32号 令和８年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算についてであります。

令和８年度の当該事業特別会計は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億2,990万円で計上いたしました。

初めに、歳入について御説明をいたします。

当初予算書、９ページを御覧ください。

１款１項１目寄附金、説明欄１、企業版ふるさと寄附金10万円は、本事業の趣旨に賛同し、寄附をいただくための受皿であります。

続いて、同じページ中段、２款１項１目一般会計繰入金１億2,960万円は、第２期工区の事業費に充てる財源であります。

続いて、同じページ下段、３款１項１目繰越金20万円は、令和７年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明をいたします。

11ページを御覧ください。

１款１項１目、説明欄（２）事業費１億2,970万円は、第２期工区におきまして、事業実施に必要な土木造成設計と土地の購入、物件移転補償等に要する費用であります。

最後に、同じページ下段、２款１項１目予備費は、歳入の部で説明いたしました繰越金20万円と同額を計上するものであります。

以上で、令和８年度小山ＰＡ周辺開発事業特別会計予算及び未来創造部所管の特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、議案第25号 令和８年度小山町国民健康保険特別会計予算、議案第27号 令和８年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第29号 令和８年度小山町介護保険特別会計予算の３件について、順次部長の補足説明を求めます。住民福祉部長 小野正彦君。

○住民福祉部長（小野正彦君） 住民福祉部関係の特別会計予算３会計を、順次説明いたします。

初めに、議案第25号 令和８年度小山町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書の２ページを御覧ください。

予算の総額は歳入歳出それぞれ19億2,900万円で、前年度当初予算額と比較しますと6,200万円の増であります。

令和７年12月末の被保険者数は2,962人と、対前年同月比33人の減であります。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

７ページを御覧ください。

歳入の主なものについてであります。

１款の国民健康保険税３億8,909万6,000円は、対前年度比2,751万7,000円の増額です。これは、令和７年度に税率改正を行った調定額の影響を当初予算に反映させるとともに、本定例会に条例改正案を上程させていただいております国民健康保険税の税率改定を見込んだものであります。

５款の県支出金13億3,826万4,000円は、対前年度比276万2,000円の減額で、歳出の２款保険給付費の増額に伴い、県の普通交付金分が増額となる一方、特別交付金の減額を見込み、５款全体で減額となるものであります。

７款の繰越金１億3,975万4,000円は、昨年度に比較し1,313万3,000円の増額となっております。これは、一般会計からの繰入金のうち、職員給与費等繰入金の399万5,000円の減額、出産・育児一時金繰入金の廃止に伴う333万3,000円の減額、基金繰入金の2,000万円の増額が主なものであります。令和８年度も国民健康保険事業基金から3,000万円を繰り入れ、国保会計の財政の安定化を図ります。

８款の繰越金5,000万円は、昨年度比2,500万円の増額と見込みました。これは、令和７年度の決算見込みに基づき増額となったもので、令和６年度と令和７年度に行った基金の繰入れによる繰越金の増額であり、国民健康保険特別会計と基金を含む会計全体としては厳しい状況にあります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

８ページを御覧ください。

１款の総務費2,731万6,000円は、主に職員人件費と一般管理費であります。

２款の保険給付費13億124万5,000円は、歳出全体の約67.5%を占めております。被保険者数は減少傾向ではありますが、１人当たりの医療費は増加傾向で、対前年度比140万円の増となりました。

3 款の国民健康保険事業費納付金 4 億9,177万8,000円は、県財政安定基金の充当による納付金抑制がなくなったことに加え、新たに子ども・子育て支援納付金が創設されたことにより、対前年度比5,615万6,000円の増となりました。

4 款の保健事業費3,648万円は、事業内容の見直しを行ったことにより、対前年度比88万2,000円の減となりました。

令和8年度も健診の受診率及び保健指導実施率の向上を重点施策とし、個人の状況に合った受診勧奨通知を発送し、より多くの方の健康診査の受診につなげてまいります。

また、医療費通知、ジェネリック差額通知の発行による医療費適正化事業や、糖尿病性腎症重症化予防事業、若い世代の健康診査を継続いたします。

以上で、国民健康保険特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。

予算の総額は歳入歳出それぞれ3億5,300万円で、前年度当初予算額と比較しますと2,840万円の増であります。

後期高齢者医療特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、低所得者等の保険料軽減分に対する町の一般会計からの繰入れと、原則75歳以上の被保険者の保険料を合算して、静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。

令和7年12月末の被保険者数は3,032人と、対前年同月比30人の増となっております。

予算の総額の増は、被保険者数の増加に加え、1人当たりの医療費が増加傾向にあること、子ども・子育て支援納付金賦課額の新設や、賦課限度額の変更、後期高齢者医療制度が、出産・育児一時金に係る支援金分を負担することなどの制度改正により、保険料率の改定が見込まれることによります。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに、歳入について、6ページを御覧ください。

1 款の後期高齢者医療保険料3億652万5,000円と、2 款の繰入金4,349万8,000円は、いずれも広域連合の試算に基づき計上したものであります。

次に、歳出の主なものについて、7ページを御覧ください。

1 款の後期高齢者医療広域連合納付金3億5,103万3,000円は、保険料収入等を広域連合へ納付するものです。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。

第9期介護保険事業計画の最終年度となる令和8年度の予算総額は歳入歳出それぞれ18億

3,000万円で、前年度当初予算額と比較し1,000万円の増であります。

令和8年1月1日現在の認定者数は819人で、対前年同月比7人の増となっております。

それでは、事項別明細書により主な点を御説明いたします。

初めに、歳入について、6ページを御覧ください。

1款の保険料3億9,878万6,000円は、65歳以上の第1号被保険者分の保険料で、保険給付や地域支援事業費等に対して負担するものです。

2款の国庫支出金3億5,668万7,000円、3款の支払基金交付金4億4,899万2,000円、4款の県支出金2億5,664万5,000円は、介護保険制度で定められているそれぞれの負担割合に基づく、国、社会保険診療報酬支払基金、県からの収入であります。

6款の繰入金3億3,720万2,000円は、介護保険制度の負担割合に基づき、一般会計から繰り入れる町負担分と、介護給付費準備基金からの繰入金であります。

基金繰入金につきましては、第9期計画期間中の令和6年度、7年度、8年度の3か年においては、過去の介護給付費が想定を下回る実績で推移したことにより積み上がることになった介護給付費準備基金から繰り入れる計画であり、令和8年度は4,500万円を繰り入れ、介護保険料を引き下げるとともに、介護給付費の資金不足を補うものであります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

7ページを御覧ください。

2款保険給付費16億1,992万9,000円は、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢化の進行や介護認定率の見込みから介護給付費を見込んだもので、歳出全体の約88.5%を占めております。対前年度比で2,568万1,000円の増となりました。

給付の内容は、ホームヘルプサービスや、デイサービス等の居宅介護サービス、グループホーム等の利用に伴う地域密着型介護サービス、特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設介護サービスが主なものであります。

3款基金積立金3,010万円は、介護給付費準備基金に積み立てられるもので、令和7年度の決算余剰金を見込んで積み立てるものであります。

4款地域支援事業費7,172万6,000円は、対前年度比で160万円の減となっております。地域支援事業の主な内容は、介護予防・生活支援サービス事業や、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業であります。

以上が、介護保険特別会計予算の補足説明であります。

これで、住民福祉部関係の特別会計予算の補足説明を終了といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算、議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。経済産業部長 岩田幸生君。

○経済産業部長（岩田幸生君） 経済産業部所管の二つの特別会計予算につきまして補足説明いた

します。

初めに、議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算についてであります。

2ページを御覧ください。

予算の総額は歳入歳出それぞれ6,410万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目売電・売熱収入は、昨年度に比べ270万4,000円減の6,291万7,000円であり、木質バイオマス及び太陽光により発電した電気の売電収入5,212万5,000円と発電所の熱を民間事業者に供給する売熱収入1,079万2,000円を計上したものであります。

2款1項1目財産貸付収入8万7,000円は、発電所の隣接地を民間事業者に貸付けしていることに伴う収入を計上したものであります。

3款1項1目寄附金10万円は、企業版ふるさと納税制度により、企業から寄附を見込むものであります。

10ページを御覧ください。

4款1項1目繰越金100万円は、令和7年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

1款1項1目発電事業費は、前年度に比べ439万5,000円減の5,088万4,000円を計上いたしました。

説明欄（2）発電事業費の主なものは、10節燃料費2,929万4,000円と、12節発電所維持管理業務1,790万4,000円で、木質バイオマス発電所を稼働させるための燃料費と、点検や清掃などの管理業務委託料であります。

次に、2款1項1目元金986万5,000円は、施設建設時など金融機関から借り入れた資金の元金に対して償還計画に合わせて返済するものであります。

13ページを御覧ください。

2款1項2目利子235万5,000円は、返済する償還金及び一時借入金の利子として計上するものであります。

最後に、3款1項1目予備費100万円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、木質バイオマス発電事業特別会計予算の補足説明を終わります。

次に、議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算についてであります。

2ページを御覧ください。

本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に平成30年度から設置したもので、令和8年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ496万5,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

1款1項1目温泉使用料95万7,000円は、年度内に見込まれる温泉使用量に1立方メートル当たり350円を乗じた額を計上したもので、昨年度に比べ7万5,000円の増額となっております。

次に、2款1項1目繰越金400万8,000円は、令和7年度の歳入歳出の決算見込みにより計上するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

1款1項1目業務費は、前年度に比べ71万2,000円増の123万8,000円を計上いたしました。主なものは、説明欄（2）温泉供給施設維持管理費、10節光熱水費21万6,000円と修繕料74万3,000円で、温泉供給施設の電気料と温泉計量メーターの更新が主なものであります。

その下、12節温泉ポンプ点検業務22万円は、温泉揚湯ポンプの点検に係る業務委託料であります。

最後に、2款1項1目予備費372万7,000円は、歳入歳出の差額に相当する金額を予備費として計上するものであります。

以上で、温泉供給事業特別会計予算及び経済産業部所管の特別会計予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算、議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算の2件について、順次部長の補足説明を求めます。都市基盤部長 清水良久君。

○都市基盤部長（清水良久君） 都市基盤部所管の水道事業会計及び下水道事業会計予算について、順次御説明いたします。

初めに、議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算についてであります。

予算書の7ページを御覧ください。

令和8年度の水道事業会計の業務の予定量は、第2条にありますように、給水戸数7,368戸、年間総給水量295万7,590立方メートル、1日平均給水量は8,103立方メートルで、主な建設改良事業は、上水道第7期拡張事業として水源施設、配水管布設工事などを計画しております。

予算書の31ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

1款1項1目給水収益1節水道料金は、令和7年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ206万6,000円減の3億792万5,000円を計上いたしました。

次に、下から２段目、２項３目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ906万5,000円増の8,319万2,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

１款１項１目原水及び浄水費は、水源地の管理やろ過滅菌等に要する費用で、前年度に比べ161万8,000円減の7,597万1,000円を計上いたしました。主な内容を説明いたします。

13節委託料2,798万6,000円は、説明欄３行目の水道施設巡回・点検業務1,078万円と、その下、水質検査業務1,300万円が主なもので、18節動力費3,961万1,000円は、水源施設の揚水設備等の電気料であります。

次に、最下段、２目配水及び給水費は、配水池や配水管の維持管理等に要する費用で、前年度に比べ8万7,000円増の3,789万5,000円を計上いたしました。主なものは、次の33ページ中段、16節修繕費3,252万円で、配水管及び給水管の漏水などの修繕と計量法に基づく量水器の交換等に要する費用であります。

次に、最下段、４目業務費は、検針や料金調定、収納等に要する費用で、前年度に比べ165万5,000円増の3,296万7,000円を計上いたしました。

34ページを御覧ください。

業務費の主なものは、中段、13節の委託料1,101万9,000円で、量水器の検針業務と企業会計処理や料金事務に必要な電算業務の委託費用であります。

次に、34ページ下段から36ページにかけまして、５目総係費は、水道事業全般に関連する経費で、前年度に比べ135万2,000円減の1,860万2,000円を計上いたしました。主なものは職員の人件費であります。

36ページを御覧ください。

中段の６目減価償却費は、令和７年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ333万3,000円増の１億9,688万9,000円を計上いたしました。

その下、７目資産減耗費は、令和８年度に実施する施設更新工事等により撤去される配水管などの固定資産の未償却額を除去費として計上するもので、前年度に比べ219万6,000円増の378万7,000円を計上いたしました。

次に、下から３段目、２項１目支払利息及び企業債取扱諸費は、平成17年度から令和７年度までに借り入れた28件分の企業債償還金利子で1,076万2,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

38ページを御覧ください。

１款１項１目企業債は、ハイテクパーク水源取水ポンプ取替え工事、正倉第２減圧弁設置工事及び県道須走小山線配水管布設替え工事などに対する企業債で、前年度に比べ725万円増の１億

9,125万円を計上いたしました。

次に、その下、2項1目国庫補助金は、正倉第2減圧弁設置工事に対する防衛8条補助金と県道須走小山線配水管布設替え工事に充当する防衛9条交付金で、前年度に比べ7,676万9,000円減の7,463万1,000円を計上いたしました。

次に、最下段、6項1目他会計負担金1億1,000万円は、配水管施設整備等に対する一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

39ページを御覧ください。

1款1項1目水源施設費は、深井戸などの水源地の建設改良に要する経費で、定期更新事業としてハイテクパーク水源取水ポンプ等取替え工事費など、前年度に比べ4,474万6,000円減の4,200万円を計上いたしました。

その下、2目配水施設費は、配水池や配水管等の配水施設の建設改良等に要する経費で、前年度に比べ5,866万2,000円増の4億4,572万円を計上いたしました。

主な内容を説明いたします。職員人件費は、建設改良工事等担当する職員3人分の人件費であります。

40ページを御覧ください。

上から2段目、13節委託料7,450万円は、棚頭用沢地区で計画する老朽管更新事業の測量設計業務委託料などであります。

その3段下、41節工事請負費3億4,470万円は、第7期拡張計画事業及び老朽管更新工事等に要する費用であります。

次に、3目固定資産購入費は、量水器の新規購入費用が主なもので、140万円を計上いたしました。

次に、最下段、2項1目企業債償還金は、平成17年度から令和5年度までに借り入れた企業債25件分の元金償還金で3,168万8,000円を計上いたしました。

ここで前へ戻りますが、ページ、7ページを御覧ください。

これらの資本的収支から、第4条にありますように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額1億3,490万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、22ページを御覧ください。

令和8年度の水道事業予定貸借対照表であります。この表は、いわゆるバランスシートと呼ばれるもので、水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計63億9,383万3,353円は、配水池や配水管などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計37億5,289万2,712円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延べ収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。ページ下から2行目、資本合計は26億4,094万641円であります。

この結果、最下行に示します負債資本合計は、22ページ最下行に示す資産合計と同額の63億9,383万3,353円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流れを示すものであります。

ローマ数字表記Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計1億1,501万8,361円から、Ⅱの投資活動によるキャッシュフローの合計1億7,107万9,244円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計1億5,956万2,000円を加えますと、令和8年度の現金の増減額は、Ⅳに示す1億350万1,117円の増加となります。これに、その下の期首残高を加えますと、最下行Ⅵに示すとおり、令和8年度の期末残高は2億1,035万1,239円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので、後ほど御覧ください。

以上で、水道事業会計予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算についてであります。

予算書は7ページを御覧ください。

令和8年度の下水道事業会計の業務の予定量は、第2条にありますように、接続戸数1,874戸、年間処理水量58万958立方メートル、1日平均処理量は1,591立方メートルで、主な建設改良事業は、須走浄化センター整備工事を計画しております。

予算書の31ページを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から御説明いたします。

1款1項1目使用料収益1節下水道使用料は、令和7年度の料金収入の実績に基づき、前年度に比べ330万円減の9,470万円を計上いたしました。

次に、2項1目他会計繰入金1節一般会計繰入金は、基準に沿った公債費相当額以内の額を基本に、公営企業会計である当事業の収支予定額がマイナスとならないよう試算をし、収益的支出に充当する分として、前年度に比べ399万6,000円減の4,077万6,000円を計上いたしました。

次に、その下の2目長期前受金戻入は、補助金等を財源に取得した固定資産について、減価償却額に合わせて補助金相当分を収益化するもので、前年度に比べ155万6,000円減の5,999万6,000円を計上いたしました。

続いて、支出について御説明いたします。

32ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目施設管理費は、須走浄化センター、汚水管路、マンホールポンプ等の維持管理に要する費用で、前年度に比べ637万9,000円減の7,102万9,000円を計上いたしました。

主な内容を説明します。13節委託料4,652万7,000円は、須走浄化センターの維持管理に要する経費であります。

33ページを御覧ください。

最上段の18節修繕費597万2,000円は、須走浄化センター内の各設備や装置の更新時期に合わせた定期交換修繕を行う経費であります。

22節動力費1,323万3,000円は、須走浄化センターやマンホールポンプなどの電気料を計上いたしました。

次に、2 目総係費は、職員人件費及び使用料金の収納等に要する費用で、前年度に比べ295万7,000円増の1,708万6,000円を計上いたしました。

34ページを御覧ください。

ページ最下段の3 目減価償却費は、令和7年度末時点で所有する固定資産に係る減価償却費で、前年度に比べ191万7,000円減の9,801万8,000円を計上いたしました。

35ページを御覧ください。

2 項営業外費用は、企業債の利息や消費税等に要する費用で、前年度に比べ134万2,000円減の631万4,000円を計上いたしました。

次に、3 項特別損失は、災害などを想定し、前年度と同額の62万1,000円を計上いたしました。

続いて、資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目建設改良債は、須走浄化センター改築更新工事に要する費用に対する企業債で、前年度に比べ330万円減の4,200万円を計上いたしました。

その下、2 項 1 目国庫補助金は、須走浄化センター改築更新工事及び下水道管路の点検業務に対する社会資本整備総合交付金で、前年度に比べ765万円増の4,855万円を計上いたしました。

ページ最下段、4 項 1 目他会計補助金の1 節一般会計繰入金は、資本的支出に充当する分として4,300万円を計上いたしました。

次に、支出について御説明いたします。

37ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目施設整備費は、須走浄化センターなど下水道施設の整備に要する費用で、前年度に比べ1,952万5,000円増の1 億835万9,000円を計上いたしました。主なものは、46節工事請負費の9,822万3,000円で、令和7年度から令和10年度までの4年間の継続事業で進めている須走浄化センター整備工事のほか、公共汚水柵の設置工事やマンホールポンプ取替え工事を実施するものであります。

次に、2 項 1 目建設企業債償還金は、平成8年度から令和7年度までに借り入れた企業債42件

分の元金償還金で7,956万3,000円を計上いたしました。

ここで前へ戻りますが、7ページを御覧ください。

これらの資本的収支から、第4条にありますように、資本的収入予定額が資本的支出予定額に対して不足する額5,337万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金及び減債積立金で補填するものであります。

次に、ページは22ページを御覧ください。

令和8年度の下水道事業予定貸借対照表であります。この表は、いわゆるバランスシートと呼ばれるもので、下水道事業会計の財務状況を表すものであります。

初めに、資産の部であります。最下段の資産合計23億1,671万976円は、須走浄化センター、汚水管路などの固定資産が主なものであります。

次に、23ページを御覧ください。

上段は負債の部であります。ページ中ほどの負債合計18億2,343万78円は、固定資産取得の財源となった補助金等の未収益化分である繰延べ収益及び建設改良費の工事等に係る企業債が主なものであります。

続いて、資本の部であります。下から2行目、資本合計は4億9,328万898円であります。この結果、最下行に示します負債資本合計は、22ページ最下行に示す資産合計と同額の23億1,671万976円となります。

次に、24ページを御覧ください。

令和8年度の予定キャッシュフロー計算書であります。この計算書は、1事業年度の現金の流れを示すものであります。

ローマ数字表記Ⅰの業務活動によるキャッシュフローの合計4,251万809円から、Ⅱの投資活動によるキャッシュフローの合計3,264万9,726円を減じ、Ⅲの財務活動によるキャッシュフローの合計152万7,910円を加えますと、令和8年度の現金の増減額はⅣに示す1,138万8,993円の増加となります。これに、その下、Ⅴの期首残高を加えますと、最下行、Ⅵに示すとおり、令和8年度の期末残高は1億401万5,203円と見込まれることとなります。

なお、重要な会計方針等を記載した注記は、25ページ以降にございますので、後ほど御覧ください。

以上で、都市基盤部所管の水道事業会計及び下水道事業会計予算の補足説明を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 部長等の補足説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月3日火曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時08分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 藺 田 豊 造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年3月3日（第3日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君
企 画 総 務 部 長	長田 忠典君	危 機 管 理 局 長	高村 良文君
住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君	経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君
都 市 基 盤 部 長	清水 良久君	教 育 次 長	大庭 和広君
おやまで暮らしそう課長	中澤 芳文君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	地 域 振 興 課 長	石田 洋丈君
総 務 課 長	渡邊 徹君	小 山 消 防 署 長	三改木辰也君
商 工 観 光 課 長	湯山 浩二君	林 業 振 興 課 長	湯山 光司君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	松本 哲也君
学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	
散 会	午後1時57分		

(議 事 日 程)

日程第 1 一般質問

(代表質問)

11番 米山千晴君

1. 込山町長が掲げる政策提言の取組みについて
2. 小山町が積極的に発言ができていますか
3. 小山町内の山林の安全について

4 番 牧野恵一君

1. 総合計画は機能しているか・令和 8 年度予算を問う

(個人質問)

3 番 石原和美君

1. 北郷地区の買い物環境改善に向けた取組みについて
2. 災害時の水の備えについて

12番 室伏辰彦君

1. 町道小山白岩線と国道246号との接続道路の建設について

2 番 池谷 元君

1. モータースポーツを活用した小山町の地域振興は

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。政策監は、本日の会議を欠席する旨連絡がありましたので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

本日の一般質問は、5名全て一括質問一括答弁でありますので、議員の質問場所については、最初、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問します。

当局側の答弁場所については、登壇にて答弁を行います。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1

一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず、代表質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） おはようございます。本日、私は、会派新生会を代表いたしまして、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

まず、一つ目の質問でございます。

令和8年度一般会計予算総額は過去最大の153億円となりましたが、込山町長、再稼働して3年が経とうとしております。町長の発言や今年度までの予算、動向を拝察いたしますと、今、小山町は動いている。まさしく町長が発信している「動」であることは間違いございません。

そこで、込山町長の小山再稼働の進捗について、その成果とこれからの戦略について、町民の皆様方がもっともっと知りたい、伺いたい、町民の皆様にも知っていただきたいとの思いから、町長の考えを発信していただく、将来の小山町についての現在の取組みを質問するものでございます。

早速でございます。現在、造成整備事業が完了しております上野工業団地や、周辺道路整備事業が完了しました足柄S I C周辺の観光事業などは再稼働のスタート事業でございました。着実に前進している状況があればお聞かせください。

そして、小山町第5次総合計画が後半に向かう中で見えてきた状況変化に対する新たな課題と、その課題に対する令和8年度予算に配慮した事業、続けていく事業は何なのでしょうか。また、

次世代に向けた取組みの全貌をお教えいただければと思います。

このたび我が国においては衆議院選挙が行われ、政権基盤が盤石な体制、落ち着いたとでも言い得ましょく、与党が議席数の3分の2を確保することになりました。国では選挙前から、全く新しい経済・財政政策、国の根幹に関わる重要施策の大転換を行うと声を上げていたと記憶しております。国が日本列島を強く豊かにする方針の中に、強い経済、地方が日本経済のエンジンにと大きく掲げたことに、私は、何が理想の地域経済かを重ねて考える必要があると思いました。

また、先日までございます。鈴木静岡県知事の発言の中に、「財政健全化と未来への投資は停滞から成長へつながる。高市首相が掲げる積極財政に呼応してどう取り組んでいくかが最重要課題であるのではないか」との発言がございました。

私は、小山町は地域の特化性を積極的に打ち出していくことが重要であることを、令和7年3月の議会において、代表質問でも声を上げさせていただきました。地域の経済は国が考える割り切ったものではないことは、私も地域人として肌身に感じているところでございます。単なる経済成長だけを追求するのではなく、地域資源を最大に活用し、経済、環境、社会の三つの観点から、持続可能な地域内循環、力強い地域特性がやはり重要だからと感じているわけでございます。

小山町は、国の方針に沿った、成長し持続可能な地域内循環事業の取組みについて、特に林業の分野では、短期、中期、長期にわたりどんなものを描いているのでしょうか、伺います。

次に、大きな二つ目の案件になります。

最近、小山町がマスコミにあまり出てこないのではないかと心配しております。さきの大項目の質問内容においてもとても大きな話題でありますし、各セクションの取組みも他の市町にないものであると、議員の立場から見ても紹介したいものがあれば担当に確認し、我々も紹介しているところでございます。何せ、目、耳に入ってきておりません。

小山町のことが積極的に出てこないのは、発信方法なのか、発信する内容の打ち出し方が気づいていないのか、紹介の仕方なのか、内容、各取組みは積極的に映らないのでしょうか。その担当課の問題ではなく、職員一人一人への教育まで話が行ってしまうことになるのでしょうか。

少し古い話になりますが、私が議員在職1期目の平成22年に、小山町は局地激甚災害を受けました。その災害時に、当時の小山町職員は必死になり取り組んでおりました。その際の職員は、一人一人が起こってしまった事態に下を向かず、いただいた支援に対し感謝の気持ちで自然と出ているのではないかと、状況発信を活発に行っていたと記憶しております。

これは私の感想も入りましたが、小山町職員のいざとなったときの姿を見ているだけに、現在、平時において、職員が一人一人見直しができることはないのでしょうか。町長、少し分析が必要ではありませんか。町長は発信できているとお考えでしょうか、伺います。

最後に、三つ目の質問になります。今、大変危惧されております林野火災について伺います。

私も、小山町の紹介を見るときに、「我が町は町域の67%以上が森林でございます」と紹介しております。最近、特にここ2年余り、一昨年、昨年、今年ですが、全国各地で冬場の山林火災

が発生しております。昨年から現在に至り、県内、近隣の山梨県、神奈川県等では大規模山林火災が発生している状況でございます。

小山町の山林への立入状況や規制状況から、人が山に立ち入れる状況にあるのでしょうか。山林火災は一度発生してしまうとすぐには止められません。長期化していく状況が多く見受けられております。また、山林だけでも消し止めるのに必死であるのに、住宅までにも飛び火している状況がある、そのような状況でございます。現場での対応は大変なものと推測しております。

そこで、質問させていただきます。

初めに、小山町の山林の管理状況について、どのような取組みをされているのか伺います。

次に、火災痕の山林はどのような状態になってしまうのか。二次災害への心配はあるのでしょうか。費用や労力の協力などを受ける手だてはあるのでしょうか。

また、山林火災の原因は、国内では人的な原因でもあると伺っております。私達が山道や林野に対して改めて気を付けることや、小山町での山林火災に向けた予防的対策、取組みはどのようなものを行っているのか伺います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員にお答えをいたします。

初めに、上野工業団地と足柄S A周辺地区開発事業の進捗状況についてであります。上野工業団地は、令和5年に造成工事が完成して以降、数多くの問合せや視察がありましたが、残念ながら、いまだ誘致には至っておりません。現在、事業協力者であり団地の所有者でもある大和ハウス工業株式会社とともに、静岡県にも御協力をいただきながら、企業誘致に努めているところであります。折しも高市内閣2.0がスタートし、首相が掲げる責任ある積極財政の中で、先端技術を花開かせるような分野・業種の企業を官民一体となって誘致し、国内投資を本町にも呼びかけるような努力をまいります。

また、足柄S A周辺地区開発事業につきましては、開発事業者である株式会社アクアイグニスから、建設資材等の急激な高騰により、計画していた事業の大幅な見直しを行っているため時間がかかっていると伺っております。しかしながら、これまでもそうであったように、今後も本町はアクアイグニスから相談を受ける機会がありますので、これまで培った様々なネットワークを駆使して、共に企業誘致に取り組んでまいります。

次に、令和8年度当初予算において、課題に対して配慮した事業及び続けていく事業、次世代に向けた取組みについてであります。

本町が直面している最も大きな課題は人口減少及び少子化の進展であり、この課題解決の取組みが次世代に向けた取組みにつながっていくものであると考えております。

この課題を解決するため当初予算に盛り込んだ具体的な事業は、まず、子育て世代の負担軽減策として既に実施している事業であります。18歳以下までの医療費の無料化や、こども園、小

中学校の給食費の無償化、出産祝い金事業があります。新たな取り組みとして、妊産婦の通院・出産などの際に利用したタクシー料金に対する助成を実施をいたします。

さらに、教育環境の充実を図るため、現在実施しているこども園や小学校への友好交流都市からのALT派遣事業を拡大し、各中学校にも二人ずつALTを配置します。さらに、現在、須走地区で実施している町営学習塾を、新たに小山地区の健康福祉会館に開設をいたします。また、小学校のプールの統合となる屋内プール整備事業を着実に進めてまいります。

また、現在、定住促進策のうち、居住環境の整備として、菅沼地域優良賃貸住宅事業、用沢大畑ヶ地区と菅沼沖田地区の宅地分譲事業を実施をいたします。また、雇用環境の創出として、新産業団地基本調査事業などを実施をいたします。

令和8年度当初予算に盛り込んだこれらの事業は、本町の子育て環境や将来を担う子ども達の教育環境を整備し、住環境や働く場所の創出につながっていくものであります。町民の福祉の向上のため、明るく豊かな将来へ向けた積極的な投資であると考えております。

次に、小山町は何に焦点を絞り進めていくのか、林業分野における短期、中期、長期の取り組みの展望についてであります。

地域資源を最大に活用した地域内循環の取り組みは、従来の経済構造を改善し、地域の経済循環構造を再構築することにより、地域の活性化を図ることが期待できます。本町におきましては、富士山の恵みという特別な地域特性を軸とした自律的な好循環を構築することが不可欠であると考えております。

林業の分野では、再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域として事業を推進している湯船原地区では、地域内循環を目指した取り組みであり、持続可能な地域循環型林業の構築、木質バイオマスと太陽光発電によるエネルギーの地産地消を実現しております。特に平成22年の災害をきっかけに、災害に強い森林づくりのために森林整備を加速化させました。また、林業エリアにおいて、発電、余熱利用のほか木材関連施設を集約、さらには建設資材等へ森林資源の有効活用を推進しているところであります。

さらに、先日、本町がバイオマス産業都市として選定され、認定を受けました。全国で107市町村、静岡県では3例目として、町では県内初の認証となりました。構想では、富士山麓の豊かな自然と集積した産業を活用し、木質バイオマス熱の産業利用、資源循環型農業、バイオガス化による事業循環整備を推進し、災害に強く持続可能な地域社会の実現を目指すこととしております。

具体的には、現在取り組んでいる地域循環型林業の構築に加え、中期、長期では木質チップの熱利用、もみ殻の熱利用、そして食品廃棄物のバイオガス化などのプロジェクトに取り組むこととしております。

地域内循環の取り組みは、行政だけでなく町民や事業者の皆様との共創による長期的なビジョンを持ち、取り組むことにより地域内循環が確立するものと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をいただきながら、地域内循環を念頭に置いた個別計画の策定と各種施策を推

進してまいります。

次に、2点目の、本町のことが積極的に発信できているのかについてであります。

現在、報道機関への情報提供は、毎月の定例記者会見と日頃のプレスリリースによって、随時、発信をしております。リリースの内容は行事やイベント等の告知や取材依頼の内容が多めであり、施策効果やイベント実績など、取組みの意義や成果に関する発信が少なくなっているところでもあります。

そこで、本年1月から、富士山G o G oエフエムと小山町テレビ共聴組合の共同企画で、本町の政策や将来ビジョンを私がお話しさせていただいて新番組を始めました。施策の意義や未来への展望など毎月テーマを変え、ラジオや小山テレビだけでなく、ユーチューブでも配信しております。先月は宅地造成事業について、今月は地域優良賃貸住宅についてお話しさせていただいております。富士山G o G oエフエムでは毎週日曜日の正午に放送していますので、ぜひお聞きいただきたいと思います。

町の施策や事業を町内外を問わずに広く伝えることは、町の認知度や注目度を向上させ、交流人口や関係人口の拡大にもつながると考えております。今後は広報活動を活発にすることを再認識し、積極的かつ効率的な発言に努めるよう、職員に対して徹底してまいります。

次に、3点目の小山町内の山林の安全についてのうち、最初に、本町の山林の管理と取組みについてであります。

本町の面積の67%を占める森林は、町の貴重な資源であり、一度林野火災が発生すれば豊かな自然環境を損なうリスクがあるため、日常の管理については森林所有者による管理をお願いをいたしております。また、本町の森林は、間伐や主伐、植林による森林の更新を推進しており、その施業の中で、立木の間隔を広げ、下草を生やすということで地表の保水力を高めることにより、火が燃え広がりにくい森林づくりに取り組んでおります。

次に、火災痕の状況から二次災害の心配についてであります。

森林火災により樹木や地表の植生が失われると、地表面が露出され、保水力が著しく低下することで降雨による土砂崩れや流木が発生し、河川被害や環境被害など二次災害を招くおそれが高まります。

次に、費用や労力の協力などを受ける手だてはあるのかについてであります。

林野火災が発生した際、本町では災害対策本部を設置し、現場指揮所と情報共有に努め、人命の危険、人家等への延焼など重大な事態となるおそれのあるときは、県知事に空中消火活動や緊急消防援助隊の出動を要請するなど万全を期してまいります。

一方、焼失した森林の復旧については、特定機能回復事業により、国及び県の補助金制度を活用することで被害木の除去や植林など森林の復旧を行うことができます。また、他県で発生したような大規模林野火災の場合は、焼失面積や被害額に応じて国による局地激甚災害の指定を受け、森林所有者に代わって町が主体となり森林の復旧を行うことができます。

次に、林野火災に気を付けることや予防対策についてであります。

日頃から予防活動を通して一人一人が火の用心を自分事として捉え、当たり前の習慣にしておくことが何より重要であります。現在、火災発生危険度が高まる時期を中心に、町と小山消防署、小山消防団などが連携し、巡回広報、同報無線による注意喚起、インターネット媒体や広報誌などにより林野火災予防の啓発活動を実施しているところであります。また、2月から3月にかけて静岡県が行う山火事予防運動期間では、県内の市町も協力し、テレビコマーシャルや広報誌などで林野火災予防の広報を実施をいたしております。さらに現場での啓発として、県をまたぐ県道沿いの山林や林道には、林野火災防止用標識や横断幕を設置し、注意喚起を行っております。

また、今年1月に、御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の改正により、林野火災注意報、林野火災警報の発令が明確化されました。今後は気象状況を的確に把握し、関係機関との連携強化を図り、町民の生命・財産を守るために、林野火災の発生防止に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○11番（米山千晴君） 御答弁いただきありがとうございます。

いただいた町長の考えの中で、人口減少、少子化への対策が小山町の課題であり、この課題解決へ取り組む、また、次世代に向けた取組みにつながる、当初予算にも子育て環境や教育環境を整備することも行っていくと答弁をいただきました。

町長の政策提言でもあります「子育て100年の計への挑戦」へつながるものと考えます。

ただ、心配もあります。現在の出生数をお聞きしていると、各学校の存続についてでございます。教育長におかれましては、今の中学校は維持していくとおっしゃっております。心強い将来の展望ですが、各学校の存続はどうなっていくのでしょうか。

もう一つ、小山高校の存続は、これはまた問題があります。小山町だけでは何ともし難い状況でございます。教育環境の整備の中で、切っても切れない最後の問題ではないのでしょうか。

現在、小山町が静岡県へ要望していることは承知をしております。実際、静岡県はどのような考えを示しているのでしょうか、伺います。

次に、地域循環型林業の構築、地産地消ですが、小山町はフロンティアを拓く取組みで既に進めている状況を紹介していただきました。

私は、地方の力がもっと認められる社会、言い換えれば、小山町の力が認められる、産業の発展がなければ先ほどの人口減少も速くなってしまうのではないかと考えます。ぜひ関係する個別計画を早期に着手し、進めていっていただきたいと思います。思っております。

次に、本町の発信についてでございます。発信しているが届いていますか。発信の状況をこの場での答弁にとどまらず、実際の発信で行動があることに期待をしております。

先日、LINE着信がありました。確認したところ、タイトルが「写真を送りました」だけでは開こうとは思いません。先に、登録すると楽しいとかメリットがあるなど、もう一度押しても

らうタイトル等の工夫をする考えはございますでしょうか。注目度を上げる取組みとは何なんでしょうか。

私も考えたのですが、例えば、1日イベントを開催中に、主催担当課から当日の開催状況を紹介するなど、参加紹介、関心アピールの向上などへの取組みはできないものでしょうか。もう少し簡単な、すぐできる内容がないかお聞かせいただければと思います。

次に、林野火災への取組み状況などをお答えいただきました。自然相手の対応でございますので予測はできません。呼びかけや目に入る取組みは継続して安全を確保していただきたいことを要望いたします。

さて、小山町に限らず、いつどこにいても災害に見舞われることは備えなければなりません。個人、組織といろいろありますが、この林野火災の例を取っても大きな対応を取らなければなりません。「事が起きてからの所作にその人の本質が出る」という言葉がございます。日頃の備えは、予算を使い、物資を所有するだけになってはいけません。行政立場からは、情報の収集、分析、呼びかけであったり、もちろん訓練を行うことも重要でございます。

このたび、町長におかれましては、能登半島へ災害復旧を視察されたとお聞きいたしました。復興途中の現地の状況を見て、将来の小山町に起きる可能性があるあらゆる災害への対応について、小山町の最高責任者としての決意をお聞かせいただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

米山議員の再質問のうち、私から、災害対策に対する御質問にお答えをさせていただきます。

私は、先月の15、16日に、石川県の穴水町へ災害状況や復興状況の視察に行っていました。地震発生から約2年と2か月が経っていますが、道路は凹凸が多く、歩道はコンクリートが隆起し、人の通行もままならない箇所が多く見受けられました。仮設住宅も、2年間という期限付ながら、退去者はいまだ1割程度であるとのことでした。

また、町の予算も復興費で3倍に膨れ上がり、町の職員では対応ができないことから、町長自ら他市町の首長のところに直談判し、50人の応援の職員を得ることができたと。町長が必死で町の復興に奮闘しているお話を聞いて、リーダーの頼もしさを感じ取ったところであります。

本町も、風水害はもちろんのこと、相模トラフ地震、南海トラフ地震等を起源とする大地震や、富士山噴火に対する大規模災害への準備が必要でございます。改めて、自助・共助・公助は災害時において被害リスクを最小限とするための支え合いの柱であることから、町民の皆様にも命を守る行動、仲間で助け合う行動ができる準備をお願いするものであります。

そして、いざ大規模災害が発生した際には、私は町民の生命、身体、財産を保護することに全力を挙げてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） 私からは、小山高校の存続について、静岡県はどのような考えを示しているかについてお答えいたします。

小山高校は、昨年4月に開催された県立高等学校の在り方に係る地域協議会において、単独校として全日制と定時制、御殿場特別支援学校分校を置き、多様な学びを提供する学校としてという方針が県より示されました。

このことについて小山町から静岡県への要望は、本町の豊富な地域資源を十二分に活用した探究学習や、小中学校と連動したグローバル人材の育成のための先進的な英語教育の実施など、県と町との密接な連携、協力体制を通じた生徒から選ばれる小山高校の学校づくりを推進していただけのように要望したところであります。

また、小山高校が今の、そして未来の小山町にとって欠くことのできない存在であり、未来のまちづくりの一つのキーとなるという認識の下、明確な卒業後の進路、例えば、役場の職員になりたい、看護・介護系の医療福祉分野で働きたい、また、保育教諭になりたい、そんな人が集まる高校づくりをお願いしています。さらに、トイレカーのデザインを小山高校生が担当しましたり、町内各イベントに参加・協力してくれる人的資源としての小山高校の存在をお願いしているところであります。

静岡県教育委員会では、町からの要望を受け、昨年12月に、小山高校と小山町が一体となった小山高校の魅力化に向けた検討部会を新たに設置しました。この検討部会では、豊かな地域資源を教材とした地域課題解決型の探求学習の推進や、町立小中学校と高校が連携した先進的な英語教育によるグローバル人材の育成など、地域の特色を活かした今後の教育プログラムについて協議を重ねているところです。

さらに、県教育委員会におきましては、高校再編を含めたグランドデザインの具体・具現化を進めるに当たって、地元自治体や企業との連携の下、学校の魅力化に向けた協議を丁寧に進め、地域に愛され地域に支えられる高校となるよう、取組みを進めていくということを確認しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 私からは、公式LINEなどの配信の工夫についてであります。

LINEのアプリでは、画像付きのメッセージを送信した際には、写真が届いたという通知がなされる仕組みとなっております。

議員御指摘のとおり、少しでも興味関心を持っていただくには、タイトルから内容が分かる通知が効果的であります。

現在進めている町のホームページリニューアルに合わせ、これまで画像を添付していたメッセージをホームページへのリンクに切り替えることでタイトル通知が可能になりますので、効果的な配信に結び付くよう工夫をしてみたいと思います。

また、提案いただきましたイベント開催中の配信についてであります。公式インスタグラムで広報担当が実施をしております。しかしながら、本数的には限定されてしまいます。

そこで、本年1月に小山町の写真募集をしたとき、町の広報に協力できるという方が多くいらっしやったので、その協力者の力をお借りするなど、SNSでの発信を強化してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○11番（米山千晴君） 現在の庁内の状況は答弁をいただき、新たな情報をいただいたお話もございました。

町長は、第一次政権時に、小山町で暮らしたい魅力をどんどん作り出していくアイデアや広報をトップセールスで行い、未来の種をまき育ててきました。

今回、第二次政権では、この3年間で再起動させた努力がございます。

ここから4年目に入ります。今回、町長の一丁目一番地は人口減少、少子化対策でございます。土地利用や企業誘致と違い、長い長い期間が必要ではありませんでしょうか。

私は町長の意欲を期待しており、心の内が知りたいと思っております。町長、そろそろ語る時期が来たのではないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 米山議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

人口減少の対策、これは本当に一朝一夕にはできません。種をまいて花を咲かせて実を付けるという、長い長い一つの期間が必要かと思えます。

先ほども御答弁したとおり、今年度は用沢の大畑ケの40戸の分譲地、それと、今、菅沼の沖田でやっております。これはまだ事業化までにちょっと時間がかかりますが、これについてはもう進めております。あと、いろいろその後も、今、全町的に見ると、旧小山地区をもう少し手を入れる必要があるのかなということで、2、3候補地を、今、検討して準備を進めようかと、こんな段階にございます。そんなことで、今、事業化を考えているということです。

あと、今、もう湯船原の町営住宅も老朽化してしまって、一部というか大部分、集約して壊しておりますし、あと、困っているのはまた菅沼茅沼の町営住宅ですね。ここも半分ぐらい空き家になっていまして、これらの対策もこれからも考えなきゃならないということもございます。

まず、私、今、思っているのは、若い御夫妻、子どもがいらっしゃる方も含めて若い方々を小山町に、夫婦を呼び込むことが子どもの数が増える一つの一番大きな要因になるのかなと、こんなことを常々思っております。今申したとおり菅沼で町営住宅を始めておりますが、ここも27戸、若い者向きの住宅でございますし、もう一つの成美地区もそんな形で考えておりますので、こんなことを進めながら、住宅施策を進めながら人口増につなげていきたいということです。

またもう一つ、教育の関係ですね。私がマニフェストの一丁目一番地に挙げてある「子育て教

育100年の計への挑戦」ですね。今、ALTもだんだん軌道に乗ってきましたので、これも一つ、こんなことも含めて、これからもまた第2弾、第3弾の子育てに対する対策を講じていきたいと考えておりますので、またいろいろ議会の皆様方の御協力よろしくお願いいたします。

○11番（米山千晴君） 諸課題が山積しております。また、ハードルは非常に高いとは思いますが、ぜひ町長におかれましては政策の推進に御尽力を賜ることをお願い申し上げまして、代表質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、会派町民本位の会を代表いたしまして、一括質問一括答弁方式にて質問をいたします。

先般策定されました総合計画の基本計画は機能しているのか。それは、令和8年度予算から問うということで質問させていただきます。

行政運営は言うまでもなく、財政も含めて計画的であって、最少の経費で最大の効果を上げることが鉄則であります。その計画の最上位に位置付けられるのが、議会の議決を経て策定された第5次小山町総合計画後期基本計画であります。

しかし、令和8年度当初予算を精査すると、実際、予算を配分するに当たって総合計画の理念は生きているのか、計画と予算の整合性、そして財政の持続可能性について重大な懸念を抱かざるを得ないのであります。

まず、財政構造についてであります。令和6年度の決算におきましては、町税収入は対前年度比で約1億1,000万円増加した一方で、人件費などの経常的経費が約2億2,000万円増加いたしました。その結果、経常収支比率は89.4%に達し、財政の硬直化が続いております。自由に使えるお金は残り10%しかないということになるわけであります。また、実質公債比率は10.5%まで上昇しております。さらに、特定目的基金残高、いわゆる貯金の残高は、令和2年度46億円から令和6年度には23.9億円へと約22億円減少をいたしました。さらに町の見込みによれば、令和7年度末には14.9億円とされ、僅か5年間で約31億円減少するという計算になるわけであります。

このような財政環境の中で編成された令和8年度当初予算は、一般会計で総額約153億円規模となっております。

しかし、ここで問うべきは、何が優先され、何を抑制したのかであります。

総合計画後期基本計画では、重点プロジェクトを掲げ、人口減少対策、子育て支援、地域共生、防災強化などを横断的に推進するとしております。しかしながら、予算関係の資料を見ますと、大型の投資的事業が継続的に位置付けられる一方で、人口減少対策や職員の数や給料などに関わる行財政改革に対する効果的な投資、対策がどこまで優先されているのか明確ではありません。

総合計画基本計画は5年間の羅針盤であります。にもかかわらず、令和8年度予算において、重点施策と予算配分の関係、成果指標との連動が具体的に示されていないことは、総合計画の実

効性という点で大きな問題であります。

次に、行財政運営の観点です。令和8年度当初予算編成方針では、普通建設事業の抑制、委託料・物件費の見直し、町単独補助金の縮小が示されております。しかしながら、令和8年度の予算資料を見ますと、委託費や補助金の多くが継続計上されており、編成方針がどこに取り入れられているのか大いに疑問であります。義務的経費は増加傾向にあり、人件費、扶助費、公債費が財政を圧迫する構造は変わっておりません。デジタルトランスフォーメーションによる業務効率化、職員数や給料の人件費構造の転換に対する具体的な数値目標や削減効果が示されておられません。このままでは、今年を乗り切る予算にはなっても5年後を見据えた予算にはなり得ません。

そして、今回特に申し上げたいのは、総合計画と並列して示されている町長政策提言チャレンジ項目であります。

総合計画は、内外の知識経験者等から成る審議会での総合計画審議会での審議、答申、議会の議決を経て策定された町政の最上位計画であります。一方、町長の政策提言は、町長の政治的ビジョンとしては理解できる場所でございますけれども、制度上は総合計画とは異なる位置付けにあります。しかし、令和8年度予算関係資料によれば、総合計画基本目標と町長政策提言が並列的に掲げられています。これでは小山町の政策体系が二重構造になっていると印象を与えかねません。

総合計画を基軸とするのか、町長政策提言を優先するのか、その整理がなされなければ優先順位が不透明となり、議会の議決の意味が相対的に希薄、弱まる懸念があります。

町長の政策ビジョンとは総合計画とどのような関係にあるのか、補完関係なのか、上位の概念なのか、その位置付けを明確にすることは、計画行政を機能させる上で不可欠であります。

本町の財政は経常収支比率89.4%、基金残高5年間で約31億円減少という現実と直面しているわけでありまして。この状況下で、計画と予算が一体となり、明確な優先順位の下に配分されているのかを問うことは、町民に対する我々議会の責務でもあります。

令和8年度当初予算では、予算は後期基本計画の初年度であります。ここで計画と予算の整合性が確立されなければ、今後5年間の町政運営に大きな影響を及ぼします。

そこでお尋ねをいたします。

1、総合計画は機能しているのですか。2、財政は持続可能なのか。3、行財政運営は構造改革に踏み込んでいるのか。そして、政策体系は一本化されているのか。町の明確な見解を求めます。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 牧野議員にお答えをいたします。

初めに、総合計画は機能しているのかについてであります。

本町では、令和3年度にスタートした第5次総合計画から、基本計画、実施計画、予算、評価のシステム化を完了し、総合計画にのっとり行政運営を確立したところであります。さらに、第5次総合計画後期基本計画につきましては、昨年11月までに案をまとめ、12月定例会で議決をいただいたところであります。このことにより、後期基本計画、実施計画、予算編成までの流れを確立し、令和8年度予算は後期基本計画を明確に反映させることができました。

全ての予算事業は後期基本計画の中の基本施策とひも付けされていることから、おのおのの基本施策に設定した指標により、施策の進捗状況や成果を測ることができるようになっております。

後期基本計画では、人口特性、産業の状況、財政状況、社会環境の変化を前提に、目指す将来像、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち」を達成するため、三つの重点プロジェクトとして重点的に取り組む施策や事業を束ね整理しております。特に一つ目の「安心して快適に暮らせるおやまの創出」では少子化対策、定住対策を掲げており、人口減少対策を1番目の重点施策としたところであります。令和8年度予算編成においても、この重点プロジェクトの各事業の予算化を進めたところであります。

次に、2点目と3点目の質問の行財政運営についてであります。

昨年3月に第11次行政改革大綱を策定し、令和7年度から取組みを進めているところであります。同大綱の基本目標の一つに行財政運営の強化を掲げ、歳入の確保による安定した財政基盤の確立を掲げているところであります。

私が町長1期目に就任した当時、税収は減少を続けており、小山町の資源をいかに活用し、税収増につなげ、そして、消滅可能性都市からの脱却に向けた人口減少対策をいかに講じるのかが大きな課題でありました。そこで、主に工業団地の造成、企業誘致、宅地造成、ふるさと納税等を推進したことにより、ふるさと納税の増と近年の税収増、特に過去最大の固定資産税額につながったものと認識しております。

具体的には、令和5年に策定した小山町長期行財政運営計画では、令和8年度町税収入を37億6,000万円余と見込んでいたところ、令和8年度当初予算計上額は47億1,000万円余と、9億円以上の増加となっております。また、基金残高においても、令和8年度残高が5億円程度の見込みに対して、当初予算を反映した残高は20億円程度となっております。

このように、当時の長期行財政運営計画の町税収入及び基金残高の危機的な状況からは、良好な状況であると考えております。しかし、持続可能な財政運営としていくには、一般財源の歳出削減に努めていく必要があると考えております。

長期行財政運営計画では、普通建設事業費を令和17年度に平成28年度と同水準の20億円まで削減することを目標としています。令和8年度には消防庁舎整備事業や地域優良賃貸住宅整備事業、

新東名関連町道整備事業が終了し、令和9年度において、屋内プール整備事業や（仮称）小山スマートインターチェンジ整備事業などが完了いたします。その結果、約6億円程度の削減がされ、令和10年度には普通建設事業費は約23億円程度となる見込みであります。

義務的経費については、近年の物価上昇と賃金上昇の影響により増加しているところであります。その中で扶助費につきましては、社会保障制度の一環として、生活に困窮している人や児童、高齢者、障がい者などの生活を社会全体で支援するための経費であることから、町民の生活及び福祉の充実のために必要な予算を確保してまいります。

また、人件費につきましては、令和8年度及び9年度において、職員及び会計年度任用職員の地域手当を減額することといたしました。今後も、機構改革や定員管理により削減に努めてまいります。

一方、生産年齢の減少とともに人材不足が年々深刻化となっており、人材確保のための処遇改善等を適切に実施していく必要がありますので、慎重に対応してまいりたいと考えております。

令和8年度当初予算の編成の中では、国・県の交付金対象事業であってもその優先度を検討すること、物価高の影響は考慮すべきであるが、真に必要な再検討すること、町単独事業の見直しを徹底しました。引き続き一般財源の歳出削減に努め、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、政策体系は一本化されているのかについてであります。

平成11年の地方分権改革一括法の成立を受け、地方自治法に第1条の2が追加され、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とされ、地域の自主性が法律により担保されることになりました。

さらに、国の第2次地方分権改革における義務付け枠付けの見直しに伴い、平成23年に地方自治法の一部改正が行われ、地方公共団体の総合計画基本構想の策定義務付け規定が廃止され、地域の目指す姿の策定自体が地方公共団体の裁量となったところであります。

政策提言と総合計画の関係についてであります。地方分権の進展により、先ほど申し上げましたとおり、地方公共団体の自主性及び自立性を発揮することがより求められております。このため、近年の首長選挙においては、地域の目指す姿として、重点施策を明記したマニフェストや政策提言を掲げ、首長就任後、これらの政策実現のため、総合計画に反映させ、実施する流れとなっているものと認識をいたしております。

私も、これまでの町長選挙において詳細な政策提言を掲げ、町民の皆様に支持を訴え、就任後は政策提言を総合計画や実施計画に反映させ、実現に向けて邁進してまいりました。

第5次総合計画後期基本計画の策定においては、町民意識調査や町民の皆様の御意見を基に、私の政策提言を踏まえ、審議会において骨子から素案まで様々な意見をいただき、答申を受け、議決をいただいたところであり、まさに私の政策提言が総合計画に一本化されたものと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 私達町民本位の会は、込山町長の行政に対しては懐疑的な意見を申し上げてきているわけですが、今般は自らの答弁をいただきまして望外の喜びとするところでございます。

それはそれといたしまして、ただいまの答弁に対しましては、まず、1点目から3点目を併せて再質問させていただきます。

総合計画と実際の予算付け、事業化との連動についてでございます。

答弁によりますと、人口減少対策、行政改革、財政運営等々で実績を上げてきたということなのでございます。しかし、人口減少対策を掲げて宅地開発、大規模工業団地開発等々を進めてきたところでありますけれども、その人口数の実態は消滅可能性都市とのボーダーライン上にあるのですから、声高に成果を言うということはいかがかというふうに考えます。

また、工業団地に関しましても、行政の方は固定資産税が5億、6億増えましたというように言いますが、この事業に投じた税金は、はるかに多額の税金をつぎ込んでおります。数十億。そういうことをしますと、元が取れるのは一体いつなんでしょう。町民が負担した税金に対して元が取れるのはいつなんだろうかと、その辺の科学的な根拠に基づいて説明が求められているという状況であると、あえて言わせていただきます。

それから、令和17年度の普通建設事業費におきましては、かつてあざとい町と呼ばれた以前の規模に縮減するというお話でありますけれども、緊急性を何よりも要する役場や耐震性のない北郷支所の建設等については何にもお話を触れないでいて、新規の工業団地を検討するというふうな予算案であるわけですね。そういう内容を見ますと、本当に普通建設事業の縮減に取り組んでいくのかという言葉についてはにわかには信じられないのであります。

基金についても、つい最近になって多額の寄附があったので、これを機に積み込んでいるという状況でありますよ。本来、財政調整基金というのは、先日、長泉町が財政調整基金には手を付けないで行政運営をすると言っておりましたが、財政調整基金というのは万が一の事態に備える目的でありますので、現在の小山町のように財布代わりにこの基金の金を出し入れするというものについては本来の趣旨と違うということになると思います。財政の中期的な見通しが立っていないというのが現実なのではありませんか。

細かいことを申し上げているわけですが、総合計画の基本方針で言っていることと、実際の予算付けの段階では、基本方針との乖離があるのではないかということでもあります。

小山町では、今回5か年計画がスタートしたわけですが、その施策を具体的な事務事業に落とし込んでいるのは実施計画になります。3か年のローリング方式が一般的でありまして、小山町もこの方式を取っております。確かに、後期基本計画にはその施策の目標を掲げていて、実施計画において、100を超える事業について3か年の事業内容や予算配分計画が示されております。内容的には、各事業の必要性、有効性、効率性、それぞれの観点から評価している。こ

ういう取組み自体は評価されるべきであるというふうに思います。

しかしながら、町議員になって3年間の込山町政を目の当たりにして、どうしても改善を求めたい、提案したいのは、事業の事前評価、検討、町民の声の把握の必須化であります。

御殿場市の例を紹介すると拒絶反応が起きるかもしれませんが、小山町の温水プールとほぼ同じ15億円を投ずる木のおもちゃ美術館については、2022年、令和4年の4月に計画が公表されました。今年、令和8年の夏に開館となるようであります。計画発表から4年目に完成するわけでありますけども、この間に、どうしても必要な施設ではないということもあるのかもしれませんが、2023年の6月には、子どもが木に親しむ環境を整えるウッドスタート宣言をいたしております。それから、2023年の9月に基本構想を策定し、10月からは建物の基本設計に着手をいたしました。それに合わせてワークショップを開催しておりますけども、そのときのテーマは、御殿場にできるおもちゃ美術館に期待することを出し合おう、御殿場らしいおもちゃ美術館のオリジナルコンテンツを考えよう。これは必須事業ではないだけに、市民の皆さんの施設にかける機運の醸成ということを図ったのだとは思いますが、そして、2025年にはおもちゃ学芸員の養成講座もスタートさせているわけであります。

今の小山町と対極にあるかのように感じますが、ウッドスタート宣言とか学芸員の養成等を除けば、小山町でもかつては普通に行ってきた町民参加の手順であります。

込山町長は、強い政治力ゆえに、職員に対しましては助走距離を取らずにいきなりジャンプをさせるというようなことをさせているように見えてしまいます。

総合計画の仕上げは3か年実施計画で竜に目を入れるということになるわけでございますけども、今行われている各事業の必要性、有効性、効率性の観点からの評価に加えて、事前評価、町民の声の把握に重点を置く、こうした手続を経ているかどうかということをチェックすることをシステム化することを求めたいのでありますけども、いかがでしょうか。

次に、政策体系は一本化されているのかについて再質問いたします。

私は、町が予算編成方針を示すに当たって、総合計画基本目標と町長政策提言を並列して示すことは、小山町行政が二層構造になってしまっているのではありませんかとただしたところであります。

ただいまの答弁では、町長の政策提言を踏まえ、審議会で議論され、総合計画に一本化されたものとのことであります。しかし、活字になって世の中に公になったもの、これにつきましては、明確に総合計画に基づいた小山町の予算案と、込山町長の政策提言に基づいた事業との二層構造になっているのは明らかであります。町長が配布した資料からはいかように読んでも総合計画に一本化されているとは読めません。一本化したと言うのであれば、誰にも分かるような表現を取っていただきたい、スタイルにしていきたいと思います。

そもそも提言というのは、執行権限のない者が権限のある者に対して提案するというのが言葉の本来の意味であります。今の二層構造では行政責任も曖昧になるという側面もあります。行政

システム上からも再考すべきではありませんか。

答弁を求めます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 牧野議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、事前評価、町民の声の把握に重点を置くことのシステム化についてであります。

各事業の事前評価とは、予算を付ける前の客観的な判断と捉えております。それは、総合計画実施計画の年度ごとのヒアリングの際に行っております。特に新規事業につきましては、目的を明確化し、有効な事業であるかなど実施の有無を判断しております。全事業一律に事前評価すべきかという、事務量の面から煩雑になることから、現行のとおり、新規事業や拡大事業等において評価判断すべきと考えております。

町民の声の把握に重点を置くことにつきましては、広報誌や総合計画のアンケートだけではなく、町民がいつでもどこでも声を届けることができる窓口を構築していくことは重要であると考えております。

現在も、ホームページや町長への手紙、事業計画ごとのアンケートやワークショップ、意見交換会なども行っておりますが、それを直接的に予算や事業計画へ盛り込むところまでは至っておりません。先ほどの事前評価との関連も含め、町民の意見の反映について研究していきたいと考えております。

次に、政策体系の一本化についてであります。

先ほどの町長答弁の結びに話したとおり、町民の皆様との公約である町長政策提言は、総合計画後期基本計画や実施計画に反映しております。予算編成方針や予算案を示した際に、町長の政策提言と総合計画基本目標と並列となっていた理由として、公約である町長政策提言を実現するために、毎年、進捗管理も行っているため示しているものでもあります。

総合計画は町の最上位計画であり、町長政策提言は公約の意思で、総合計画を進めていくものでもあり、いずれも町民の皆様の福祉の向上という目的に沿ったものでありますので、御理解いただきたいと思います。

なお、牧野議員の御指摘の誰にも分かるようにすべきという点においては、今後工夫をしていく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの答弁の中で、今、ちょっとはつきりしていただきたいというふうに思うのは、今現在も町民の声を聞くということはやっていますよというふうなニュアンスが込められていました。

今回、私がここであえてお聞きするのは、町民プールの際に、いかにも急いでやって、町民の声というものは事実上聞かなかったということがあると。基本計画を最終的な形にする上で、竜

に目を入れるのは実施計画の作業であるというふうに思います。だから、その時点で、事業の規模によって声を聞く、聞かないというものは差異が出るのは当然で、それは当然分かりますが、億を超えるような事業につきましては、システムとして制度の中に組み込んでもらえたらいいかということをお願いしております。

それから、公約と基本計画というのは、公約というのはいわゆる政治家が有権者に対して訴える話ですよね。町長が町民に訴えている話ではありません。町長は最高の執行権者ですから、町民の皆さんに提案するということは制度的にない話だと思うんですね。

あまり根本的な話をするのはよろしくないと思いますけども、そういった点で、あまり町長の政策提言ということを出して行政を語るということについてはいささか疑問がありますので、しっかり考えていただきたいという要望をして質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁はいいですか。答弁はよろしいですね。

○4番（牧野恵一君） 意見を申し上げて、要望を申し上げて質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 分かりました。

それでは、次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

次に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 通告に従いまして、一括質問一括答弁方式で、2件の質問をいたします。

まず、1件目の質問です。北郷地区の買物環境改善に向けた取組みについて。

小山町では、成美地区に1軒、明倫地区に1軒、須走地区に1軒のマーケットがありますが、町内で最も人口の多い北郷地区にはマーケットが1軒もありません。かつては小売商店や農協マーケットがありましたが、いずれも閉店となり、徒歩圏内に日常の買物ができる場所がなくなったことで不便との声が多く寄せられています。さらに、日用品や医薬品を購入できるドラッグストアへのニーズも非常に高いです。

北郷地区の一色、用沢では新たな住宅地も増えており、地域にマーケットが存在しないことは、住民満足度の低下や移住促進の妨げにもつながりかねません。また、町内では、独居、夫婦のみの高齢者世帯が増加しており、平成28年度から令和6年の間に2.3倍に増えています。買物は生活の基本であるにもかかわらず、高齢者が自力で食料を確保しにくい環境が生まれています。

食は命をつなぐものであり、それを支える身近なマーケットの存在は、地域の安心に直結する重要なインフラです。地域の皆様からは、待望する思いが強いのか、どこにできる、いつできるといった様々なうわさが飛び交い、誤った情報のまま質問をお受けすることも少なくありません。こうした状況だからこそ、議会の場で現状を正確に整理し、町民の皆様には正しい情報を共有することが重要であると考えます。

以上を踏まえ、北郷地区における買物環境の改善に向けた町の認識と今後の取組み方針について伺います。

まず、1点目、北郷地域には常設のマーケットがない中で、特に家族の支援を受けられない高齢者や単身世帯がどのような手段で日常の買物を確保しているのか、町としてどのように把握しているのか伺います。

2点目、北郷地域における今後の開発計画、特に住宅地の造成や土地利用の方針について、町としてどのような見通しを持っているのか伺います。

3点目、町は事業者誘致に向けてどのような経過で交渉や協議を進めてきたのか、可能な範囲で具体的に伺います。

4点目、北郷地区におけるマーケットとドラッグストアのニーズをどのように把握し、今後どのように整備していくお考えなのか、また、店舗誘致や事業者との協議において、マーケットとドラッグストア一体型の施設を検討する可能性について伺います。

5点目、北郷地域では、マーケットやドラッグストアの出店に関して様々なうわさが広がり、住民の皆様が異なる認識を持ってしまっている状況にあります。こうした誤った情報や不安を防ぐために、どのように現状を整理し、住民への情報提供を行っていくお考えなのかについて伺います。

続きまして、2件目の質問です。災害時の水の備えについて。

近年、災害が激甚化、頻発化しており、南海トラフ地震や相模トラフ沿いの地震が発生した場合、小山町にも甚大な被害が予想されています。交通や物流の停滞、ライフラインの途絶、医療体制への影響など、町民の生活に深刻な影響が及ぶことは避けられません。

特に災害時における水源の確保は、小山町のみならず全国の自治体に共通する喫緊の課題です。令和6年度能登半島地震では、水道施設の甚大な被害により断水が長期化し、水の確保が大きな課題となりました。

一般的には飲用として1人当たり1日に最低3リットルの水が必要とされています。しかし、地震や洪水などの災害によっては水道が断水することもありますので、最低3日分、できれば7日分の水を備蓄することが推奨されています。

小山町では、町内企業と災害時における物資供給に関する協定が結ばれ、災害時の町の要請に応じて企業から迅速な物資支援が行われる体制が強化されています。

一方、生活水においては、トイレ、洗顔、手洗い、最低限の洗浄に使う量は1人当たり1日10から20リットルの水が必要と言われており、生活用水の備蓄はあればあるほどよいとされています。災害時の水不足は食中毒や感染症の拡大、ストレスを引き起こし、特に高齢者や子育て世帯に深刻な影響を与えます。

そこで、小山町の災害時における水の備えについて、飲用水、生活用水の両面から、町としてどのような体制を整えているのか、その現状と課題について伺います。

1点目、現在の非常時用飲料水の備蓄状況について伺います。

2点目、町内企業との協定における災害時の物資供給について、特に飲料水の災害発生時以降

の供給体制について伺います。

3点目、災害時の生活用水の確保に向け、町として、現在、どのような準備を行っているのか。備蓄水、応急給水体制に加え、町内にある井戸や湧水など代替水源の把握状況について伺います。

4点目、地震等の災害時には、水道管の破損や浄水場、配水池の被災、停電による送水停止など、様々な要因で水が使えなくなる可能性があります。町としてこうした断水リスクをどのように想定し、どの程度の期間の断水を見込んで備えているのかについて伺います。

5点目、災害時の水の備えは、自治体だけでなく各家庭での備蓄が不可欠です。町民に対して水の備蓄の必要性をどのような媒体で、どの程度周知しているのかについて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員にお答えいたします。

初めに、家族の支援が受けられない高齢者や単身世帯がどのような手段で日常の買物を確保しているのか、町としてどのように把握しているのかについてであります。

特に対象を絞った調査などは実施しておらず、詳細な把握には至っておりません。

町民の日常的な移動手段の把握については、昨年、公共交通に関するアンケート調査を実施いたしました。北郷地区限定ではありませんが、その結果、8割の方が自家用車を所有している現状から、多くの方は本人や家族の運転で移動していると考えられます。

町は、自家用車などない方の移動手段の確保策を実施しており、デマンドバスにおいては1日約50人、月に約1,600人の方が利用され、巡回バスにおいては1日約40人、月に約1,200人の方が利用しております。移動手段の核として一定の成果を上げていると分析しております。

また、買物支援といたしましては、マックスバリュ東海及びローソンによる移動販売が実施されております。北郷地区内ではマックスバリュ東海で12か所、ローソンで約30か所を巡回していただき、お年寄りの方などに利用していただいております。

次に、北郷地区における開発計画、住宅地の造成等の方針についてであります。

現在、用沢大畑ケ地区において40区画の宅地造成事業に着手しており、令和9年3月の工事完成を予定しております。なお、同地区では第2期工区の宅地造成事業を計画しておりますが、今後の用地買収となりますので、財政的な面も含め慎重に検討してまいります。

また、市街化区域である用沢庄武沢地区におきましても、約5,000平方メートルの土地を活用した宅地造成事業を計画しており、順次、事業を進めてまいります。

次に、町は事業者誘致に向けてどのような経過で交渉や協議を進めてきたのかについてであります。

これまで、数社のドラッグストア事業者と出店への打診や場所の検討などの協議を行ってまいりました。しかしながら、事業の採算性や周辺環境の条件などにより、民間単独での進出は厳しい状況であり、成約には至っておりません。現在もいくつかの候補先と継続して交渉を行っておりますが、容易にはいかない状況が続いております。

次に、北郷地域におけるマーケットとドラッグストアのニーズをどのように把握し、今後どのように整備していく考えなのか、また、マーケットとドラッグストアの複合施設を検討する可能性についてであります。

マーケットやドラッグストアへのニーズについては、毎年実施している町民アンケートの結果で、北郷地区では買物に不便がないと感じている人は僅か15%であることや、地域の皆様からの生の声を通じて、極めて高いものであると認識しております。

先ほど申し上げたように、民間単独での出店が困難な状況を解決する手段として、神奈川県清川村の事例などを参考に、国の地域未来交付金を活用した公設民営方式による整備など、様々な手法を検討していきたいと考えております。

次に、マーケットやドラッグストアの出店に関して、誤った情報や不安を防ぐためにどのように現状を整理し、住民への情報提供を行っていくかについてであります。

ドラッグストア等の誘致については、交渉の相手方の都合や事情もあることから、協議がある程度整わないとお伝えすることはできません。協議が整い、お伝えできる段階になりましたら、できる限り早く住民などへの説明を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 私からは、災害時の水の備えについての御質問に対して答弁させていただきます。

初めに、本町における現在の非常時用飲料水の町の備蓄状況についてであります。

本町では、町内3か所の防災倉庫に、非常用飲料水として2リットルのペットボトル1,542本、500ミリリットルのペットボトル6,720本、全量で6,444リットルを備蓄しております。

次に、町内の企業との協定における災害発生時飲料水供給体制についてであります。

本町では、災害発生に伴う飲料水支援につきまして、町内外の飲料水製造企業等5社と協定を締結しており、必要に応じて支援の要請ができる体制を整えているところです。一例としましては、災害に伴う断水状況から必要な飲料水の数量、時期、集積場所等の発送に必要な事項を要請し、車両により1日から2日間の間に運搬していただくことを想定しております。

次に、災害時における備蓄水に加え、町内の井戸、湧水を活用した生活水の確保についてであります。

毎年、備蓄用飲料水のうち、消費期限を過ぎた2リットルのペットボトル1,848本、3,696リットルを生活水として保管延長を行っております。また、町内にある井戸、湧水などは、町で管理している台帳から、使用中の99か所、湧水については5か所の所在を把握しているところです。各個人の小規模井戸につきましては、各地区の防災対策に必要な資源であることから、早急に自主防災会へ依頼し、把握に努めてまいります。

次に、断水リスクの対応についてお答えいたします。

大規模地震などの災害発生時において、広範囲かつ長期間の断水が発生するリスクは極めて高いと認識しております。本町では、このような事態に備え、小山町地域防災計画に基づき、災害発生から7日間を一つの大きな区切りとして応急給水体制を整えることとしております。

具体的には、災害発生から3日間は各家庭や企業における備蓄水で対応していただくことを基本とし、町は並行して給水拠点の開設準備や応急給水計画を策定いたします。その後、4日目から7日目にかけて、町による応急給水や自主防災組織による給水を本格化させ、大人1人1日当たり3リットルの飲料水を確保する計画となっております。

また、復旧までの期間につきましては、発生後8日以内を目途に仮設共用栓などを設置し、最低限の生活に必要な水を供給できるよう努めることとし、中長期化する断水リスクに対しても段階的な支援体制を想定しております。

次に、町民に対して各家庭での水の備蓄の必要性をどのような媒体で、どの程度周知しているかであります。

町では、広報おやま、小山町ホームページのうち、「災害に備えて」から「非常用持ち出し品の準備」のコーナー、町内小中学校で毎年開催しているジュニア防災士育成講座、自主防災会会議内での防災講座、各種出前講座などで周知活動を行っております。

また、令和8年度は、「防災対策総合ガイド・小山町」を更新し、各家庭へ配布し、周知を図ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再質問をいたします。

まず、北郷地区の買物環境改善について。

1点目、高齢者や単身高齢者世帯の買物実態を把握していないとのことですが、今後の方針を決めていく上で、マーケットの必要性や、近くにマーケットがあったら利用するかなど、高齢者世帯のみならず広く地元の皆様の意見を聞き、実態調査をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、今後の宅地造成の説明はありましたが、人口がどれだけ増える見込みなのか、また、出店判断に不可欠な北郷地区の人口の見通しが示されておられません。町として、北郷地区の将来人口推計や世帯数の見込みをどのように把握し、事業者に提示しているのかについて伺います。

3点目、ドラッグストア事業者との交渉において、出店判断の障壁となっている周辺環境上の具体的な要因とは何でしょうか。また、町としてどのように把握しているのかについて伺います。

4点目、町民から要望の多い食品販売を備えたドラッグストアであれば、日用品、医薬品と併せて食品も購入でき、共働き世帯や子育て世帯にとっても生活利便性が大きく向上します。また、町全体で約1万6,000人規模にもかかわらず、食品を扱うドラッグストアが1店舗もない現状は、生活インフラとしても課題だと考えます。

以上を踏まえ、食品単体のマーケットではなく、食品販売を備えたドラッグストアを、町の間地点である北郷地区へ誘致することに重点を置くべきと考えますが、当局のお考えを伺います。

5点目、民間事業者が採算性を理由に出店をちゅうちょする中、町として公設民営型も含め様々な手法を検討するとのことですが、公設民営型とすれば、行政が建物を整備するため民間は運営に専念でき、参入ハードルが大幅に下がります。

そこで伺います。公設民営型でドラッグストアを整備する場合、実際に本町で実現可能とお考えでしょうか。その見通しを具体的にお聞かせください。また、例えば中型ドラッグストアの建設を前提にした場合、建物整備に必要な概算費用、財源の考え方、そして実現までのスケジュールについて、現時点で町としてどのように把握しているのかについて、併せて伺います。

次に、災害時の水の備えについて。

まず、1点目、町の非常用飲料水の備蓄量が6,444リットルとのことですが、町民約1万6,000人で計算しても、1日に必要な3リットルには到底及びません。足りない分を協定企業により1日から2日で運搬していただくとのことですが、道路が寸断されれば車両は到達できません。道路が使えない場合、どのような代替手段を想定しているのか伺います。

2点目、生活用水についても、飲料水と同様に、備蓄だけでは全く足りない状況です。町が把握している使用中の井戸99か所、湧水5か所のうち、災害時に実際に利用可能と判断している水源は何か所なのか、水質検査の状況も含めて伺います。

3点目、答弁では、発災後7日までに最低限の飲料水を確保し、生活用水は発災後8日以内を目途に供給するとのことでした。しかし、生活用水は発災直後から、トイレ、洗浄、衛生維持のために不可欠です。

能登半島地震では特に生活用水の不足が深刻化し、仮設トイレの不足や衛生環境の悪化が大きな問題となりました。8日以内という想定は、現場の苛酷さを過小評価しているのではないかと感じます。生活水確保計画を根本から見直すべきと考えますが、町のお考えを伺います。

5点目、災害時の水の必要性について、広報や講座で周知しているとのことですが、公助が届くまでの空白を埋めるのは自助の備蓄です。しかし、町民がどれだけ水やトイレ用品を備蓄しているのか町として把握されていません。啓発の効果を図るためにも町民の備蓄実態を調査する必要があると考えますが、今後の調査予定について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 石原議員の再質問にお答えをさせていただきます。

五つ再質問いただきまして、まず、一つ目の、実態調査をすべきではとの質問ですが、先ほどの部長の答弁の繰り返しになりますが、町民意識調査の結果において、北郷地区で買物に不便がないと感じている方が約15%にとどまっていることから、多くの方が不便を感じておられる現状は大きな課題であり、必要性は十分に認識をしております。このような状況から、現時点で町が改めて調査を行う必要性は低いと考えてございます。

続きまして、二つ目の北郷地区の人口推計や世帯数の見込みをどう把握して事業者に提示しているかですが、商圈人口を小山町全体で捉えまして、町の人口推計をお知らせをしております。また、特に北郷地区における住宅地の造成等に伴う人口流入の見通しを、将来的な市場としての魅力を示す具体的な数値として事業者に提示をしております。

そして三つ目ですが、出店判断の障壁となっている周辺環境上の具体的な要因はあるかですが、事業者との交渉の中では、一般的な商圈範囲の人口密度が十分でないことという点や、昨今の建築コストの高騰に伴う投資回収のスピードなどが出店判断の大きな分析材料となっていると把握をしております。町といたしましては、出店しやすい環境をいかに整えられるかが誘致成功の鍵になると考えております。

続いて四つ目ですが、北郷地区へ誘致するとの当局の考えですが、富士小山病院がある北郷地区にドラッグストアが立地することで、広く町民の方々の利便性の向上につながることを期待できるものと考えております。また、生鮮食品等の食料品を幅広く扱うドラッグストアの誘致は、地域の利便性を飛躍的に高める極めて有効な手法であると認識をしております。

最後の質問ですが、公設民営方式での整備の実現可能性と建物の概算費用、財源の考え方、スケジュールをどう把握しているかですが、出店後も10年、20年と撤退されないよう、どういった条件であれば立地可能であるかを事業者と協議する必要があると考えております。

公設民営方式については、誘致交渉が可能な事業者を想定し、地域未来交付金の活用も視野に入れまして、実現性の高い事業の仕組みを検討してまいりたいと考えます。

また、平成30年頃の事業になりますが、事業費などの参考といたしまして神奈川県清川村を例に申し上げますと、建物面積が約1,000平方メートルで、約3億円の事業費がかかっております。財源については、地方創生拠点整備交付金2分の1を活用しております。

具体的なスケジュールにつきましては、交渉相手の都合や事情もございますので、今後の協議の進展に合わせまして慎重に精査をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 石原議員の再質問であります災害時の水の備えについての部分について、お答えいたします。

初めに、道路寸断は町内どこでも起こり得ることです。議員御指摘の代替輸送手段の想定は、現在、ございません。備蓄飲料水の運搬は道路での車両運送しかございません。

大規模地震時の発災直後は、町民の皆さんの安否確認、救助、避難と移る中、町は、町内の状況把握を最優先として努めます。混乱する町内の通行は、町として確保すべき経路を見極め、避難、救助、支援の活動を直ちに実施できる体制を整える中で、仮設であっても確保していかなければなりません。避難されている方々には、発災後3日間は各人での備蓄水と町の備蓄飲料水、水タンク車で何とか切り抜けなければなりません。今後も、町民の皆様には非常時備蓄品確保の

必要を呼びかけてまいります。

次に、現在、町が把握している井戸が災害時でも使用可能であるかの御質問でございます。

町では、今後、井戸の調査を行う中で、所有者から災害時利用の了解を得られる場所につきまして、井戸の状況を精査してまいります。

次に、生活用水の確保計画の見直しについてでございます。

現在、本町の計画では、地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓を設置し、最低限の生活に必要な水を供給することとしておりますが、これはあくまで応急給水機能の復旧目標でございます。水道事業の経営戦略に基づく基幹管路の耐震化を着実に進めることで、強靱な水道システムの構築を推進してまいります。

次に、町民への災害時の備蓄水確保の調査についてであります。

本町では、本年度、第5次小山町総合計画後期基本計画の策定をする中で、町民意識調査をさせていただきました。「災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力の強化の取組みが進んでいると思いますか」との質問の中で、回答数538のうち、食料・飲料水の備蓄状況は、「3日間分以上準備している」43.5%、「生活用品や簡易トイレの準備をしている」55.2%との回答状況がございました。

町民の皆様の災害時の備えに対する意識は高いと感じますが、引き続き各種媒体での広報やイベント、講座、教室などを活用し啓発してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再々質問をいたします。

最初に、北郷地区の買物環境改善についてですが、ただいまの答弁で、事業者の出店判断の障壁となっているのは建築コスト高騰に伴う投資回収のスピードであり、町が出店しやすい環境を整えることが誘致成功の鍵であるとのことでした。

まさにその投資回収の壁を行政がどのように補完するか、そこが出店しやすい環境づくりにおける最重要課題であると思います。

例を挙げますと、北海道津別町では、町がある企業に委託し、私有地を含む土地の開発と複合施設の建設を依頼、交付金を使い、それを2分の1で町が買い取り、テナントの一角にドラッグストアが入ることによって誘致に成功いたしました。神奈川県清川村でも、行政が買物弱者の実態を可視化し、事業者と提携を結び、交付金を利用して町が店舗を建設したことによって誘致に至っております。

このように、他自治体では、土地確保、建物の公設民営、建設費の一部負担、交付金活用、さらには公共施設と民間サービスの一体的整備など、行政が積極的に役割を担うことで事業者の投資回収の壁を下げています。

そこで伺います。町は今後、出店しやすい環境を整えるために、非常に要望の多いこの北郷地

区において、具体的にどのような支援策を検討し、どのように実現に向けて動いてくださるのか、どのようなお考えなのか、町民の皆様に分かる形でお示しいただけますでしょうか。

次に、非常時の水の備えについて、飲料水の3日分以上の備蓄率43.5%は決して十分とは言えません。さらなる啓発活動やローリングストック等の普及を推進すべきと考えます。

2点質問いたします。

災害による被害で道路が寸断された場合、頼りにしていた水をはじめとする支援物資は届きません。そのようなときに活躍するのが各地域にある井戸や湧水です。

大規模災害に備え、今、全国的に井戸登録制度が進んでおり、内閣官房においても、昨年、災害時地下水ガイドラインが公表されました。これは、個人や事業者が所有する井戸を、トイレ、洗濯用等の生活用水として近隣住民へ無償提供する仕組みで、所有者の許可が必要ですが、事前登録しておくことで、災害時の迅速な活用が可能となります。

町では井戸や湧水の調査はこれからとのことですが、その調査を迅速に進めるとともに、この井戸登録制度の導入について、町としてどのように考えているのかについて伺います。また、登録済みの井戸や利用可能な湧水のマップを作成し、自主防災組織と共有することで、災害時にすぐに対応できる体制を整えるべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目、生活水の確保に向けて強靱な水道システムを進めるとのことですが、それが整うまで災害は待ってくれません。近年の災害では、入浴できないことによるストレスや感染症、持病の悪化が多数報告され、特に女性や高齢者に深刻な影響が出ています。

全国では、今、少量の水を循環浄化して多くの方が入浴できる可搬型シャワー設備の導入が進み、災害時の衛生確保の新たな標準となりつつあります。小山町でもこのたびの3月補正で循環式シャワーの予算が計上されました。トイレカーと並び、避難所の衛生を支える重要なツールとなるものです。

そこで伺います。今回導入する循環式シャワーはどのような性能を持ち、避難所ではどのような運用を想定しているのか、また、町内の避難所数や人口規模を踏まえ、今後必要に応じて増設していく方針があるのか、お考えを伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 石原議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私からは、町として、今後、出店しやすい環境を整えるために、どの支援策を検討していくのかということでございます。

今までの答弁や石原議員がおっしゃっているとおり、本町における出店に当たっての課題は、商圈範囲での人口密度が十分でないこと、また、建築コストの高騰に伴う投資回収であると考えております。

北郷地区における出店への支援としては、二つ目の課題である建築コストにつきまして、先ほどの答弁のとおり、事業費の2分の1相当を補助してもらえ、国の交付金を活用して、町が建設

をして出店者へ貸し出す方法も検討しております。

また、用地確保についても、出店者の都合や地権者様の事情等もあることから慎重に選定し、町で調整等が必要であれば支援をいたします。ただし、交渉途中において報告すべき事項ではないと考えております。さきにも申し上げたとおり、お伝えできる段階が来ましたら、地元をはじめ、町民の皆様などにお伝えさせていただきたいと考えております。

町は、成美地区、須走地区にスーパーマーケットを誘致して出店していただき、町民の皆様などに喜んでいただいていると考えております。北郷地区におきましても、農協のスーパーがなくなって4年ほどが経過しております。町長の政策提言にも掲げている事項でもあります。できる限り早く出店していただけるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（高村良文君） 石原議員の再々質問の中の、災害時の水の備えについての御質問にお答えいたします。

初めに、井戸の登録制度についての町の考え方についてでございます。

本町においても、国のガイドラインの趣旨であります住民が災害時に利用できる体制を整えるということは、命をつなげる対策として急務であると考えております。

現在登録されている井戸台帳では場所を落とした地図表示もございますので、今後の調査で所有者の方へ災害時の利用協力をお願いし、マップ化を詳しく整えていきたいと考えております。

次に、循環式シャワーについてでございます。

本町が導入予定の機械は、能登半島で本町の応援職員が実際使用した製品を予定しております。少し詳しく申しますと、この製品は、洗剤類を使用した後の排水の98%以上を再生利用が可能で、100リットルの水で100の方がシャワーを使用できるというものでございます。災害時では水の使用の制限が生じることから、避難所ではトイレカーと同様に衛生環境の改善に大きく期待できるものと考えております。

導入後には、既存の入浴施設などの使用手段のすみ分けや製品の性能を検証し、議員の御質問がございました増設につきましては、その後の対応を検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。いいですか。

○3番（石原和美君） 防災において、これでよしということはございませんので、ぜひ町民の命と生活を守るため、今ある備えをさらに確かなものにしていくことを求めます。

そして、町民の命と生活を守るという視点は、防災だけでなく、生活インフラの整備にも共通する課題です。住宅地だけを増やして建物ばかり立ち並んでも、日々の暮らしを支える買物拠点という生活インフラが整わなければ地域に人は定着せず、将来の小山町の活力にもつながりませ

ん。ドラッグストア等の誘致は、町の将来像そのものを左右する重要な基盤整備と考えます。たとえ億単位の投資であっても、それは最高に価値のある投資であると思います。町民の暮らしを守るために、次の一步をぜひ着実に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで午後 1 時20分まで休憩します。

午後 0 時19分 休憩

午後 1 時20分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 室伏辰彦君。

○12番（室伏辰彦君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式にて質問させていただきます。

題名は、町道小山白岩線と国道246号との接続道路建設についてであります。

現在、小山地区にある信濃高原食品株式会社に出入りしている多くのトラックは、県道沼津小山線から小山交番前の富士見橋を渡り、健康福祉会館を曲がって工場へと通行しております。小山交番前の信号は、トラックの後ろに付くと車から信号機が見えません。また、トラックが2、3台で信号機が青から赤に変わってしまいます。健康福祉会館前には誘導員がおりますが、時間帯によってはいないこともあります。また、健康福祉会館の前の道路は通学路でもあります。

工場から町道白岩線の踏切付近までの道路は既に整備されておりますが、そこから先、県境にあるローソンの後ろを通り、国道246号までのつながる部分はいまだにできておりません。このつながる部分ができ、工場に出入りするトラックが通行するようになれば、この問題が解決するはずです。早期の実現を望む声は非常に多いのが現状です。そこで、次の点を伺います。

1、町として町民が早期に整備を望んでいることをどのように捉えているのか。

二つ目、計画どおり実現するかであります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 室伏議員にお答えします。

町道小山白岩線の整備について、町として町民が早期整備を望んでいることをどのように捉えているのか、また、計画どおり実現するのかについてであります。

信濃高原食品株式会社に出入りしている多くのトレーラーやタンクローリー車が、県道駿河小山停車場線の富士見橋を渡り、健康福祉会館前を通過していく様子は道路管理者として常々注視しております。

一方、町道小山白岩線の改良整備計画につきまして、町では、令和 3 年度に測量設計業務を行い、丸善食品工業株式会社が道路法第24条の規定による承認工事として整備した、グループ企業の工場へつながる町道1689号線と白岩線踏切付近で接続させる線形としております。

計画の概要といたしましては、町道小山白岩線と国道246号への接続について、交差点位置や形

状を検討した結果、白岩交差点横のコンビニエンスストアの裏を通り、国道246号へ接続すること、また、ＪＲ御殿場線のトンネルや急峻な法面に影響のない道路線形とするため、鮎沢川に近接する狭隘区間は張出し栈道橋により幅員を確保する計画としています。

残区間の全体事業費を試算したところ、約７億円の事業費となる見込みであり、膨大な事業費が必要となることから、現在、国庫補助金を財源として、より経済的な事業手法を検討する中で、補助金以外の費用の負担につきまして、丸善食品工業株式会社と協議、調整を行っているところであります。

町としましても、引き続き関係機関等との調整や課題解決に向けて協議を進め、早期に事業着手が実現できるよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） それでは、再質問させていただきます。

３点ほど再質問をさせていただきます。

多くのトラックが県道駿河小山停車場線の富士見橋を渡り、健康福祉会館前を通過していく様子は道路管理者として常々注視しているとのことですが、どのような点を注視しているのか、注視してどのような問題点があるのか伺います。

二つ目、富士見橋から県道に左折・右折する際、信号機が見えないという問題の解決も重要だと認識していますが、見える場所に信号機を移すなど、当局としての見解を伺います。

三つ目、町としましても、引き続き関係機関との調整や課題解決に向けて協議を進め、早期に事業着手が実現できるよう、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますとのことですが、関係機関との調整の期間がどのくらいになるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 室伏議員の再質問にお答えします。

初めに、多くのトラックが通過する様子をどのように注視しているか、また、どのような問題があるかについてであります。建設課では頻繁に職員による道路パトロールを行っており、健康福祉会館前の町道1550号線を重点箇所の一つと定め、パトロールを実施しております。パトロールの際には、町道のみならず県道や富士見橋についても異常がないか確認し、異常箇所を確認した場合は直ちに静岡県の沼津土木事務所へ連絡するなど互いに情報共有を図っております。

大型車の交通量が多いことで問題となるのが、道路の舗装の傷みが激しいということが言えます。町道1550号線の現状を見ても、舗装の劣化が多く見られるため、来年度に舗装補修工事を実施することを予定しております。

次に、小山交番前の交差点で信号機が見えない問題についてであります。

現状では、周辺地区からの要望書や苦情等も提出されておりますが、県道の交差点でありますので、静岡県の沼津土木事務所や町の交通安全対策担当課と共有を図るとともに、地元区長な

どへのヒアリングを行ってまいりたいと考えております。

次に、町道小山白岩線の整備について、関係者との調整の期間はどのくらいかかるのかについてであります。

先ほどの答弁にありましたように、現在は、より経済的な事業手法を検討する中で、費用負担等について丸善食品工業と協議、調整を行っているところであります。協議の進展に合わせて、今後は国道246号との交差点接続に伴う国土交通省や警察との協議、栈道橋設置に伴う県との河川協議及び関係地権者等への事業説明が必要となります。したがって、現時点では具体的な期間はお示しできません。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） 2点ほど再々質問をさせていただきます。

多くのトラック、トレーラーが富士見橋を渡り、神奈川方面や音淵地区、落合地区、菅沼地区を通過しております。ここに暮らしている町民の方々にとっては、住環境がよくないと感じております。また、通学している子ども達にも非常に危険が潜んでいるのではないのでしょうか。まとめて言えば、住みにくい環境が増してきていると思います。

頻繁に道路パトロールをしている、地区からの要望や苦情が出ていない、早急に地元区長などへのヒアリングを行っていくとのことですが、どのくらいの時期に行う予定なのか伺います。

二つ目、町道小山白岩線の整備について、関係地権者等への事業説明が必要となることですが、どのくらいの時期に行う予定なのか、また、地元住民に事業説明を行う予定があるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 室伏議員の再々質問にお答えします。

初めに、地元区長などへのヒアリングをいつ行う予定かについてであります。年度末をもって交代される区長様が多くいらっしゃると思いますので、令和8年度に入ってからできるだけ早期に実施したいと思います。具体的には、5月末までには意見の集約ができるように進めてまいりたいと考えます。

次に、町道小山白岩線の整備について、関係地権者等への事業説明はいつ行う予定なのか、また、地元住民に事業説明を行う予定はあるのかについてであります。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、現在、企業や国、県との協議、調整を行っているところであります。したがって、それらの協議が整った後に、関係地権者及び地元住民への事業説明を行う予定でありますので、時期についてはまだ未定であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○12番（室伏辰彦君） はい。

では、以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 通告に従い、一括質問一括答弁方式で、1問質問させていただきます。

件名、モータースポーツを活用した小山町の地域振興はです。

小山町は、全国的にも有名な国際的なサーキットを有する町であり、富士スピードウェイは町内外から多くの来場者を集める大きな資源です。しかし、その経済効果が町内に十分波及しているとは言い難く、町の成長戦略としてモータースポーツをどのように位置付けるのか、いま一度整理する必要があると考えます。

また、モータースポーツは、観光だけでなく、教育、産業振興、若者のキャリア形成など、様々な分野に結び付けることができるポテンシャルを持っております。

そこで、現状認識と今後の方向性について伺います。

まずは、1点目です。小山町はモータースポーツを地域振興の柱としてどのように位置付けるのか、また、モータースポーツの町としてのブランド化を進めていく考えがあるのか。

2点目です。町は富士スピードウェイの来場者の町内消費の現状をどのように把握しているのか、また、来場者を町内に誘導するための施策をどのように強化していくのか。

3点目になります。モータースポーツは、理科、工学教育、キャリア教育、職場体験など、子ども達の学びに直結する可能性があります。町内の小中学校と連携し、富士スピードウェイや自動車メーカーと協力した教育プログラムを導入する考えはあるのか。

4点目になります。モータースポーツ関連企業や次世代モビリティ産業の誘致は考えているのか。

5点目です。イベント時の渋滞対策や騒音など住民の不安に対し、町はどのように対応しているのか。

6点目です。町民がモータースポーツに親しめる機会を拡充する考えはあるのか。

以上、6点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 池谷議員にお答えします。

初めに、モータースポーツの町としてブランド化を進める考えがあるかについてであります。

本町において、モータースポーツは地域振興の重点分野の一つであると認識しております。現在策定中の第3次小山町観光振興計画におきましても、交流人口の拡大を図る柱として、モータースポーツ資源の活用を位置付けております。

特に、世界的な国際サーキットである富士スピードウェイは本町を象徴する施設であり、国内外から多くの来場者を呼び込む交流拠点となっております。さらに、現在、同施設周辺では富士スポーツフォレストの整備が進められております。モータースポーツを核とした新たな観光交流エリアの形成が期待されております。

町といたしましても、富士スピードウェイをはじめとする関係事業者や地域団体で構成する小

山町モータースポーツ協力会が、大会開催支援や情報発信など地域一体となった受入体制の強化を進めております。

また、本町はフランス、ル・マン市と国際友好交流協定を締結しており、世界的な耐久レース文化を有する都市との交流は本町のブランド価値を高める大きな資産であります。今後は、こうした国際的ネットワークも活用しながらモータースポーツの町としてのブランド化を段階的に進め、地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、富士スピードウェイの来場者につきましては、大規模レース開催時において数万人規模の来訪があり、本町にとって大きな交流人口となっております。

町では、これまで宿泊施設への聞き取り調査や観光施設の利用状況、イベント時の人流動向などを通じ、来訪者の町内滞在状況の把握に努めてまいりました。その結果、多くが場内でのレース観戦やイベント参加、キャンプエリア又は周辺宿泊施設への滞在となっており、町内消費の拡大が課題であると認識しております。このため、富士スピードウェイと連携し、イベント来場者に対する町内観光情報の発信を行うとともに、道の駅や温泉施設、飲食店などへの周遊促進を図っているところであります。

今後は、周遊プログラムの造成や二次交通の充実を図るほか、町内事業者と連携した観光商品開発を進め、来訪者の町内への誘導と消費拡大に取り組んでまいります。

次に、モータースポーツ関連企業や次世代モビリティ産業の誘致は考えているかについてであります。

本町が進めているフロンティア推進事業では、静岡県より、ふじのくにのフロンティアを拓く取組みとして8地区の推進区域の指定を受けており、そのうちの一つに（仮称）小山パーキングエリア・スマートインターを活用した地域産業集積事業推進区域があります。ここでは地場産品販売などの設置や自動車関連産業の集積を行い、地域の観光資源を活かしたビジネス観光拠点の創出を目指した開発を行っております。現在、令和6年に造成工事が完了した第1期工区において、事業協力者であるトヨタ不動産株式会社と観光施設やモータースポーツ関連企業の誘致を行っております。

次に、イベント時の渋滞対策や騒音など町はどのように対応しているかについてであります。

富士スピードウェイで開催される大規模イベントは、地域経済への波及効果が大きい一方で、交通渋滞や騒音などに対する住民の皆様の懸念があることも十分認識しております。

交通渋滞につきましては、主催者である富士スピードウェイが、交通誘導員の配置、公共交通機関やシャトルバスの活用により渋滞緩和に努められており、臨時駐車場の確保については町も協力しているところであります。また、交通環境の改善に向けた基盤整備として、町道3975号線が本年4月に全線開通する予定であります。これにより、新御殿場インターチェンジとの円滑なアクセスが可能となり、周辺道路の交通分散と混雑緩和が期待されます。さらに、今後全線開通が予定されている新東名高速道路の（仮称）小山スマートインターチェンジが供用開始すること

により、富士スピードウェイへのアクセスが一層向上し、広域的な交通の分散が図られることで渋滞緩和につながるものと考えております。

騒音につきましては、場内を走る車両に消音装置を装着するなど騒音低減に向けた取組みも行われており、小山町モータースポーツ協力会の活動を通じて地域住民への周知と理解を図っているところであります。今後も地域住民の生活環境との調和を図りながら、持続可能なモータースポーツの振興に努めてまいります。

次に、モータースポーツに親しめる機会を拡充する考えはあるかについてであります。

モータースポーツに親しめる機会を拡充していくためには、まず、町民の皆様が身近に感じ、誇りを持てる環境づくりが重要であると考えております。現在、小山町モータースポーツ協力会においては、町民を対象とした観戦優待の周知や利用促進に取り組むとともに、富士スピードウェイで開催される花火大会や各種イベントとの連携を通じ、多様な関わり方を広げております。

今後も、富士スピードウェイとのさらなる連携の下、子どもや若者を対象とした体験機会の拡充や地域イベントの連動などを進め、モータースポーツを見るスポーツから参加し、学び、地域に根差したスポーツへと発展させてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 私からは、富士スピードウェイや自動車メーカーと協力した教育プログラムの導入についてお答えをいたします。

教育プログラムの取組みとしては、自動車産業について理解を深めることや、地域の特色に目を向け自動車の魅力に触れること、キャリア教育としての職場体験などが挙げられます。

現在、町内の小学校では、5年生の社会科の学習指導要領にあります「我が国の工業生産に学ぶ」の内容に沿って、授業の一環でトヨタ自動車東日本の出前授業に応募し、自動車の製造等に関する授業を受けております。また、地域の特色に目を向け自動車の魅力に触れる機会として、小学校高学年の児童が、毎年、富士スピードウェイで開催されるWEG——世界耐久選手権の地元小学生見学会に参加し、レースや車の魅力に触れるなど、世界に誇るサーキットのある町という本町の特色についても理解を深めております。

中学生では、キャリア教育の一環として富士スピードウェイに職場体験実習に行く生徒がおり、実際に肌で現場の様子を感じるという貴重な体験をさせていただいております。

今後も、このような富士スピードウェイや自動車メーカーと協力した取組みの推進に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問の方をさせていただきます。

3点質問させていただきます。

まずは1点目です。小山町が持つモータースポーツの資産をブランド価値として捉えている点は大変強く感じております。一方で、ブランド化を段階的に進めるとの御説明でしたが、町としてどのような方向性を描いているのか、もう少し具体的にお伺いいたします。

モータースポーツの町としてのブランド化を段階的に進めるとのことですが、その段階とは具体的にどのような取組みを想定しているのか、それに併せまして、フランス、ル・マン市との国際交流をブランド戦略の中でどのように活かしていくのか。

2点目になります。フロンティア推進事業の枠組みやモータースポーツ関連企業の誘致の動きについては御説明いただき、小山町と地域の可能性を広げようとしている姿勢を感じることができましたが、富士スピードウェイという全国的にも有名な資源を持つ小山町にとって、モータースポーツ関連企業や次世代モビリティ産業の誘致は地域の将来を左右する大きなテーマだと考えます。そこで、現状の取組みをさらに発展させる観点から、次の点をお伺いします。

企業による誘致とは別に、小山町として独自にモータースポーツ関連企業や次世代モビリティ産業を積極的に誘致していく考えはあるのか。あるならば、町としてターゲットとする産業分野や企業像を教えてください。

3点目になります。出前授業やWEG見学会、職場体験など、子ども達が地域の特色に触れられる取組みが進んでいることは理解しましたが、富士スピードウェイという全国的にも貴重な教育資源を持つ町だからこそ、これらの取組みを発展させ、より計画的で継続的な学びにつなげていく可能性があるのではないかと考えます。そこで、確認の意味を込めまして、次の点を伺います。

現在の単発的な取組みを、富士スピードウェイや自動車メーカーと連携した体系的な教育プログラムへと発展させていくお考えはあるのか。

以上、3点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 1点目の再質問にお答えいたします。

本町が目指すモータースポーツの町としてのブランド化につきましては、まず、富士スピードウェイでの大会開催時における交通対策や町内事業者との連携強化など受入体制を充実させるとともに、SNSの活用、観光PRイベントへの出展、周遊マップの作成など、情報発信を強化してまいります。

次に、整備が進む富士モータースポーツフォレストの取組みに合わせて、体験型観光メニューの造成や町内イベントとの連携により、滞在交流型の観光へと発展を図ってまいります。

さらに、ル・マン市との国際友好交流では、モータースポーツを軸とした文化、経済、環境など各分野での共通のプログラムの実施に取り組み、海外との交流を活かした魅力づくりを進めてまいります。

こうした取組みを段階的に積み重ねながらモータースポーツの町小山を確立し、地域活性化に

つなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 2点目の再質問についてお答えいたします。

現在、町が進めている小山P A周辺整備事業において造成が完了した用地は、事業協力者であるトヨタ不動産株式会社が所有者となっており、富士モータースポーツフォレストプロジェクトの一角を担っているエリアとなっております。そのため、町が独自でこのエリアに新たな産業、企業を誘致を行うことは難しいと考えておりますが、事業協力者と協力の上で、可能であれば行ってまいりたいと考えております。

議員御指摘の次世代モビリティ産業等の誘致につきましては、湯船原地区に整備しました工業団地において、工場などの立地が可能となっております。町としてターゲットとする産業分野や企業像などは特に定めておりませんが、当該団地の事業協力者であり用地の所有者である大和ハウス工業株式会社とともに、次世代モビリティ産業等に対しても積極的に誘致を行っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育長（勝俣 純君） ただいまの池谷議員の再質問ですけれども、今後の小山町の教育の大きな方向性に関わるので、私の方からお答えさせていただきます。

先ほど、体系的な教育プログラムへ発展させていくお考えはあるかということですが、これは、お考えがあるかというよりも相手がいることですので、私達としては進めていきたいというふうに考えているところです。

基本的に、このようなことを進める場合、学校の中でこれをできる時間枠をつくらなくてはけません。実際、来年度からですけれども、北郷小学校、北郷中学校では、文部省、国からの指定を受けて教育課程の開発校となって、いろんな形で新しい学びの時間を創設するという研究に入ります。また、本日、静岡新聞にもありましたけれども、ラーケーション制度を入れる、このようなことが基本的には来年度以降、最もこれから大切と言われている体験的な学び、また、探究的な学習を学校現場でより円滑に導入していくために準備に入っているところです。

いずれにいたしましても、まず、ここまでの間で、私達学校教育の方では、そういう時間枠を取れるような体制づくりに努めてまいりました。今後必要となるものが、そのせっかくつくったいい器にどれだけいい教育をつぎ込むか、いかに質の高い教育を入れていくか、そのことをしっかり考えていきたいと思っています。

今、富士スピードウェイさんだけの話ではなく、小山町の中にある優良な企業、また、地域の財産、そういうものに子ども達が直接触れて、より深い学び、体験的な活動ができることを、今後、教育委員会としては積極的に進めていきたいところです。皆様方の御協力、ぜひともよろし

くお願いします。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 質問の方はございません。

私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は3月4日水曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時57分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	岩	田	治和
署	名	議	員	蘭	田	豊造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年3月4日（第4日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	企 画 総 務 部 長	長田 忠典君
危 機 管 理 局 長	高村 良文君	住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君
経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	おやまで暮らし課長	中澤 芳文君
企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
長 寿 介 護 課 長	野木 雅代君	農 業 振 興 課 長	安部 将彦君
林 業 振 興 課 長	湯山 光司君	都 市 整 備 課 長	遠山 洋行君
建 設 課 長	山口 幸治君	上 下 水 道 課 長	松本 哲也君
学 校 教 育 課 長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	
散 会	午後1時40分		

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

7番 遠藤 豪君

1. ツキノワグマの対応と緊急銃猟について
2. 有害鳥獣による農作物被害について

5番 臼井光昭君

1. 若年女性の減少と町の将来について

1番 平野正紀君

1. 将来を見据えた水道インフラの安全確保について
2. 介護予防の充実と生きがいづくりの推進

9番 岩田治和君

1. 主要道路等の整備について

6番 小林千江子君

1. 町庁舎の現状と新庁舎整備に向けた今後の方向性について
2. 児童生徒数減少を踏まえた小中一貫教育の推進と少子化対策の連動について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問をします。一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問をします。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行います。再質問については全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いします。

日程第1

一般質問

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 これより一般質問を行います。

本日は個人質問を行います。

通告順により順次発言を許します。

最初に、7番 遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） 私は、今回、一括質問一括答弁方式によりまして、一般質問をいたします。

まず2点お伺いいたします。

一つ目でございますが、ツキノワグマの対応と緊急銃猟についてお伺いをいたします。

近年、熊が人の生活圏に出没する事態が増えまして、人身被害も相次ぎ、昨年秋から冬にかけ、連日テレビ報道で熊に関するニュースがクローズアップされました。熊は本来臆病な動物とされていますが、日中に車が行き交う道路を悠然と歩く姿や、また、学校のグラウンドあるいは商業施設に入り込むなど、人々の生活圏にまで熊が出没するニュースを見聞きしますと、大変恐ろしく、本町でも同報無線による熊出没の注意喚起が報じられますと、よそごとではございません。

報道等では、熊が出没する主な要因は、熊の個体数が増加傾向であることはもとより、餌となるブナの実が凶作で、食べ物を求めて人里に下りるとされております。また、環境省により公表されています熊の出没対応マニュアルでは、生活圏への徘徊を抑制するために、人と熊との住み分けが重要であるとありました。しかしながら、本町は、北に富士山をはじめ丹沢山系、南に箱根外輪山と多くの山々に囲まれており、かつ中山間地で里山が生活圏に近く、生息域を区分することは現実的には困難ではないかと思っております。

国では、改正鳥獣保護管理法が施行され、市町の判断で緊急銃猟が可能となりました。町民の

危険が迫るような緊急事態にあつては、迅速に捕獲する必要があります。一方、富士山周辺から神奈川県丹沢山地に生息している野生熊は、絶滅のおそれのある地域個体群に指定されており、熊を保護する側面もあり、町には慎重な判断が求められるところでございます。

このため、本町におけるツキノワグマの現状と対応をどのようにしていくのかお伺いをしたいと思います。

2点目につきましては、有害鳥獣による農作物被害についてお伺いをいたします。

有害鳥獣による農作物被害は、農業を営む方々の生活に直結し、農業経営の意欲低下による離農や、耕作放棄地の増加につながるものと考えております。

静岡県の資料では、イノシシ、ニホンジカによる食害が大半を占め、また、前年度と比較し増加していることがうかがえます。そこで、本町の被害の状況とその対策について3点ほどお伺いをいたします。

まず1点目に、農作物被害の内容とその被害額についてですが、有害鳥獣としてカラスやムクドリなどの鳥類や、獣類としてのイノシシや鹿、ハクビシンなどが考えられますが、近年での農作物への被害面積と被害額について、また、その被害状況は増加傾向にあるのかお伺いをいたします。

2点目に、農作物被害の拡大を防ぐ手だて、対策についてはどうか。

また、3点目としては猟友会についてお伺いをいたします。猟友会の皆様には、日夜大変お世話になっておるところで、まずこの席をもって御礼申し上げます。猟友会については、近年全国的にも猟友会員の高齢化が顕著になりまして、会員数も減少しているとの報道がなされております。そこで、駿東猟友会小山支部の現在会員数と平均年齢はどれほどなのか、3点目としてお伺いをいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（岩田幸生君） 遠藤議員にお答えします。

初めに、ツキノワグマの現状と対応方針についてであります。

ツキノワグマについては、議員御指摘のとおり、町民の生命財産を守るため、迅速かつ適正に対応をしなければならないと考えております。

本町におけるツキノワグマの現状については、今年度の目撃通報件数は10件で、昨年度の15件と比較すると減少傾向にあります。また県内ほかの市町と比較しても少ない状況にあります。

生息頭数については、静岡県や神奈川県の公表資料によりますと、推計値であります。富士地域個体群では102頭、丹沢山地では約80頭生息しているとされています。静岡県では令和7年度からツキノワグマの生息実態調査に着手しており、その調査結果からツキノワグマの対策をまとめた管理計画を策定することとなっております。本町といたしましては、その動向を注視し、適切な熊の個体数の把握を行うとともに、人と熊との住み分けによる共存に努めてまいります。

次に、本町が行う熊の対応については、熊の目撃情報が町に寄せられた際、直ちに町民に同報

無線などによる注意喚起を行うことや、町職員と駿東猟友会小山支部にて、痕跡の調査、さらに御殿場警察署による目撃箇所の周辺のパトロールを実施しています。

また同時に、学校関係者には教育委員会を通じて情報伝達を行い、緊急メールにより保護者へ注意を促すとともに、状況に応じ、児童の引渡しや自宅待機を指示することとしております。

生活圏内に熊の徘徊が終息しない場合にあっては、追い払いや箱わなによる捕獲を行うとともに、人命に危険が迫るような緊急事態の場合には、国が定めた緊急銃猟ガイドラインに基づき、銃猟による捕獲を行うなど、出沒状況に応じた対応をいたします。

次に、有害鳥獣による農作物被害についてのうち、まず、農作物被害の内容と被害額についてであります。

本町の農作物被害の多くは、鹿やイノシシによる水稻、水かけ菜、野菜への食害や踏み荒らしが大半を占め、次いで、ハクビシン、カラス、アナグマ、アライグマなどによる野菜や果樹への食害が主なものであります。令和6年度における被害につきましては、野菜の被害額が422万7,000円、被害面積が95アール、次いで水稻の被害額が336万2,000円、被害面積が264アールが主なものであり、その他を含み、被害額の合計が893万7,000円、被害面積の合計が469アールであります。令和5年度の被害額の合計が901万4,000円、被害面積の合計が449アールとなっており、比較しますと、被害額は微減しておりますが、被害面積は増加しております。

次に、農作物被害の拡大を防ぐ対策についてであります。

本町では、鳥獣による農作物の被害防止に関する基本的な方針などを定めている小山町鳥獣被害防止計画により、鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、鳥獣被害防止対策を総合的に実施しております。具体的な対策としまして、次の三つの対策を推進しております。一つ目は、収穫し放置された作物や餌となる生ごみなどの除去や、隠れ家やすみかとなる藪を伐採し見通しのよい環境をつくるなど、寄せつけない対策です。二つ目は、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの防護柵を設置し、鳥獣を侵入させない対策です。三つ目は、駿東猟友会小山支部と連携し、わなや銃により実施している捕獲の対策です。これらの被害対策を効果的に実施するために、農業者のみならず地域の方々に向けたセミナーを定期的を開催し、被害対策に関する知識の普及に努めております。

次に、町内における駿東猟友会の現状についてであります。

現在、駿東猟友会小山支部は会員46人で活動しており、銃猟の資格者は22人、わな猟の資格者40人で、平均年齢は56歳となっております。区からの要望などを踏まえ、町の許可に基づいて実施する有害鳥獣捕獲をはじめ、野生鳥獣の保護管理や狩猟事故を防ぐための講習会の開催、次世代のハンター育成のための技術指導など、地域を守るための活動に御協力をいただいております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○7番（遠藤 豪君） 再質問させていただきます。

ツキノワグマに関して、いわゆる、山から人里へ下りて出没し、生息しているアーバンベアについては、人命に危険が迫るような緊急事態にも発展しかねません。また、そのような状態のときには銃猟による捕獲を行うとのことでありました。緊急銃猟については町民の関心も高いものと思われます。実際どのような状況下にあった際、緊急銃猟が行われるのかお伺いをいたします。また、里山にツキノワグマが下りてこないような対策について、町の見解を併せてお伺いいたします。

次に、農作物被害について、4点ほど再質問させていただきます。

まず1点目は、先ほどの答弁で鹿やイノシシなど相当数捕獲をしているとのことですが、小山町では、有害鳥獣の捕獲に対して1頭当たり幾らかの報奨金を払っているのか。だとすれば、その額はいかほどになるのか。また、それらに対して国や県の補助金はあるのかお伺いをいたします。

2点目として、捕獲した鳥獣の最終処分についてはどのようなことになっておるのかお伺いいたします。

3点目として、防護としての電気柵や捕獲のためのくくりわなはどのような流れで設置しているのかお伺いをいたします。

最後の4点目といたしまして、捕獲従事者の確保、育成に対する対策はどのようにしているのか。以上、お伺いをさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 私からは、緊急銃猟とツキノワグマが下りないような対策についてお答えをさせていただきます。

緊急銃猟につきましては、緊急銃猟ガイドラインに示された条件を全て満たした場合に銃猟が可能となります。具体的には、熊等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入もしくは侵入するおそれがあること。また、人の生命・身体への危害を防止する措置として、緊急性があり、かつ銃猟以外の方法で捕獲が困難であること。さらには、避難指示や通行規制などにより安全確保した上で、発砲後の弾丸が人に到達するおそれがない場合に限り、町の判断により緊急銃猟を行います。

次に、ツキノワグマの出没を抑制する対策につきましては、生ごみの放置や、森林付近の柿や栗など、放置された不要果実は熊を誘引する原因となりますので、撤去することが重要であります。また、熊は河川や広葉樹林に沿って行動する性質がございますので、森林内の見通しをよくするため立木を伐採するなど、緩衝地帯を設けることにより、徘徊経路を分断させ、空間的に住み分けを図ることが有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 私からは、農作物被害についてお答えいたします。

最初に、有害鳥獣の捕獲に対する報奨金についてであります。鹿、イノシシの捕獲活動を支

援することを目的とし、国の交付金制度により、国から成獣1頭当たり7,000円、幼獣は1,000円を交付しております。また、町から追加の支援といたしまして、成獣、幼獣に関わらず1頭当たり4,000円を交付しているところであります。

次に、2点目の捕獲した鳥獣の処理についてであります。鳥獣の処理につきましては、捕獲者に一任しており、自家消費としての処理や山中など現場での埋設処理が主であります。

次に、3点目の防護としての電気柵やくくりわなの設置に至る流れについてであります。農業振興課で被害の報告を受け、鳥獣被害実施隊により、現地の確認を行います。その結果、捕獲が必要な場合は、地権者の許可を得て、注意喚起の看板など安全確保に十分注意した上で、くくりわなを設置しております。また、防護としての電気柵等の設置につきましては、広域で整備する場合は、国の資材費相当分の補助を活用し、地域ぐるみでの対策となるよう推進しております。また、個人単位での防護の場合につきましては、町で実施しております資材費の2分の1の補助の活用を促し、対策をしているところであります。

最後に、捕獲従事者の確保、育成に対する対策についてであります。狩猟免許の取得に係る費用の補助を実施しており、捕獲従事者の育成を図っております。また、捕獲した場所や大きさなどをデータ化できるアプリの活用や、現場に行かずしてスマートフォンで現場の状況を確認できるセンサーカメラなどICT機器を積極的に活用し、効果的な捕獲活動と捕獲従事者の負担軽減を図り、捕獲従事者の確保、育成に努めております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） 再々質問をさせていただきます。

熊による人身被害の発生の多くは、出会い頭の遭遇とされ、特に子熊を連れた母熊の遭遇が最も危険と言われております。以前には、生土地区で農作業中の町民が熊に襲われ、けがをした事故も発生いたしております。

本町においては、ハイキングや山林に近い箇所で仕事をされる方も多くいるものと考えます。熊に出会わないための対策についてお伺いをいたします。

また、最近では熊スプレーも効果があると聞いております。熊スプレーを購入する町民に対し、購入費の一部を補助する考えがあるのかも併せてお伺いをいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 熊に出会わないための対策については、鈴やラジオなどを鳴らし、熊に人の存在を知らせることが効果的であると考えております。そのため、悪天候や見通しが悪いところでは、熊も人も互いに存在に気づきづらいので注意が必要です。また、早朝や夕方は熊の行動が活発になります。その時間帯での山林内や山に近いところでの行動は避けることが必要であると考えます。

次に、熊スプレーの購入費の補助についてであります。市場では熊スプレー1本1万円を超え

ており、高額なものとなっております。町民の安全性を高めるために必要な手段であると考えますが、本町における熊の出没状況を鑑みますと、他の自治体と比べ少ないこともあり、今後の動向を注視しながら検討してまいります。一方で、森林を管理される団体や各小中学校、またハイキングなど、一時的に山林内もしくは近いところで活動される方で希望される方には貸出しを実施したいと考えております。

以上でございます。

○7番（遠藤 豪君） 質問は以上で終わりますが、要望事項として、有害鳥獣によります捕獲活動ですか。これの支援に対しての交付金制度ですかね。国と町、合わせると1頭成獣で1万1,000円ほどになるようですけれども、猟友会の皆様は日常仕事をもちながらいろんな面で協力をされておるということで、私としては、もう少しこの辺のプラス分を増やしていただけたらというふうに感じておりますので、これは要望としてお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 若年女性の減少と町の将来について、一括質問一括答弁方式で行いますので、よろしくお願いします。

近年、本町の人口減少、とりわけ若年女性の減少について、強い危機感を抱いています。この問題は、単なる人口の増減ではなく、町の将来そのものに直結する問題だと考えています。本町の出生数は、2005年には150人でしたが、2024年には74人まで減少しています。この20年ほどの間、出生数はほぼ一貫して減少を続けています。

しかし、これは若い世代が子どもを産まなくなったからではありません。子どもを産む世代そのものが町にいないことの結果だと考えます。実際に若年女性人口を見ると、2005年には、20歳から24歳が497人、25歳から29歳が572人、30歳から34歳が710人、35歳から39歳が613人でした。

一方、2025年には、20歳から24歳が280人、25歳から29歳が277人、30歳から34歳が303人、35歳から39歳が416人となっています。20年前と比べ、20代・30代の女性人口が大幅に減少している状況です。さらに、2025年の人口構造を見ると、15歳から19歳の女性が約330人いる一方で、20歳から24歳では約280人へと、進学時期に大きく減少しています。これは、大学や専門学校への進学を機に若い女性が町を離れ、そのまま戻らない流れが長年続いてきた結果ではないでしょうか。

これまで町は、医療費助成や給食費無償化など、子育て支援策を積極的に進めてきました。これらは重要であり、評価すべき取り組みです。しかし、現実として、若年女性の減少は止まらず、出生数も回復していません。このことは、子育て支援を充実させれば人口が定着するという段階を既に超えている可能性を示しているのではないのでしょうか。

また、就業の実態では、令和2年国勢調査によると、小山町に住み、かつ小山町で働いている15歳以上の女性就業者は2,240人です。一方で、小山町に住みながら町外で働いている女性就業者

数は1,765人に上ります。町外就職者1,765人の内訳を見ると、静岡県内で働く人が1,574人、そのうち御殿場市で就業している女性は1,412人です。

すなわち、町外で働く女性の約8割が御殿場市で就業しているという実態です。このことは、働く場所が町外であっても暮らしの拠点は小山町にあるという選択が既に現実になっていることを示しています。

そこで伺います。

1、本町は、若年女性の減少を、町の将来に関わる重要課題として、どのように認識しているのか。

2、若年女性が町を離れる主な要因として、町としてどのように分析しているのか。

3、これまでの子育て支援策は、若年女性の定着や出生数にどの程度効果があったと評価しているのか。

4、今後は、子育て支援に加え、進学時点で町との関係が切れないう、より早い段階から取り組みが必要だと考えますが、町の考えを伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 白井議員にお答えいたします。

初めに、本町は若年女性の減少を町の将来に関わる重要課題としてどのように認識しているのかについてであります。

現在、日本全体で人口減少や出生率の低下が続き、特に、生産年齢人口の減少は、深刻な人手不足を招くだけでなく、暮らしや経済に影響を及ぼす大きな課題とされております。

平成26年には、日本創成会議により、20歳から39歳の女性人口の将来動向に着目した消滅可能性都市が公表され、896自治体のリストに本町も掲載されました。その10年後、令和6年の人口戦略会議による公表では、774の消滅可能性自治体から本町は対象外となりました。減少率は改善されたものの、令和2年、2020年の若年女性人口1,482人に対して2050年には774人になると推計され、依然として今後30年間で約50%減少することが推計されております。

本町では、若年女性を含めた若年層の減少を重要課題として、平成27年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。多様な雇用機会の創出や住環境の整備を進め、若者世代の結婚、出産、子育ての希望に応えることで、若年層の社会減を食い止める施策を推進しております。また、第5次総合計画後期基本計画においても、引き続きこれらの取り組みを進めてまいります。

次に、若年女性が町を離れる主な要因について、町としてどのように分析しているのかについてであります。

若年女性のみを対象とした調査は実施しておりませんが、昨年の第5次総合計画後期基本計画策定に当たり、「小山町に住みたいか」などについて、中学生及び15歳から29歳までの若者を

対象としたアンケートを実施いたしました。

若者のアンケートの結果では、暮らしやすさを感じている一方で、社会人層では「住み続けたい」という意向が高いものの、高校生、大学生の層では低い傾向にあることが分かりました。その理由としては、「交通や買物など生活が不便」「町外でやりたい仕事がある」「町外で学びたい学校・大学がある」といった回答が上位を占めております。生活の利便性に対する課題だけでなく、町の教育環境や産業構造に課題があることが分かりました。

若者が本町で希望を実現できるよう、生活利便性の向上に加え、教育や仕事に関する施策を積極的に推進してまいります。

次に、これまでの子育て支援策は、若年女性の定着や出生数にどの程度効果があったと評価しているのかについてであります。

最初に申し上げましたとおり、消滅可能性都市からの脱却を果たせたことは一つ大きな結果であったと考えております。

若年女性を含めた若年層についてであります。中学生アンケートにおいては、本町の強みとして、「自然の豊かさ」と並んで、「給食や医療費の無償化などの公共サービス」が上位に選ばれました。この中学生年代において、本町の子育て支援策が子ども達自身にも確実に認知され、評価されていることは、本町に住みたい、住み続けたいという動機づけになるものと期待しております。

加えて、子育て世代を対象とした地域優良賃貸住宅、グランファミリア落合の整備は、成美地区における若年層の居住環境の確保につながっており、定住及び移住の促進の一つとなっております。現在整備を進めている菅沼地域優良賃貸住宅においても、同様の効果を見込んでおります。

次に、今後は子育て支援に加え、進学時点で町との関係が切れないう、より早い段階からの取組みが必要だと考えるが、町の考えは、についてであります。

町は現在、若年層である世代の流出を食い止める施策として、大学生や専門学生などを対象に、進学しても町内からの通学費を支援する遠距離通学サポート給付金事業を実施しているほか、小山町出身者が卒業後に本町への定住を促す奨学金返還サポート給付金事業を行っております。

さらに、小学生及び中学生の早い段階から本町への愛着を深め、地域のことを知ってもらおうと、ふるさと金太郎博士事業を行っております。具体的な活動として、企業見学や職場体験なども実施しております。

このように、小さい頃から町や地域への愛着を深め、地元の企業の魅力を知っていただく機会を増やしていくことで、小山町に住みたい、住み続けたいという意識の醸成を図っていきたいと考えております。

回答は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） 先ほどの答弁では、若年女性の減少を重要な課題と認識しているとのこと

でした。しかし、改めて現実の数字を直視したいと思います。

2024年の出生数は73人です。これは男女合計であり、仮に半数が女性とすれば約36人です。この36人が20年後の母親世代の基礎人口になります。そして、現在と同様の流出傾向が続けば、そのうち何人が町に残るかは、ある程度推測できます。

私は危機をあおるつもりはありません。しかし、この構造を直視せず、既存施策の延長だけで本当に足りるのか、強い疑問を持っています。

さらに重大なのは、直近の報道です。2月下旬、全国紙やテレビで、2025年の出生数は70万5,000人となり、少子化の進行は政府推計より17年早いと報じられていました。推計より17年早いということは、想定していた未来が17年前倒しで到来しているということです。

もし国全体で17年の前倒しが起きているのであれば、本町の人口構造も、従来の推計より速いスピードで変化している可能性は否定できません。特にコロナ禍以降の出生数の急減を踏まえれば、国立社会保障・人口問題研究所の過去傾向ベースの推計を前提にしていれば、現実との乖離が広がるおそれがあります。

本町は、直近の出生数73人という事実を踏まえ、統計の前提条件を再検討しているのでしょうか。人口減少が17年前倒しで進む可能性について、どのように認識しているのか、明確な見解を伺います。

また、女性就業の実態についても確認します。

小山町に住み、かつ小山町で働いている15歳以上の女性就業者は2,240人です。一方で、小山町に住みながら町外で働く女性は1,765人。そのうち1,412人、約8割が御殿場市で就業しています。もちろん全ての若い女性が望む職種、職業を町内で実現することは不可能です。小山町に住み、御殿場で働くという選択も、本町の地理的特性を活かした現実的な形です。

しかし、重要なのは、町外で働いても小山町に住み続けたいと思える環境があるかどうかです。若い女性が何を望み、なぜ町を離れるのか。町は具体的な実態把握を行っているのでしょうか。町外就職者や転出者への調査を行い、政策に反映させる仕組みを持つべきではないでしょうか。

例えば、長野県伊那市では、高校生段階から地元企業と継続的につながるキャリア教育を実施し、地元で働く将来像を描ける取組みを進めています。本町でも、先進事例を研究し、中学生段階から地元での未来像を描ける環境づくりに着手する考えはありませんか。

今の中学生、いわゆるアルファ世代は、私達とは異なる価値観と情報環境の中で育っています。この世代にとって魅力ある町とは何か。その視点を持たずに人口戦略を描くことはできません。

17年早く進む少子化という現実を前に、従来の延長線上で対応するのか。それとも、前提そのものを見直し、若年女性の流出防止を最重要戦略として再構築するのか。本町の覚悟を改めて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 臼井光昭議員の再質問にお答えさせていただきます。

はじめに、人口減少動向についてであります。

2月26日に報道されました厚生労働省の人口動態統計速報、令和7年12月分では、出生数は、全国で70万5,809人で、この10年間でおよそ3割減少いたしました。自然減は89万9,845人に達しており、少子化と人口減少には改めて強い危機感を持っているところであります。

人口減少が前倒しで進む可能性については、婚姻数がコロナ禍前の水準に依然として戻っていないことなどから、令和2年の国勢調査を基にした令和5年の国立社会保障・人口問題研究所推計よりもさらに人口減少が進むのではないかと推測されるところであります。

次に、転出者等の調査による政策への反映についてであります。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、若者の定住意向の把握をするため、後期基本計画の策定に当たり、初めて15歳から29歳までの若者全員を対象としたアンケートを実施し、後期基本計画、特に重点施策として反映させたところであります。

一方、若者の回答率は12%と低く、政策や行政への関心が低いことが示唆される結果となりました。

さらに回答者の中でも、若者の意見が反映されていると思うかについては、「そう思う、どちらかといえばそう思う」というのが25.9%にとどまっております。このため、若者の町政への参画について環境や導線づくりを進める必要があると考えております。

今後も若者へのアンケート調査を継続的に実施し、子どもや若者が真ん中となる社会への取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、中学生段階から地元での未来像を描ける環境づくりに着手する考えは、についてであります。

町内の中学校では、現在、職場体験により、各地域の産業を知るきっかけづくりをしております。

また、来年度、北郷中学校が教育課程柔軟化サキドリ研究校指定校として、調整授業時数制度を活用した金融教育を実施する予定であります。具体的には、町の事業所や産業を知り、町内における起業プランを作成するキャリア教育の取り組みを計画しているとのことであります。

今後、町内の中学校へ広がることを期待しているところであります。

次に、若年女性の流出防止への対応についてであります。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、本町では、若年女性を含めた若年層の減少を重要課題として、平成27年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、また、総合計画に反映し、見直しをしながら施策を推進してまいりました。

後期基本計画重点プロジェクトで位置づけたとおり、若者や女性が希望を持てる環境づくり、育てたい、暮らしたい、帰りたいまちづくりを推進していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 答弁ありがとうございました。

再々質問ではありませんが、人口減少が推計値より早く進む可能性についても言及され、強い危機感を持っておられることは受け止めました。

しかし、2024年の出生数が73人、そのうちおよそ半分、約36人が女の子です。この36人が、20年後、本町の若い世代の基礎になります。

また、若者アンケートの回答率が12%にとどまり、若者の意見が反映されていると感じている割合が25.9%にとどまっているという事実は、若い世代との距離がなお大きいことを示しているのではないのでしょうか。危機を認識するだけでなく、前提を再検証し、若年女性の流出防止を町政の最重要戦略として、明確に再構築する段階に来ていると私は考えます。

人口構造の変化は静かに、しかし確実に進行します。限られた財源の中で何を最優先にするのか。その判断は将来世代に対する責任そのものです。20年後、あのとき現実を直視し戦略を見直したと評価される町であることを強く願い、若年女性流出防止策の本格的な再構築を要請し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 次に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 私は、通告に従いまして、2件の問題について、一問一答方式で質問させていただきます。

初めに、将来を見据えた水道インフラの安全確保についての質問です。

上水道は、町民の生命と日常生活を支える最も基礎的なインフラであり、平常時はもとより、地震や豪雨などの災害時においては、その重要性が一層高まります。本町では、水道事業ビジョン及び令和7年4月には水道事業経営戦略を改定し、将来にわたり安全で安定した水道サービスの提供を目指しているところであります。

一方で、施設や管路の老朽化が着実に進行する中、災害時における断水や復旧の遅れが、町民生活や地域の安全に深刻な影響を及ぼすおそれも指摘されています。特に、老朽化した施設や管路については、計画どおりの更新にとどまらず、災害リスクの高い箇所から先行的に更新していくという判断が今後ますます重要になると考えます。

また、こうした安全確保や災害への備えを重視する中では、財政面や水道料金の在り方についても、避けて通れない議論が生じるものと思われます。

そこで、水道事業経営戦略の狙いと今後の展望を確認するとともに、災害への備え、老朽化対策、そして安全性を最優先とした事業運営の考え方について、順次質問をいたします。

町では、水道事業ビジョンに基づき水道事業経営戦略を策定し、将来にわたって安全で安定した水道サービスの提供を目指しているところであります。この水道事業経営戦略を通じて、町として何を最も重視し、どのような水道事業の姿を将来像として実現していこうとしているのか。また、今後の運用に当たっての基本的な展望について、町長の御認識を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 平野議員にお答えをいたします。

本町水道事業では、安全で良質な水道水を安定的に供給するために、健全な経営を持続させることを基本方針に掲げております。具体的には、施設能力の適正化、水圧の適正化、施設の集約化、老朽施設の計画的更新、そして中長期的な財源の見通しを立てるという五つの基本方針掲げております。今後の展望といたしましては、人口減少に伴う料金収入の減少や物価高騰といった厳しい経営環境を直視しつつ、独立採算制を基本原則とした持続可能な水道経営を目指しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） ありません。

引き続き、具体的な質問をいたします。

水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略では、施設や管路の老朽化が大きな課題として示されていますが、老朽化した施設や管路と、災害時における被害拡大や長期断水のリスクとの関係について、どのように認識しているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 基幹管路や配水施設の耐震性が不足している箇所につきましては、災害発生時に破損による断水など、町民生活に支障が生じるおそれがあることから、計画的な対策が不可欠であると考えております。

現状といたしましては、令和5年度末時点における管路の経年化率が27.2%、また経過年数が40年以上の取水施設や配水池も多くある状況であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

管路の経年化率27.2%を何年度までに、どの水準まで引き下げる目標を持っているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再質問にお答えいたします。

管路の更新につきましては、膨大な費用と時間を要することから、経営戦略に基づき計画的に進めていく必要があります。まずは令和16年度までの計画期間内において、着実に老朽管の更新を継続し、経年化率の改善に努めます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再々質問いたします。

水道管路は法定耐用年数が40年であり、更新を急がなければなりません。町民が安心できる管路の経年化率と管路更新率の水準、目標とする数値はどのくらいでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再々質問にお答えいたします。

目標とする数値につきましては、まずは管路更新率を、県内事業体の平均を上回る1.0%以上で維持することを目指します。また、経年化率については、令和16年度までの経営戦略期間内において、現在の27.2%から20%台前半まで引き下げることの一つの指標として、将来的な更新漏れが生じないように、着実に事業を進めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） はい。

次の質問に移ります。

水道事業経営戦略では、限られた財源の中で、計画的に施設や管路の更新を進めていくこととされています。

一方で、災害時の影響が特に大きいと想定される老朽化施設や管路については、通常の更新計画にとどまらず、更新時期を前倒して先行的に対応する必要があるのではないかと考えます。

この点について、町の認識を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 災害時の影響が甚大と想定される箇所につきましては、単なる老朽化対策にとどまらず、施設能力の適正化と防災・減災対策を連動させた投資を優先的に行う方針であります。限られた財源の中で、リスクの高い箇所を明確にし、先行的に対応することで、強靱な水道インフラの構築を目指してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

施設能力の適正化と、防災・減災対策を連動させた投資を優先的に行う方針とのことですが、前倒しが必要な場合、ほかの事業を調整してでも優先する覚悟はあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再質問にお答えいたします。

水道は命に直結するインフラであり、災害時のリスク低減は最優先課題です。予期せぬ老朽化の進行や、災害リスクの深刻化により、計画の前倒しが必要であると判断される場合には、財政状況を見極めつつ、事業の優先順位を適時見直し、優先的に予算を配分することを検討いたします。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） はい。

次の質問です。

更新や耐震化の優先順位を決定するに当たり、使用年数や事故リスクに加えて、災害時に町民生活へ与える影響の大きさをどの程度重視して判断しているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 更新の優先順位決定に当たりましては、施設の使用年数や事故リスクに加え、災害時に町民生活へ与える影響の大きさを極めて重要な指標としております。具体的には、管路の更新において、震災時の避難箇所や病院等の重要施設への給水を最優先とする考え方を基本としております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

震災時の避難箇所や、病院などの重要施設への給水を最優先する考え方は理解するところではありますが、政府の地震調査研究推進本部「南海トラフの地震活動の長期評価」によりますと、発生時期は30年以内、発生確率は60から90％へと引き上げられ、最近では2030年代に発生してもおかしくないという報道も耳にします。

また、町内の水道事業者の方からは、東日本大震災クラスの大地震が来たら小山町の水道ははずたずたになるという声も聞いています。もはや想定外ではないこの現実について、町はどのような認識でしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再質問にお答えいたします。

南海トラフ地震等の大規模災害は、もはや、いつ起きてもおかしくない差し迫った脅威であると重く受け止めております。特に被害が甚大になると予想される基幹管路の耐震化を最優先とし、物理的な対策と並行して、他自治体との広域連携による応急給水体制の強化にも努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問いたします。

南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないとの認識であるならば、現在の耐震化ペースは十分と考えているのか。今のペースで間に合うのか。もし十分でないとすれば、どの程度の加速が必要と認識しているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再々質問にお答えいたします。

耐震化のペースと加速の必要性については、南海トラフ地震等の切迫性を鑑みれば、これで十分であると断言することは困難であります。さらなる加速については、将来の水道料金への影響や企業債残高の増大を招くおそれがあるため、財政健全性とのバランスを維持できる経営戦略に基づく計画的推進が最適であると考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

次の質問です。

水道事業経営戦略では、財政の健全性や収支の均衡も重要な視点とされています。一方で、災害への備えや老朽化施設・管路の先行的な更新を進めるためには、一定の財政負担や、水道料金の見直しを伴う判断も必要となることが想定されます。

安全性の確保と住民負担とのバランスについて、どのような考え方で整理し、検討していくのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 独立採算制を基本とする水道事業におきまして、安全確保のための投資及び財源の確保は必須であると考えます。まずは施設の集約化、DXの推進、民間委託の検討、さらには広域連携の推進といった徹底した経営の効率化により、コスト削減に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

安全確保のための投資及び財源確保について、経営戦略では令和9年度に料金改定を行う計画であります。料金改定を行う場合、その主たる目的は、老朽化更新や災害対策の財源確保であると明確に説明する考えでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再質問にお答えいたします。

料金改定は住民生活に直結する重要な判断であるため、その用途については透明性を確保しなければなりません。安全・安心な水を次世代につなぐため、老朽化対策や耐震化にこれだけの費用が必要であるという事実を住民の皆様に丁寧かつ明確に説明し、御理解をいただけるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

最初の回答になるわけですが、民間委託の検討、広域連携の推進といった経営の効率化につい

て触れていますが、この2点について詳しく教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再々質問にお答えいたします。

経営の効率化に向けた具体的な取組みについてですが、民間委託につきましては、現在行っている検針業務といった個別業務の委託にとどまらず、施設の運転管理や修繕、設計などの業務を複数の年度にわたって一括して委託する包括的民間委託の導入を検討してまいります。これにより、民間のノウハウ活用によるコスト削減と、専門技術の継承を図ることが可能と考えております。

次に、広域連携につきましては、近隣市町との資機材の共同発注や災害時相互応援体制のさらなる強化に加え、将来的には事務プロセスの共通化などの踏み込んだ連携についても、県や周辺自治体との協議の場を通じて研究してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） はい。

最後の質問です。

水道事業ビジョンで掲げる「安全で安定した水道サービス」を将来にわたり実現していくため、水道事業経営戦略を今後どのように運用し、災害への備えや老朽化施設・管路の更新を具体的な取組みとして進めていく考えなのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 本経営戦略に基づき、小山高区配水池改良や大御神配水池改良などの主要プロジェクトを計画的に進め、水圧の安定と耐震化を推進してまいります。また、3年から5年ごとに計画の検証と見直しを行い、常に最適な経営状態を維持することで、次世代に安全な水道インフラを引き継いでまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

小山高区配水池改良及び大御神配水池改良は、それぞれ何年度の完了を目標としているのか。

また、主要プロジェクトが完了した場合、町全体の耐震化率はどの程度向上するのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 再質問にお答えいたします。

小山高区配水池や大御神配水池の改良などの主要プロジェクトについては、本経営戦略の計画期間である令和16年度までの完成を見込んでおります。これら施設の改良により、町全体の配水池における耐震化率は72.9%から81.1%に向上するものと見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

本日の議論を通じまして、老朽化対策や耐震化を進めていく方針は示されました。しかし、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないとされる中、現在の取組みで十分と言い切れる状況ではありません。

水道は、町民の命と暮らしを守る最重要インフラであり、経年化率の改善や耐震化率向上をこれまで以上にスピード感を持って実行すべきであります。そのための財源の在り方についても、透明性を確保しながら丁寧に議論を重ね、町民の理解を得つつ着実に取り組むことを求めまして、1 件目の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 平野正紀君。

○1 番（平野正紀君） それでは、2 件目の質問に移ります。

2 件目の質問は、介護予防の充実と生きがいつくりの推進というテーマです。

小山町では、高齢化が進む中、介護や医療を必要とする方が今後さらに増えていくことが見込まれています。そのような中で、限られた財源と人材の下、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、介護が必要となる前からの予防的な支援、すなわち介護予防と自立支援の取組みを一層強化していく必要があります。

町では、「自主運営体操倶楽部」や「おやまのいばしょ」など、住民主体の介護予防活動が実施されており、これらは高齢者の健康維持や社会参加を促す大切な機会となっています。一方で、参加者の偏りや継続性、外出しづらい方への働きかけ、また、担い手の確保など、幾つかの課題も見受けられます。さらに、今後は、ICTの活用やデジタル支援といった新しい手法を取り入れ、参加の幅を広げることも検討すべき時期に来ていると感じます。

介護予防の推進は、要介護状態の重度化防止に加え、介護保険財政の適正化にもつながり、町民の保険料負担の抑制という面でも意義のある取組みです。町民一人一人の健康寿命を伸ばし、持続可能な福祉の実現に向けて、今後どのように進めていくのかについて、幾つか質問いたします。

初めに、介護予防事業の現状について伺います。

小山町で現在実施している介護予防事業の全般的な実施状況について教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 平野議員にお答えいたします。

元気塾、おでかけクラブをはじめとする介護予防教室の開催や、住民主体の通いの場、地域の集会所等で地域住民が気楽に集まることができる居場所への支援をしております。また、健康状態が不明な方への訪問など個別支援を実施しております。実施状況につきましては、令和6年度で、個別支援は80人、介護予防教室等の延べ参加人数は8,600人でした。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

住民主体の通いの場や居場所、町が行う介護予防教室の実施内容についてもう少し詳しく教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

介護予防教室では、参加される方の状態に合わせた運動や、体を動かしながらの脳トレ、手芸やゲームなどを行っております。そして、地域の方などが運営している通いの場のうち、自主運営体操クラブでは、無理せず体を整える運動やノルディックウォーキングなどに取り組んでいると伺っております。また、「おやまのいばしょ」などでは、おしゃべりや歌などを楽しんでおり、認知症の方やその御家族をはじめ誰もが集える「オレンジカフェ」では、オレンジサポーター、認知症サポーターを中心に情報交換や交流をしていると伺っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

様々な内容を実施していることは理解いたしましたが、参加者の満足度や健康状態の改善など、具体的な成果はどのように把握されていますか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再々質問にお答えいたします。

健康状態につきましては、健診や体力測定の結果で把握をしております。また、満足度につきましては、職員が定期的に訪問いたしまして、皆さんのお話を伺っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） はい。

次の質問です。次は、参加促進の工夫について伺います。

特に、外出を控えがちな方が介護予防に参加しやすくなる工夫や取組みはされていますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 地域包括支援センターの職員などが、自宅へ訪問し、居場所等の

紹介や同行をしております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問します。

居場所への同行など丁寧な支援をされているとのことですが、その後、継続的な参加につながっている割合は把握しているのでしょうか。また、参加につながらなかったケースの課題は何と分析しているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

正確には把握してございませんが、おおよそ7割程度は継続的な参加につながっていると伺っております。つながらなかったケースは、本町に生活の拠点を移してから時間が短いために、知り合いがおらずなじめなかった方や、どこに行くのも嫌だという方が多いようです。課題としては、個別の事情が大きいと思いますので、引き続き御自宅を訪問し、寄り添い、折を見て居場所等を紹介するなどしながら支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

次の質問です。次は、フレイル予防と評価についてです。

フレイル予防の視点から、体力測定、栄養状態、口腔機能などの評価を事業に活かしていますでしょうか。また、今後の事業拡充の予定はありますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 体力測定の結果を踏まえ、体操教室での運動の強度を変更するなど、事業内容の検討に活用しております。また、栄養状態及び口腔機能に関する結果等を踏まえ、継続的な訪問支援につなげております。事業拡大の予定につきましては、現在実施しておる事業の効果を把握し、検討してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

事業の効果を把握するとのことですが、具体的にどのような指標で評価するのか伺います。また、改善が必要と判断した場合、いつまでに見直しを行うのか目安はありますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

健診の問診票や血圧など健診結果等により評価をいたします。また、いつまでに見直しを行うかにつきましては、次年度事業に間に合うように検討したいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再々質問いたします。

見直しの判断基準や目安になるものはあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再々質問にお答えをいたします。

75歳時点で健康な状態を維持できている方の割合が急激に減少するなど、大きな変化が見られた場合には改善が必要と判断し、次年度以降の事業内容を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

次の質問です。次は、事業者・担い手支援について伺います。

介護予防事業を担うボランティアなどに対して、町としてどのような支援を行っているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 住民主体の通いの場や居場所を運営する団体につきましては、補助金の交付や講師の派遣をしております。また、オレンジサポーターやはつらつ元気サポーターなど、高齢者等を対象とした事業のボランティアをしている方を対象にフォローアップ講座を実施し、安全な介助方法などの研修を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

補助金の交付や講師の派遣をしているとのことですが、過日、厚生労働省から表彰を受けられましたNPO法人おでかけクラブの活動を訪問する機会があり、いろいろとお話を伺うことができました。その中で、日頃の活動運営のための資金を確保するのが大変であるという切実なお話を伺いました。

町として、このような現状を把握され、介護予防の担い手へのさらなる手厚い支援ができないものかと願うわけですが、町の見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

運営する団体へは補助金の交付等により支援をいたしておりますが、対象経費の拡充など補助金交付要綱の見直しを行い、支援の拡充を検討しているところでございます。

また、高齢者等を対象とした事業などのボランティアをしている皆さんに、令和8年度からは、活動した際に小山健康マイレージポイントをボランティアポイントとして付与することといたし

ました。

引き続き、皆さんの声を伺いながら、支援の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再々質問いたします。

補助要綱の見直しを検討中とのことです。予算も必要となることは承知していますが、莫大な金額にはならないと思います。ぜひとも現場の声、介護予防の担い手として頑張っていられる皆様の声を反映して、早期に対応をしていただきたい。改めて見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再々質問にお答えをいたします。

補助要綱の見直しにつきましては、令和8年度からの施行を目指しております。先ほどの答弁でも申し上げましたが、引き続き、皆さんの声を伺いながら、支援の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

次の質問です。次の質問は、町独自の取組みとICT活用について伺います。

ICTを活用した介護予防の取組みとして、実際の活動の場において動画配信やオンライン体操などを活用するなどの高齢者向きのデジタル支援は進んでいますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 居場所などでは、動画配信やオンライン体操等は活用していないと伺っておりますが、町では、令和3年度から高齢者向けスマホ講座を開催しており、デジタル機器に触れ、行く行くは自ら操作し、居場所などでオンライン体操等のICTを活用した介護予防の取組みを期待しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

実際の活動の場において、モデル地区などを設けて試行的に実施する考えはありませんでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えをいたします。

今のところございませんが、今後、先行事例等を収集し、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1 番（平野正紀君） はい。

最後の質問になります。今後の方針についてであります。

今後、町として介護予防事業をどう強化していくのか、計画やビジョンがあればお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 小山町高齢者保健計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、介護予防の推進、通いの場の充実等を進めてまいります。介護予防教室への参加者数の向上など数値目標を設定し、事業評価を行いながら持続可能な介護予防体制の構築を図ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 再質問いたします。

介護予防の充実と生きがいつくりの推進について、町民にどのような参加や協力を求めているのか、また、町としてどのように支えていくのか、そのメッセージをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 再質問にお答えをいたします。

本町では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために、お互いさまの助け合いの地域づくりを目指す生活支援体制整備事業に取り組んでおり、自分達が住む地域のことを地域の皆さんが話し合う場である協議体の設置を小学校区ごとに進めております。この協議体の設置を推進するとともに、様々な取組みが生まれるような後押しと、活動を続けられるよう支援をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1 番（平野正紀君） 質問ではございませんが、ただいまの議論を通じまして、介護予防事業の現状と課題、そして今後の方向性について確認することができました。

健診結果などを活用した評価や、担い手支援の拡充、協議体の設置推進など、具体的な取組みが示されたことは前向きに受け止めております。

高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるためには、行政と地域が力を合わせる事が不可欠です。引き続き現場の声を大切にしながら、持続可能な介護予防体制の構築に着実に取り組まれることを期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、9 番 岩田治和君。

○9 番（岩田治和君） 通告に基づきまして、主要道路等の整備について質問いたします。

近年、晩婚化、未婚化などの影響により出生率の低下が生じ、急速に少子化が進み、深刻な社会問題となっています。

本町においても人口減少は顕著であり、昭和35年の2万9,000人をピークに令和8年1月現在1万7,000人を下回るまでに減少し、さらに現在の減少傾向から、30年後には1万500人程度まで減少すると推計されています。

今後、まちづくりの大きな課題としては、若者が定住しやすい環境をつくり、人口増加を図ることが不可欠と考えます。

そこで、主要道路の整備は重要な課題と考え、特に、成美、明倫地区の整備が大きく遅れている状況です。

通学路についても車1台がようやく通れる程度の狭小道路が指定されていたり、家を新築したくとも建築基準法に基づく接道要件に満たないことから、建築ができず町外に転居する例も数多く見受けられます。

今後、住環境のインフラ整備は定住促進及び移住人口の増加策からも重要な課題であり、特に、町道整備の遅れている成美、明倫地区は空き家がさらに増加するおそれがあり、若者は町外へと移住する傾向がさらに増すと考えます。

このようなことから、町長に次の点について答弁を求めます。

1、町道足柄三保線の整備を進めているのかどうか伺います。

2、国道469号の御殿場市仁杉からの東方向への延伸予定はあるのか伺います。

3番目に、国道246号の4車線化の進捗状況はどのように進めているのか伺います。

四つ目としまして、国道246号上り、休日午後の慢性的な渋滞の解決策はあるのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 岩田議員にお答えします。

初めに、町道足柄三保線の整備を進めているのかについてであります。

現在、明倫小学校南側の沿線区域において、市街化区域内の農地の宅地化による移住・定住人口の拡大及び地域活性化を目指し、菅沼谷戸地区土地区画整理事業の計画検討を進めております。

土地区画整理事業の実施に当たりましては、必要な道路整備も併せて実施することとしており、当該路線につきましても、区域内を通過する幹線道路として土地区画整理事業に併せて整備する計画であります。

令和8年に県から土地区画整理組合の設立認可を受けることを目標に進めておりますので、組合設立後に町道足柄三保線の整備に着手してまいります。

次に、国道469号の御殿場市仁杉からの東方向への延伸予定はあるのかについてであります。

町は、国道469号建設促進期成同盟会に加盟した平成18年から、現在の御殿場市仁杉の起点を本町の国道246号中島インターチェンジに変更及び延伸するよう要望事項として掲げてまいりました。以来、今日まで継続して国や県に対して要望を行っておりますが、現在もなお事業化には至っていない状況であります。

一方、新東名高速道路開通に伴う周辺道路の整備などにより、交通環境は大きく変化しております。

今後も、周辺の開発状況も踏まえつつ、関係自治体と連携し、引き続き国及び県に対し、中島インターチェンジへの接続を含めた整備の必要性を要望してまいります。

次に、国道246号についてであります。小山町内に暫定2車線区間が約6キロメートルにわたり残されている状況です。

国道246号の4車線化整備計画につきましては、国土交通省沼津河川国道事務所において地元説明会を開催し、現在は奈良橋インターチェンジから須川橋までの区間の実施設計を行い、奈良橋インターチェンジのフルインター化をはじめとする道路線形や道路構造の検討を行っております。

なお、検討に当たって必要となる近隣町道の取合いや付替えにつきましては、その都度、国と町で協議を行っているところであります。

また、本町は一般国道246号バイパス建設促進期成同盟会に加盟しており、毎年度、町長が国土交通省と財務省本省へ要望活動を行ってまいりました。

主要要望内容は、暫定2車線区間周辺の渋滞緩和と交通事故多発箇所の解消に向け、国道246号の4車線化整備をさらに加速させるために必要な予算を確保し、早期に整備事業を完了させること等であります。

町といたしましては、国土交通省に国道246号の4車線化整備を加速していただき、一日も早く事業を完了させていただくことが、渋滞などの問題解決に当たると考えております。

今後も引き続きしっかりと要望を行ってまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○9番（岩田治和君） 再質問いたします。

まず、足柄三保線の関係ですけど、実際のところ、私、この問題は、20年ほど前に長田央町長のときにどうするんだというような話になって、それ以降全く進められてないというような感触を持っています。特に問題になって、その当時も話していたんですけど、明倫小学校、小山中学の通学路に関係している道であるので、早く整備してくれというような要望を私の方から出した記憶があります。

そのとき、まず今の段階では、足柄から花戸橋を渡って下原から大脇に入るところまではもう整備済みだということで私はそのとき理解していたわけなんですけど、それから先が、やはり地権者との合意が得られなくて、明倫小学校の方に通すのか、それとも消防署の方に通すのか、今、まだちょっと時間が欲しいというようなことを言われてたものですから、それ以降どうなっているのかということをもまず聞いたかったわけですけど。特に明倫小学校の、例えば、通学路としての関係が多いものですから、現在、明倫小学校へは県道側から明倫小学校に4本ほどの通行路が

あるんですけど、いずれも車1台がやっと通れるような狭い狭小道路になっています。

ですから、早く、これも菅沼地区の組合をつくって整備をしていただきたいということが、私の方からも要望しますが、ただ20年も前からこの問題は全然前に進んでないわけです。私の聞いている範囲ですと、12メートル道路をずっと菅沼から南藤曲、藤曲、柳島の方に抜ける道を造るんだというようなことだけは聞いてたんですけど、全然進展がないものですから、その辺はぜひ進めてもらいたいと思います。

地域の要望としても、例えば小山中学のところで、宮ノ台の北側の部分でもやはり狭いところがあって、ここも1車線といいますか交互通行ができないような状況ですから、通学路だけでも早く整備して、2車線が今後通行できるような問題に何とかしてもらえればというような要望をしたいとは思っているわけです。

これについて、もう一度答弁をいただければと思います。

それで、2点目の国道469号の関係ですけど、既に平成18年から国と県に、町としても要望書を出してあるということで、中島のインターまでの延伸を考えているということですけど、私、これ、469号が延伸されることは好ましいかもしれませんが、ただ、町で都市計画道路として竹之下中島線というものが昭和44年に制定されています。そうしますと、これ、ほとんど同じルートになりますので、重複するんじゃないかというふうに考えます。

先ほど私が申し上げたように、足柄三保線も、菅沼の方からは同じ方面に通ってきますので、重複しないのかどうか、その辺についてお答えいただければと思います。

まず、その2点についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 私の方からは、足柄三保線の整備状況について、再質問に対して答弁いたします。

まず、足柄三保線ですけれども、議員が御指摘のとおり、足柄から下原にかけては拡幅が既に完了しているということで、今後、市街化区域内の足柄三保線は、区画整理に併せて幅員約9メートルの道路整備をしていくということになります。その9メートルの道路の中で、歩行者のための歩道も併せて整備するということが、歩行者や車両の動線を区画整理に併せて背骨の道路として整備していく。区画整理から先、明倫小側につきましては、整備上、区画整理で整備した足柄三保線としっかり接続させるためのルートの検討とかもしっかりと行っていった、途中で足柄三保線が止まることのないようにということは町としても考えております。

また、奈良橋、大久保のところの狭隘、狭い足柄三保線につきましては、246号の4車化に伴ってフルインターができる。フルインターができたときは、当然そこをアクセスするために、部分的にでも足柄三保線の改良が必要になるかという具合に考えておりますので、奈良橋インターの動線としての道路の位置づけということの中で、しっかりと三保線の計画をどこかのタイミングで絵図を描いていきたいと考えております。

あと、藤曲地区につきましては、まずは明倫地区の整備を優先していくということの中で、必要に応じて、用地等の確保ができた時点で、部分的にでも歩行者のための人だまりであるとかそういう局所的な改良は、やっていく必要があるのかなということは、地区要望も踏まえてしっかり検討していきたいと考えております。

最後に、竹之下中島線の話が出ましたが、竹之下中島線、昭和44年ですので、もう半世紀近く都市計画決定したまま動いていないんですけれども、くしくも、ここを再稼働、おやま、再稼働じゃないですけれども、都市計画道路の見直しに2年前から着手しておりまして、議員が御指摘の竹之下中島線の区間、吉久保から谷戸林、南藤曲、中島に至る区間、そこは見直しの対象としておりますので、しっかりと案が固まった時点で、また今後、議会や町民の皆様の説明をする機会をいただいてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○9番（岩田治和君） 次の質問なんですが、先ほどの国道246号の4車線化の進捗状況ということで、私、お尋ねしたんですけど、私も、2、3年前に地元説明会ということで、二度ほどこの説明会には参加させてもらっていますけど、どちらかといいますと、かなり勾配がきついところなものですから、地権者の方もあんなところに道路を1本通すことできるのかというような話もありますし、地元の人ですと、水かけ菜の産地でもありますので、いろんな賛成の方もいるし、反対の方もいるというようなことで承知はしております。

現在、須川寄りの方はかなり勾配がきついものですから、トンネル掘った方がいいんじゃないかというような声もあるんですけど、私がこの地元説明会で聞いてからもう2、3年過ぎて、それ以降、地権者にも全然説明がありませんし、何か大きな計画の変更があるのかどうか。それについて、もう少し詳しい説明があれば、再度説明をいただきたいと思います。

次に、4番目の質問の中で国道246号の上り、休日午後の慢性的な渋滞なんですけど、現在は迂回路が全くないものですから、解決策というのはないのかもしれませんが、ただ地元に住んでいますと、日曜の午後になれば、最近は富士スピードウェイのレース以外でも全く東へ進む方法がない、車で行けないというような状況ですので、何とかこの解決策を考えていただきたいと思いますけど、私はこれについて解決策を考えていることもありますので、もし関心があれば、後で私どもに来ていただければ、いろいろ協議させていただければと思いますので、この点について、もう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 質問は今の2件でいいですか。

○9番（岩田治和君） はい。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（清水良久君） 岩田議員の再質問、国道246号の進捗について説明いたします。

確かに、過去二度ほど地元説明会を沼津河川国道事務所主催でやっております。その中で実施

設計を行って、用地の幅ぐいなどの立会いも行っていると町も伺っているんですけども、今、町が聞いている話ですと、当初予定していた道路、須川側へ大きく盛土をして造る道路の下の土質調査をしたところ、地質の条件が、水が出てきているとか軟弱であるとか恐らくそういう原因だと思えるんですけども、もう一度、一部須川に並走する区間の道路線形の見直しをしているところを最新の情報として町の方も聞いております。

したがいまして、その設計が固まった時点で国の方もまた改めて説明会をやるということで動いておりますので、またその時期が来たらしっかり皆様に案内をして、説明会をやるということになっております。恐らく新年度、早いうちに説明会をやるということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 渋滞の件は。答弁を求めます。渋滞の件。

○都市基盤部長（清水良久君） 渋滞の件ですけども、現状、交通量が日曜の午後、集中して渋滞しているということは我々も承知しておりますので、ここはしっかりと道路管理者である国とその辺の話を報告して、町の声として伝えていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○9番（岩田治和君） 質問じゃないんですけど、これから新東名高速道路ができるということと、それで、小山スマートインターチェンジができるということで、また、車の量がだいぶ変わってくる、私の感覚だと増えるんじゃないかと思います。それで、現在も、東名が上り方面が渋滞しているから東名の御殿場で下りて、小山の下の道を通ってくるというような方が多いように聞いております。

さらに、山北の方ですと清水橋のところに今度スマートインターチェンジができるものですから、それから先がまた余計に車が混むんじゃないかという、私はそのように見ております。

そういうこともありますので、できる限り解決策といいますか、私はいい解決策を一つ考えておりますので、これ、議会の中では地権者との関係がありますのでお話しすることできませんけど、関心があれば、私の方に来ていただければ、ぜひいろいろ検討していただきたいと思っておりますので、後で関心があれば来てください。

以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 通告に従い、町庁舎の現状と新庁舎整備に向けた今後の方向性について、並びに、児童生徒数減少を踏まえた小中一貫教育の推進と少子化対策の連動についてを議題とし、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

まずは一つ目の質問です。町庁舎の現状と新庁舎整備に向けた今後の方向性についてです。

町庁舎は、平時における行政サービスの拠点であると同時に、災害時には防災対策本部として機能する、町にとっても最も重要な公共施設です。

小山町役場庁舎等管理計画では、本庁舎は昭和57年建設から40年以上が経過し、老朽化が進行していること、また平成23年度の耐震診断において耐震性能が不足していると評価され、耐震補強又は建替えが必要と明確に示されています。

さらに、鮎沢川洪水浸水想定区域への指定や、富士山噴火時における溶岩流到達の可能性など、立地上の災害リスクも明らかとなっております。

加えて、屋上防水、外装、給排水設備など各所に劣化が見られます。

過去約12年間で、本庁舎単独で主要な改修におよそ2.8億円を投じている実績があり、支所も含めるとかなりの額になっています。これは単なる維持管理コストであり、新たな耐震改修や建替えとなれば、さらに巨額の予算が必要になることが明らかなです。そして、今後も多額の維持修繕費が見込まれる状況です。

一方で、町は平成29年度から庁舎建設基金の積立てを開始し、令和3年度には公共施設等マネジメント委員会を設置するなど、将来を見据えた検討が進められてまいりました。

また、町長は令和6年6月議会において、当方より質問しました「都市計画の見直しに関して」の一般質問において、自身の任期中、すなわち来年4月の地方統一選挙までに新庁舎整備の方向性を示すと明言されております。

以上のことを踏まえ、町長へお伺いいたします。

町庁舎の現状を踏まえ、庁舎とはどのような役割を担う施設であると認識しておりますでしょうか。また、今後、町としてどのような考えの下で庁舎を維持・整備していこうとされておりますでしょうか。町の基本的な認識をお伺いいたします。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○企画総務部長(長田忠典君) 役場本庁舎は、平時における行政サービスを提供するための拠点であることはもとより、地域のシンボル、町議会の議場や各種審議会等を行う会議室を有し、さらには町民の生命と財産を守り抜く強靱な防災拠点としての役割を担う、本町で最も重要な施設であると認識しております。

施設は、第一に町民にとって利便性が高く、快適な環境を含めた整備に配慮することや、維持管理においても、定期的な点検を通じて健全性を適正に把握する必要があります。さらに、高い効率的な設備の導入や省エネルギー対策を講じることで、ランニングコストの削減に努めることが、長期的に見て町の財政の負担軽減にもつながるものと考えます。

今後は、次世代に引き継ぐべき安全・安心の拠点として、災害時の業務継続や利便性の向上を見据えた質の高い新庁舎整備に向け、検討を加速させていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

現在、新庁舎候補地選定の庁内検討会が発足され、新庁舎整備の検討が行われていると伺っております。その進捗状況をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 新庁舎整備に向けて検討する主な事項としましては、現庁舎が抱える老朽化の状況の把握、防災拠点の構築及び新庁舎建設にふさわしい候補地区の選定があります。

これら事項について、副町長を会長に教育長、政策監及び部局長級の町幹部職員で構成する庁内検討会を組織し、昨年8月から本年1月末までに多角的な視点から会議を3回行いました。

検討におきましては、利便性の高さ、防災拠点としての役割、町の顔としての象徴性の高さ、財政負担の抑制の4点を柱に据え、各小学校区の状況やメリット・デメリットなどについて整理を行いました。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

小学校区の状況や、それぞれのメリット・デメリットについて庁内検討会で整理を行ったのですが、さらに具体的にどのような項目について比較検討されたのかお聞かせ願います。例えば、防災面（地震・水災害・土砂災害・火山リスク等）、災害時における本部機能や避難所機能の維持可能性、交通アクセスや用地確保の可能性、事業費や財政負担、将来的な公共施設再編との整合性などの観点が、先ほどもお答えいただいたとおり、考えられますが、これらについてどのように評価されたのかお伺いいたします。また、これらは定量的な比較が行われたのか、それとも総合的な定性的評価にとどまっているのか、その評価方法も含めてお示してください。併せて、各小学校区ごとの整理結果について、可能な範囲で分かりやすく御説明いただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

各地区の比較検討につきましては、災害リスク、将来性・拡張の余地、アクセス性、土地の広さや形状、インフラ条件などにより行いました。

定量的な評価は行っておりませんが、各地区の長所・短所を突き合わせ、総合的に評価及び整理をいたしました。

各小学校区の主な整理結果の一部を申し上げますと、成美地区では、河川が多く、急な坂道や

細い路地などが多く、以前から町の中心地であり、金融機関等の公的機関がそろっている。

明倫地区におきましては、全体的に平たんではありますが、地区の範囲が狭いため、庁舎の建設に適した場所が少なく、公的な機関が少ない。

足柄地区につきましては、整備された足柄駅と交流センター、足柄SA・SICなどもありますが、首都圏からの玄関口としての機能は高いが、庁舎を建設できる平たんな場所が少ない。

北郷地区につきましては、町の中心に位置し、国道や県道の主要路線や数年後は新東名も開通するなど交通インフラも充実しているため、各地区及び首都圏からのアクセスもよく、平たんな土地が広がっている。

須走地区は、市街地がコンパクトにまとまっているが、町の西端に位置し、標高も高いため他地区との市街地の連続性がない。

以上は一部でございますけれども、各小学校区につきまして整理をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。

次の質問です。

新庁舎の整備を検討するに当たり、建設場所をどこにするのかは、町民が最も関心を寄せている点でございます。現地建替えか、それとも移転建替えなども含め、庁舎の立地について、町としてどのような考えを持っているのか、町民に分かりやすく示していただく必要があると考えます。町のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 現在の役場本庁舎は、旧庁舎もあった場所であり、周辺には金融機関などの公的機関も複数あるなど、多くの町民の皆様に本庁舎の場所として深く認識されていると承知しております。

しかし、建設から40年以上が経過し老朽化が顕著であることに加え、鮎沢川沿いは洪水浸水想定区域となっていることなど、自然災害への対応も避けては通れない課題として考えております。

こうした背景から、新庁舎整備に当たっては、現地での建替えには限定せず、移転も視野に入れて各地区の比較検討を行ってまいりました。

庁内検討会においては、各地区の特徴やメリットやデメリットを整理、検討した段階では、成美地区又は北郷地区を選定することが有効であるとの結論に至っております。

ただし、具体的な場所を選定する際には、協議から建設までのスケジュール、必要な財源の確保や将来的な少子化や公共施設の再編なども踏まえた見通しを立てる必要があると考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ただいまの答弁に再質問させていただきます。

具体的な候補地の選定に当たっては、スケジュールや財源、さらには将来的な公共施設再編の整合を踏まえた見通しが必要になるものと考えます。その中で、先ほど御回答いただいたように、成美地区及び北郷地区が有効との整理に至ったとのことですが、特に成美地区については、一定規模の庁舎整備用地を確保できる場所が限られているのではないかと懸念いたします。仮に候補地を確保するとなれば、小学校をはじめとする公共施設の再編や、跡地活用の在り方とも密接に関わってくる可能性があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。町として、新庁舎整備を単独で進めるのではなく、小学校の跡地利用も含めた公共施設再編と一体的に検討していく方向性をお持ちなのかどうか、その基本的な考えについてお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

先ほどの回答においてもお伝えいたしましたとおり、今後、具体的な場所を選定していくには、町全体の公共施設の在り方と密接に関連するものと考えております。

基本構想等を策定していく段階で、これら公共施設の最適化に向けた方策についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。すいません、あります。

今いただいた御回答とはまた別ですけれども、再々として、回答の中にありました必要な財源の確保についてお伺いしたいと思います。

新庁舎整備は、町にとって将来世代にも影響を及ぼす極めて大きな投資であります。しかしながら、現在の庁舎建設基金残高は約3億円程度と承知しております。建設費は、規模にもよりますが、数十億円規模となるケースが一般的であり、仮に本町においても同程度の事業規模を想定するのであれば、基金のみで賄える水準でないことは明らかであります。

そこでお伺いいたします。町として、新庁舎整備に係る概算事業費を、現時点で構いませんが、どの程度と想定されておりますでしょうか。また、現在の基金残高との乖離、これについてどのように整理されておりますでしょうか。お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 再々質問にお答えいたします。

現在のところ、概算事業費の積算は特に行っておりません。しかしながら、基金への積立てにつきましては、継続していくことと併せまして、後年度の交付税措置があるような有利な地方債の活用、また加えて、官民連携手法の導入など様々な手法を検討していく必要があると考えてお

ります。

また、本町の財政力に見合った持続可能な整備計画を策定すべきでありますし、既存公共施設の利活用などを検討し、過度な負担とならないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。

では次に、新庁舎整備に向けた方向性についてお伺いいたします。

町長がこれまで明言されているとおり、任期中にどのような形で町民にこれを示していくのか、時期や内容を含めて町長の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 小林議員の質問にお答えしたいと思います。

現在は役場内部における検討段階であり、現状では建替えや移転といった方向性を断定してお伝えできる状況ではございません。

しかしながら、庁内検討会の議論した中で、検討から庁舎完成まで一般的に10年程度の期間を要するとされておりますので、本格的な検討を進めていく必要があるかと考えております。

町といたしましては、事業費の概算やスケジュール等の将来見通しを立てるとともに、議会及び町民の皆様からの意見を聞くなどしながら、候補地の選定を進め、新庁舎整備に向けた明確な方針を決めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ただいまの回答に再質問をさせていただきます。

町長は、庁舎完成までには、ただいま御答弁いただきましたとおり、一般的に10年程度を要するとの認識を示されました。また、任期中に方向性を示すともこれまで明言されております。一方で、先ほどの御答弁では、現時点では建替えや移転を断定できる状況にはないとのことでありました。

しかしながら、現在の庁舎は老朽化が進み、鮎沢川の洪水浸水想定区域に位置している、また、富士山噴火時の影響も懸念されていることから、町民の皆様の間には、「このままで本当に安全なのか」「いつまでに判断されるのか」「場所はどこになるのか」と不安や関心が確実に存在しております。完成までに10年を要するのであれば、今任期中にどの程度まで具体化させるのかは極めて重要であります。町長がおっしゃる明確な方針とは、候補地の一定の絞込みまでを含むのか、それとも、財政の見通しや事業規模を含めた基本構想の提示を意味するのか、あるいは、整備の方向性そのものの決定を示すのか、任期中に町民が将来を判断できる材料をどの程度まで示されるお考えなのか、より具体的にお答えいただきたいと思います。

庁舎整備は、町の将来像を左右する重大な政策判断でございます。町民に十分な情報を示した

上で、その判断について町民の信を問う覚悟があるのかどうか、町長の率直なお考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今任期中にどの段階まで具体化させるのかとの御質問であります。本庁舎整備は町民の皆様も関心がある町の将来に大きく関わる重要な課題であります。

町民の皆様などから様々な声を聞いて反映させるプロセスが重要なことは私も認識をしております。

しかし、現段階においては、庁内での検討を深めていくことが必要だと考えております。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。

○議長（鈴木 豊君） 6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） それでは、二つ目の質問、児童生徒数減少を踏まえた小中一貫教育の推進と少子化対策の連動についてへ移らせていただきます。

小山町における児童生徒数は、10年前と比較して大幅に減少しております。小山中学校は平成27年度の214人から令和7年度には149人と約30%減少し、須走中学校も110人から101人に減少しています。小学校では、成美小は132人から84人、明倫小は115人から何と53人と、いずれも今後さらに減少する見込みです。

このような状況を受け、教育委員会は、教育の質を確保・向上させるとともに、地域に学校を残すことを目的として、小中一貫教育の推進を打ち出しました。

小山町・北郷中学校区では、既存の校舎を使用しつつ、児童生徒の学びの連続性や地域との結びつきを強化する分離型小中一貫教育を令和9年度から導入予定です。

一方、須走中学校区では、学校運営協議会や各専門部会の検討を通じて、一体型小中一貫校の設立を視野に入れております。

このように、小中一貫教育は教育委員会としての重要な政策であり、教育の質を維持・向上させつつ地域に学校を残すという意義は大きいと認識しております。

しかしながら、少子化そのものを食い止めるためには、教育政策のみならず、町全体としての人口減少対策・定住促進対策と連動させていくことが不可欠です。

今後、町は教育委員会の小中一貫教育の取組みと、町としての少子化対策・まちづくり政策をどのように連動させ、児童生徒数減少や将来的な課題に対応していくのか、町の基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

そこでお伺いいたします。小山町における児童生徒数の減少状況を町としてどのように把握・分析されておりますでしょうか。また、今後の人口・児童生徒数の見通しについてもお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 本町の少子化は、私達の想像を上回る速さで進んでおり、非常に重い現実であると受け止めております。令和6年度の出生数は62人と、10年前と比較しても半数以下にまで減少している状況にあります。

児童生徒数の見通しについては、今後、町として、何の施策も講じないで現在の子ども達があるまま進級したと仮定した場合、令和6年度に生まれた子どもが小学校に上がる令和13年度には、町内の小学生全体で現在の829人から570人程度まで減少すると見込まれます。

また、中学校においても、現在の414人から380人程度に減少するものと見込まれます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

御回答いただきましたとおり、本町の出生数が令和6年度62人、そして令和7年度には68人と極めて厳しい水準である現状については、町として強い危機感を持っておられることは理解いたしました。

しかしながら、1学年60人台という規模は、五つの小学校でそれを分ければ1校当たり十数人規模であり、地区によっては1桁台となる現実も見えております。これは単なる減少ではなく、学校規模の在り方そのものを問う水準に入っていると言わざるを得ません。

そこでお伺いいたします。先ほどの御答弁では、町全体の推計は示されましたが、小中学校区別の将来推計については触れられておりませんでした。例えば、足柄地区では出生数が6人から7人規模で推移しておりますが、地区別の将来児童生徒数推計はどのように分析されておりますでしょうか。地域ごとの実態に即した分析と対策も必要であると考えます。お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 学校区別の児童生徒数の見通しについては、先ほどと同様に今後の人口減少対策や転出入等を全く考慮しないで想定した場合、令和13年度には、成美小学校が83人、明倫小学校が63人、足柄小学校が39人、北郷小学校が254人、須走小学校が139人で、小学校全体で578人となります。また、中学校では、小山中学校が157人、北郷中学校が151人、須走中学校が78人で、中学校全体で386人となります。

児童数の減少に伴い、足柄小学校では複式学級になる可能性もありますが、現時点では地域に学校を残すことが地域の発展及び人口減少対策につながると考えております。

今後も、各地域の学校運営協議会等をはじめとする地域の方々や保護者の意見を聞きながら、子ども達にとって一番よい環境を地域とともに考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。

では、次の質問です。

少子化対策や定住促進策、まちづくり政策と小中一貫教育の取組みをどのように連動させていくのでしょうか。具体的な方針や計画があれば伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 町といたしましては、令和8年度からの総合計画の後期基本計画に基づき、具体的な事業を実施計画に盛り込むことで、着実な施策の推進を図っております。

具体的な主な取組みといたしましては、定住促進を促すために、地域優良賃貸住宅整備事業や土地区画整理事業を進めております。子育て支援策としては、出産祝給付金や医療費・給食費の無償化を継続してまいります。

こうした施策を令和9年度導入の小中一貫教育の魅力向上と連動させることで、児童生徒数の維持を図り、次世代が健やかに成長できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

今までの御答弁ももちろんそうですけれども、町の持っている危機感、そして教育委員会が地域に学校を残し、教育水準を守ろうとしている姿勢は十分理解をしております。その上で、あえて町長にお伺いいたします。先ほども申し上げましたとおり、本町の出生数は令和6年62人、そして令和7年は68人と、1学年60人規模で推移しております。これは五つの小学校区で分ければ1校当たり十数人規模でございます。先ほどの教育次長の回答によりますと、令和13年度には成美小学校が83人ですので、1クラス約13人ですね。明倫小学校が63人なので、これは1クラス10人です。足柄小学校に至っては、39人と御報告いただきましたので、1クラス6人です。北郷小学校が254人なので、1クラス編成となると42人ということになりますので、もしかしたら2クラスに分けられるかもしれません。須走小学校が139人、これは1クラス23人ということですね。中学校も同様に大変危機的な数字が挙げられております。

このような現実の中で、小中一貫教育を現状維持のための制度改革と捉えるのか、それとも、将来を見据えた教育拠点再編の第一段階と捉えるのかで、小山町のまちづくり戦略は大きく変わってくると考えます。

現在進められている地域優良賃貸住宅整備事業、土地区画整理事業、出産祝給付金事業、そして医療費・給食費無償化事業などは、言うならば従来の政策であり、これらは既に実施している事業でございます。令和9年度導入の小中一貫教育とこれら政策をより戦略的に結びつける発想が必要なのではないのでしょうか。

例えば、9年間一貫教育の町という明確な打出しや、中学校区単位での人口ビジョンの設定、教育の特色化による子育て世帯の戦略的誘致など、小中一貫教育を守りではなく、選ばれる町づくりの核の一つとするなど、何かお考えはございませんでしょうか。町長のビジョンをお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 少子化・人口減少は極めて重要な課題であり、これまで以上に教育委員会と連携をし、全庁体制で取り組む必要があると認識をいたしております。

本町が最優先で取り組んでいるのは、住環境の整備と子育て負担の軽減の連動であります。

地域優良賃貸住宅の整備や土地区画整理事業といった住まいの確保に加え、給食費や医療費の無償化といった経済的支援を推進しております。

これらを土台として、令和9年度から小中一貫教育を行うことにより、充実した教育環境と定住促進を結びつけることで、子育て世代に選ばれる町としての魅力を高めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。

次の質問です。

今後、児童生徒数がさらに減少することは、もうこれはどうしようもない社会現象でもございます。その中で小中一貫校の運営が困難になる可能性も十分に予測されます。その際の対応方針や代替策について、町としてどのように検討しているのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○教育次長（大庭和広君） 現在、町及び教育委員会が最優先で取り組んでおりますのは、町内3中学校区の学校を今後も地域に残すために令和9年度から小中一貫校化を進めているところであります。

今後、少子化が進行した場合でも、現在の中学校区には学校を残したいと考えております。学校が地域に残ることで、それぞれの地域が発展し、小山町全体の発展につながるものと考えております。また、施設の維持管理の面において、児童生徒数の規模に合った改修など、最適化について検討していくことも必要であると考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

教育委員会は、地域に学校を残すことで、地域が発展し、小山町全体の発展につなげたいというお考えを示されました。

またその一方で、今後さらに少子化が進行した場合、教育資源を一定規模に集約することが教育の質の確保につながる可能性も否定できません。将来的に、分離型から一体型への移行、教育拠点の段階的再編、校舎の複合化や地域拠点化といった選択肢も視野に入れられているのか。今すぐ結論を出す必要もありませんが、町として最終的にどのような学校像を描いているのか。教育委員会の方針を尊重しつつも、まちづくり全体を担う町長としては、この中長期ビジョンはど

のようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。お聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○町長（込山正秀君） 今後、少子化が一段と厳しさを増す中で、教育環境の質を維持するための柔軟な対応は不可欠であります。まずは教育委員会と連携し、現行の小中一貫校の計画を着実に進めてまいりますが、将来的には施設の一体化や地域拠点化といった選択肢も視野に入れる必要があると考えております。

そのためには、教育委員会の知見と当局が進める人口政策を協力して進め、子ども達が健やかに学べる環境づくりを何よりも大切に考えた施策を展開してまいります。

9年間の一貫教育を本町の持続可能なまちづくりの一つとして、地域への愛着から地域への活力となるような、本町に合った戦略を構築してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。以上で質問を終わりにします。

○議長（鈴木 豊君） これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月10日火曜日 午前10時開議

議案第24号から議案第29号までの令和8年度予算6議案を順次議題とし、予算質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時40分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 鈴 木 豊

署 名 議 員 岩 田 治 和

署 名 議 員 蘭 田 豊 造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年3月10日（第5日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
住民福祉部長	小野 正彦君	教 育 次 長	大庭 和広君
おやまで暮らそう課長	中澤 芳文君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	石田 洋丈君	総 務 課 長	渡邊 徹君
税 務 課 長	伊藤 和彦君	くらし環境課長	鈴木 新一君
社会福祉課長	長田 孝代君	長寿介護課長	野木 雅代君
健康増進課長	藤曲 喜久君	こども未来課長	武藤 浩君
北郷支所長	込山 次保君	須走支所長	坂本 竹人君
学校教育課長	勝俣 暢哉君	生涯学習課長	金子 節郎君
総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君		

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君		10番 藺田豊造君
散 会	午後2時41分		

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------|
| 日程第 1 | 議案第24号 | 令和 8 年度小山町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第25号 | 令和 8 年度小山町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第26号 | 令和 8 年度小山町育英奨学資金特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第27号 | 令和 8 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第28号 | 令和 8 年度小山町土地取得特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第29号 | 令和 8 年度小山町介護保険特別会計予算 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を議題とします。

本議案について、2月24日及び26日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

議案第24号のうち、本日は、歳入及び歳出の総括的なものと、歳出の1款から4款までと、9款、11款及び12款に関連するものの質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営規定等により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇して質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。また、通告に基づき、一覧により、順次一問一答方式により3回以内で質疑し、1人の議員が終えた後、外の議員からの関連質疑を許しますので、よろしくお願いします。

質疑の事前通告の通告順に発言を許します。それでは、最初に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） おはようございます。通告に従いまして6件の質問をさせていただきます。

まず初めに、予算書の歳入、15ページです。

1款2項1目1節、固定資産税現年課税分31億2,300万円のうち、家屋は前年度比8,794万6,000円増との説明ですが、増加要因はどのようなものであるのか伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○税務課長（伊藤和彦君） 平野議員にお答えいたします。

家屋全体の増加要因の主なものは、ホテルで12棟約1億1,940万円、研修施設12棟で約5,980万円、工場243棟で約3億2,548万円の税額を見込み、この三つの要因により、前年度比約6,075万円の増額を見込みました。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

このうち、ホテルについて前年度に比べて件数及び税額はどのくらい増加したのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○税務課長（伊藤和彦君） 再質問にお答えいたします。

ホテルにつきましては、前年度比1件の増、税額にしまして、約2,400万円の増額を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○1番（平野正紀君） 質問ではないのですが、ホテルが1件、約2,400万円増える見込みとの回答です。恐らく昨年、須走地区にオープンした高級ホテルと思われます。

込山町長は、町営温水プールの維持管理経費、約1億円をこの固定資産税の増収で賄えると各所で申されております。しかし、かなりの金額の差があるのだなと感じているところであります。

次の質問に移ります。次に、予算書の歳出になります。

86ページ、2款7項1目4事業、町営塾事業費です。2,360万2,000円ですが、健康福祉会館に新たに塾を開設するとの説明ですが、現在の利用状況と増設に至る根拠は何なのか伺いたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 塾のですね、現在の利用状況でございますが、少し詳細を申し上げますと、令和8年の2月時点での生徒数ですが、学年別で小学4年生が10名、5年生5名、6年生4名、中学1年生が13名、そして、2年生15名、3年生15名でございます。

また、地域別数ですが、須走が42名、北郷が11名、小山が9名と合計で62名の児童生徒が利用しております。

小山地区には個人塾以外の塾がないこと、そしてですね、現在の塾に通う北郷地区や小山地区の保護者、生徒などから、冬期の道路事情もあり、須走地区以外への開設を望む声が多く寄せられたことが背景にあります。新たな開設につきましては、場所とインターネット環境、そして、運営するための人員を確保できれば、同じシステムを利用した学習環境によりまして、町全体で100人程度まで利用できることなどから、開設することといたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○1番（平野正紀君） 再質問をさせていただきます。

利用状況と増設の理由は理解いたしました。予算については、今年度の実績見込額と比較して約600万円の増額になると教えていただいたわけですが、この要因について伺います。

また、私は町内の学習塾開設を否定するわけではございませんが、この事業は予算にして2,360万円、62人の受講者で割りますと、1人当たり約38万円もの費用を町が負担するわけです。一部の児童生徒に限られるという税金投入の公平性から考えても、町が塾を運営するのではなく、民間学習塾を誘致して、受講を希望する方が塾に通う、町は例えば学習施設の提供やその費用を負担するなど、後方支援をする形にするなど、考えてみてもよいのではと思います。

将来的な展望も踏まえ、今後の学習塾の運営についてどのような見解か伺いたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、600万円の増額の主な要因ですが、学習支援員1名増員するための、まず、地域おこし協力隊の活動報酬及び活動経費が主なものでございます。

当、町営塾を開設する以前にですけれども、幾つかの民間塾に開業依頼をいたしましたが、難しいとのことでありました。子育て支援、教育の充実の点においても、全町的に質の高い学習環境を提供できるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ございません。次の質問です。

同じく歳出の133ページ、4款4項1目2事業27節、水道事業会計繰出金1億1,000万円ですが、どのような理由で、公営企業である水道事業会計に繰出しを行うのか。併せて、その根拠規定は何か。また、特定財源のその他5,000万円は何なのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 繰出しを行う理由は、小山PA周辺整備事業に賛同いただいた企業からのふるさと納税を活用し、配水管を整備する事業に充てるため、地方公営企業法第17条の2に基づき、繰出しを行うものであります。

特定財源の5,000万円は、企業版ふるさと納税地方創生基金からの繰入金です。

また、一般財源の6,000万円につきましても、事業に賛同いただいた企業から令和8年度中に企業版ふるさと納税をいただく予定のものであります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

事業に賛同いただいた企業からのふるさと納税5,000万円、令和8年度中に企業版ふるさと納税を頂く予定の6,000万円、合わせて1億1,000万円、財源の全てを企業版ふるさと納税に頼る形になります。ならば、この事業は、もしふるさと納税が全て頂けなかったならば、町がその不足分の負担をするというふうに思えるわけです。このような予算執行は適当であるのか。財源が確保された時点で、町は事業を行う理由を明白にして、予算計上すべきと思いますが、どのような見解かお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野議員の再質問にお答えいたします。

まず、この配水管なんですけれども、いろんな要素が絡んでおりまして、まず、発端はですね、トヨタ不動産さんが今、大御神でやっていますおおみかテラスのところに温泉の掘削をしました。温泉の掘削も井戸の一種になりますので、当然その周辺の井戸の既得権を持っている方から同意を得る必要がありますが、なかなか厳しい状況がございまして、特にですね、B-Rサーティワ

ンアイスクリーム、あそこは上水道が通っていないくて、井戸だけでずっと操業を続けています。その同意ももらうんですけども、そこがなかなか難しかったというのが1点あります。

そのもう一つの理由が、一昨年7月に議員の皆さんにもプレスリリースを全部お渡ししてありますけれども、株式会社カクイチがですね、サーティワンとそれから、オートパラダイス御殿場の間の約5ヘクタールの敷地にフォレストビレッジという計画をしました。そこは小山町と包括連携協定、それが開発協定も締結しておりますけれども、一番の肝がですね、有事の際、大災害が起こったときに、小山町の防災拠点として全部無償で提供しますよと。要は1次避難所、2次避難所になりますよというような協定を結んであります。そうすると当然そこも上水道が通っていないくて、井戸だけになるとバックアップの水源というものがありませんから、そこでトヨタ不動産さん、株式会社カクイチ、それから、サーティワンアイスクリームの3者で、私が間に入ってですね、いろいろな協議を半年ほど続けまして、結果としてそのバックアップ水源として、カクイチさんの寄附金によって、小山町は一銭も負担せずに配水管をサーティワンまで引くというような話になりますので、これは何でしょう、賛同という説明を、すいませんちょっと総務課長しましたが、賛同というよりも、その事業、三つの会社のこれからの将来的な補償として配水管を敷設しますので、これについて財源がなくなるという心配はまずないと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。次の質問です。

歳出の192ページ、それから、同じく197ページ、同じ項目になります。9款2項1目、並びに9款3項1目の共通した5事業12節です。

小学校・中学校施設整備費設計業務でございますが、それぞれの設計業務の内容について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 平野議員にお答えいたします。

小学校施設整備費の設計業務委託の内容は、足柄小学校体育館空調設備設置工事設計業務委託が183万7,000円と須走小学校校舎照明LED化改修工事に伴う設計業務委託費327万8,000円です。

中学校施設整備費の設計業務の内容は、須走中学校校舎照明LED化改修工事に伴う設計業務委託費320万1,000円です。

以上になります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 質問ではございませんが、足柄小の体育館の空調整備ということで大変ありがたいというふうに思っております。

今朝の新聞を見ますと御殿場市でも、小中学校の体育館、空調整備に向けてというような記事が載っておりましたので、ぜひ小山町におきましても、学校教育の観点からももちろんそうです

し、また、有事の災害時の備えといった観点で、体育館の空調整備、鋭意進めていただければというふうに思います。

次の質問に移ります。

歳出の201ページ、9款4項1目3事業12節、谷戸山のいえ周辺維持管理業務でございますが、施設の利用状況はどのようなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 「谷戸山のいえ」は「NPO法人谷戸山倶楽部」に貸し付けており、谷戸・大脇の高齢者の皆様の利用や「すがぬまこども園」の園児が週3日程度の利用のほか、明倫小学校の景観学習での活用や「まちづくり公社おやま」と連携し、県外からの保育園の園児の受入れも行っております。

その他、県外からの行政視察、中国からの学生視察団の受入れなども行っており、本年2月までの利用状況は、23団体、75件、利用者延べ1,990人の利用があったと報告を受けております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

これだけ多くの団体と年間2,000人を超えるであろう見込みの利用があるならば、施設の管理運営を明確にするために、公の施設としての設置管理条例を設け、行政財産として管理すべきと考えますが、どのような見解でしょうか。

また、施設整備を行った際の国の補助金の交付目的、その趣旨はどのようなものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 御質問につきましては、昨年3月議会の一般質問で、未来創造部長からお答えしているとおりであり、そこからの方針を変更することは考えておりません。

そのときの答弁の繰り返しになりますが、本施設は、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金の地方創生拠点整備を活用した施設であります。

整備に当たりまして、令和5年度に内閣府に提出をいたしました地域再生計画及び施設整備計画には、活動主体は「NPO法人谷戸山倶楽部」及び「明倫地域まちづくり推進協議会」とし、町はNPO法人に「谷戸山のいえ」を無償貸付けし、施設整備及び運営のバックアップを行い、地域活性化に寄与することを目的としております。

普通財産として、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づきまして、NPO法人に貸付けを行い、子どもから高齢者までが集う交流拠点の場としております。

説明は以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○1番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

NPO法人を支援して、運営等のバックアップを行い、地域活性化に寄与する。子どもから高齢者までが集う交流拠点の場とするならば、この施設は、地域まちづくり、地域の協働推進が目的であり、利用状況も勘案しますと、社会教育関連の生涯学習課が管理をするのはおかしいと考えます。地域協働、地域コミュニティの所管部署である地域振興課が適当と考えますが、見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（長田忠典君） 平野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

平野議員のお考えも一つにあると思いますけれども、昨年3月議会の予算質疑の際、平野議員からの同様な質問に対し、当時の生涯学習課長が答弁しているとおりでありますけれども、「谷戸山のいえ」の活動事業、自然体験や環境学習などを社会教育事業の一環として捉え、生涯学習課の担当としているところであります。

以上であります。

○1番（平野正紀君） 最後の質問になります。

歳出203ページ、9款4項2目3事業12節、文化財調査業務1,134万1,000円について、足柄城跡文化財の測量調査等の説明ですが、詳しい調査内容についてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 令和7年度に実施した足柄城の調査では、土塁や空堀などの遺構を実施する図示する作業を行いました。

令和8年度には、この調査成果を基に足柄城の描かれた、江戸時代の絵図を現在の地図に落とし込むとともに、今後の文化財指定に向け、公図等の転写や、公図の連続図の作成、そういったことを行う予定でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問いたします。

文化財指定に向けてのスケジュールはどのようなものか。また、仮称であります、足柄城址公園はどのような施設として整備をするのか、その構想について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再質問にお答えいたします。

まず、スケジュールについてお答えいたします。

今回の調査成果を基に、足柄城の価値を今後調査してまいりますので、現在のところ、何年後に足柄城が文化財指定されるとは申し上げられませんが、今後新たに立ち上げる学術委員会で示されました発掘調査や文献調査の内容により、期間がおおむね決まってくるものと考えております。なお、足柄城と同じ後北条氏の城跡であります伊豆の国市の菰山城は、令和7年度に国の文化財に指定されましたが、これは指定されるまで25年ほどかかっております。よって、足柄城に

つきまして、一朝一夕には文化財の指定には至らず、まずは発掘調査や文献調査が必要でありますことから、今後、これらの文化財調査を進め、足柄城の価値を見いだしてまいります。

次に、足柄城をどのような施設として整備するのか、その構想についてであります。整備の構想につきましては、今後、整備検討委員会などを立ち上げた上で検討することになるかと思いますが、足柄城はこれまで400年以上にわたり、当時の状況がそのまま伝わっております。そのため、文化財保護行政の立場から申し上げますと、整備することは堀跡や土塁、礎石などの遺構が少なからず破壊されることになりますので、解説板や道標など必要最小限の整備にとどめることが望ましいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） 以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 以上で平野正紀君の質疑は終了しましたので、平野正紀君の質疑内容に関し関連質疑を認めます。

10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 今、平野君が質問されました谷戸山のいえの周辺維持管理業務に対して、生涯学習課において60万円の算出とあります。その算出の根拠についてお伺いします。

それと同時にね、私はずっとここのところ疑問を持ってるんですけども、ここの谷戸山のいえをやったときには、ここは、今、菅沼にあるこども園の、その一対一だというふうに、そういうレクチャーを受けてます。いつからか分割しちゃって、生涯学習課になっている。あれは本来であれば教育委員会の何ですか、そういう子ども課ですか、そういうところによってやるべき仕事がかこうごっちゃになってるんですけどね、それで何かいつからこれが生涯学習課の方になったのかを御説明願います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 谷戸山のいえ周辺維持管理業務は、町の地域再生計画に基づきまして、令和6年度に整備いたしました谷戸山のいえの利用促進を目的に、谷戸山のいえの周辺の竹林、山林、畑などの維持管理をNPO法人谷戸山倶楽部に委託するものであります。

具体的には谷戸山のいえ周辺の草刈り、竹木の伐採、清掃などを委託いたします。

委託料の支払いにつきましては、年2回、上半期と下半期にそれぞれ30万円の支払いをする予定であります。

それから、こども園を含めた部分の土地ということなんですけれども、こちらにつきましては、令和5年の9月にですね、すがぬまこども園を除く部分の土地は、行政財産を用途廃止し、普通財産としたという経緯がございます。

以上であります。

○10番（藺田豊造君） これは条例でも何かつくったけんな、それ。条例か何かでもって、ちゃん

と区分分けしなきゃいけないんじゃないですか。どうなの。

○議長（鈴木 豊君） 回答要りますか。

○10番（藺田豊造君） いい、いい、答えは要らない。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありませんか。

4 番 牧野恵一君。

○4 番（牧野恵一君） ただいまの平野議員の質問中、町営塾事業費の関係で質問いたします。

町営塾を開こうとしている健康福祉会館につきましては、当然ですけども、公共施設ですから健康福祉会館の設置条例を定めております。この設置条例には当然その名称とか、場所とか、当然、目的が定まってますよね。私の知る範囲だと健康福祉会館は健康とか福祉とかコミュニティ活動とかに限って使えるようになってるはずですね。町営塾は、ここで開催するのは、設置条例に違反しているんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の御質問にお答えいたします。

まず、町営塾があそこを使うのはですね、会議室を利用して、町営塾をそこで開設することなんで、特に条例に違反してるとか、そういうところはないかと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4 番（牧野恵一君） 恐らくね、町営塾を開設するには、その場所を使いますよということと、週に何回だかその場所でやりますよってことをルールとして決めると思うんですよね。決めないんですか。結局そこを常設の場所として使いますよということを申入れしないんですか。結局、この健康福祉会館に設置すると言いますが、そこを場所として決めて、毎週何日かにやるとかっていうことは何も決めないんでやるんですか。ということは場所を決めるってことは、健康福祉会館の利用を塾として使いますよってことを言うんじゃないんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの御質問ですけれども、会議室の、当然塾を運営していきますので、時間を定めて、会議室を利用していくんで、その仕様の中でちゃんと決めてですね、進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4 番（牧野恵一君） よろしくないですね。そういうことは、会館の設置目的として条例上にうたわなくてもいいんですか。今の条例でいけばね、ちょっと言いましたけども、福祉関係、それから、健康増進関係、それからね、コミュニティ活動というようなことも入ってるんですよね。でもどれも学習塾を置くというふうな根拠とする根拠は何もないですよ。

それと、設置条例で定めた目的外使用ですよ。そうではありませんか。それを指摘してるん

ですが。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の御質問にお答えします。

また会議室の使用等については、必要があればですね、しっかり会館と整理をして、条例等もごさいますけれども、整理をしてですね、進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。もう2回やってますから。

○4番（牧野恵一君） これから考えるなんていうんじゃね、行政のやることではありません。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありませんか。

なければこれで関連質疑を終わります。

次に、12番 室伏辰彦君。

○12番（室伏辰彦君） 通告に従い、4件の質問をさせていただきます。

まず、1番目、歳出で総括質問。これまでの慣習をゼロベースで見直し、既存事業の徹底化を図ったとのことですが、対前年度の金額ベースの増減率において見直す前と比較し、大きく削減した事業及び、大きく増額した事業をそれぞれ3点お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 減額した主な事業の1点目は、2款7項1目3事業の地域公共交通活性化事業費で、ライドシェア事業の実績から事業の見直しを行ったものです。

2点目は、4款1項2目2事業の感染症予防費で、各種予防接種委託料の算定根拠を過去の接種率を加味したものに見直しを行ったものです。

3点目は、三つの事業に分かれますが、令和7年度に実施した町ホームページのリニューアルに伴い、各課が管理していたホームページを3件廃止した事業です。

次に、見直しを行ったが、経費の上昇等により増額となった主な事業の1点目は、2款1項3目2事業の出納事務管理費で、各金融機関の収納手数料、振込手数料が増額となったことによるものです。

2点目は、3款1項2目2事業の社会福祉総務費で、社会福祉協議会の事業助成金の人件費の高騰を見込んだものです。

3点目は、9款5項2目2事業の体育施設費で、総合体育館の空調設備等の整備や故障しているバスケットゴールの入替えによるものです。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○12番（室伏辰彦君） ありません。

次に、移ります。

総括質問で、行政DX・行政財改革への挑戦について引き続き、書かない窓口の活用を推進す

るとありますが、どのようなことを推進するのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デジタルフロントヤード事業として実施をしております、いわゆる「書かない窓口」の取り組みでございますが、特に住民課における証明申請や転入手続等において、来庁者及び事務処理の負担軽減を図っております。

一方、これまでは基幹系業務システムとの連携ができなかったため、申請者の状況に合わせた窓口受付や判定等が困難であるといった課題がございました。本町では昨年12月に基幹系業務システムの標準化、共通化システムの移行が完了しております。今後はこれら課題を解決するため、窓口業務改革を加速させ、基幹系業務システムと連携した電子申請の拡大に取り組むことで、さらなる住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○12番（室伏辰彦君） 再質問させていただきます。

今、受付前にある「書かない窓口」の電子申請のところですが、大体月に何件ぐらいの申請をそこでやられてる方がいるのでしょうか、伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（小野正彦君） 今、手元に数字がございませんので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○12番（室伏辰彦君） はい、いいです。

では、次の質問に移ります。

歳出の107ページ、3款2項1目（7）12節、生活支援体制整備事業。生活支援整備事業はどのような事業なのか。また、予算額471万円は、昨年度当初予算よりも減額になっておりますが、その要因は何なのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○長寿介護課長（野木雅代君） 生活支援体制整備事業は、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすために、お互いさまの助け合いの地域づくりを目指す事業でございます。

この事業におきまして、地域の支え合いが充実するよう支援する役割を担うのが生活支援コーディネーターでございます。

町では、本事業を社会福祉協議会及び社会福祉法人寿康会に委託をして、生活支援コーディネーターをそれぞれ配置しております。

本委託料は、生活支援コーディネーターの人件費が主なものであり、前年度に比べて減額となっておりますのは、委託先における配置換えによるものと伺っております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） ありません。次の質問に移ります。

歳出204ページ、図書館費、廃目となっておりますが、事業対象の見直しの対象となったのか。

また、これまで実施していた読書活動推進事業は今後実施しないということなのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） これまで9款4項の社会教育費の中に3目として図書館費があり、その中の1事業として読書活動推進費がございました。

令和8年度予算では、例年どおり図書館事業は継続いたしますが、款項目は9款4項1目の社会教育総務費の中の1事業として、予算書202ページ上段（5）のように位置付けをいたします。

これは予算科目の見直しを行いました結果、現在、生涯学習課では、ブックスタートやセカンドブック、読書通帳の配布などの事業を行っておりますが、事業費は例年50万円程度でありますことから、図書館費を目として独立させるよりも、9款4項1目社会教育総務費の1事業として計上した方が社会教育の関連事業として位置付けることができるとの観点から整理し、変更したものでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） ありません。以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 室伏辰彦君の質疑は終了しましたので、室伏辰彦君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。

関連質疑はありませんか。

なければこれで関連質疑を終わります。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は1問質問させていただきます。

予算書、歳出、98ページ、3款1項1目（2）18節、地域生活支援事業交付金です。

地域生活支援事業交付金292万8,000円は、民生委員・児童委員協議会の活動に対する交付金とありますが、昨年度306万円から292万8,000円に減額されていますが、その理由と交付金の利用状況を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 地域生活支援業務交付金の減額の理由につきましては、民生委員・児童委員の3年の任期中に1回、研修等に対する経費として増額交付しており、令和8年度につきましては、該当の年でないため、減額しております。

また、交付金の利用につきましては、民生委員・児童委員協議会の活動に必要な会議や研修、地域での見守り活動、訪問活動に伴う連絡調整など、民生委員活動に必要な経費として活用されております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 池谷 元君の質疑は終了しましたので、池谷 元君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

なければこれで関連質疑を終わります。

次に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 通告に従いまして、6件の質問をさせていただきます。

まず、1件目の質問です。予算書、歳入全体から質問させていただきます。

財政の根幹となる町税が僅か2.4%の伸びにとどまる中で、交付税、補助金、さらには起債といった外部財源に依存する形で過去最大の予算を維持している現状があります。

外部財源への依存度が高まる中で、安定的な自主財源をどのように確保していくのかについて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和8年度予算の自主財源は、90億8,873万3,000円、対前年度比4,915万6,000円の増となっています。これは、これまで行った将来への投資による固定資産税の増額やふるさと寄附金の増額を見込んでいるものであります。

引き続き、安定的な自主財源確保のため、町税の増加につながる工業団地への企業誘致を進めるとともに、資産の有効活用や適正な受益者負担に努めます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） ございません。

はい、次の質問に移ります。

予算書歳出87ページ、2款7項1目事業番号（6）、屋内プール整備事業費6億3,900万円について伺います。

温水プール整備事業の継続費総額は16億円とされていますが、これは事業計画時の15億円から増額され、その後、現在までに建築資材や人件費の急激な高騰が続いています。

現在の市場価格を反映した再積算、不足が生じた場合の対応、完成後のランニングコストの見通しについて、具体的な数値と根拠を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 昨年実施をいたしましたプロポーザル募集要項におきまして建築費等の限度額を定めております。現在はその範囲内で収まるよう、最新の市場価格を反映させながら、実施設計における精査を行っております。

物価高騰等による事業費の増額につきましては、小山町建設工事請負契約約款に基づき適切に対応いたします。

具体的には、変動後の残工事代金と変動前の残工事代金との差額が、変動前残工事代金の1.5%を超える額について、請負代金額の変更に応じなければならないと規定しておりますので、それにのっとってまいります。

したがって、今後の物価推移を注視をいたしまして、契約後においても、客観的な指標に基づき判断してまいりたいと考えております。

維持管理費につきましては、プロポーザル時に提案をされました金額を参考とし、15年間で15億1,243万円、こちらは光熱費、水泳授業運営費を含みますが、こちらと試算しており、効率的な運営に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再質問いたします。

御説明ありがとうございます。

約款に基づき、増額対応があり得ることでしたが、その増額分及び年間およそ1億円以上となる維持管理費は、町の一般財源で対応するという理解でよろしいでしょうか。

町民の皆様への説明のためにも、ここで確認をさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 財源につきましては、当然一般財源で対応していきたいと考えております。

また、いろいろ防衛省のですね、交付金等もこれ可能性ですけれども、9条交付金等の増額があつたりだとか、例えばふるさと納税がですね、増額すれば、そこに財源ができますので、その辺を活用して当然一般財源で対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございませぬ。

予算書、歳出、91ページ、2款7項3目事業番号（3）12節、移住就業支援金880万円について伺います。

移住就業支援金が前年度の300万円から880万円へと増額されています。このうち660万円が県の補助金ですが、過去の定着率や効果検証を踏まえた上で、どのような効果を見込んで増額したのか、具体的な説明を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 移住就業支援金は、地域活性化と人材確保を目的とした国の制度であり、地方自治体が東京圏からの移住者に対し交付する制度であります。

町ではこれまでに支援金を11件、世帯人数25人に対し交付しておりますが、全ての方が小山町に定着しており、移住定住施策として一定の効果があると考えております。

これらのことを踏まえ、既に来年度の支援金について事前に問合せのあった方の分と、過去の交付実績に基づき県と協議した結果、事業費を880万円としているものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） ございません。次の質問に移ります。

予算書、歳出190ページ、9款2項1目事業番号（4）10節、賄材料費668万円について伺います。

小学校給食費の賄材料費は6,681万円になっております。まず、この金額の算出方法について伺います。

また、2026年4月から国の制度により、児童1人当たり月額5,200円の交付金が入ることになります。本町の1人当たりの賄材料費とこの基準額を比較した場合、町の収支はプラスになるのか、あるいは基準額を上回ることによって、町の持出しが発生し、マイナスとなるのかについて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小学校給食費の賄材料費6,681万2,000円は、五つの小学校の児童と教職員等と、須走中学校はですね、給食を小学校と一緒に作って食べてるものですから、須走中学校の生徒と教員等の分を含んだ賄材料費になっております。

小中学校の教職員等から徴収する給食代は、歳入のですね、歳入予算の22款5項1目2節の雑入のうち、説明欄34の職員等給食代に2,057万7,000円計上させていただいております。

本町の小学校児童1人当たりの賄材料費は、月額ですね、5,580円となっております。基準額が5,200円でありますので、380円上回っております。その分がですね、町の持出しとなります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○3番（石原和美君） 再質問をさせていただきます。

本町の給食費は1人当たり5,580円であり、国の交付金5,200円との差額380円が今後町の負担となると伺いました。

そこで、この交付金により町の負担が軽減される分を活用して、物価高騰対策や給食内容の充実のために、1人当たりの給食費を増額する予定はございますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 現在のところですね、この交付金が入ったからといって5,580円を上回るような給食を出す予定はございません。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○3番（石原和美君） はい。次の質問に移ります。

予算書歳出198ページ、9款3項2目事業番号（2）12節、外国人英語指導員派遣2,178万円について伺います。

A L Tを現在の3人から6人へと倍増し、外国人英語指導員派遣費が2,178万円と中学校教育振興費の約5割を占める規模となっています。まず、3人増員の具体的な根拠を伺います。また、増員によってどのような教育効果が期待でき、その効果をどのように検証していくのかお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小山町がフィリピン共和国セブ州コルドバ町と国際友好交流都市協定を締結したことにより、外国自治体との自治体間交流協定に基づいて任用した外国籍の職員には1人当たり517万6,000円の地方交付税措置が講じられることから、この制度を利用することにより3人の増員が可能となりました。

教育効果としては、四つございます。一つ目が生きた英語に触れる機会の増加ということで、これによりまして、生徒の英語に対する抵抗感を減らし、コミュニケーションへの意欲を高める効果が期待されております。

二つ目は、英語教育の一層の充実です。増員によって、授業内でのきめ細かな指導が可能になるだけでなく、休み時間や放課後などの日常生活においても、A L Tとの交流機会が創出されます。

三つ目は、会話能力の向上です。生の英語を聞き、実際に話す機会を確保することで、教科書上の知識にとどまらない、実践的な会話能力を養うことができます。

四つ目は、これは効果等には限りませんが、教員の負担軽減になるんじゃないかと。日本人教員との役割分担が進み、教材の作成、授業準備の分担等ですね、負担軽減につながると期待しております。

次に、教育的効果の検証につきましてはですね、総合学習調査における英語の正答率の推移を確認して、生徒の基礎的・基本的な学力の定量的変化を把握いたします。

また、同時にアンケートによる意識調査を実施し、英語授業への学習意欲や態度の変化を捉えてまいります。学力面と意識面の双方からですね、教育的効果を多面的に検証してまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） 再質問をさせていただきます。

今後、生徒数も変動があることと思いますが、今後もこの6人体制を維持する前提なのでしょうか、それとも、見直しをする方針なのでしょうか。その点について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 政府の方針が変わらなくてですね、交付税措置されるようであればですね、今後も続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○3番（石原和美君） はい。それでは、最後の質問に移らせていただきます。

予算書歳出209ページ、11款1項1目事業番号（2）、公債費9億5,740万円について伺います。

公債費は全体で約1,400万円の増額ですが、その中身を見ると、元金の返済額は1,500万円近く減っている一方で、利子の支払いが約3,000万円から6,000万円へと2倍に激増しています。これは金利上昇だけが原因なのか、それとも他の要因によるものなのかについて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 令和7年度の貸付け利率は令和6年度の利率より0.2%から0.7%程度増加しており、令和8年度当初予算の増額は、令和7年度に借入れをした小山消防庁舎建設事業などの利子の増加が主な要因です。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） 今後も利子負担が増えていくと思われますが、その対応策として、利子負担を抑えるための借換えなどについて、検討することはございますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 石原議員の再質問にお答えをいたします。

借入れをする場合には県と協議してそれから借入れを行っておるというところでございますので、借換え等につきましては、できないものと考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○3番（石原和美君） はい。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 企画総務部長。

○企画総務部長（長田忠典君） すいません、先ほどの平野議員の関連質問におきまして、牧野議員の町営塾に関する再質問についてですね、お答えをさせていただきたいと思えます。

牧野議員がおっしゃるとおり健康福祉会館におきましては、健康増進、それからコミュニティの発展と、あと地域防災の拠点とありますけども、もう一つ、町民の福祉の向上というところがございます。まさに町営の学習塾につきましては、この町民の福祉の向上に当たるという施策と考えております。したがって、この設置及び条例、それから条例施行規則に基づきまして、公営塾の利用とさせていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、ここで10分間休憩にします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、住民福祉部長から発言を求められておりますので、これを許可します。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（小野正彦君） 室伏辰彦議員の御質問のありました書かない窓口「ゆびナビ」の使用状況について回答させていただきます。

令和7年度の1月31日までの件数ですが、転入転出等に係る異動で184件、住民票等証明書交付申請が55件、マイナンバーの住所変更等の申請が197件、マイナンバーカードの電子証明更新等が129件、合計565件となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、先ほど石原和美君の質疑は終了しましたので、石原和美君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。

関連質疑はありませんか。

6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 関連質問をさせていただきます。

学校給食費賄材料費6,680万2,000円についてお伺いいたします。

先ほど町の回答で、1人当たり5,580円が1人当たり、小学生1人当たりかかっており、追加で380円、これが町の持出しであるという御回答をいただきました。

これが一般財源から持ち出されているものでしょうか。それとも以前より、同じようにふるさと納税の方から持出しがされているものでしょうか。

併せて、この計上された差額分は、食材の充実だったり、物価高騰などの補填という理解で間違いありませんでしょうか。

全国的にこの給食がですね、どうしても物価高騰により内容がとても貧素になってきているのではないですけども、子ども達の量に十分賄えていないというような報道が一部されております。その点も併せてちょっと質問させていただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 380円分はですね、例年どおり教育振興基金の繰入れで対応したいと考えております。また、給食費がですね、議員おっしゃるように物価高騰がございまして、前年度よりですね、15.5%、小学校の給食費を月額上げさせていただいております。そちらの根拠につきましては、米ですとか、麺類、あと肉類、野菜類をですね、6年から7年に上がったのを調査しまして、大体15%上がっておりますので、8年度もそのぐらい上昇があるということを見

込んでですね、上げさせていただきました。

以上になります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。

○議長（鈴木 豊君） ほかに関連質疑はありますか。

なければこれで関連質疑を終わります。

次に、6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 通告に従い7件の質問をさせていただきます。

まず、歳入です。

ページ16ページ、1款5項1目入湯税です。歳入に計上されている入湯税についてお伺いいたします。

本年度の入湯税は2,645万円とされており、前年度の2,440万円から増額計上となっております。歳入全体の0.6%を占めるものでありますが、この増額の積算根拠についてお聞かせください。

また、具体的にはそれぞれの対象施設ごとにどの程度の入湯税収入を見込んでいるのか、その内訳をお示しく下さい。

この入湯税ですけれども、目的税であると承知しております。その用途については、法令に基づき、一定の目的が定められているところですが、本町においてはどのような事業に充当する方針としているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○税務課長（伊藤和彦君） 小林議員にお答えいたします。

入湯税の積算根拠につきましては、観光客の増加や、本年度途中から新規課税施設が増加したことから、増額を見込んでおります。

個別に施設ごとの収入見込みをお答えすることは控えさせていただきますが、8年度は6施設からの収入を見込んでおります。

次に、入湯税の用途につきましては、地方税法に基づき、本町では観光施設の整備や、パンフレット作成などの観光振興の費用に充てております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。次の質問に移らせていただきます。

38ページ、18款2項1目土地売却収入に関してお伺いいたします。

旧すばしりこども園の売却収入として3,000万円が計上されております。購入者については、個人か法人かなど差し支えない範囲で、その属性をお聞かせください。

また、現時点で当局が把握している敷地利用の予定があれば御説明ください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） こちらの土地につきましては、令和8年度に公募により売払いを予定しており、現時点で購入者は決まっておりません。また、跡地は周辺の状況から住宅用地としての売払いを考えています。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） ございません。それでは、歳出に関して伺わせていただきます。

91ページ、2款7項3目12節、小山町空き家コーディネーター等業務に関して伺いたいします。

町内における空き家等の有効活用及び流通促進を図るため、町の空き家バンクに登録されていない潜在的な空き家の掘り起こしや、所有者との連絡調整等の業務を委託するとの御説明がありました。

その中でですね、まず一つ目、本業務の具体的な内容について、想定している業務範囲、例えば調査方法でしたり、所有者へのアプローチ方法、登録までの支援内容等、そちらを具体的にお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 想定しているコーディネーターの業務範囲であります、コーディネーターが町内を巡回し、新たな空き家の発掘、現地調査及び所有者の意向調査を行います。その後、必要に応じて空き家情報の登録、移住を希望している方とのマッチング、また、所有者が解体を希望しているのであれば、それらの補助金の手続や、解体業者とのマッチング等、所有者の空き家の利活用を図るための伴走業務と考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 次に、移らせていただきます。

委託先はですね、不動産業や空き家活用支援等を本業としている事業者への委託を想定されているのか、それとも個人への委託を予定しているのか、お考えをお伺いいたします。

また、委託先の選定方法についてもお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 委託先といたしましては、不動産業者等ではなく、小山町の地域活性化に積極的に取り組むことができる、また、コーディネーターの支援及び管理を適切に行える事業者を想定しております。

委託先の選定方法ですが、小山町とですね、地域活性化に関する連結協定等を結んでいる業者などを念頭に想定しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 再質問をお願いします。

連結協定を組んでいる事業者という御説明でしたけれども、どのような事業者、何件ぐらいの事業者と連結の協定を組まれているのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 町とですね、地域活性化の推進に関する包括連携協議につきましてはですね、株式会社D o o o xとかつていうところとですね連結協定してます。それと、クルラー富士おやまというこの町民の町の活性化に積極的に関与している方とも連結協定しているんですけれども、そういった方々を念頭に考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○6番（小林千江子君） では、当該コーディネーターを選定するに当たり、どのような実績や専門性を評価基準とされたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） コーディネーターの選定につきましては、登録制を想定しており、現在作成中の小山町空き家コーディネーター設置要綱に基づき判断し、適当であると認めた場合にコーディネーターとして登録をする予定であります。

なお、空き家に関する専門性なんですけれども、各空き家ごと、その内容がですね、多岐にわたりますので、専門的な分野についてのコーディネーターの役割といたしましては、専門家への取次ぎ、相談等であると考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） いえ。では、本業務により見込んでいる成果目標、掘り起こしの件数だったり、登録の件数であったり、成約の件数などですね、これらをどのように見込まれているのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 本事業により見込んでいる成果目標であります。来年度、新たに始める事業になりますので、具体的な数字を上げるというのは難しいところではあります。1件でも多くの空き家の利活用につなげられるよう努力したいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。では、次の質問に移らせていただきます。

93ページ、2款8項1目事業（3）スタジオタウン小山推進事業費に関して伺わせていただきます。

スタジオタウン小山推進事業費として950万円が計上されております。本事業は、町内のロケサ

ポートやスタジオ運営に係る指定管理料として支出されるものと承知しております。つきましては、事業確認及び整理の観点から以下の点についてお伺いいたします。

まず、支出内容についてです。指定管理料900万円の内訳。例えば建物の維持管理費、運営費、ロケ誘致活動費等をお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） 指定管理料の内訳ですけれども、小山フィルムファクトリーの電気代や水道代、機械警備や設備点検等の委託料など直接的な維持管理費に700万円、維持管理に係る人件費等に200万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） いえ、次の質問に移らせていただきます。

では、事業の成果についてお伺いいたします。

ロケの実績、これは件数ですね、誘致の効果、地域経済への波及効果などについて、可能な範囲で定量的にお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） 令和6年度の報告では、ロケ支援件数は135件で、誘致効果としては、撮影隊の宿泊や食料、施設使用料などの経済効果について、フィルムコミッションが把握できた金額のみで7,000万円と算出されております。その他、撮影隊が撮影中に出費している費用が考えられます。

また、作品のファンがロケ地を巡る個人旅行のほか、最近では旅行会社の企画によるロケ地巡りバスツアーにより、全国各地から観光で訪れる方がおり、間接的な誘致効果が認められております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 大変な経済効果を町にもたらしてくださっているというのは重々承知している中で、スタジオタウン小山推進事業の方が開始されてから、早十数年経っていると認識しております。

そろそろ独立、自立運営に向けた検討を視野に入れることも必要ではないのかと個人的には感じるところではありますが、例年ですね、私、自立運営に関して質問をさせていただいております。

昨年は検討も必要との回答があった中で、昨年の答弁以降、何か具体的に検討や準備が進められたのか、その点をお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） 町はロケ支援に係る事業をNPO法人小山町フィルムコミッショ

ンに担っていただいております。このロケ支援の部分につきましては、映像制作会社からのロケ協力金など、自主財源によりまして、ある程度自立に近い運営がなされているというふうに考えてはおりますけれども、現在、小山フィルムファクトリーの管理・運営費につきましては、令和8年度も指定管理料を予算計上をしております。こちらの指定管理者制度だけではなく、その他の公民連携を含めまして、最適な手法の検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 検討を進めているということですが、長期的に町が補助する形が妥当であるのか、それとも、現行指定管理のまま続ける場合の財政負担とのバランスについて、町はどのような見解をお持ちでいらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） 小山フィルムファクトリーにつきましては、映像制作の拠点として、他の市町村にはない特徴的な役割を果たしております。

一方、ファクトリーはですね、施設全体の老朽化が進んでおり、雨漏りや機械設備など、修繕費用の増加が見込まれております。そのため、町の財政負担を軽減する観点から、指定管理者制度だけではなく、公民連携手法や民間貸付け、譲渡も含めまして検討をしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） では、次の質問に移らせていただきます。

122ページ、4款1項1目（6）事業12節、富士山五合目救護所運営事業費に関して伺わせていただきます。

昨年度は、救護所運営事業費として1,000万円が計上されており、その内訳は医師の謝礼が677万3,000円、医師補助者謝礼が92万4,000円でした。令和8年度の予算は、同じ事業費が「富士山五合目救護所看護師等派遣業務」と名目も変わり、金額も570万円に削減されております。この予算項目の変更や金額の削減は、県との調整によるものなのでしょうか。また、変更に至った経緯、そして、令和8年度の救護所の体制について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 令和7年度当初予算要求時は、救護所の運営についてまだ調整中であったため、暫定で予算を計上しておりました。令和7年度に入り、医師法に関する国の通知を調べ直したり、御殿場保健所にも相談をした結果、軽微な手当であれば、医師を配置しなくても、救護所の運営ができるということが明らかとなり、医師を配置せず、看護師による救護所の開設を行うことといたしました。

また、同様に医師を配置せずに、山梨県の富士吉田口五合目の救護所を運営している富士吉田市の担当者さんから「看護師の派遣業務という人材派遣会社への委託事業」という手法を教わり、

本年度の運営体制を確立いたしました。

これにより、実は令和7年度も年度の途中で予算の組替えをしております、その内容、実績が令和8年度の当初予算にそのまま活かされているというのが経緯でございます。

よって、この変更は、県との調整によるものではございませんが、この組替え後の内容で本年度、県の富士山後世継承事業費補助金の御承認をいただいております、令和8年度も同補助金を活用させていただく予定であります。

次に、令和8年度の救護所の体制につきましては、本年度と同様に、朝6時から午後2時までの早番勤務の看護師が1名、引継ぎ時間を考慮して、午後1時から夜9時までの遅番勤務の看護師が1名、また、これまで富士山の開山日は7月10日でありましたが、令和8年度からは、7月1日になる見込みということで、それに合わせた内容で実施をする予定であります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 新たな取組みで富士山の安全を守っていただけるということで大変安心してしております。

2点伺わせていただきます。

遅番が13時から夜遅くまでということでしたけれども、この具体的に何時ぐらいになるのでしょうか。また、1名ずつという、計2名という体制でしたけれども、どちらかが風邪を引く、体調を崩す、そのような場合にはどのような対策を講じられる御予定なのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 遅番の方が具体的に何時になるのかという話ですけども、あそこのインフォメーションセンターの開所時間が9時までとなっていますので、それと併せて大体9時にはすばっと帰れるようにいつもなっております。

風邪等を引いた場合にはということなんですけども、あそこに従事してる看護師さん、今年の実績で言いますと8名いらっしゃいまして、8名の方がうまくローテーションで、それを人材会社さんの方でもってシフトを組んでやっていると。もし、急な場合には新たな人を見つけてということ、そういうことも全部、人材会社さんがやってくれますので、体制はその辺で整えてます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

126ページ、4款1項4目事業費（2）18節、病院等産科運営費補助金に関して伺わせていただきます。

少子化に伴う出生数の減少や産科・婦人科における医師の確保が困難な状況を踏まえ、町民が安心して妊娠・出産できる医療体制の維持・強化を図るため、広域で連携している御殿場市の公立産婦人科医院に1,000万円を助成するものであると理解しております。

そこでお伺いいたします。この助成は一時的なものなののでしょうか、それとも恒久的に行われるものなのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 助成は一時的なものなのか、恒久的なものなのかにつきましては、現時点では恒久的なものと言えます。共立産婦人科は本地域唯一の産婦人科であることから、町民が安心して妊娠出産できる産科医療体制を維持・継続してまいります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） それに関連して、広域で行うということですので、もちろん御殿場市さんもこちらは補助されていると思いますけれども、御殿場市さんの補助額はどの程度となっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 御殿場市の補助額につきましては、御殿場市も令和7年度と同額の5,000万円であると伺っております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） 関連して、また、この本町の住民がこの医療機関を利用した件数や利用状況について把握されている範囲でお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） 利用件数や利用実績につきましては、令和6年度の実績からお伝えいたしますと、本町の令和6年度全出生数62人に対し、共立産婦人科医院で生まれた赤ちゃんは28人、妊婦健診の受診延べ人数は63人、受診総件数は434件、産婦健診の受診延べ人数は32人で、受診総件数は61件となっております。

なお、4か月健診は6件、10か月健診は7件とその実績が少なくなっていますが、これは月齢に合わせた予防接種と一緒に他の小児科で受ける方が多いことから、それが要因であると分析しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○6番（小林千江子君） はい。それでは、最後の質問をさせていただきます。

予算書、歳出、203ページ、9款4項2目事業（2）18節、竹之下太鼓保存会助成金並びに大富士公時太鼓保存会助成金に関してお伺いいたします。

竹之下太鼓保存会助成金7万円並びに大富士公時太鼓保存会助成金19万円。町内には上記保存会以外にも活動されている太鼓の団体がございます。しかしながら、この二つのみに助成している経緯などについてお伺いいたします。

また、金額の算出根拠も併せてお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） まず、竹之下太鼓保存会につきましては、昭和59年に無形民俗文化財として、町の指定文化財に指定をされました。これは江戸時代中期において、竹之下宿から富士山への登山者を送り出すときと無事帰還して迎える際に太鼓を打ち、祝ったことに起源があるというふうにされています。その太鼓が代々竹之下区に受け継がれ、現在は足柄小学校の児童が継承しており、後世へ引き継ぐべき無形民俗文化財として町では助成を行っているところであります。

また、大富士公時太鼓保存会は、日本古来の芸能であります和太鼓を町の伝統芸能として継承し、町の活性化と青少年の健全育成を目的に、町が昭和59年に創設した団体であります。現在は幼児から成人までが活動し、町内の青少年の健全育成に大いに寄与している団体として活動されておりますことから、町では助成を行っております。

算出根拠につきましては、小山町社会教育関係団体助成金交付要綱に基づき、本町の社会教育関係団体の育成及び社会教育の振興を図ることを目的に、社会教育の振興に関する事業を実施する社会教育団体等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するということによりしておりますので、年度ごとに事業計画書や予算書等を精査した上で適切に助成金の算出を行っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 算出根拠については、小山町社会教育関係団体助成金交付要綱に基づいて、年度ごとに事業計画書や予算書等を精査して決定しているとのことでしたが、過去数年間、助成額はほぼ同額で推移していると承知しております。

そこでお伺いいたします。例年団体の人数や活動規模は、この2団体ほぼ同じという理解でよろしかったでしょうか。

併せて、例えばですね、今後新たな団体が助成を申請した場合、対象となる可能性はあるのか、制度上の考え方についてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（金子節郎君） 再質問にお答えいたします。

竹之下太鼓の構成人数は、令和7年度が足柄小学校6年生10人を含む合計35人ということで、こちらは大体35人、36人という形で推移をしております。竹之下区の寺社でのお祭りをはじめ、区の夏祭りや体育大会などで演奏を行っているところであります。

大富士公時太鼓につきましても、構成人数は、令和7年度が4歳から59歳までの19人であり、こちらも19人、18人という形で推移をしているところであります。こちらの団体につきましては、金太郎夏まつりや足柄峠の笛祭り、町民文化祭などで演奏を行うほか、和太鼓教室を毎週総合文化会館の方で開催しているという、そのような活動をしております。

いずれの団体につきましても、構成人数にはそれほど大きな変動はございませんでして、また、活動につきましても、定期的な活動や演奏会などがありますことからこれらのイベントに向けて日々活動を継続されております。

次に、今後、新たな団体が助成を申請した場合、対象となる可能性はあるのかということでありますけれども、小山町社会教育関係団体助成金交付要綱に基づきまして、本町の社会教育関係団体の育成及び社会教育の振興を図ることを目的に、社会教育の振興に関する事業を実施する社会教育関係団体等であるのか、申請団体の設置の趣旨であったり、目的、それから、活動内容、そういったことを審査した上で、交付対象団体としての認定の可否を決定してまいります。

説明は以上であります。

○6番（小林千江子君） 以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

小林千江子君の質疑は終了しましたので、小林千江子君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。

関連質疑はありませんか。

10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 2点ばかりお伺いします。

一つは、旧すばしりこども園の売払いの3,000万円の根拠です。何平米であって、それから、3,000万円はどのような平米単価になるのか。

それからまた、これを住宅にしたいということですけども、住宅地にしたいということで、何分割ぐらいになるのかお答えください。

それからもう一つ、フィルムコミッションの財政負担ですか、独立だかちょっとよく分からなかったけど、まだ雨漏りをしているというような話がありました。たしかこれは地方創生基金でもって、1億円の中の7,000万円を使って、あと3,000万円は、足柄の農村公園の方に使ったんだけど、7,000万円も使って、まだ雨漏りがしているというふうな箇所が何か所ぐらいあるのか、その実態についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の最初の質問にお答えをいたします。

旧すばしりこども園の土地の売払いなんですけど、面積的には約2,000平米程度でございます。売払いの価格の単価につきましては、不動産鑑定評価を行ったところ、大体平米当たり2万円程度ということで、ちょっと4,000万円程度になるんですが、当初予算としては、3,000万円の方を計上をさせていただいております。

あとですね、何分割ぐらいの土地、何分割ぐらいを想定しているのかということでございますが、8区画ぐらいを想定をしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） 小山フィルムファクトリーの雨漏りについてですけれども、指定管理者の方から毎月いただいている報告書の中を見ますと、玄関ホールのあたり、その上の部分から雨漏りがあるといったところ、それからあとは事務所の上のところでも、大雨が降ったときに雨漏りが確認できているというような報告が上がっているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） 再質問。このところにね、ここには石綿があったっていうふうな話だけど、今、石綿の心配はなくなったんですかね。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（石田洋丈君） そちらの方の撤去については、終わっているというふうに確認しております。

以上です。

○10番（藺田豊造君） 結構です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。なければこれで関連質疑を終わります。

次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は予算書を歳出の方から8項目の質問をさせていただきます。

まず最初に、ページ68ページ、2款1項6目（3）事業12節、防犯カメラの保守・点検業務について伺います。防犯カメラ保守・点検業務51万1,000円が計上されております。点検の周期及び点検内容について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 保守点検の内容は、録画状態の確認、時計の時刻調整、SDカードの初期化、機器のアップデート、レンズ部の清掃、カメラ向きの調整などです。

点検周期は、業者による点検は年1回ですが、職員による簡易的な点検は月に1回は実施しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。次の質問に移ります。

同じく予算書68ページ、2款1項6目（3）事業18節、防犯カメラの設置助成金について伺います。

防犯カメラ設置助成金50万円、助成の内容と、1か所について幾らの助成か、また、何か所を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 町内の犯罪や事故等を未然に防止することを目的に、道路、公

園、広場等、公共空間を撮影するために、区が独自に設置・維持管理をする防犯カメラの設置を対象としております。

防犯カメラの設置に要した額を対象に、1台当たり上限を10万円としており、当初予算では5台分を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

昨年12月に廃止された菅沼警察官駐在所及び足柄警察官駐在所を小山交番に統合したことに伴い、明倫地区と足柄地区への防犯カメラの増設を検討しているのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 再質問にお答えします。

今年度の予算で明倫地区には2か所、足柄地区には3か所増設をさせていただきます。年度内に完了する予定になっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。次の質問に移ります。

予算書86ページ、2款7項1目（3）事業12節、ライドシェア運行業務について伺います。

ライドシェア運行業務315万4,000円、これらの詳細について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ライドシェアの運行業務委託料の詳細ですが、運行管理料と保険料となってございまして、ほぼ運行管理料でございまして。

詳細につきましては、運行管理、それから、コールセンターの運営、緊急時対応、運転士の確保と研修などということになってございます。

運行日数については、毎週土曜日と日曜日、年間で104日間を運行いたしまして、運行時間については、午前8時から午後5時を予定しております。運行の体制については、1日1名体制で運行したいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） いえ、ございません。次の質問に移ります。

予算書90ページ、2款7項3目（2）事業18節、空き家活用・流動化促進助成金180万円の詳細と助成額と何件を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○おやまで暮らそう課長（中澤芳文君） 180万円の詳細についてですが、改修工事に対する助成金として、子育て世帯分を1件40万円、その他の世帯を1件30万円を見込んでおります。

また、解体工事に対する助成金として、子育て世帯を1件60万円、その他の世帯を1件50万円を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問はございません。次の質問に移ります。

予算書99ページ、3款1項2目（2）事業19節、重度心身障害者等タクシー利用料金扶助について伺います。

重度心身障害者等タクシー利用料金扶助45万円の詳細と、これの扶助額と何件を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 重度心身障害者等タクシー利用料金扶助は、障がいのある方の通院や買物などの日常生活における移動を支援しまして、社会参加の促進を図ることを目的としております。

身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、2級の手帳をお持ちの在宅の方で、自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方を対象に、タクシー利用時の初乗り運賃相当額を1枚とする利用券を交付し、年間24枚を上限として助成をするものであります。

件数につきましては、対象となる障害者手帳所持者や近隣市町自治体の利用状況等を参考に、見込みを算出しておりまして、年間55人の利用を想定し、そのうちの50%程度の利用を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。次の質問に移ります。

ページ126ページ、4款1項4目（2）事業12節、電話・SNS相談業務、231万円の詳細について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） こちらは受診の目安ナビというウェブサービスの利用料であります。特に近年の若い方は電話よりもスマホで検索したい人が多い傾向にあるため、このサービスのサイトに入って、子どもの病気やけがの状況を手順に従って入力していくと救急車を呼ぶべきとか、すぐに病院に行くべきとか、夜間や休日であれば、慌てて病院に行かずとも、次の日の昼間にかかりつけ医に行きましょうといった具合に、その状況に最も適した対応方法を分かりやすくナビゲートしてくれるという内容のサービスであります。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

この運営時間ですね、運営時間について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（藤曲喜久君） こちらはスマホでですね、検索をするものですので、基本24時間対応できます。中にはですね、それでも不安な方で、そうしますと最後の方にですね、受診の目安ナビダイヤルという電話の対応もしてくれる。こちらについては、看護師さんの方が24時間対応してくれるという内容でサポートしております。

以上です。

○8番（渡辺悦郎君） はい、分かりました。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○8番（渡辺悦郎君） 次の質問に移ります。

ページ129ページ、4款2項1目（5）事業18節、クリーンエネルギー機器設置事業助成金250万円の詳細について伺います。

対象要件と助成額又は何件を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（鈴木新一君） 対象は大きく2種類で、一つ目は住宅用の太陽光発電システム、太陽熱利用システム、蓄電池システムのクリーンエネルギー機器の設置費に対するものです。

二つ目は、自家用・事業用の100%電気で駆動するEV車、又は水素を燃料としたFCV車等、国のCEV補助金の対象となっているクリーンエネルギー自動車の購入費に助成金を交付します。

助成金額は、クリーンエネルギー機器のうち、太陽光発電システム、蓄電池システムはそれぞれ一律5万円、太陽熱利用システムは2万5,000円を助成します。クリーンエネルギー自動車は、自家用車両については10万円、事業用車両については5万円の助成を行いますが、町内の販売店で購入した場合に限り、自家用車両は15万円、事業用車両は8万円の助成を行います。

見込み件数は、過去の実績を参考に、太陽光発電システム20件、太陽熱利用システム4件、蓄電池システム22件、クリーンエネルギー自動車3件を見込んでいます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。最後の質問になります。

予算書114ページ、3款3項3目（2）事業12節、また、192ページ、9款2項2目（2）事業12節、198ページ、9款3項2目外国人英語指導員派遣事業について伺います。

こども園管理運営費外国人英語指導者派遣1,815万円（5人）、小学校教育振興費外国人英語指導員派遣2,178万円（5人）、中学校教育振興費外国人英語指導員派遣2,178万円（6人）と、町立の3園のこども園、私立の2園のこども園、五つの小学校、三つの中学校でそれぞれ対象人員と授業の時間等についてお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○こども未来課長（武藤 浩君） こども園分についてお答えいたします。

こども園では3歳児から5歳児を外国人英語指導員（A L T）による英語指導の対象クラスとしており、町立3園で213人、私立2園で94人となっておりますが、0歳児から2歳児までのクラスにおいても、保育助手として関わっているため、全園児が対象となり、町立3園で、合計313人、私立2園で合計156人になります。

各クラス、週1回以上、英語の歌によるダンスや、カードを使用した英単語遊び、英語による本の読み聞かせ等により、英語に触れる機会を提供し、その時間は、3歳児から5歳児クラスが1回30分程度、2歳児以下のクラスは1回15分程度となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 小学校の外国語の授業時間は、3、4年生が週1回で、年間35時間、5、6年生が週2時間で年間70時間で、各学校の3年生から6年生の児童数は、令和8年の3月1日現在なんですけれども、成美小学校が84人、明倫小学校が85人、足柄小学校が52人、北郷小学校が245人、須走小学校が117人で、合計で583人になります。

A L Tの方ですね、小学校1、2年生の事業にも関わっておりますので、全ての児童が対象の人数となりまして、全児童数は829人になります。

中学校の外国語の授業時間はですね、週4時間で年間140時間です。各学校の生徒数は、小山中学校が149人、北郷中学校が159人、須走中学校が107人、合計で415人となっております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 渡辺悦郎君の質疑が終了しましたので、渡辺悦郎君の質疑内容に関して関連質疑を認めます。

関連質疑はありませんか。

なければこれで関連質疑を終わります。

それでは、ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 歳入についてお伺いします。

予算書の19ページ、7款1項1目1節、地方消費税交付金の5億5,000万円についてお伺いします。

この交付金の目的と前年度比3,000万円も上がってますけど、その増額理由について、まず初めにお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 地方消費税交付金は、地方税法に基づき、都道府県が徴収した地方消費税の一部を市町村に対して交付するものです。その交付目的は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の補填を図るものです。

3,000万円の増額は、県の市町交付金見込額や本町の決算推移などから見込んだものです。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） この交付金については、全て社会保障財源に充てるとなっています。要するに目的税です。この目的税には、四つ目に年金、医療、介護、子ども・子育て支援に充てられるというふうになっていますけれども、今回のこの仕分はどのようなになっているかお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） こちらの方は議員おっしゃるとおり、使途を決められておるものでございまして、社会保障財源分として3億円、社会保障政策経費として約14億9,000万円充当しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 今の5億5,000万円について、だから14億なんか出されたら、ちょっと困るんだけど、その内訳について、その5億5,000万円の内訳はどうなってるかと思って。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 5億5,000万円全て社会保障財源分として充当をしております。

以上です。

○10番（藺田豊造君） 駄目だよ、それ。内訳について聞いているんだから。5億5,000万円についてのその内訳はどのように扱ったり、使ったりしてるのかっていうことを聞いているわけ。だから充当先だ。

○政策監（湯山博一君） 地方消費税交付金は、消費税の目的が社会保障財源ということなので、社会保障に使うということは目的としてあります。それは藺田議員がおっしゃるとおりです。

ただ、これ、いわゆる先ほど質問があった入湯税とかですね、それと同じように、一般財源扱いをしてますので、予算上、特定財源としての充当という作業はしておりません。ただ、市町村によっては、地方消費税交付金をこういう使途で使ってますよという公表する、してる場所もありますけど、小山町の場合はそこまで今やっていないというところで、実際的には、現実的に

は一般財源扱いの収入として取り扱ってます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） それ以上質問してもしょうがないから、次に移ります。

この消費税は、現在、食料品に限り、2年間の廃止が、何というか計画されているようですが、この件が実行されれば小山町でどのような影響があるのか。また、減額されるだろうと思われるシミュレーションは整っているのかどうか。それから、この件に関しては、2割特例、8割控除というふうな消費税にあるようですが、この件について分かる点があったらお答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 藺田議員の再質問にお答えをいたします。

国会の方で、現在議論をされていると思いますけれど、まだ決定してないものですから、そちらのシミュレーションはしておりません。

以上です。

○10番（藺田豊造君） 2割特例とか8割控除というのは、意味が分かる。この言葉があるんだよね、この消費税の中に。分からないならそれでもいいよ。勉強してくれよ。

予算書の歳入について聞きます。

37ページ、18款1項1目1節の中に、宅地・山林貸付収入とあります。その中に土地貸付収入説明欄2宅地・山林貸付収入584万6,000円があります。その詳細と面積、平米単価は幾らになっているのかを伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） まず、東京電力高圧線鉄塔管理道路敷地貸付料が、貸付け面積796平方メートルで、平米単価250円です。

次に、宅地、事業用地等貸付けが37件で、総貸付け面積約1万6,000平方メートル、平米単価は77円から700円です。

次に、山林貸付けが65件で、総貸付け面積約470万8,000平方メートル、平米単価0.06円です。

次に、交番、派出所用地貸付けは4件で、総貸付け面積約1,200平方メートル、平米単価は301円から1,381円です。

その他一時使用貸付け分の10万円を頭出しをしております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 1万6,000平米の77円から700円って、これはどこら辺の、これ山林でしょう。宅地。宅地で77円から700円となるわけ。

○議長（鈴木 豊君） 質問の趣旨がちょっと。

○10番（藺田豊造君） 今ね、1万6,000平米をどっかに貸してるって言うんだけど、場所と、そ

れから77円の根拠についてちょっとお伺いしたいです。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

宅地と事業用地が37件ということで、場所につきましては、町内各所いろいろございまして、須走であるとか、用沢であるとか、小山であるとか、37件あるものですから、全部言えませんけど、様々な土地がございます。

あと77円の根拠ということでございますが、そちらにつきましては、詳細はちょっと今把握しておりません。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（菌田豊造君） もういいです。次に行きます。

歳入の39ページ、19款1項5目1節、ふるさと寄附金についてお伺いします。

前年より2億6,000万円増額した理由と、企業版ふるさと寄附金6,000万円、これらについては、公表できるのか、できないのか、併せてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） このふるさと寄附金の増ですけれども、まず、令和7年度の予算10億円のところ、12億6,000万円ということで、2億6,000万円増額したわけですけれども、一番大きいのは、ふるさと寄附金の方を2億円増額をしております。そして、企業版ふるさと寄附金として6,000万円ということで、まず、2億円の増額ですけれども、返礼品につきましては、随時開拓の方を行っておりますが、スピードウェイ周辺施設、それから、ゴルフ場利用券の共通化ですとか、天然水・炭酸水のラインナップの増強、各種食事券、米や干し芋など、令和7年度は後半から取扱いを開始した返礼品がですね、年間を通して展開できることと、また、各ポータルサイトで上位に入る機会も増えてきたことに伴いまして、認知度の向上や寄附額の増加が見込まれるものと考えております。

また、企業版ふるさと寄附金の公表の方ですけれども、先ほど政策監からの答弁で小山PA周辺開発事業に伴う関係ですね、いろんな企業名出ましたけれども、公表の有無につきましては、事業者を確認をして、判断していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（菌田豊造君） 私はどちらかというこの2億円の積算の数字についてお伺いしたいと思ったんですけども、いろいろな事業をやられるように思って、積算の理由っていうのは、その中に含まれているということですけど、それはどうですか、ありますか。積算の根拠、2億6,000万円増やしたその積算の根拠っていうのは、数値的にありますか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 積算の根拠ということですが、基本的にふるさと寄附金については、2億円の増額を見込んだわけですが、先ほどもちょっと答弁したようにですね、今ある返礼品を令和7年度の途中からですね、いろんな工夫をして、例えばラインナップを増やすとか、ゴルフ場の利用券を共通化するとか、さらには各種食事券もですが、途中から本当に令和7年の12月ぐらいから始めているということで、その辺の寄附がですね、ラインナップしてから増加してきているというところもあって、積算というよりも増加傾向が非常に見込める返礼品もあるものですから、その辺を見込んで、来年度予算は2億円増ということで積算をしました。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） ふるさと寄附金については、小山町では大変昔はよかったような感じもしますが、その反面にものすごく苦い思いもしました。企業名の公表をこの間伺ったときには、全面的にできないと言いましたけれども、恭順というのかな、そういう心になって、今度そのことを全面的にふるさと寄附金については、全てを公表するというふうな態度になれるかですね。そして、小山町の何というか、公明性、透明性について、矜持を持って働くというふうな覚悟はあるのか、ないのか、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 藺田議員がおっしゃるふるさと寄附金ですが、今の御質問は企業版のふるさと納税の寄附と理解しました。

企業版については、いろんなところで御説明しておりますが、企業が寄附をするときに、申出書の中で、公表か非公表かというところを選べるようになっております。基本的に公表ということであれば、当然、町の方はホームページだとか公表はしてまいります。ただ非公表の場合は、先日御説明しましたQ&Aの中で、寄附について公表を希望しない企業については、企業が公表したくないという説明責任が取れば公表しなくていいということで、国の見解が出ております。その辺はまた企業としっかり調整はする必要があるかなと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） これについては、私は公表できないようなものは受け付けないというような小山町の態度があれば、私はもっと明るい町になる、あるいは分かりやすい町になるんじゃないかと思う。それだけ。

次に行きます。

予算書の58ページ、今度は歳出です。2款1項2目（3）事業の7節、行財政改革推進事業費、説明欄（3）の行財政改革推進事業費191万5,000円、説明欄7の改革改善褒賞2万円8,000円と行政アドバイザー謝礼100万円の使途、目的、人数についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、改革改善褒賞の2万8,000円ですけれども、こちらは行政事務の効率化や、職場環境の改善を推進するため、職員提案制度に基づくものであります。

本制度は、毎年実施をしております、採用された提案・報告に対して、最優秀賞、優秀賞、奨励賞を授与するものでございます。

続いて、行政アドバイザーの謝礼ですけれども、こちらにつきましては、町の施策について、各分野の専門知識や豊富な経験を有する方々から助言や指導をいただきまして、本町の特性や実情に応じた行政運営の向上を図ることを目的としております。

現在41名の方に登録をいただいております、主に行政経営、まちづくり、環境、教育等の分野で助言をいただいております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（菫田豊造君） まず、職員のあれですか、改善の報告とかそういうふうな提案については、年間どのぐらいあるんですか。

それから、今年の行政アドバイザーの、これを何と言うんですか、こういうふうな目的に使ってみたい、こういうふうなことでもって、特にアドバイスを受けるというふうな目的がどのようなことであるのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの御質問のですね、職員からの改善提案等ですけれども、まず、7年度ベースでちょっと実績を申し上げますと、改善提案が9件ございました。

そのうち採用になったものがですね、3件ございます。そして、改善報告については、1件ということになってございます。

そして、行政アドバイザーの方に関わっていただいている助言等ですけれども、様々ございまして、全部で55件で15人の方に依頼してるものですから、いろいろあるんですけれども、ちょっと主なものを申し上げますと、例えば、総合計画の審議会の委員としてですね、そこで有識者の御意見をいただいたりだとか、地域公共交通会議、こちらは公共交通の専門的な知識のあるアドバイザーの方に御意見をいただいたりとかですね、それからあとは、最近ですとバイオマスの産業都市構想の推進委員会の委員で御助言をいただいたりとか、それから、プロポーザルのときもですね、様々なプロポーザルをやるんですけれども、例えばホームページのプロポーザルや、いろんなプロポーザルのときに、有識者の委員ということで入っていただいて御意見をいただいているということになります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（菫田豊造君） 結構です。

次に、6番目の予算書、歳出の65ページ、2款1項5目（3）事業10節、支所コミュニティ供用施設管理費の中に、18須走地域教育振興協議会の補助金が1,590万円にあります。それについての財源、目的と協議会の内容、成果の検証、それらについてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○須走支所長（坂本竹人君） 財源につきましては、須走彰徳山林会様からの寄附による須走地域振興事業基金になります。

須走地域における教育振興に関する活動を行うことにより、教育機関間の円滑な連携を促進し、総合的な教育の質の向上及び教育環境の改善に資することを目的とし、協議会は須走地域内における教育振興に関することや運営費用の調整を行っているものであります。

学習教材の購入、研修会の講師謝礼、部活動の遠征費、遠足等のバスへの助成を行うことで、成果として、児童・生徒・保護者に過度な負担となることがなく、様々な体験を通して、より深い学びの充実が図られ、総合的な教育の質の向上及び教育環境の改善につながっているものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） これはほかのところは羨ましいと思うような予算なんですけども、他地区の、ちょっと何というんですか、格差が出てくるようなことにならないか。これでもって、地域差が出てくるのはもう初めから分かっていたんだけども、そういうような懸念はどのようにされているか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○須走支所長（坂本竹人君） 他の学校等とですね、格差が出ないようなことを工夫しながら事業を推進しているものになります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 結構です。以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 藺田豊造君の質疑は終了しましたので、質疑内容に関して、関連質疑を認めます。

関連質疑ありませんか。

4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） ただいまの藺田議員の質問のうちの3点目のふるさと寄附金に関して、お伺いしたいと思います。

先日、基本的に公表しなきゃいけないのじゃないかというようなことで私は申し上げたところ、これこれこういう理由で公表しなくてもいいというような資料をいただきましたけども、もともと企業版ふるさと寄附金の趣旨のところに書いてありますけども、公表しなくてもいいんだけど

も、関係する自治体は説明責任を果たしなさいってことが最初に書いてありますよね。そういった点が前提で、この寄附金の扱いはすべきだと思います。

去年の4月から取扱いが変わりました。その理由は、行政と業者との癒着が発覚したもので、国において取扱いを厳しくしたわけですね。この間、私が言ったことがちょっと十分通じなかったのかもしれませんが、名前を公表しない場合には、当該自治体においては委員会において公表しない理由がこれでいいかというふうな議論をして、そこで委員会でもっていいよといった場合にはその内容を国に報告しなさいというふうに変まりましたよね。それは間違いのないと思うんですが、そのように書いてありますけども、そういうことがある中で、公表しなかった企業名をそういう手続をしないままに公表していないという事例はないんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の企業版の関係ですけれども、確かにおっしゃるとおりで、企業名を非公表とする場合は、その理由等について、自治体においてですね、説明責任を果たせるようにしてくださいということはQ&Aの中には載ってます。ただ、非公表にする場合の条件の中に、要はその寄附企業が町の事業を例えばやるときに、その契約者となって、寄附企業と契約者がイコールになるとか、それから、例えば寄附企業と関連企業が町の受託事業を受けて、そういう関係性ができると、そういった条件が四つほど示されていて、そこに該当する場合で、非公表とする場合は、第三者委員会を開いて、説明をしなさいということになっております。

ですので、その関係性がないものに対して、企業名を公表する、しないというところについては、非公表ということで、この国のQ&Aの中で解釈しておりますので、その辺はこのとおり進めていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 一番最初の部分でもって、触れてね、答えをいただきましたけども、説明責任を果たすということが大前提ですよ。例えば隣の町なんかは、こういう施設を造るんで、寄附をお願いしますねと。寄附してくれた会社については、ちゃんとPRをホームページに載せたり、施設の近くにお名前を掲示して、感謝の意を表しますということをやってるんですね。

それと同じ考え方には立てないようなものばかりなんですかね、小山町で今頂いている寄附金は。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、企業版ふるさと納税は制度も変わってきておりますけれども、基本的にこの国の制度がここまで厳しくなる前は申出書の中で、公表、非公表はうたっております。そこで、公表したいという企業については、当然ホームページの中でも公表してますし、非公表の企業については、当然企業側の、いろいろ企業側にもですね、あるんで、非公表ということで出してきた企業には公表はしておりません。そんな形で町は進めてきておりまして、

ですので、全く公表していないわけではなくて、しっかりホームページで公表もしてますし、国にも報告はしております。

ただ、4月1日からですね、今年の、こんな形で、制度が少し厳しくなっていく中で、やはりここはですね、しっかりこの制度に、国が決めたところに乗ってですね、町は進めていきたいと考えております。

○4番（牧野恵一君） 分かりました。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますでしょうか。

なければこれで関連質疑を終わりにします。

次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 通告に従い、3件の質疑を行います。

最初に、予算書の歳出85ページ、2款7項1目（3）地域公共交通活性化事業費について伺います。

新システムは、公共交通事業費の低減と顧客満足度の向上を狙った取組みだが、令和6年度比1億1,200万円と増加しております。その理由を教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） ただいまの御質問ですけれども、こちらの予算のまず比較をいたしますと、令和6年度予算で1億335万1,000円、そして、令和7年度予算については、1億3,146万6,000円、そして8年度は1億1,222万4,000円となっております。

この令和7年度のまず増額要因は、町が運行事業者となったことに伴いまして、初期導入費用などが増額の主な要因です。

続いて、令和6年度と令和8年度をまず比較いたしますと、887万3,000円の増額となりますが、この増額の主な要因ですけれども、令和6年度については、コミュニティバスの運営に係る費用から補助金ですとか、運賃収入をあらかじめ差し引いた実質的な町負担分のみを予算計上としておりました。

また、原油価格の高騰に加えまして、予約システムの見直しにより利用者が約1.3倍に増加したことで、デマンドバス等ですね、走行距離が延びて燃料費が大きく増加したことが主な要因となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

燃料費が令和6年決算の約80万円に比べ、700万円と大幅に増えてます。これは巡回バスの影響と思うが、燃料費の内訳を教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この燃料費の内訳ですけれども、まず、先ほども申し上げたとお

り、利用者の増加で、まず、走行距離が多くなったということで増額しております。

巡回バスとデマンドバスそれぞれございまして、巡回バスについては、4台を運行しております、1日1台ですね、約1周25キロ走りますので、全体4台合わせるとですね、1日175キロぐらいを走行いたします。

続いて、デマンドバスは3台で運行しております、こちらは相当距離が延びておりまして、1日1台ですね、200キロぐらい走るものですから、この辺で距離が増加したことによってですね、700万円ということで予算を計上しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 巡回バスで幾らか、デマンドバスで幾らかの明細を教えてくださいませんか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、巡回バスでいきますと、大体約ですけれども、250万円ぐらいになるかなと思います。そして、デマンドバスで残りですので、450万円ぐらいの予算を計上しております。ただこれは距離が変わってくるとあくまでも予算ですので、また、デマンドがたくさん走ればですね、その辺で増額ということも考えられます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

地域公共交通活性化事業の中に一般財源以外の歳入がありますか。あればその財源と金額を教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 歳入につきましては、四つございまして、令和7年度から町が運行の実施主体になりましたので、自家用有償旅客運送運賃がまず632万4,000円としてございます。こちらにはデマンドバス、それから、公共ライドシェアの運賃収入、それから、回数券ですとか、2市1町の共通利用券の収入が入っております。

そして、県の支出金といたしまして、市町自主運行バス事業補助金がございます。こちら854万2,000円を見込んでおります。

そして、もう一つ県の支出金がございます、電源立地地域対策交付金については、405万3,000円を見込んでおります。

そして、最後に諸収入になりますけれども、地域公共交通会議路線確保維持助成金については、301万4,000円と、合計で2,238万3,000円を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に行きます。

公共交通事業の費用低減と顧客満足度のためには、デマンドバスの予約ができなかった顧客の数や巡回バスの乗車率など、現在取得できてない様々なデータ収集が不可欠だと思います。今後の改善計画をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、費用低減についてですが、運行事業者との連携や車内アンケートによる利用者情報を把握して、適正な路線の再編を行うことで、走行距離と維持費を抑制していきたいと考えております。

また、デマンドバスのさらなる配車効率を高め、限られた財源の最適化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、顧客満足度の向上についてであります。JR御殿場線との乗り継ぎ待ち時間を短縮するダイヤ調整ですとか、スマホ、電話で簡単に予約できるシステムの継続、それから、キャッシュレス決済の拡大を進めていきたいと考えております。

デジタルと対面調査の両面から住民ニーズを的確に把握しまして、待たない、迷わない交通環境の構築を目指していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

予算書、歳入29ページ、16款2項8目、地域未来交付金およそ700万円は、食の創造拠点施設の設置に投じる交付金とのことですが、交付金名称が変更になっても、第2世代交付金と同一の交付金制度かお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） まず、交付金为名前がかなりここ政権が代わってですね、変わってきてるわけですが、ちょっと申し上げますと、かつて令和6年度まではですね、国の交付金制度でありますデジタル田園都市国家構想交付金となっていました。そして、それが令和7年度にですね、新しい地方経済生活環境創生交付金、いわゆる第2世代交付金となりますが、それがさらに令和8年度の予算案からですね、今回の地域未来交付金へと名称が変更されております。

こちら名称は変わっていますが、ソフト事業の推進交付金というメニューですとか、ハード事業のですね、拠点整備事業のこの2本の柱という構造については、交付金の名称が変わっても維持をされております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

予算書、歳出88ページ、2款7項1目（7）食の創造拠点施設の事業内容の変更に伴う変更届や交付金決定の見通しを教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） こちらの交付金ですけれども、国の事前相談は終了をしております。今後、交付申請を提出をしていきたいと考えております。交付決定につきましては、4月の上旬頃との連絡を受けております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

予算書、歳出、97ページ、3款1項1目重層的支援体制整備事業について伺います。重層に対する国と県の補助金合計7,221万3,000円、歳出は97ページの910万円と、107ページの4,301万2,000円、合計5,211万2,000円です。残りの歳出事業を教えてください。また、町の負担額を含めた総事業費を教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 重層的支援体制整備事業は、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの制度ごとに縦割りでは対応が難しい複合的な課題を抱える世帯に対し、関係機関が連携しながら、包括的に支援する体制を整備することを目的とした事業で、社会福祉課、介護長寿課、子ども未来課が行っている事業をまとめ、国や県の補助金を活用して一体的に実施しているものがあります。

歳出につきましては、社会福祉課では、97ページ説明欄12節、重層的支援体制整備事業910万円だけでなく、同じページの説明欄の7節、報償費、8節、費用弁償、10節、印刷製本費などの多機関協働事業による相談支援包括化ネットワーク会議や講演会開催に要する経費、101ページ、3款1項2目説明欄（6）地域生活支援事業費の12節、地域活動支援センター事業や障害者相談支援事業の一部が対象事業となっております。

また、長寿介護課が実施している事業については、107ページの説明欄（7）介護保険重層的支援体制整備事業費4,301万2,000円が対象となっており、子ども未来課の事業につきましては、110ページの3款3項1目説明欄（2）児童福祉対策費の報酬等で、子ども家庭センターやきんたろうひろばの人件費、その他に、民間子ども園施設運営費、子育て支援センター運営費などの事業の一部が対象事業となっております。

それから、各課で実施している事業を社会福祉課で取りまとめ、国、県へ交付金申請を行っております。

対象事業の総額につきましては、1億960万9,000円となっております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

重層的支援体制整備事業の導入効果を伺います。

相談件数は、複数課題を抱える相談件数は、継続件数と終結件数は、重層化により新たな支援につながった町民の人数を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 今年度、社会福祉協議会地域包括支援センターに委託している包括的な相談支援の相談件数につきましては、2月までの実績として、118件で、複数課題を抱える相談件数は78件であります。

継続件数と終結件数については、令和3年度から移行支援として実施している重層の会議である相談支援包括化ネットワーク会議で、複合的課題を抱える相談として検討してきた件数が14件であります。そのうち8件が終結に至りました。6件については今も継続支援を進めております。

また、令和6年度から本格的に事業を開始した重層的支援体制整備事業により新たに支援につながった世帯は2件となっております。

今後も関係機関と連携を通じて、必要な支援につなげられるよう、事例を積みながらですね、より効果的な支援につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 再質問をお願いします。

ただいま、令和6年度から本格的に事業を開始した重層的支援体制整備事業により、新たに支援につながった世帯は2件との回答がありました。総額約1億円を投じて2件のみの回答は違和感があります。もともとあった支援の仕組みと、新たに加わった支援の関係で、結果的に2件になったのか、あるいは周知徹底がこれからなのか。

また、重層制度として純粋な補助金の増額は幾らなのかを教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 臼井議員の再質問にお答えします。

重層的支援体制整備事業で対象となるケースは1件であっても、複数の課題が重なっている場合であり、件数の多さだけでは成果が見えるものではありません。これまで支援につながりにくかった複合的な課題を抱える世帯に対し、関係機関が連携して継続的に支援できる体制整備を整えることが重要であると考えております。

今後も関係機関との連携をさらに深めながら、支援が必要な方を早期に把握しまして、地域全体で支える仕組みづくり、こちらの方を進められるよう努めてまいりたいと思います。

補助金の増加額については、今、出しますので、すいません、後ほど報告させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 再々質問です。

ちょっと重層に係る全国的な傾向を調べた結果なんですけれども、私、当初は重層という形で、国や県から多額の補助助成があるのかなあというふうに思っていたんですけども、実はそれほどあまりないというような傾向のようです。

先ほどどのぐらい増えたのかというお話をさせていただきました。というのはですね、重層という形で、結構複雑な仕組みで、多数の人材を必要とするような制度なので、相当のお金が国、県から来ているのかなと思ったものなんですけれども、どうもその何というんですか、補助額があまりないような感じがしたものですから、質問させていただいたわけです。

重層が掲げる理念というのは、すごくいいと思うんですけども、人材や資源のためには、やはりお金が必要になるのかなあと思いますので、この辺をですね、もう少しよく分かるように教えていただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 補助金の総額がどのぐらい増加したかとかっていうのも、基本既存の事業に対して、新たに継続的な支援を進めましょうという形で、そちらの部分は追加しております。

その他は、縦割りであったものを一体的に実施しようという形になっておりますので、そちらの方につきましては、今後ですね、いろいろな周知活動を通しまして、関係機関であったり、町民であったりに分かりやすいように周知していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

現在の町の情報発信では、重層的支援体制整備事業が何をしてくれるのかという点について、町民には分かりにくいんじゃないかと思います。ホームページリニューアルに際して、どのような工夫、改善をされる予定なのかをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（長田孝代君） 重層的支援体制整備事業については、まず困り事を相談する窓口の周知や相談できなかつたり、相談場所が分からない町民の声を行政等につなげることが大切であります。

そのため、今年度の「広報おやま5月号」への掲載や関係機関へのチラシの配布、また、民生委員、児童委員に対して研修を行うなど、事業の周知をまいりました。

また、現在、事業周知のポスターの方も作成しておりまして、住民が多く集まる施設等に掲示するよう、周知できるよう進めております。

ホームページにつきましては、リニューアル後に事業の概要や相談窓口等を掲載し、事業の周

知に努めてまいります。

今後も地域の実情を踏まえながら、必要な方に適切な支援が届くように関係機関と連携して、安心して生活できる環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○5番（臼井光昭君） ありがとうございました。

以上で質疑を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 臼井光昭君の質疑が終了しましたので、臼井光昭君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

それでは、ここで10分間休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） 2点お伺いします。

まず最初に、歳入の方で、15ページ、1款2項1目1節の償却資産の関係です。

町の方、納税収入のうち固定資産税の家屋と償却資産は、その主なるものでございますが、ここ数年の伸び率について、また、償却資産の該当法人数についてお伺いをいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○税務課長（伊藤和彦君） 遠藤議員にお答えいたします。

家屋分の伸び率につきましては、令和6年度約10億430万円から令和7年度約10億3,850万円で前年比3.4%の増、令和7年度から令和8年度の約11億2,650万円では前年比8.4%の増となっております。

次に、償却資産につきましては、令和6年度約11億3,640万円から令和7年度約12億1,360万円で前年比6.7%の増、令和7年度から令和8年度の約12億1,170万円では、前年比0.15%の減となっており、該当の法人数につきましては、約430社を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） ありません。

次に、歳出についてお伺いします。

76ページ、2款2項2目過年度の町税過誤納付金、いわゆる過誤納金でございますけれども、今年度は800万円を想定しておるようですけれども、何件ぐらいを見込んでおるのか。また、還付

金については、何年間遡って還付できるのかをお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○税務課長（伊藤和彦君） 過年度町税過誤納金還付金につきましては、年度ごと法人の修正申告や確定申告等により、還付金額が大きく変わることから、件数は見込まず、例年並みで要求しております。

参考に、令和5年度の決算額では85件、753万9,000円、令和6年度では78件、761万2,000円、令和7年度の見込みでは、決算で85件、約1,100万円を見込んでおります。

次に、還付金は何年遡れるかにつきましては、5年間であります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） 以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 遠藤 豪君の質疑が終了しましたので、質疑内容に関して、関連質疑を認めます。ありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） まず、歳入ですけども、予算書の26ページの16款国庫支出金であります。防衛関係の3条、8条、9条、各補助金と交付金の額と、どの事業に充てることを計画しているのか。それについては、7年度分も併せて教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 牧野議員の防衛関係の補助金の御説明をさせていただきます。

まず、令和8年度ですけども、いわゆる先ほど3条と言いましたけれども、この3条は障害防止事業の補助金になります。こちらにつきましては、須走中学校の電気料に320万円の充当予算を組んでございます。

続いて8条ですけども、こちらは防衛施設周辺整備助成補助金という名称でございます。こちらは全部で3件ございまして、道路案件と水道、それから、プールとありまして、まず一つ目がですね、町道3866号線のもですね、改良舗装工事に充ててございます。それから、正倉の第2減圧弁の設置工事、そして屋内プールの整備事業と合せて1億4,362万5,000円を充当予算として計上しております。

続いて、9条になりますけれども、こちら9条は、特定防衛施設周辺整備調整交付金という名称でございます。こちらについては、全部で8件ございます。道路案件が3件、農業案件が2件、そして、特定事業として、ソフト事業に3件の充当をしてございます。

こちらはちょっと数が多いんで、主なものを申し上げますと、まず、道路案件については、一番大きいのはですね、町道3911号線の舗装補修工事3,285万円、続いて、佐野川下堰用排水路改修工事、こちらが3,330万円、そして、ソフト事業ですけども、こども園の運営に関する事業に2

億2,426万7,000円と。合計しますと、ほかにもございますけれども、3億5,571万7,000円を充当予算として計上しております。

続いて、令和7年度になりますが、令和7年度もですね、令和8年度とほぼ同じ事業に充当しております。まず、3条の障害防止事業については、須走中学校の電気料になります。340万円。

そして、8条については、合計で1億8,865万6,000円、こちらは3件ございまして、町道の改修舗装工事、それから、原向減圧槽の設置工事、同報系の防災無線のデジタル化事業に充当してございます。

そして、9条ですけれども、こちら8年度と同様8件ございまして、道路が2件、農業案件が3件、特定事業のソフト事業が3件ということになりまして、主なものは先ほど令和8年度とですね、ほぼほぼ全く同一の事業に充当をしているという状況でございます。

説明は以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いします。

ただいまの説明で8条については、令和7年度は1億8,800万円、8年度は1億4,300万円ということで間違いありませんよね。これプールの方の配分からすると、8条が増えるのかなと思ったからそうでもないんですね。それは要望そのものもないような話なんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） この8条の補助金については、町が行う事業に対して、補助金を頂くものでして、その事業計画を防衛の場合は、牧野議員、御存じかもしれませんが、前年に概算要求というのをを出して、それがその後、実施計画と、それが通ればですね、翌年度事業が実施できるというのが8条の事業になりますので、こちらについては、令和8年度なので予算は違いますけれども、その事業の事業規模によって、要するに防衛の補助額も変更になってくるということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4番（牧野恵一君） 了解です。

次に、同じく歳入についてでありますけれども、ページが40ページ、41ページになります。

内容的には財政調整基金の繰入金と総合計画推進基金の繰入金、これにつきまして、財調が4億2,000万円、総合計画が2億8,000万円余ということになっておりますけれども、これの使い道とその使い道の額について、教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 財政調整基金は、災害復旧その他の財源不足が生じたときに充てるためのものであり、年度間の財源不足を補うため一般財源として充てています。

総合計画推進基金は、地域公共交通活性化事業費に9,112万5,000円、母子保健事業に1,000万円、

商工振興費に1,400万円、富士山観光事業費に2,500万円、スポーツツーリズム推進事業費に1,200万円、小山PA特別会計繰出金に1億2,960万円を充当しています。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いします。

財調の場合はあれでしょうか、具体的に財調部分はこの事業に充てますよというような配分の仕方はしていないということでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、特定の事業に充てているというものではございませんで、一般財源として充てています。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4番（牧野恵一君） 分かりました。

では、次の質問をお願いしますはい。

同じく歳入ですけども、43ページ、20款2項12目企業版ふるさと納税地方創生基金繰入金であります。この寄附金基金の充当事業はどういう事業に充てているのか、それもどのくらいの金額を予定しているのかお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） こちらの充当事業につきましては、一般会計に3事業、それから、水道会計事業への繰出金の四つの事業に充ててございます。

具体的には、水道事業会計繰出金に5,000万円、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージに250万円、新東名関連町道整備事業に9,098万3,000円、無電柱化整備事業に1億5,900万円、以上を充当予定でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） ありません。

次の質問をお願いします。

予算書の64ページの2款1項5目でありますけども、これが北郷支所の修繕料ということになります。

北郷支所は耐力度がないんで建て替えなきゃ駄目ですよというのは、令和5年度の小山町が出した公共施設のね、耐震工事が必要なものについての検証をして、それをこれからどういうふうにするかという計画書を作って、令和5年度に計画をしまして、それに基づいて予算的にはね、北郷支所を建て替えるというようなことでもって、改築設計を入札にかけたわけでありまして、それがちょっと私からすれば理由がないと思いますけども、入札を無効にしたままにな

っております。したがって、今、北郷支所は危険な状態ですから、一般の町民、区民が利用することは禁止されているというようなことで不便をきたしております。

今回、5万円の予算ということでもありますけども、そうしたことを背景にして、これからこの予算立てと今後については、どのように考えているのかお尋ねをします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○北郷支所長（込山次保君） 現在、北郷地区区民の皆様には、コミュニティセンターの会議室が利用できず、総合文化会館等の他施設を利用していることについて御迷惑をおかけしております。

令和8年度の修繕費につきましては、施設に不具合が生じた場合に対応できる金額を計上してございます。

北郷支所の建て替えにつきましては、地域の皆様が利用しやすい施設とすることをはじめ、建設場所や施設の機能等を町として検討し、方針を進めていく必要があります。今後、関係部署と連携し、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 既に1回は公共施設の改築計画の中で、北郷支所、本庁舎もそうですが、方針が出ていた。それにのっとって、入札をかけてもそれを無効にしたというふうな事態でありますから、もし何かあればこれ不作為が問われる案件だと思いますので、ぜひ地域の住民のためにも早急に事業を進めていただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 牧野恵一君の質疑が終了しましたので、質疑内容に関して関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

これで議案第24号の本日の質疑を終わります。

日程第2 議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第4 議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算

日程第6 議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算

○議長（鈴木 豊君） お諮りします。日程第2 議案第25号から日程第6 議案第29号までの令和8年度特別会計予算5件については一括議題とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号から議案第29号までを一括議題とします。

本議案については、2月24日及び26日の本会議をもって、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

質疑の方法は、先ほどの議案第24号と同様に行いますので、よろしくお願いします。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算については、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算について質疑を行います。

6番 小林千江子君。

○6番（小林千江子君） 小山町育英奨学資金特別会計予算に関して1件質問の方をさせていただきます。

こちらですね、利用者の人数を含め詳細をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 令和8年度当初予算の奨学資金貸付金216万円は、継続の学生4名と新規の学生2名の合計6名をですね、1か月3万円お貸しして12か月見込んでおりますと、前年と同様の予算でございます。

貸付け元金の償還金134万4,000円はですね、返還者は4名で、まず、3万円を12か月の方が3人、2万4,000円を11か月の方が1名で返還金を見込んでおります。

以上になります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○6番（小林千江子君） 昨年度の予算審議においてですね、奨学金制度の見直しについて検討を求めたところ、検討するという、検討しますという答弁をいただいております。

現行制度はですね、高校生は月額1万2,000円、大学生等は月額3万円等々の貸与で、入学金のまとまった資金が必要な学生には十分とはいえないと思います。また、返還義務が残ることから、経済的に厳しい学生にとっては、正直利用しにくい制度となっていると考えられます。

町は返還サポート給付金という新たな制度を設けられましたけれども、根本的に貸与制度の額や仕組みの課題は解消されていないと感じております。

最近の物価高騰も含めてですね、高校入学、大学入学にはですね、かなりのまとまったお金が必要になります。ちょっと調べてみましたところ、高校入学には平均で公立には約20万円から40万円、私立では50万円から70万円。大学入学には国公立ですと約80万円、私立になりますと120万円ほどがかかってしまいます。この育英資金の特別会計の制度の中には低所得者に向けた支援制度ということでもありますけれども、大学、高校、低所得者への支援制度もありますけれども、それでもある程度のまとまったお金というのがどうしても必要になります。

先ほど御報告いただきました継続4名、新規でもたったの2名ということですので、本当にこれが実情に伴っているのかどうか、そういったところをですね、見直しを含めてどのような検討がされたのか、ちょっと具体的にお伝えいただければ、お知らせいただければと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 私もですね、県内ですね、市町の貸付けの状態について調べました。そうしますとですね、貸付け金額は2万から5万円の間で推移しております。期間もですね、5年から10年の間で推移しておりますので、その辺りを今研究しております、その研究をですね、あと、町の育英資金の残額もですね、今、1,800万円強ございますので、シミュレーションを行いまして、期間をどのぐらい延ばせるか、貸付け金額を上げられるかというのを今試算しておりますので、もう少々お待ちいただきたいと思います。

以上になります。

○6番（小林千江子君） ぜひお願いいたします。

町長は子育てを一丁目一番地に置いておりますので、これはもう大変必要な政策であると感じております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 小林千江子君の質疑は終了しましたので、質疑内容に関して、関連質疑を認めます。

関連質疑はありませんか。

1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） 小林議員の質問に関連して質問させていただきます。関連というよりも、ちょっと私の考え、例えばこういう提案はどうかという内容になるわけです。

育英奨学資金とはまた別に、これ住民福祉部の所管になりますが、保健師等修学資金の償還制度がございます。こちらにつきましては、特筆すべきが、その奨学資金修を利用して修学期間を終えて、小山町内の医療機関ですとか、介護機関に、いわゆる福祉医療に関する機関にその償還年数の分だけ勤続を続けると、その勤続した期間は全て奨学金が免除されるといった制度でございます。これに倣いましてというわけじゃないですが、例えば育英奨学資金も、ちょっと踏み込んだ考え方としてですね、例えば今と同様に、学生の期間が終わりました。ふるさとに、小山町に帰ってきました。そこで、職域は問わずも、町内の例えば企業をですとか、いわゆるUターンして小山町に何というのかな、住んで、働いてというふうな形の方には、全額とはいかなくても、例えば特別な償還の割引を、例えば設けるだとか、そうですね、例えば、事情によっては勤めなくても結構ですけども、いずれにしても町内に戻ってきて、町で生活をしていただけるというような方を対象としてですね、それに類似した軽減制度といいますか、そういうようなものを想定したらどうかというふうな、ちょっと突発的な提案ではございますが、その辺りのお考えについて見解を伺いたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（勝俣暢哉君） 平野議員の質問にお答えいたします。

町ではですね、奨学金返還支援補助金ということで、5年間で60万円の補助ということで行っております。

うちの課のですね、育英奨学金の方も、これ1名使われておりまして、そういう実績がございますので、こちらと併せてですね、利用していただくのがいいのかと私の方は考えております。

子どもはこちらにも借りるときに、こういう制度がありますということで紹介をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○1番（平野正紀君） 以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありませんか。

10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 私はこの奨学資金については、毎回反対の意見を述べておりますが、県ではね、医学部に行った場合は、月に20万円の補助が出ているようです。それで、全部やると1,440万円かな。それでそれを医者になってから5年間帰ってくると、それをただにすると、そういう制度もあります。

それから、もっとすごいのは赤羽っていうところでは、たしか医学部へ行くっていうと60万円の月額補助が出るそうです。それも5年間だけ帰ってきて医者になった場合は、これもただになると、そういうような学部やそういうふうなことで特化するっていう制度が望ましいと思ってるんだけど、意見で申し訳ないけどね、本当に一丁目一番地とさっき言われてましたけども、そういう方法を考えた方がいいじゃないかと思います。

これについては、答えは要りません。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

なければこれで関連質疑を終わります。

これで議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算、議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算、議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算については、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第27号、議案第28号及び議案第29号の質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月12日木曜日 午前10時開議

議案第24号及び議案第30号から議案第35号までの令和8年度予算、7議案を順次議題とし、予算質疑を行います。

本日はこれで散会します。

午後 2 時41分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	鈴 木	豊
署 名 議 員	岩 田	治 和
署 名 議 員	藺 田	豊 造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年3月12日（第6日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未来創造部長	遠藤 正樹君	企画総務部長	長田 忠典君
危機管理局長	高村 良文君	経済産業部長	岩田 幸生君
都市基盤部長	清水 良久君	フロンティア推進課長	山本 尚毅君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
小山消防署長	三改木辰也君	商工観光課長	湯山 浩二君
農業振興課長	安部 将彦君	林業振興課長	湯山 光司君
都市整備課長	遠山 洋行君	建 設 課 長	山口 幸治君
上下水道課長	松本 哲也君	総務課総務法規・監查班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議会事務局長	杉山 則行君	議会事務局書記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	

散 会 午後0時10分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第24号 令和 8 年度小山町一般会計予算
- 日程第 2 議案第30号 令和 8 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第31号 令和 8 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第32号 令和 8 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第33号 令和 8 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第34号 令和 8 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第35号 令和 8 年度小山町下水道事業会計予算

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算

○議長（鈴木 豊君） 日程第1 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を議題とします。これから質疑を行います。

議案第24号のうち、本日は、3月10日の予算質疑に引き続き、歳出の5款から8款までと10款及びそれらに関連する歳入等の質疑を行います。

なお、予算質疑を分かりやすく円滑に進めるため、会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇して質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。また、通告に基づき、一覧により、順次一問一答方式により3回以内で質疑し、1人の議員が終えた後、ほかの議員からの関連質疑を許しますので、よろしくお願いします。

質疑の事前通告の通告順に発言を許します。最初に、1番 平野正紀君。

○1番（平野正紀君） おはようございます。私からは、予算書の歳出から1件の質問をお願いしたいと思います。

165ページ、7款2項4目3事業12節道路橋梁点検（メンテナンス）2,040万円についてです。

町内29橋の法定点検を行うとの説明ですが、町全体で何橋あり、どの程度の点検進捗状況で、今後の橋梁維持管理に向けての展望はどのようなものであるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 平野議員にお答えいたします。

現時点で町が管理する道路橋梁で点検対象の橋梁は、185橋であります。

本町では、道路法の規定により、5年ごとの目視点検が義務付けられた平成26年度から、橋梁長寿命化修繕計画に従い、5年で全橋梁の点検が完了できるサイクルで、毎年度、計画的に点検を実施しています。

令和6年度から5年サイクルの3巡目に入りまして、令和6年度は34橋の点検を、令和7年度は48橋の点検を行いました。

3巡目点検の進捗率としましては、44.3%になります。

令和8年度には29橋の委託点検と併せ、10橋については職員による直轄点検を行う予定でいますので、残りの64橋を令和9年度、10年度の2か年で実施することになります。今後も、判定結

果を踏まえた橋梁長寿命化修繕計画の改定などを行いながら、適切な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再質問をいたします。

平成26年度から開始をして現在までの点検の結果、直ちに架け替えや修繕の必要性が指摘された事例はありましたでしょうか。また、足柄の向田橋の緊急修繕の事例にあるように、この計画的点検のほか、日頃の橋梁点検、パトロールはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

橋梁点検では、点検結果を健全度に応じた4段階の判定に区分します。

健全度の高い橋を判定1、劣化の頻度に応じて判定2、3と区分され、最も劣化が激しく健全度が低い橋は判定4となり、緊急措置が必要となります。

緊急措置による橋の架け替え事例としましては、平成26年度から30年度までの5か年で行いました1巡目の橋梁点検において、町道1550号線の中河原橋ほか3橋が判定4となりました。4橋ともに小規模な橋梁であるため、町では修繕補修を加えるよりも新たに架け替える方が安価で費用対効果が高いと判断し、令和元年度に測量設計を、令和2年度と令和3年度事業で4橋の架け替え工事を行いました。

また、足柄の向田橋につきましては、令和5年度の点検で橋脚の剪断的亀裂が見つかったことで判定4となり、令和6年度と令和7年度事業で修繕工事を行っています。これにより、現在のところ緊急措置が必要となる判定4の橋梁はなくなります。

日常点検につきましては、損傷部の早期発見を図るため、職員が行う道路パトロールの際に、目視可能な範囲で橋梁の状況を確認するほか、渇水期に定期的に行う河川パトロールの際に、橋梁の裏側や細部の確認が可能です。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） ありません。以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 平野正紀君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

次に、12番 室伏辰彦君。

○12番（室伏辰彦君） 予算書、歳出のところから1点お伺いいたします。

ページは138ページ、5款1項2目（6）12節指定管理料についてです。

1,168万円は、昨年度1,500万円よりも減額になっています。219ページの令和8年度から令和10

年度までの債務負担行為の支出予定額は3,500万円となっております。令和9年度以降も減額となるのでしょうか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 指定管理料については、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の総額で、6,500万円を上限としております。

年度ごとの指定管理料につきましては、小山町公の施設の利用料金等設定承認書及び年度協定に基づき決定しております。

令和6年度、令和7年度は年間1,500万円、3年目の令和8年度は1,168万円、4年目、5年目の令和9年度、10年度につきましては年間1,166万円となります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○12番（室伏辰彦君） 特にありません。以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 室伏辰彦君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

次に、2番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は、3問質問させていただきます。

それでは、まず1点目であります。予算書の総括質問から質問させていただきます。

活力ある農業の振興と継承として、鳥獣被害防止対策を強化することですが、具体的にどのようなことを行うのか質問させていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 対策の強化としましては、業務の適正な実施と効率化を図ることを目的とし、体制の見直しを行うものであります。

具体的には、鹿などによる農作物被害や熊の目撃通報などの窓口を農業振興課へ一元化すること、また、鳥獣対策の専門員として新たに1名を配置し、通報に対する迅速な対応やわなの設置、巡回などを行います。

実施隊・猟友会との連携をより強化し、実効性のある鳥獣対策を図るものであります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） それでは、再質問させていただきます。

1名を新たに雇用することですが、それはどのような手段で募集して、どのような方をいつから採用するのか、選考基準を教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 今回、国の集落支援員の制度を活用し、獣害対策の活動を行ってもらう予定です。集落支援員の募集等の基準につきましては、小山町地域おこし協力隊・集落支

援員実施要綱に基づき、募集要項を定め、町のホームページにより募集し、書類審査、面接により選考いたします。

応募の条件としましては、被害の確認や自身でのわなの設置・巡回を行ってもらうため、狩猟免許の保持、また防護等の農家への指導などを担うため、地域の実情に詳しく、地域の方と良好な関係を構築するコーディネート能力等々、猟友会とのパイプ役として活躍いただける方を募集いたします。

活動につきましては、4月1日からを予定しております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再々質問ございます。すみません、それでは再々質問させていただきます。

専門員とされる方の1日の業務のフロー及び業務の管理、仕事の評価についてはどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 現在想定している業務につきましては、獣害対策事務全般のサポートを原則とし、被害報告などがあれば、現場の確認や必要に応じてわなの設置・捕獲、巡回パトロール等を行っていただく予定です。

パトロールなどの現場管理につきましては、事前ルートの確認や現場写真等による業務の報告、また安全確保のためのGPS等の保持によりまして管理いたします。

業務の評価につきましては、会計年度任用職員としての任用となるため、他の方と同様に人事評価を実施し、また、業務の成果といたしましては、農作物被害の減少や防護柵の設置、またアンケートによる営農意欲の回復度など、安心して農業が続けられる環境がどれだけ整ったかというような視点で評価していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○2番（池谷 元君） はい、ありがとうございます。

続いて、それでは2点目の質問に移らせていただきます。

予算書、歳入、34ページ、17款2項4目2節指定管理鳥獣対策事業交付金についてです。

指定管理鳥獣対策事業交付金41万7,000円は、どのような内容で使われるのか、質問させていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 指定管理鳥獣対策事業交付金は、ニホンジカ、イノシシ、熊等の捕獲や被害対策について、国が必要な経費を支援するものであります。

予算につきましては、令和8年度に熊を捕獲するための箱わなを1基、また被害対策としてクマスプレーを購入するものとして、事業費に応じた補助金相当分を計上したものでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございませんが、クマスプレーを購入するとのことですが、その効果などの検証についてはしっかりやっていただいて、また、その効果をしっかりと見ていただければと思うので、その確認などをよろしく願いいたします、安全のために。

それでは、3問目に移らせていただきます。

予算書、歳出、137ページ、5款1項2目（3）18節駿東猟友会小山支部事業助成金61万8,000円から本年度は150万円に増額しておりますが、その増額の理由は何なのか教えてください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○農業振興課長（安部将彦君） 駿東猟友会小山支部助成金の増額の理由につきましては、通常の鳥獣捕獲活動と並行し、ツキノワグマ緊急捕獲の訓練などを行うため必要な経費相当分を計上したこと、また、日々の狩猟活動において狩猟事故防止の徹底指導や傷病鳥獣対応など多岐にわたる業務を効率的かつ迅速に行うために、今後、駿東猟友会小山支部と町の複数の部署との連携調整を一元化するなど、猟友会組織として機能強化を図る必要が生じたことから、必要な経費相当分を計上したものでございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○2番（池谷 元君） 再質問はございません。

以上で、私の質問は終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 池谷 元君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

次に、3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 私の方からは1点質問をさせていただきます。

予算書、歳出、153ページ、6款2項1目、事業番号4、18節小山町合宿誘致促進事業助成金1,200万円について質問をさせていただきます。

本町が合宿誘致に力を入れており、地域経済への波及効果も大きい事業であると認識をしております。令和6年度の助成実績は1,622万8,000円と、一定の効果があつた一方で、令和8年度当初予算では1,200万円の計上にとどまっております。

これは需要の減少を見込んでいるのか、財政上の制約によるものなのか、具体的にお示してください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 石原議員にお答えいたします。

スポーツ合宿につきましては、合宿件数、助成実績ともに堅調に推移しており、制度の活用も

着実に広がっていると考えております。

当初予算では、これまでの実績や事業の推移を踏まえつつ、一定規模の予算を計上しておりますが、申請状況や合宿誘致の動向を見ながら、必要に応じて補正予算により対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○3番（石原和美君） 再質問いたします。

実際のところ、今までの実績から今年度はどのぐらいの予算を想定されていますでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 再質問にお答えいたします。

今年度も補正予算により対応させていただいているところでございますが、決算額は1,850万円を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○3番（石原和美君） ございません。以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 石原和美君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいまの予算の取り方に関してですけれども、基本的には総計予算主義でありますので、見込まれる予算については当初予算で組み込むというのが行政財政運営の原則だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 牧野議員にお答えいたします。

合宿の助成制度につきましては、今年で4年目を迎えるところであります。ある程度4年間の推移を見ながら実績見込みというものは見込めるわけでございますけれども、これはあくまでも申請方式でございますので、申請の状況を見ながら、先ほど申しましたとおり、当初は1,200万円でスタートして、申請状況に応じて補正予算等により対応させていただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4番（牧野恵一君） 再質問いたします。

総理大臣も言っておりますけれども、いたずらに補正ではなくて、必要な額は当初予算で全額計上すべきだというのがルールだと思います。そういった点では、いろんな財政事情いろいろあるにしても、予算の取り方とすれば、必要と見込まれる額は当初で全部見込み、組み込むというのが基本的なルールだと思いますので、ぜひその辺は考えていただきたいと要望しておきます。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

○10番（藺田豊造君） 最近では、この合宿の成果が小山町であるということで、近隣の御殿場でも始めるということです。小山町には特段のそういう何ですか、ものがあるのかないのか。そういう計画がまだあるのか、ほかの計画が。特段の計画があるのかないのかをお尋ねします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 藺田議員にお答えいたします。

これまで順調に合宿誘致の方を行えているわけですが、利用団体からはアンケート調査というものを実施しておりまして、その中で「何で小山町を選んでいただいたんですか」というところで、上位にありますのが、やはり「助成制度があるから」というのが一番に来ております。これについては制度設計の際にいろいろ調べまして、受ける側、来られる側の立場になって制度を考えまして、1人1泊当たり2,000円ということで、大体が1,000円のところが多いんですけども、ちょっとこういったところで差を付けているというのが一つございます。

次に、アンケートで多いのが、「宿泊施設の対応がよいから」というのがあって、その次にやはりあるのが「首都圏からのアクセスがよいから」ということで、この実績を見ましても、静岡をはじめ神奈川、東京、埼玉からの利用が8割、9割を占めているという状況でございます。

そのような中で、今の時点でもほかの団体とは差別化を図って誘致に努めているわけですので、来年はPRの方は今以上にするというので、宿泊施設等と連携して現状維持又はこれ以上の利用をいただけるように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） はい。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は、予算書、歳出から2件の質問をさせていただきます。

まず最初に、141ページ、5款2項1目18節木質燃料ストーブ購入補助金についてであります。

購入補助金15万円となっております。1基当たり幾らで、何基を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 木質燃料ストーブ補助金は、木質ペレットストーブ又はまきストーブを購入する者に対し、5万円を上限として購入費の半額を補助するもので、3件の申請を見込んでおります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

思ったより少ないんですけども、過去の実績、これについて伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 補助金制度開始から延べ34件の御利用をいただいております。直近では、令和4年度に3件、令和6年度に2件を交付してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ございません。

次の質問に移ります。

178ページ、8款1項2目18節消防団運転免許取得等助成金についてであります。

36万円が計上されています。何人を見込んでいるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（三改木辰也君） 渡辺議員にお答えします。

3人を予定しております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

この場合、今この対象となる団員の概数、今年になってまた来年も増えるかもしれませんので、その概数について伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（三改木辰也君） 再質問にお答えします。

現行の消防ポンプ車を運行できない消防団員は、実員169名中13名おります。団員の経歴等を考慮し3名予算計上しました。約93%の団員が運行できるため消防活動に支障はありませんが、今後も入団状況や経歴等を考慮し、計画的に準中型免許を取得してもらい、消防活動に支障をきたさないよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。以上で質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 渡辺悦郎君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありますか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

次に、10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 3件ばかりお伺いいたします。

まず、第一番に、予算書、歳入の38ページ、18款2項2目1節の町有林Jークレジットの販売収入についてお伺いします。

Jークレジット販売収入100万円について、販売の進捗状況、今後の見通し、また現在のクレジ

ット保有量について、まずはお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） Jークレジットの販売につきましては、複数の企業からお問合せをいただいておりますが、現在では販売には至っておりません。

予算に計上いたしました100万円につきましては、頭出しの予算でございます。今後も引き続き販売に努めてまいります。

次に、クレジットの保有量につきましては、976トンであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再質問します。

Jークレジットの創出から現在までの販売実績についてお伺いします。

また、昨今、Jークレジットの普及が進んでおり、中間業者に任せ、クレジットの創出に係る経費をクレジットで支払う手法もあると認識しています。本町ではどのような方法でクレジット化したのかを併せてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） Jークレジットを創出した令和6年度に40トン、金額にして57万2,000円の販売実績がございました。

また、本町では、町職員直営でJクレジット化の手続を行ったことから、中間業者は介してございません。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） Jークレジットの販売単価と販売方法について、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） Jクレジットの販売単価は、1トン当たり税抜1万3,000円としております。

また、販売方法につきましては、随時募集としております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（藺田豊造君） 私は、水と緑と太陽については守るべき3大資源だと考えています。ちなみに山梨県の道志村というところでは、水を横浜市に送って、その間の利益を2億円ほどいただいているということです。小山町でもしっかりと緑を守って後世に伝えていただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次に、予算書の170ページ、7款4項2目3事業の12節都市計画再検証業務

について、お伺いします。

説明欄(3)都市計画再検証事業費1,163万9,000円のうち、説明欄12の都市計画再検証業務1,160万円、業務の内容と進捗状況についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 藺田議員にお答えします。

初めに、事業の内容ですが、三つの事業を計上しております。

一つ目は、区域区分の見直しで、菅沼谷戸林地区の、いわゆる逆線引きの都市計画決定に向けた検討業務に、金額とすると340万円。

二つ目は、市街化調整区域における地区計画適用に関する基本方針の全面改定に向けた検討業務に、720万円。

三つ目が、用途地域の見直し検討業務で、町や民間の土地利用事業計画の検討等に伴い、年度途中で見直し検討が必要となる場合がありますので、例年と同様、頭出しで100万円を計上しております。

次に、進捗状況ですが、区域区分と市街化調整区域の地区計画適用に関する基本方針につきましては、今年度までに進め方や区域の設定の考え方等について、県の関係部署等の相談及び下協議等を実施してまいりました。

令和8年度は、県決定の都市計画決定となる区域区分の見直しに関しては、県及び国への下協議を実施しながら、都市計画の原案の作成を進めてまいります。また、市街化調整区域の地区計画適用に関する基本方針については、県との協議により計画内容を固め、令和8年度内に全面改定を完了する予定で進めていきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再質問。

この事業が終わった後に待ち構えているのは、都市計画税の導入だと思いますけれども、そのような考えを持って行っているのかどうか、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 再質問にお答えします。

この逆線引きと区域区分の見直し等の後の都市計画税のことにつきましては、この業務を実施した後に実施ということを前提に考えているわけではございません。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再々質問。

その計画のあれが終わった後に、地区説明会とか住民説明会等、そういうものは行われるんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 区域区分の見直しの検討につきましては、関係者含めて、都市計画決定に至る前に当然住民説明会等を行いながら、御意見を聞きながら進めていくということになりますので、来年度準備が整えば実施をしていくということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 予算、歳出について聞きます。

予算書の172ページ、7款4項4目、（2）事業のうちの27節下水道事業会計繰出金についてお伺いします。

繰出金が8,377万6,000円、説明欄（2）の下水道事業会計繰出金、下水道は繰出金です。下水道は須走地区だけであります。上下水道とも受益者負担とすべきであります。今後の方針についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 下水道事業会計の繰出しは、公営企業法に基づき、下水道事業債の元利償還金に相当する額を一般会計から繰出しをしています。この繰出しは、総務省が示す地方交付税算入の基準に該当するものであります。また、下水道事業は、下流域を含む町内全域の水質等環境保全に寄与していることから、建設当時の地元との協議内容に基づき、今後も繰出しをしていきます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再質問します。

目に見えている、これからの負担。それを一般会計だけでもって補っていくのはおかしいし、それから事業として成り立っていないというふうな考え方、今回事業をかわしたつもりだけど、それで一般会計に頼っていくというのはおかしいんじゃないかと思えますけど。

もう1回聞きます。これについては、どのような方法がいいと思っていますか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 再質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁の繰返しとなりますが、建設当時の地元との協議内容に基づき、今後も繰出しをしていきます。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 改善の余地はないということだな。

以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） 藺田豊造君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありません。

んか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

次に、5番 臼井光昭君。

○5番（臼井光昭君） 通告に従い、1件の質疑を行います。

最初に、予算書、歳入、24ページ、15款1項5目土木使用料の中に、地優賃使用料が計上されていますが、これは落合地域優良賃貸住宅の家賃収入と理解してよろしいでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 落合地域優良賃貸住宅分の使用料になりますが、今、議員おっしゃいました予算書24ページの土木使用料のうち、第3節住宅使用料、説明欄3の地優賃使用料2,954万4,000円の全額が落合の分ということになります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○5番（臼井光昭君） 次の質問に移ります。

28ページ、16款2項4目社会資本整備総合交付金の中に、菅沼地域優良賃貸住宅整備事業に関する補助金が含まれていると理解しておりますが、補助率と補助額は幾らになるのか伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 社会資本整備総合交付金4億3,385万5,000円のうち、菅沼地域優良賃貸住宅分は4億2,242万4,000円であります。

補助率につきましては、整備費の45%ということで計算をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） ありません。

次に、移ります。

予算書、歳出、174ページ、7款5項1目（3）地域優良賃貸住宅整備事業5億3,129万6,000円を、落合地域優良賃貸住宅と菅沼地域優良賃貸住宅を分けて説明いただきたいと思います。

また、土地購入はいつ、どのような経緯で取得されたのか、また、どのような会計で購入されたのか御説明ください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 初めに、予算のうち、落合と菅沼の分けであります。落合につきましては、説明欄、10節修繕費と12節地優賃維持管理運営事業、22節過年度地優賃使用料過誤納金還付金の全額と、あと16節の住宅購入費のうち1,450万3,000円で、合計しますと2,367万円になります。

また、菅沼につきましては、説明欄、13節の住宅用地借上料、16節2行目の土地購入費の全額と、16節住宅購入費のうち4億2,242万4,000円で、合計しますと5億762万6,000円となります。

次に、土地購入の経緯ですが、菅沼の用地につきまして、令和5年度から活用について検討し、地権者とも話をした上で、令和6年7月に土地売買契約を締結しています。その後、地権者による残置物等の除去が完了後、引渡しを受けまして、同年12月下旬に所有権移転登記が完了しています。財源については、土地開発基金を活用いたしました。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 再質問します。

土地購入の審議の記憶が私にはないんですが、審議は不要なんでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 議会での審議ということだと思いますが、こちらについては、議決が必要な案件としましては、金額で700万円以上かつ5,000平方メートル以上ということで決まりがあまして、今回購入した土地につきましては、約4,010平米程度になりますので、一応議決が不要な案件ということになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） ありません。

次の質問に移ります。

予算書219ページ、債務負担行為について伺います。

落合地域優良賃貸住宅整備事業及び菅沼地域優良賃貸住宅整備事業は、既にPFI事業者が決定し、施設整備費、維持管理費、運営費を含めた長期計画に基づき、30年間にわたり町が支払い義務を負う事業と理解しています。

しかし、債務負担行為の限度額について、具体的な金額が示されていません。既に契約により支払い総額は把握されているはずですが、なぜ限度額を明示しないのか、理由を伺います。

また、PFI事業は、地方債とは異なり、帳簿上は借入金として計上されていませんが、実質的には将来の財政負担を伴う事業です。町民にとっても将来負担の全体像が分かるよう、地方債残高と同様に、将来の支払い総額や残高を示す必要があるのではないかと考えます。

まず、落合地域優良賃貸住宅整備事業の現在の債務負担残高を伺います。

さらに、本事業は、30年間に及ぶ長期事業であることから、家賃収入の見通し、空き室率の想定、大規模修繕の時期と費用などを含めた長期収支の計画、言えば生涯事業計画に相当する資料があると考えます。その計画を議会及び町民に示す考えがあるのか、町の見解を伺います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 初めに、債務負担行為の限度額の明示についてですが、予算の様式につきましては、地方自治法もしくは同法施行規則に決められておりまして、債務負担行為につきましては様式第4表で決まっております。この様式の備考欄で「限度額、金額の表示が困難

なものは文言で記載できる」と記載されておりまして、議決の際にはこれに基づいております。

また、予算書の219ページの債務負担行為に関する調書の中で、地域優良賃貸住宅は落合と菅沼の2件が記載されていますが、今後、長期間にわたって掲載されるため同様の表記とし、町として統一性を持たせているところでございます。

次に、落合の支払い残高については、購入費と維持管理費の残額の合計額で、令和7年度末時点の金額ですが、5億7,765万5,689円となっております。

もう一つ、長期の収支にわたる資料を提示する考えはというところでございますが、こちらについては、ちょっとどういう形でそういうことが可能であるかというところをちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 再質問をお願いします。

本事業は30年にわたる長期事業ですが、仮に家賃収入の減少や空き室の増加などにより当初の収支計画と乖離した場合、事業の見直しや契約内容の変更は可能なのか。その仕組みについても伺いたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 臼井議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほどの質問の中で、今回予算質疑ですので、借入金ということがございましたけれども、予算は7項目ありまして、歳入歳出予算、継続費、地方債、繰越明許費、それから債務負担行為、一時借入金、それから歳出予算の流用という7項目が予算項目であります。その中で借金というのは、地方債と一時借入金の二つです。これまでも議会の中で債務負担行為を借金だというようなやり取りがあったんですけれども、それはもう明らかな誤りですので、ここで指摘をしたいと思います。

もう一つ、219ページの、先ほど都市整備課長から答弁がありました限度額については、これの2列目の限度額はもう議決をいただいたものなので、これは修正はできません。なおかつ具体的な金額を示していないという理由の中で、これまでも再三申し上げてきましたが、決して議会に明確な金額を諮っていないわけではなく、私どもの方もこの表現方法にしましては、落合についても、菅沼につきましても、基本協定の締結、いわゆる契約で金額を皆さんに議論をしていただいて承認をいただいておりますので、そういうことも踏まえてこういう表現にしております。

ただ一方、今、臼井議員の御指摘がありましたように、もう金額が決まりましたので、今後の支出予定額のところについて「限度額に同じ」という表現をしてありますけれども、ここについては御指摘のとおりちょっと検討の余地があるなと思いますので、ここについてはちょっと来年度以降の予算で検討をして、しかるべき表現で直していくことも検討したいと思います。

それから、先ほどありました長期30年の計画というのは、もう既に基本協定その他全部資料が

ございますので、いつでもお見せすることができます。

それから、一言申し上げますと、落合につきましては、幸い順調に満室状態がほぼ続いておりますので、大体毎年数百万円の利益を生んでおりまして、もう既に基金、この決算書の末尾を見てもらうと分かるように、令和6年度末で2,000万円を超える基金が積みまれているので、それによって大規模修繕については対応していこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○5番（臼井光昭君） 今の説明で分かる部分とちょっと理解できない部分があるので、また後ほどぜひ御説明の方をお願いしたいと思います。

先ほどの説明の中で、家賃収入をもってSPC業者にお金を毎年払っているという状況で、その間に基金が経過しているように見えるんですけども、基金の残高の中から支払いを執行しているという感じに私は理解しているんですけども。かつ、家賃収入と、それから支払いの差がおよそ年間700万円ぐらいのように計算上は見えるんですけども、この理解で大体合っているというふうに思っているのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） SPCに支払うものについては、基金を通すということは全くなく、通常の歳入歳出予算で計上した金額で支払っております。

家賃収入が入りました、30年の基本協定の中で支払うべき金額は決まっておりますので、それを払った上で、年間700万円いつもあればいいんですけども、なかなかそうもいかないんですが、結果的には毎年黒字になっています。その黒字部分を明確にするために、実は落合が入居を開始したのは8月だったんですけども、その年度末で既に黒字になると分かったので、たしか3月議会だったと思いますが、急遽、基金の設置条例お願いをしまして、そこで余剰金を基金に積みました。それはあくまでもPFI事業の中で生んだ黒字部分ですので、それは当然、特定目的基金として、落合地域優良賃貸住宅に対して大規模修繕等が生じたときには使うということで、基金を通すということではなく、その余剰部分を基金に今積んでいるという状況になっております。

30年の支払いは常に予算計上のままということです。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○5番（臼井光昭君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木 豊君） 臼井光昭君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

○4番（牧野恵一君） ただいま臼井議員の質問のうちの債務負担行為の件で説明がありましたけれども、私の知る限りだと、小山町で債務負担行為に金額を入れない債務負担行為というのは、落合地域優良賃貸住宅が初めてだったのではないかと思います。菅沼について、落合でやったからという説明なんですけど、そもそも債務負担行為の議決を得てない契約額というのはあり得ない。

逆に言いますと、契約額というのは、債務負担行為で議決を得た金額の以内であるというルールがあるはずで。ということは、その契約額の根拠となる債務負担行為の額がないということは、契約そのものが有効なんですかという話が出てくるんですが。いずれにしても、債務負担行為の趣旨というものから考えたら、金額がなくて債務負担行為を設定すること自体が、物の道理からいってあり得ない話じゃないんでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 牧野議員の関連質問にお答えいたします。

先ほど都市整備課長から答弁がありましたように、債務負担行為が金額で表せないときには、そうじゃない表現でいいですよということは総務省の施行規則に書いてあるとおりですので、これは全く問題ないと思います。

契約が無効だというよりも、契約はまた別の議案として議会で諮っているわけですから、そこで議員の皆さんに議論をいただくということになりますので、債務負担行為の金額もしくは表現によって、その契約が有効か無効かというのは、また別の議案として諮っておりますので、それは全くちょっと論理的にはそうではないのかなと思います。

それから、もう一つ、金額のない債務負担行為は初めてだと言いますけれども、実は、新産業集積エリア等々の、いわゆる代物弁済のときにも金額を入れない債務負担行為を上程しました。そのときに何か青天井だなんていうようなことも、話もあったんですけども、あれについても、初めは全国的にもあまり例がない事例だったので、中で検討しまして、債務負担行為については金額で表せないけれども、契約協定を結ぶときに、また同様の議論になってしまうんですが、契約議案として議会に上程をしますので、当然金額について議会で議論をしてもらおうと、そして承認をいただくというプロセスを踏みますので、全く債務負担行為に金額がないからといって、その契約は無効というのは、二重の意味といいますか、何でしょう、別の議案として、契約議案として上程をしていますので、もしそこで、議会の中でいやこれはおかしいだろうということであれば、当然承認されないわけでありますので、それについては、契約について議会で承認された以上は、それは有効であるというふうな理解が普通じゃないかなと思います。

以上です。

○4番（牧野恵一君） 議長、再質問をお願いします。

○議長（鈴木 豊君） 牧野君。

○4番（牧野恵一君） 今ここでもって長い間議論するわけにはいきませんが、一般的に考えて、幾ら法律から来た規則において、金額で表せない、文字表現でもいいよと書いてありますけれども、それはあくまでも金額を類推できる文字表現は認められるという意味であって、全く金額を想定できないものでもいいよというふうなことを、この債務負担行為の制度からいって、そのような解釈に結び付けること自体はあり得ない話です。だから、その点ではまた別のもので、また先ほど臼井議員じゃありませんけれども、別のところで議論をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） ほかにありますか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 遠藤 豪君。

○7番（遠藤 豪君） 2点質問させていただきます。

先ほど来、出ていましたけれども、153ページ、6款2項1目の18節小山町合宿誘致促進事業助成金ですか、1,200万円についてお伺いをさせていただきます。

この事業、非常に私はすばらしい事業だと思っておりますけれども、町内宿泊施設が何軒利用されているのか。また、宿泊者人数は何人ぐらいを想定しておるのか。また、前年度に比べてどうなのか。

それから、前年度の宿泊客の内訳として、例えば社会人、大学生、高校生、その他いろんなグループがあらうかと思っておりますけれども、この件数が分かったらお答えをいただきたいと思っております。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（湯山浩二君） 遠藤議員にお答えいたします。

合宿誘致につきましては、町内の宿泊施設のうち、受入れが可能な8軒の利用を想定しており、当初予算では、合宿者数延べ6,000人の予算を計上しております。

今年度の実績見込みですが、合宿で利用された宿泊施設が7軒、合宿者数は9,092人で、合宿者の内訳につきましては、全体で170件のうち高校生が57件と最も多く、少年団38件、クラブチーム33件、大学生32件と幅広い団体に利用されており、傾向としましては、前年度と同様の利用傾向でございます。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） ありません。

次に、182ページの8款1項4目ですか、感震ブレーカーの補助についてお伺いをさせていただきます。

これまでの実績と本年度の見込件数、それから、これまでの全世帯数に比べて何%ぐらいの交付になっておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（高村良文君） 遠藤議員の御質問にお答えいたします。

この制度でございますが、令和6年度に33世帯、令和7年度、今年度ですが36世帯、合わせて69世帯の方に設置をしていただきました。

次の全世帯に対するということですが、私ども令和6年度から始めまして、今7,430世帯小山町いらっしゃると思うんですが、約0.9%、まだ1%満たない状態でございます。

この制度につきまして、やはり大規模地震発生時には、住民の皆さんが避難をすることが出ます。火災の発見であったり、通報、初期段階での消火が遅れたりとか、また災害の同時発生によりまして、消防力が不足したりとか、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動に困難な状況が起きる可能性も当然出てきます。火災が一度発生してしまいますと大規模な火災につながるおそれもあるため、最近の大規模地震においては、電気に起因する火災がとて多くなっておりますので、地震時の電気火災のリスクを低減するために、感震ブレーカーの普及を今後とも進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○7番（遠藤 豪君） ありません。ぜひPRに努めて、災害防止の方に努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（鈴木 豊君） 遠藤 豪君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。ありますでしょうか。なければ、これで関連質疑を終わります。

次に、4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 私は、歳出の関係で6件質問をお願いいたします。

まず、予算書の143ページ、5款2項3目、町単独の治山事業についてお尋ねをいたします。

予算書では、工事費が500万円ということで計上されているわけでありますけれども、かつて私が予算配分みたいな仕事をしたときに、これと似た金額を計上したところ、これでは箱根山へ重機を持って行って帰ってくるだけで終わっちゃうぞというようなお叱りを受けたことがありました。そういった点で、そのイメージがありますもので、この500万円という予算で効果的な治山事業が可能なのかどうか、これをまずお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 令和8年度に実施を予定している箇所につきましては、桑木地区で1か所の治山工事を予定しております。

現状といたしましては、山林内の法面が崩落しておりまして、倒木の除去、それから簡易的な土留めを設置するものであります。崩落の規模につきましては、比較的小規模なものでございますので、予算の範囲の中で法面の復旧はできるものと考えております。

また、地区から治山事業等の要望におきましては、治山施設において、治山施設に多額の事業費がかかる、要するような箇所につきましては、静岡県又は国による治山事業として取り組んで

いただくというようにしております。

以上でございます。

○4番(牧野恵一君) ありがとうございます。

○議長(鈴木 豊君) 再質問はありますか。

○4番(牧野恵一君) ただいまの質問を終わります。

次に、2点目ですけれども、146ページの6款1項2目、ここで新産業団地基本調査の計上がされております。先般の予算質疑のときに一般質問の中でお尋ねしたところ、小山町も普通建設事業につきましては今後縮小していくというような方針が述べられているところでありますけれども、そういった中で新産業団地基本調査という文字が出てきているわけですが、この目的と内容についてお尋ねをいたします。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(山本尚毅君) 静岡県では、新たな戦略として「オール静岡による産業団地創出への挑戦」が掲げられ、令和16年度までに産業団地500ヘクタールを創出する長期目標が上げられました。本町としても、県のニーズに応えるべく、今回基本調査を行います。

基本調査の内容は、法規制状況や現況土地利用状況といった現況調査、基本方針及び前提条件の整理、道路計画や防災施設といった基本計画の作成等を行う予定となっております。

以上となります。

○議長(鈴木 豊君) 再質問はありますか。

○4番(牧野恵一君) 再質問をお願いします。

今現在も、まだ上野工業団地等については売れていないという状況だと思います。大和ハウスが持っているからいいやという話ではないと思いますので、やはり土地は有効な活用をされなきゃいけないという中で、この県の事業に乗っていくという方針をもう固めているのか、あるいはその事前の調査としてエントリーはするという趣旨なのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長(鈴木 豊君) 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長(山本尚毅君) 再質問にお答えいたします。

上野工業団地におきましては、最低面積が3万平米という大きな工業団地となっております。そのため、最近ニーズの多い1万平米前後の要望というのは、こちらの町の方に問合せがよくありますが、それに合わせた形で町の方でもそのニーズに対応したいというふうに考えてございます。こちらについてが、可能性調査の中の基本調査となっておりますので、まだその可能性を調査する段階となりますことを御報告させていただきたいと思います。

以上となります。

○議長(鈴木 豊君) よろしいですか。

○4番(牧野恵一君) 小山町の方針として、まだまだ耐震工事等大規模事業も抱えている中でありますので、ぜひそういったバランスも鑑みて取り組んでいただければというふうに要望いたし

ます。

○議長（鈴木 豊君） 4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 3点目の質問をお願いいたします。

予算書の147ページ、6款1項2目小山PA周辺開発事業特別会計繰出金についてお尋ねをいたします。

ここへの一般会計からの繰出しでございますけれども、もともと特別会計というのは、受益者が一般市民ではないということから会計をはっきり分けるべきであるという趣旨で特別会計が設けてあるわけでありますが、この事業に関しては、繰り返して、一般会計から、一般市民の財布から、特別会計の特定の受益者のところへ繰出しをしているというふうな状況が繰り返されているわけであります。

そもそものが、一般会計から特別会計への繰出しというのは、そもそも受益の範囲が違うものですから認められてないはずであって、小山町も過去、一般会計から特別会計への繰出しについては慎重にしようという基本方針を何回か出しているはずなんですね。これにつきましては、特に問題だと思いますのは、未執行を繰り返しているということです。金額が1億円を超えるという額です。これにつきましては、もし一般会計の中の事業として行うならば、1億円というふうな資金があるならば、例えば福祉にしても教育にしても面で、補助金等、起債等をかけられれば、5億円程度の事業にもできる金額に相当いたします。それを繰り返して、未執行でもって年度末に返しますというのは、返せばいいという問題ではなくて、行政財政運営上、不適切だというふうに思うわけです。

だから、そもそも同じことを繰り返すということはもう認めずに、事業が、執行が可能になった時点で、特別会計において一時借入金を起こして、それで賄ってもらおうというふうなのが筋だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 小山PA周辺開発事業では、毎年、土木造成設計委託料や用地を購入するための公有財産購入費、物件移転補償費を計上しておりますが、相続手続が完了していないため、毎年計上したものを補正で取り下げております。一般会計からの繰出しにつきましては、議会に上程し、議決が得られていることで成立しております。

用地の購入時期が決まっていれば起債で対応すべきところでもございますが、購入時期が未確定の状況では起債を起こす等が難しいため、一般会計からの繰入れという形で対応をさせていただいております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 議長、再質問をお願いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 牧野君。

○4番（牧野恵一君） 執行見込みがはっきりしていないから一般財源でもって出すということ自体

は、基本的に間違っていると思います。それだったら、先ほど私が言いましたように、起債もそれは難しいでしょうから、銀行から一時借入金を起こして、短期借入れを起こして、利子も払って対応するというのが本来の姿だと思います。それに一般会計からの繰入れはやめましょうというのは、これは町自身の方針としても示されているわけですね。そういった点で、今回もまた1億5,000万円もの一般町民のお金を特別会計へ繰り出すということについては、厳に慎むべきだと思いますが、再度答弁願います。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○副町長（室伏博行君） 牧野議員の再質問にお答えいたします。

特別会計というのは、特定の歳入をもって特定の支出に充てるということが地方自治法に規定されております。

この特定の歳入の中に一般会計も含まれるということで規定をされておりますので、町ではそれによって、特別会計によって条例を定めておりまして、それによって予算措置をしているということでもあります。それから何よりも、そのことについて、予算について議会の議決を得ているということですので、何ら問題はないと判断しております。

以上であります。

○4番（牧野恵一君） 今の答弁ですけれども、ではなぜ去年か一昨年の予算編成方針に、一般会計から特別会計へ持っていくのは慎みましょうということが書いてあるんですか。それは、まさに財政担当が、どなただったかが書いてあるんじゃないでしょうか。私の記憶違いでなければ、そのような表現があったと思いますが。

○副町長（室伏博行君） 今それはちょっと確認しますけれども、私が来てからはそういうことはないと思いますので、それは確認しますが。特にやっていることについては、町は違法性はないと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○4番（牧野恵一君） それはやっぱり特別会計に分けてやっている趣旨というものがはっきりしているわけですから、その趣旨に照らして今の小山町の会計の仕方がいいのかどうかということは判断ができることだと思いますので、お互いに勉強させてください。

○議長（鈴木 豊君） 4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 次の質問ですけれども、160ページの7款1項2目、これは地籍調査事業であります。

ここでこの事業の説明欄をいくと、人件費をずっと出して、最後に仕事の部分は三行で委託しますという表現だけなんです。これだと何か給料を払うのが仕事みたいなイメージを与えますので、そうではないんで、この事業の内容をやっぱり少し町民の方が読んでも分かる程度の説明は、予算として上げる以上、必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○建設課長（山口幸治君） 令和8年度の地籍調査事業は、小山町小山の一部地区として定めました小山その3地区の再調査を再開する計画であります。

小山その3地区とは、小山2区の健康福祉会館周辺から駿河小山駅方面に向かい、字幕下の後沢川周辺までの約4ヘクタールのエリアになります。

小山その3地区の地籍調査につきましては、平成29年度に現地測量を行い、令和2年度までに地権者等の基礎調査が完了しておりますが、未相続等の理由により地権者未確定土地の処理に時間を要することから、一旦休止としていたエリアであります。

再開するに当たっては、既に測量設計や基準点データを所有しているため、現地境界点の再確認と工程検査資料の作成業務などを測量会社への業務委託により進めていく計画を持っております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問ではありませんが、地籍調査というのは、まちづくりの一番ベースになる部分の仕事だと思いますので、内容ももう少し書いていただいて、予算を充当するということについての理解を得るような工夫もちょっとしていただけたらと思います。それは要望です。

○議長（鈴木 豊君） 4番 牧野恵一君。

○4番（牧野恵一君） 5点目の質問でありますけれども、予算書の169ページ、7款4項2目、都市計画図書の電子化、それから建物の用途現況調査が計上されております。

これは過年度においても実施され、あるいは継続事業なのかと思いますけれども、この事業の都市計画図書の電子化の進捗状況、それから、もう1点の建物用途の現況調査、一般的には、建物用途といったら建築基準法の守備範囲ですけれども、都市計画としてこれを行う目的、その辺をお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 初めに、都市計画図書電子化の進捗についてですが、主に都市計画決定図書や土地利用、開発行為の許可申請書類等を対象としており、令和7年度末時点の件数ベースで、都市計画決定図書が約95%、土地利用関係が約42%、開発行為関係が約48%の進捗となっており、全体的には、平均しますと約45%ほどの進捗となっております。

次に、建物用途現況調査の目的についてですが、都市計画法第6条の規定に基づき、県がおおむね5年ごとに実施しております都市計画基礎調査の一環として行われるもので、県からの依頼に従い、各市町が実施しているものであります。

主には、広域都市計画、区域マスタープラン等の5年に一度の定期更新などの基礎資料として活用されており、具体的には既存建物の用途のほか、構造などの属性等についても調査を行うものであります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いします。

都市計画の図書の方でありますけれども、今全体で45%で、令和8年度で例えば完了とかという見込みがあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） こちらの事業につきましては、例年おおむね100万円程度で順番に実施しておりまして、令和8年度につきましては、都市計画決定図書が2件分ですね。残りが2件ということで、これについては、今あるものは完了いたします。

開発の方が、今48%ですので、残りの部分を、開発の書類についても一応完了する予定でおりますが、土地利用の方がまだかなり多く残っておりまして、こちらを全体的にやっていくのにはまだ何年かかかると、こういうような状況で考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 了解しました。じゃあ、次の質問をお願いします。

6点目ですけれども、予算書の170ページ、7款4項2目でありますけれども、これも都市計画再検証業務とあります。都市計画の再検証業務、具体的にこの再検証する対象は何なのかをお尋ねします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 再検証の対象につきましては、先ほど藺田議員の質問への回答と一部重複いたしますが、三つございまして、一つは、区域区分の見直しで、菅沼谷戸林地区のいわゆる逆線引きが一つ目です。

二つ目としましては、市街化調整区域における地区計画適用に関する基本方針を全面改定するということで検討業務を行っていきます。

三つ目は、こちらは年度途中で発生した場合の頭出しになりますが、用途地域の見直しの事業ということで、以上の三つを対象としております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 再質問をお願いします。

逆線引き、やっぱり線引きの見直しというのは、なかなか簡単な作業ではできないと思いますけれども、逆線引きというのは、従前から話が出ていますのは、都市計画道路を含めた、あそこのところを見直すというような話は出ておりますけれども、これも何回か話が出ているんですけれども、具体的な工程みたいなものが示される状況なののでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 逆線引きの、今こちらで説明しました谷戸林の件でございますけれども、こちらにつきましては、牧野議員御指摘のとおり、以前から都市計画道路に絡めて関連

した部分の見直しでございまして、都市計画道路、別の業務で今見直しについて検討しているんですが、その進捗に合わせまして一応県との協議をしております。

今後の見通しといたしましては、令和8年、来年度に入りまして、区域区分の見直しについては県決定の都市計画決定になるものですから、国との下協議が必要ということで、来年度、県の下協議、国の下協議等を行いながら原案の作成をしていきます。その辺ができた後に住民説明等を行っていきたいと思っております、決定までには県決定になる関係がございまして、令和9年度の都市計画決定を目標に現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○4番（牧野恵一君） 再質問です。

もう1点、用途地域の見直しというなお話ですけれども、具体的にどこをどのようにというふうなお考えがあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（遠山洋行君） 用途地域の見直しにつきましては、年度途中、いろんな事業等の関係で検討が必要になる可能性があるので、例年頭出しで1か所できるぐらいのところを取っているんですが、今具体的にというところは明確にないんですけれども、今後考え得るのは、例えば菅沼の区画整理事業なんかを今検討している中で、幹線道路沿線の用途地域について、いろいろ御意見が出ていますので、そういうところを相談していこうというところはあるかと思います。

もう1点が、用沢の都市計画道路、大胡田用沢線沿線なんかで今後いろんな事業計画の中で必要が生じれば、またそういうところの検討もあり得るのかなというようにところで考えております。

以上でございます。

○4番（牧野恵一君） 用途地域の見直しというのは、既に決定分の規制もかかっているという中でありますので、そんなに簡単にはできませんし、今たまたま話が出ました用沢についても、やっぱり住民の感情というのはいろいろありまして、開発を望む人もあれば、静かな住宅環境の中（が良い）という人もいます。だから、そんなに簡単ではないと思いますが、住民の意向と町の方針というものがうまく合うということが必要でありますので、慎重に、地域の方の合意を得て対応していただくように要望して、私の質問を終わります。

○議長（鈴木 豊君） 牧野恵一君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

なければ、関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

これで議案第24号の質疑を終わります。

日程第3 議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第4 議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算

日程第5 議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第6 議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算

日程第7 議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算

○議長（鈴木 豊君） お諮りします。日程第2 議案第30号から日程第7 議案第35号までの令和8年度特別会計及び公営企業会計の予算6件については、一括議題とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第35号までを一括議題とします。

本議案については、2月24日及び26日の本会議をもって町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。質疑の方法は、先ほどの議案第24号と同様に行いますので、よろしくをお願いします。

通告に基づき、会計ごとに順次発言を許します。

最初に、議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算については、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について質疑を行います。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 木質バイオマスの特別会計について、2問質問させていただきます。

最初に、予算書6ページ、歳入の合計では、令和7年度予算6,770万8,000円より360万4,000円が減額されております。また、予算書の9ページ、事業収入も前年度比270万4,000円の減額なっています。まず、減額の理由についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 歳入の減額について御説明をさせていただきます。

減額の理由につきましては、発電設備等の故障等を踏まえまして、あらかじめ目標稼働率を87%から80%に下げたことにより、稼働率に応じた歳入予算を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再質問をします。

この事業は毎年実質的に赤字になっておりますのが常態化しています。令和8年度予算は減収減益とした予算立てであります。このリスクヘッジをどのように考えておられるのか疑問に思

っています。本事業を実施する際に、私の記憶では、町に利益をもたらす事業であるとの説明がありました。毎年そのバランスが成立しておりません。

売電単価は、以前からフィット制度により1キロワット当たり44円で固定されています。発電に必要なペレット燃料費も、事業開始時と比べ、物価高騰による燃料構造コストもあると思いますが上昇しています。歳入と実質経費との差が縮む中で、今後どのような利益をもたらす事業として取り組むことが必要なのかをお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 利益をもたらす取組みにつきましては、発電所での収入は売電が主でありますので、売電価格を上げる取組みを考えてございます。具体的には、再生可能エネルギーの電力を求める事業者には、直接取引が可能なフィップ制度の研究を進めております。今後、研究を進める中で、売電単価の価格上昇が見込める場合には、フィット制度からフィップ制度への移行も視野に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 再々質問です。

ペレット燃料の原料は、間伐材を利用したものと承知しています。森林は伐採すれば再生するまでに長期にわたる時間を伴います。私は以前から間伐材の安定供給に疑念を持っており、安定的に燃料調達をすることに不安があります。それでもこの事業を継続させようとする意図はどこにあるのでしょうか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 本事業につきましては、未利用森林資源を有効活用し、町が率先して再生可能エネルギーの創出に取り組む最初の事業であります。この事業を行ったことで、湯船原地区の開発が進み、多くの企業が進出している状況がございます。

一方、未利用森林資源を燃料に転換して消費するということは、今まで森林内に放置された木材に新たな価値を生み出し、森林整備の促進に導いています。そのため、この流れを維持し、また、本町が進める地域循環型林業として重要な事業でもありますので、本事業は継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次の質問をします。

予算書12ページについてお伺いします。

1款1項1目、説明欄（2）発電事業費5,088万4,000円のうち、10節の燃料費2,929万4,000円について、ペレットの購入量と単価をお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） ペレットの燃料の見込量、単価ということでよろしかったでしょうか。

○10番（藺田豊造君） はい。

○林業振興課長（湯山光司君） ペレットの燃料につきましては、稼働率に応じた購入見込量でございまして、70万800キログラムで、単価につきましては、1キログラム当たり税抜38円でございます。

以上でございます。

○10番（藺田豊造君） これの私が昔説明を受けたときには、年間850トンを導入して2,000万円の収入を得られている。今回減額して、これで大丈夫なんですか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 燃料の消費につきましては、今後の稼働状況も踏まえながら、適宜適正な運営に努めてまいります。

その中で、予算の中もありますが、必要に応じて対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。再々質問はありますか。

藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次の質問です。

同ページの12節、委託料である発電所維持管理業務は、どのような業務内容で、委託先はどこになるのか、お伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 発電所維持管理業務の業務内容は、発電所の設備保守に関する業務委託と、電気工作物安全管理に関する業務委託、また、消防設備の保守点検業務であります。

最初に、設備に関する業務委託では、主に発電所稼働時の24時間監視と遠隔サポート、発電設備のオイル交換、ガス化装置の日常点検や設備内の清掃、消耗品の交換などの業務を実施するものであり、委託先は三洋貿易株式会社を予定してございます。

次に、電気工作物安全管理では、電気設備電気事業法に基づく受変電設備や配電設備などを点検するもので、他の公共施設と併せて契約を締結している株式会社静岡ケイテクノに委託をいたします。

また、消防設備の保守点検業務については、消防法に基づき、消火器や非常灯など消防設備の保守点検を行うもので、電気工作物と同様に、契約を締結しているニッセー防災株式会社が委託先となります。

以上でございます。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） さきの質問に付随しますが、本事業で利益を生むためには、歳出の抑制を

図る必要があると思います。維持管理に伴う経費は高額であり、以前はもっと安く行われていたと記憶しています。業務委託に1,800万円余の予算を投じるならば、管理の人員を配置する考えなど、もっと安価にできる手法はないか、お答えください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○林業振興課長（湯山光司君） 議員御指摘のとおり、年々業務委託につきましては、物価高騰の影響も受け高額となってきてございます。現時点では、安定した発電を行うために、日々の点検や清掃は毎月実施しておりますし、突発的な故障が発生した際は、緊急修繕を行う必要がありますので、専門的な技術を持ち、迅速に部品調達ができる設備メーカーに委託することとしております。

今後、維持管理については、新たな選択肢が見いだせた場合には、適正管理の実効性、また継続性等を検討いたしまして、歳出の抑制に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（藺田豊造君） 以上です。

○議長（鈴木 豊君） 藺田豊造君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

関連質疑なしと認めます。これで関連質疑を終わります。

これで議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算について質疑を行います。10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 小山PA周辺の予算関係について質問させていただきます。

予算書、歳入の9ページ、1款1項1目の1節寄附金10万円について、どこから入ってくるのか、どのような予定があるのかをお聞かせください。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 寄附金10万円につきましては、令和8年度内で本事業を応援し寄附していただいた際の受皿として計上をさせていただいておりますが、現段階ではどこかの企業から寄附をしてもらうといった具体的なことは決まっておりません。また、10万円という金額は、企業版ふるさと寄附金の下限額となっております。

以上となります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） これに対しての氏名の公表はできますか。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） 再質問にお答えいたします。

こちら寄附をされた際に、企業側から公表が可能となった場合は、公表は可能となります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありませんか。

○10番（藺田豊造君） 私がこのところでもってあえて言うのは、前にこのPA周辺でもって事業を行っていた業者が、小山町に寄附してくれました。その業者が、事もあるうちに、東京都において反社会的な行動を行ったということが公表されております。あえて聞くのは、そのような理由があるからですが、公表できないということについて何か非常にこだわっているようですが、はっきりした方がいいと思いますけど、どうでしょうかね。

○議長（鈴木 豊君） 答弁はありますか。

○企画政策課長（勝又徳之君） 一昨日の牧野議員等の質問の中で、企業版ふるさと納税についての企業名の公表ですとか非公表については、原則公表なんですけれども、申出書の中で、例えば企業側で公表してもいいとか、非公表にしてくださいという場合は、そこを企業側の寄附の状況と加味して非公表にするとかというのは決めますけれども。一昨日申し上げたとおりで、非公表にする場合は、例えば寄附をした企業とその事業をやる企業が例えば同一だとか、それから、事業をやる企業と寄附企業の関係性が1社でそれぞれ同一、関係企業だとかという場合は、公表することになってございまして、その場合に例えば非公表にする場合は、町の方で第三者委員会というのを開いて、そこで非公表の理由を決めて、決定していくということになっております。何回も申し上げていますが、その辺は、公表できる企業は当然公表していきますし、企業側が非公表していきたいということで、町が説明責任ができることであれば、企業側の名前は出さずに非公表ということで、今後そんな形で対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 次に、歳入についてお伺いします。

9ページの2款1項1目の1節一般会計繰入金、さきの補正で一般会計へ1億2,465万9,000円の戻入となっている。今回一般会計より1億2,960万円、494万1,000円の増額となっている、その理由についてお伺いします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（山本尚毅君） こちらは、大御神テレビ共同受信施設組合へのテレビ通信線の移転補償費として、494万1,000円を新たに計上いたしました。

以上となります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありますか。

○10番（藺田豊造君） 一般会計からこれは繰り入れてて、これも何というんですか、事業としては利益を生まなきゃ、多少なりとも生まなきゃならない。この場合、基本的な質問ですけれども、一般会計に繰り入れるときに、戻し入れするときに、そのときには利息なんかはかかるんですか、これは。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

基本的に利息等はかかりません。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） よろしいですか。

○10番（菌田豊造君） さっき牧野君が質問したときもそうなんですけれども、一般会計へ、特別会計なんだから、わざわざ一時借入をどっかにすればいいのに、何かこれ、一般会計からやると利息がかからないから、これをもってやるんだというような考えに見えるんですけれども、そのようなふらちな考えはあるのかないのか。

○政策監（湯山博一君） 菌田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

まず、一般会計の繰入金の是非について、これまで議会の中でたくさん議論していますけれども、特別会計をつくる際には必ず条例を設けます。今、小山PA周辺開発事業特別会計条例の第2条を読み上げますと、「この会計においては、開発事業収入、一般会計繰入金、借入金その他の収入をもってその歳入とし」というふうに決めてありますので、一般会計から繰り入れることについては、議会に諮って承認を得ているというまず大前提があるということを確認したいと思います。

それから、一時借入金というのは、先ほど私が申し上げましたように、予算の7項目の中の一つで、一時借入金の最高額を決めなさいというのがありますけれども、一時借入金というのは資金収支の話で、要は資金繰りの話で、予算・決算の話ではありませんので、一般会計繰入金ではなく一時借入をしなさいというのは、論理としては成り立たないと。資金収支の話と予算・決算の話がごっちゃになっている話になりますので、一般会計繰入金をするぐらいだったら一時借入れをしろというのは、ちょっと議論としては成り立たない議論になると思いますので、その旨はぜひ御理解いただければと思います。

○10番（菌田豊造君） 最後になりますけど、これは毎年毎年もう7年も続いている事業ですけれども、早く目途を付けてください。

以上。

○議長（鈴木 豊君） 菌田豊造君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありますか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

これで議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算については、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算について質疑を行います。

1 番 平野正紀君。

○1 番（平野正紀君） 予算書から1件質問させていただきたいと思います。

資本的収入の中で、38ページになります。1款6項1目1節他会計負担金であります。

1億1,000万円の計上でございますが、配水管施設整備等に対する一般会計からの繰入金との説明でございますが、工事の目的及びその詳細についてお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（松本哲也君） 平野議員にお答えいたします。

工事の目的につきましては、小山P A周辺整備事業に必要となる配水管を先行して整備するために、一般会計繰入金の範囲内で受託工事を行うものであります。

詳細につきましては、新東名側道の町道3975号線に埋設されている配水管から分岐して、町道用沢大御神線に配水管等を整備するものであります。

以上であります。

○議長（鈴木 豊君） 再質問はありませんか。

○1 番（平野正紀君） 再質問をいたします。

小山P A周辺整備事業に必要となる配水管の受託工事との回答でございますが、2点お伺いいたします。

1点目は、令和7年2月改定の小山町水道事業経営戦略では、給水区域図が示されており、内陸フロンティア事業が進むエリアの湯船原地区は給水区域として加えられていますが、今回受託工事で実施を予定している区域は、給水区域外となっております。フォレストビレッジ計画は令和6年度には一般に公表をされておりますが、令和7年度から16年度までの10か年の改定経営戦略には盛り込まれておりませんで、経営戦略にないものを整備するということは可能なのか伺います。

次に、2点目、工事の財源1億1,000万円のうち6,000万円は、これから企業版ふるさと納税を受けることにより工事費に充てるとのことですが、万一、企業版ふるさと納税を受けることができず、工事費が担保できない場合につきましては、どのような対応を取るのか。

以上、見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野議員の再質問にお答えいたします。

先日の一般会計の中でも説明しましたように、まず后者の質問から申し上げますと、これにつきましては、フォレストビレッジを計画しております株式会社カクイチ、それから、井戸としての、何でしょう、協議相手であるBRサーティワンアイスクリーム、それから同じくトヨタ不動産、この三者で何回かの話し合いを経てなったものですので、逆に言うと、先方、また企業版ふるさと納税の企業名を申し上げるのと全く同等になってしまうんですが、今申し上げた会社から寄附をしますという申出を受けてこの事業をやっておりますので、寄附をされないという懸念はほばないと考えます。

それから、給水区域につきましては、御指摘のとおりです。今でも給水区域外に給水しているという例はあるんですけれども、給水区域の変更というのは、実際行くと非常に経費がかかってしまいますので、幸い令和9年度に基本計画の見直し、つまり給水区域の見直しの定期見直しがありますので、その際に給水区域に編入していこうという計画で、今、上下水道課が考えています。

以上です。

○議長（鈴木 豊君） 再々質問はありますか。

○1番（平野正紀君） 再々質問をいたします。

改定されたばかりの水道事業経営戦略において、企業版ふるさと納税が納付をされるからといって、現在計画にないものを加えるということはいかがなものでしょうか。やがて配水管も年を重ねるごとに老朽化して、維持管理費も増大するものであらうと考えます。

水道事業は公営企業会計であって、独立採算制が基本であり、その自己責任において健全な経営を行うことが求められます。この事業は、本来、民間事業者がやるべき事業であらうと私は主張いたします。改めて考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木 豊君） 答弁を求めます。

○政策監（湯山博一君） 平野議員の再々質問にお答えいたします。

確かに給水区域を広げるということは、町の負担が多くなるというのは御指摘のとおりです。新たな配水管を設ける。ただ、町全体のことを考えたときに、例えば平野議員も御存じのように、最近の例で言いますと、滝沢簡易水道組合、あそこは滝沢簡易水道ということで、別の給水区域と水道事業としてやっていましたけれども、地区としては成り立たないと、何とかしてくださいということがあって、町としても負担になることを承知の上で、町民全体の利益を考えて編入をしたということもありますので。

今回のことにつきましては、幸いなことながら経営に困るとかそういうネガティブな理由ではなく、フォレストビレッジ、もしくはBRサーティワンアイスクリームのこれからの継続的な安定した事業の継続というところの目的もありますので、これは配水管を、ましてや小山町の水道事業会計としては1円も負担をせずに整備をしますので、その後の維持管理に若干、当然のことながら費用はかかってまいりますけれども、そこが生む水道事業収入と、それからその周辺の活性化をてんびんにかけた、バランスを考えたときには、決して入れては駄目だというような事業ではないかなというふうに考えております。よろしいでしょうか。

○1番（平野正紀君） 以上で終わります。

○議長（鈴木 豊君） それでは、平野正紀君の質疑内容に関し、関連質疑を認めます。関連質疑はありませんか。

なければ、これで関連質疑を終わります。

これで議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算については、通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで議案第35号の質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、3月18日水曜日 午前10時開議

議案第15号から議案第23号までの9議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。次に、議案第24号から議案第35号までの12議案を順次議題とし、討論、表決を行います。さらに議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後0時10分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	岩	田	治和
署	名	議	員	蘭	田	豊造

令和8年第2回小山町議会3月定例会会議録

令和8年3月18日（第7日）

召 集 の 場 所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員	1番	平野 正紀君	2番	池谷 元君
	3番	石原 和美君	4番	牧野 恵一君
	5番	臼井 光昭君	6番	小林千江子君
	7番	遠藤 豪君	8番	渡辺 悦郎君
	9番	岩田 治和君	10番	藺田 豊造君
	11番	米山 千晴君	12番	室伏 辰彦君
	13番	鈴木 豊君		

欠 席 議 員 なし

説明のために出席した者

町 長	込山 正秀君	副 町 長	室伏 博行君
教 育 長	勝俣 純君	政 策 監	湯山 博一君
未 来 創 造 部 長	遠藤 正樹君	企 画 総 務 部 長	長田 忠典君
危 機 管 理 局 長	高村 良文君	住 民 福 祉 部 長	小野 正彦君
経 済 産 業 部 長	岩田 幸生君	都 市 基 盤 部 長	清水 良久君
教 育 次 長	大庭 和広君	企 画 政 策 課 長	勝又 徳之君
総 務 課 長	渡邊 徹君	総務課総務法規・監査班長	山口 紘史君

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	杉山 則行君	議 会 事 務 局 書 記	鈴木 史幸君
会議録署名議員	9番 岩田 治和君	10番 藺田 豊造君	

閉 会 午前11時45分

(議 事 日 程)

- 日程第 1 議案第15号 町有財産の貸付けについて
- 日程第 2 議案第16号 町有地の処分について
- 日程第 3 議案第17号 町道路線の変更について
- 日程第 4 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第24号 令和 8 年度小山町一般会計予算
- 日程第11 議案第25号 令和 8 年度小山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第26号 令和 8 年度小山町育英奨学資金特別会計予算
- 日程第13 議案第27号 令和 8 年度小山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第28号 令和 8 年度小山町土地取得特別会計予算
- 日程第15 議案第29号 令和 8 年度小山町介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第30号 令和 8 年度小山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第17 議案第31号 令和 8 年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算
- 日程第18 議案第32号 令和 8 年度小山町小山 P A 周辺開発事業特別会計予算
- 日程第19 議案第33号 令和 8 年度小山町温泉供給事業特別会計予算
- 日程第20 議案第34号 令和 8 年度小山町水道事業会計予算
- 日程第21 議案第35号 令和 8 年度小山町下水道事業会計予算
- 日程第22 議員の派遣について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（鈴木 豊君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

小山町議会傍聴規則第7条第4号の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、御報告します。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第15号 町有財産の貸付けについて

日程第2 議案第16号 町有地の処分について

日程第3 議案第17号 町道路線の変更について

日程第4 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第5 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第6 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木 豊君） 初めに、日程第1 議案第15号から日程第9 議案第23号までの議案9件を一括議題とします。

それでは、2月24日に、各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 小林千江子君。

○総務建設委員長（小林千江子君） ただいまから、2月24日に総務建設委員会に付託されました6議案についての審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、3月5日、午前10時から会議室において、当局から副町長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第16号 町有地の処分については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 町道路線の変更についてを報告いたします。

委員から、町道5061号線の終点は、国道246号に接続されるのか。との質疑に。

既存の町道は、工業団地の方から国道246号へ接続する延長903メートルでした。このたび、視距改良事業に伴う機能喪失により、延長を30メートル縮小して873メートルとします。視距改良事業でできる国道の高さと、現状の町道5061号線では高低差があるため接続されません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第17号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、報酬審議会において今回の改定を議論するに当たり、前回選挙が無投票であったことや議員の成り手不足の現状、物価高騰やほかの団体との比較について議論がされたのか。との質疑に。

議員の年齢構成で若い人が少ないであるとか、経験・知識がある層の議員も必要だが、若い世代にも議員に出てもらいたい、この金額では生活が厳しく、なりたくてもなれないという議論がありました。物価高騰についても協議した上で審議され、近隣の自治体の議員報酬の現状を勘案して1万円上げる結論に至りました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第19号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬は、御殿場市と比べて安く、長泉町や清水町は農地が少ないため、近隣を参考にするならば御殿場市を参考にすべきである。今回報酬を上げても御殿場市と比べると低い、意見は出なかったのか。との質疑に。

御殿場市は会長が4万円、農業委員が3万円で、裾野市は会長が2万4,400円、農業委員が2万400円であり、近隣市町の農地面積等を勘案して今回小山町は5,000円上げる提案をしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第20号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、地域手当が6%から4%になることにより、職員の平均的な給与額と手当はどれくらい減少するのか。また、それに対する補填措置はあるのか。職員のモチベーションに与える影

響をどう予測しているのか。との質疑に。

平均は出していませんが、地域手当が6%から4%に下がれば2%下がることになります。補填措置はありません。人事院から引上げの勧告が出された際は、それに従い給与を上げており、今回、地域手当を4%にすることも人事院勧告に基づいたものであることから、職員の理解が得られているものと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第21号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、この改正で何%ぐらい上がるのか。これも人事院勧告に合わせた改正であるのか。また、町が独自に上乘せをすることはできるのか。との質疑に。

率は出していませんが、影響額で令和7年度に比べ、1,683万円ほど増額となる予定です。人事院勧告に基づく常勤職員の給与改定があり、これを準用している会計年度任用職員の給与及び費用弁償等を上げるものであり、町で独自に上げることはできません。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第22号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された6議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、町道1001号線排水管改修工事箇所及び誓いの丘公園整備工事箇所について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、文教厚生委員長 渡辺悦郎君。

○文教厚生委員長（渡辺悦郎君） ただいまから、2月24日に文教厚生委員会に付託されました3議案についての審査の経過と結果を御報告いたします。

3月6日、午前10時から会議室において、当局から副町長、教育長、政策監、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第15号 町有財産の貸付けについてを報告いたします。

委員から、当該建物は学習塾との併設であるが、セキュリティはどのようになっているのか。との質疑に。

学習塾部分は既に機械警備が作動しております。新たな診療所部分においても、必要なセンサー等を設置することで、建物全体をフォローできるように警備会社と協議を開始しております。経費については、学習塾部分は町で支払い、診療所部分は医師が支払います。との答弁がありました。

委員から、建物の修繕、改修をやる場合に、費用負担はほかの町有診療所と同じ考えとなるのか。との質疑に。

建物全体に関わるような大規模修繕は、町が行います。賃貸借契約書に修繕等の区分表があり、どちらが行うかを明確に規定しております。との答弁がありました。

委員から、最近、看護師と事務職員等の募集広告が出されていたが、開院に間に合うのか。との質疑に。

問合せが既に何件も来ていますので大丈夫だと思います。との答弁がございました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第15号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを報告いたします。

委員から、支援金が導入されたことによって、国保税は増額になるのか。との質疑に。

社会保障の歳出改革などにより、支援金は、社会保険料の負担軽減の範囲内で導入することが、法律で定められております。支援金は賦課されますが、社会保険料の負担が軽減されるため、支援金の負担は相殺される仕組みとなっております。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第23号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託されました3議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、小山消防署新庁舎建設事業箇所について、現地確認と視察を行いましたことも併せて御報告いたします。

○議長（鈴木 豊君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第15号 町有財産の貸付けについてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第16号 町有地の処分についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 町道路線の変更についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第18号 小山町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第19号 小山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第20号 小山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第21号 小山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号 小山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第23号 小山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算

日程第11 議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算

日程第12 議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算

日程第13 議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算

日程第15 議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算

日程第16 議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算

日程第17 議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算

日程第18 議案第32号 令和8年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計予算

日程第19 議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算

日程第20 議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算

日程第21 議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算

○議長（鈴木 豊君） 次に、日程第10 議案第24号から日程第21 議案第35号までの議案12件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。議案第24号から議案第35号までの12件の議案は、2月24日及び2月28日の本会議をもって町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結し、3月10日及び3月12日に質疑が行われました。

本日は、討論を行った後、採決を行います。

日程第10 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

5番 白井光昭君。

○5番（白井光昭君） 私は、地域優良賃貸住宅整備事業に関する債務負担行為の在り方に重大な疑問があるため、本予算案に反対する立場から討論を行います。

落合地区及び菅沼地区の地域優良賃貸住宅整備事業は、若者の定住促進や人口流出防止を目的とした施策として進められてきたものであり、その趣旨自体を否定するものではありません。

既に支出が始まっている落合地区に続き、菅沼地区優良賃貸住宅はP F I方式により整備され、30年間にわたり町が民間事業者に支払いを行う長期契約であります。今回の質疑により、P F I契約額は約11億9,000万円であり、そのうち整備費は約9億3,000万円、国の補助金は約4億2,000万円であることが明らかになりました。町は整備費約9億3,000万円から国補助約4億2,000万円を差し引いた約5億1,000万円を負担することに加え、維持管理費や運営費として約2億5,000万円を負担することになり、町の最終的な負担総額は約7億7,000万円に上ります。

しかし、本予算書の債務負担行為には、その限度額が具体的な金額として示されておらず、施設整備費、維持管理費及び運営費とのみ記載されています。契約額が明らかであるにもかかわらず、将来負担の全体像が予算書に示されないことは、町民にとって大変分かりにくいものとなっています。

また、質疑において、債務負担行為は借金ではないとの答弁がありました。確かに会計上は地方債とは異なります。しかし、30年間にわたり町が支払い義務を負う長期契約である以上、将来世代が負担する財政支出であることに変わりはありません。

さらに、町は家賃収入によって事業費を賄えると説明しています。しかし、住宅は一般に20年

を超えると外壁や設備などの大規模改修が必要となる可能性があります。本町は、人口減少が進む自治体であり、将来にわたり現在と同様の入居率や家賃収入が維持できる保証はありません。人口減少が想定以上に進めば、家賃収入で大規模改修を含む事業費を回収できないリスクも考えられます。

30年という長期事業の負担は、将来の町民が背負うことになります。だからこそ、将来負担の全体像を町民に分かりやすく示すことが行政の責任であり、議会の役割であると考えます。

以上の理由により、本予算案に反対するものであります。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

11番 米山千晴君。

○11番（米山千晴君） ただいま議題となっております議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和8年度は、町の最上位計画であります小山町第5次総合計画の後期基本計画の1年目であるとともに、込山町長任期の締め年という重要な年度であります。

町の令和8年度の予算においては、未来を担う子ども達のために教育施策を充実させております。教育環境の整備として、屋内プール建設事業については、令和9年度の完成を目指し、いよいよ建設工事が年度途中から始まります。また、世界に羽ばたく人材育成につながるALTの配置を増やしまして英語教育がかなり充実してくるのではないかと、そのように思うところであります。

また、新東名高速道路の開通を待ちつつ、着実に小山スマートインターチェンジ周辺の整備を進めるとともに、地域優良賃貸住宅建設や宅地造成事業を行い、人口減少対策にも力を入れております。

その他、小山消防署新庁舎の完成など、ハード施設の整備もさることながら、地域特性となる富士山やサイクルツーリズムを活かした観光の振興、活力ある農業・林業の振興や、乳児から高齢者まで町民誰もが安心して安全に暮らしていくための必要な暮らしや社会福祉に関わる予算など、幅広く本予算に盛り込まれているところであります。

このような重要な施策や事業を進めるに当たり、当局においては、国・県などの各種補助制度の活用や財源の確保、事業の優先度による予算編成などをするなど、様々な工夫をした上で、本予算を組んでいただいたと認識しております。

小山町の明るい未来に向けさらなる発展を目指すため、本予算を基に、着実に施策等を進めていただくことを心より期待いたしまして、賛成討論いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に反対者の発言を許します。

3番 石原和美君。

○3番（石原和美君） 議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算案について、小山町屋内プール整備事業費6億3,900万円が含まれていることにより、反対の立場から討論をいたします。

本予算の審議に当たり、屋内プール建設について、私は日々熟慮を重ねてまいりました。本計画は議会で承認され、既に造成工事も始まっており、そんな中で苦渋の判断をした経緯がございます。しかし、その後、2月28日に中東での軍事行動が勃発し、世界情勢は予測不能な局面に入りました。光熱費や燃料費の高騰が懸念され、地方自治体の財政運営にも大きな影響を及ぼす可能性が生じています。このような不確実性の高い状況の中で、今このときに温水プール建設を進めることが本当に妥当なのか、改めて疑問を抱かざるを得ません。また、町民の皆様からは今でも、プールはどうなったのか、もう止められないのか、どうしても必要とは思えないといった、諦めと将来への不安が入り交じった切実な声を直接伺っています。議会は行政の追認機関ではありません。既成事実が進行しているからといって、町民の不安や疑問を置き去りにしたまま進めることは、議会の責務に反します。町の将来を案じる声が最後まで町に届かなかった方々の思いを、私は決して無視することはできません。よって、本予算案には反対をいたします。

以下、理由を述べます。

まず、1点目、今まで本計画には町民の意見が反映されておらず、これは小山町自治基本条例の理念に反します。

2点目、中東情勢の緊迫化により光熱費や燃料費の高騰が懸念される中、温水プールの将来のランニングコストは予測不能です。このような状況で、町民の大切な税金を投じる判断は極めて慎重であるべきです。

3点目、今後の建設費増額の可能性に加え、毎年1億円以上と見込まれる維持管理費、さらには修繕費等が一般会計から支出されます。これにより、福祉・教育など本来守るべきサービスに影響が出る可能性は大きいと考えます。

4点目、町は維持管理費の財源を、高級ホテルや企業誘致による税収増、ふるさと納税の収益などを考えていらっしゃるようですが、それらは景気や制度変更により左右される不安定な財源です。このような何の保証もない変動費で、確実に毎年発生する固定費を補填しようというのはあまりにも無計画であり、持続可能性の観点からも適切ではないと考えます。

以上、4点を反対の理由といたします。

このたび、予算に計上されている6億3,900万円、この数字の向こう側には、少子高齢化、物価高、そして先行きの見えない経済状況の中で、町民の皆さんが納めた大切な税金があります。

町民の皆様の屋内プール建設に対する将来への不安を代弁し、本予算案には反対の意思を表明いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議案となっております議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

国政においては、令和8年2月18日に発足した第2次高市内閣が、施政方針演説等において責

任ある積極財政を掲げ、我が国の成長と安全保障、そして将来への投資を進める姿勢を明確にしております。

また、静岡県においても、財政の持続性を確保しつつ、必要な施策を着実に進めていく姿勢が示されております。こうした流れの中で、小山町の令和8年度一般会計予算は、町の将来を見据え、既に動き始めている主要事業を力強く前進させるための予算として編成されたものであります。

本予算は単なる歳出の積み上げではなく、未来への先行投資と町民の安全・安心の確保を柱とするものであります。

人口減少や地域経済の活性化、防災・減災対策、子育て支援、福祉の充実、教育環境の整備など、いずれも先送りのできない課題に対し、今必要な手を打つことが求められております。そうした意味において、本予算は町の持続的発展に向けた時宜を得た予算であると評価するものであります。

財政運営においては、当然ながら健全性への配慮も欠かすことはできません。しかしながら、必要なときに必要な投資を行わなければ、地域の元気も、町民生活の安心も守ることはできません。今後の小山町を支える基盤を築くため、本予算はまさに必要かつ妥当な内容であると考えます。

以上の理由により、議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算に賛成するものであり、賛成討論いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、通告により、本案に反対者の発言を許します。

10番 藺田豊造君。

○10番（藺田豊造君） 私は、今議会に提出されている議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算を以下の理由をもって反対いたします。

まず、予算の成り立ちです。

どの予算も町民による町民のための予算でなければならない。それでなければ意味を持たないと私は思っています。そのためには心配りであります。この予算はこういう理由でこう配慮する、すなわち、仏作って魂を入れるということでもあります。私はそういった配慮のなさを消費交付税5億5,000万円の質問で知りました。この5億5,000万円は全て社会保障財源に充てると限られています。

それには四つあります。経費、年金、医療、介護、子ども・子育て支援ですが、町はどの部分にどのような理由で配分したとの考え方が見当たらないということです。福祉事業のためであるから、命というものに、全てはそういうことで組み入れられてありますけれども、全ては一般会計に組み入れられているというだけで、どこにその意義を持って配分したのかは、私は説明不足だと思っています。伝わってきません。

第二に、教育行政に対する地域格差が生じるという懸念であります。

須走地域には彰徳山林会という法人があり、今回も教育振興と称し1,950万円の予算が組まれています。この中より教育資材に充てられるものもあるとされていますが、かつて須走で使用された後、電子器具が足柄小で使用されたと聞いたことがあります。資材ばかりでなく、町内の教育格差というものを私は生じさせる原因だと思い、これらの配慮がなされていないということについては残念に思っております。

次に、寄附金の受け取り方です。

12億6,000万円をもらうのに、全て氏名公表こそが、私はイメージを上げる第一だと思っています。特に企業版ふるさと寄附金には、しっかりと氏名公表こそ、特殊な関係を持ってないということの証明になると思います。私はそう確信しています。小山町はまだ以前の評判を払拭できていない。我々だけがよければとの考えがあれば、町の発展はない。町の評判は移住定住にもつながってくると思います。それらは必然であります。まずは、町民が胸を張って暮らせるまちづくりこそが第一だと考えています。同時に、法改正はそうしたことを目指すものだと思っています。

第四に、温水プールに関する予算立てであります。

予算を立てる基本は、需要があってこそその供給であるべき、私はそれが当然だと思っています。住民とのコンセンサス、合意は最も欠くべからざるものでありますが、この事業は、これからかかる維持管理費も当局が発表したものともっと大きくなることが予想されます。また、町長が各地域で発言したことにより、分かったと同時に、その予算立ての不明確さもあらわになっております。とにもかくにも町民が望んでいない施設を私は造ること自体、限りなく間違いだと思っています。

唯一、町民の声を町政に反映させる機会を奪ってしまったことは残念だと言うほかはありません。さらに、その結果に町長が安堵したとの報道があり、あきれ返るばかりであります。もしもこれから年々その経費にかかるという1億円を、取り残さない教育資金に、特に年々高くなる入学金など違うことに配慮できたら私は幸いだと思っています。向上心を持って夢を実現させる若者が増えて、その恩返しに町や国にされることは信じて難くありません。

今回、屋内プール整備事業費6億3,021万9,000円は、町民の理解を得られない無駄遣い予算だと断定します。年々依存財源の割合が多くなり、自主自立していこうというような傾向も見られません。起債残高、後年度負担も増加することは残念です。

今年度の予算には、今まであった庁舎建設資金として積み立てていた5,000万円も見当たりません。給与や無駄な事業を見直す、それを町民の福利向上にどう図るか考え直さなければ、町政に信頼を私は得ることができないと思います。

ちなみに、町民の税の収納率は99%を上回っています。県下のナンバーワンを何回も取っています。今回その町民の皆様の期待に添えられるには程遠いものであるというこの予算立てであります。

私はこれを断言し、この一般会計に反対します。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

1 番 平野正紀君。

○1 番（平野正紀君） 私は、議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算について、反対の立場から討論いたします。

反対の理由は、水道事業会計への1億1,000万円の繰出金が不当であるということでございます。

それは三つの事柄、一つ目として繰出金の財源担保の問題、二つ目は町が定める給水区域のエリア以外の工事はできないこと、そして、三つ目は本来この事業は民間事業者が行うべきであることであります。

初めに、繰出金の財源担保の問題です。

本事業の財源は、企業版ふるさと納税5,000万円、令和8年度中に納税をいただく予定の6,000万円、合わせて1億1,000万円、財源の全てが企業版ふるさと納税、企業からの寄附になるわけです。これはあくまで口約束の域を出ない不確定なものであり、この納税が確保できなかった場合、町はその不足分を町民の税金により負担せねばなりません。

確実な財源が確保された段階で事業を執行するのが行政の鉄則であり、見切り発車で予算計上は到底容認できません。

次に、2点目、町が定める給水区域エリア以外の工事はできないことについてです。

現在の小山町水道事業ビジョン及び水道事業経営戦略において、当該区域は給水区域に含まれていません。

町は、令和9年度に経営戦略の見直しを行うと回答していますが、順序が逆であります。本来行うべき法的な手続を後回しにして、現状の計画に盛り込まれていない工事を強行することは、法治行政の根幹を揺るがす行為です。

そして、3点目は、本来この事業は民間事業者が行うべきものであるという点です。

給水区域外で開発により水源が必要となる場合、例えば用沢わさび平や開発途中の富士スピードウェイ等々の開発では、事業者自らが専用水道を確保し、開発区域内の水の供給と維持管理を行っています。それに対し本件は、水源が確保できないという民間側の事情を理由に、町がわざわざ給水区域外へ配水管を延伸して、町の水道として供給しようとしています。自治体が、寄附に対する代償として、特定の企業に実質的な利益供与を行うことは厳しく制限されています。

公平性の確保及び民間との癒着の防止という観点から、町はこの重い責任を負えるのですか。このような不透明な行政運営は断じて許されません。

以上、3点の理由について指摘させていただき、私の反対討論とします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

2 番 池谷 元君。

○2番（池谷 元君） 私は、議案第24号 令和8年度小山町一般会計予算、賛成の立場から一言話させていただきます。

まず、住宅の建設などについて反対という御意見もあります。ですが、私は朝、役場の前の交差点に立っておりまして、子ども達を見送っているんですけども、ふとすることがあります。この子ども達は、もしかしたらグランファミリアがなかったら、この子達はいないんだなと思います。やはり、確かに住宅というものは、造ったら2,000人、3,000人、莫大に人口は増えませんが、たとえ数十人であっても、この小山町という町を知ってくれる。町から都会に行くかもしれない。ですが、この150億円の予算をかけてこの自治体を存続させる。この町がやっぱりあるということ、それを守るための私は予算だと思います。

プールにつきましても、前にも話させていただきました。私にとっての思い出のプールは、金時公園にありました金時プールでございます。夏の暑い日に、成美小学校が改築、新校舎になるときに利用させていただきました。やはりそういう思い出、家族で行った思い出、それがやはりきっと新たな室内の温水プールを造ったことによりまして、私と同じような思い出を持った子ども達が必ず出ると思います。出てくると思います。その子達が、たとえ大学とかに進学されても必ず帰ってくることもあると思います。ですから、我々は、やはりこれだけの巨額な予算を投じて、この自治体を守っていかないといけないと思います。決して私は無駄だとは思いません。いろいろな考えもあると思います。でも、実際、私が感じていることを今この場で発言させていただき、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 可否同数と認めます。地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。議案第24号については、議長は可決と裁決します。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号 令和8年度小山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで10分間休憩にします。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（鈴木 豊君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第26号 令和8年度小山町育英奨学資金特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号 令和8年度小山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号 令和8年度小山町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第29号 令和8年度小山町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第30号 令和8年度小山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

10番 藺田豊造君。

○10番(藺田豊造君) 私は、議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について、以下の理由をもって反対いたします。

第一に、法的理由であります。そして次には、この事業の成果に疑問視すべき点があるからであります。

法的理由は、まず潜脱であります。この事業は、木質ペレットの火力でタービンを回し電気を得る、それを電力会社へ売るものであります。その原料となるものが、町長の弟さんが経営する会社から別会社に迂回して納入されている。これは利益相反を指摘されるのを免れるためである。こうした方法を潜脱といいます。これは法律用語であります。これは、法的に禁じられていることを、法が禁じていない方法で実施し結果を得る方法であります。ある種の脱法行為であります。しかし、今回、熱を町長さんの息子の会社に直接売却しています。これは明らかに利益相反であります。

さて、予算立てについて申し述べます。

今回は減額予算であります。稼働率を87%から80%に落とすということですが、今まで87%でも独自では黒字化されなかったものが、稼働率を抑えて予想した結果を得られないことは明々白々であります。

そもそもこの事業に対しては、多くの町民の批判が寄せられています。当局はそれを真摯に受け止めるべきだと思います。

以上をもって、私は反対といたします。

○議長(鈴木 豊君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

6番 小林千江子君。

○6番(小林千江子君) 議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算に関し、賛成の立場から発言いたします。

ただいまの反対討論では、本事業の運営と事業の継続に対する懸念が示されました。しかし、私は改めて、この事業の意義とこれまでの成果にもきちんと目を向ける必要があると考えます。

本事業は、地域資源を活用し、本町が率先して再生可能エネルギーの創出に取り組んできた先駆的な事業でございます。

その取り組みは、内陸フロンティア事業としても評価され、湯船原地区への企業進出を促し、経済効果や雇用の創出という、具体的な成果を生み出してまいりました。これらは単なる理念ではなく、既に町の発展として現れている現実であります。

また、地球温暖化対策が求められる今、地域から持続可能なエネルギーを生み出すこの事業は、将来世代に対する町の責任でもございます。ここで立ち止まるのか、それともこれまで築いてきた流れを活かし、さらに発展させていくのか。その判断が問われているのではないのでしょうか。

私は、本事業は小山町にとって持続可能な社会の構築に不可欠なものであり、継続していくべき重要な施策であると強く考えます。

以上の理由から、本議案に賛成することを表明し、私の討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております議案第31号 令和8年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本事業は、国・県の支援を受けながら本町で進めてきた内陸フロンティア事業の中核であり、まさに一丁目一番地とも言うべき重要な事業であります。これまで本事業を核として多くの企業進出が進み、地域の活性化、雇用の創出、将来の税収確保へとつながってきたことは明らかであります。本町の持続的な発展と次世代への責任を果たす上で、本事業は欠くことのできない基盤であります。

また、本事業は単なる発電事業だけでなく、町内の森林整備と一体となった取り組みであります。

山地強靱化を進める中で発生する間伐材等の林産資源を有効活用し、再生可能エネルギーとして循環させる本事業は、環境政策、防災対策、産業振興を同時に実現するために極めて意義の大きい事業であります。

これまでの運営においては、予期せぬ火災の発生など大変厳しい状況に直面しながらも、関係者の努力により事業は継続されてまいりました。

さらに、売電中心の施設から、売熱にも取り組みを広げており、厳しい中にも着実に改善の兆しが見え始めております。一挙に回復する状況にはありませんが、事業の方向性は決して誤っておらず、今こそ継続して育てていくべき段階にあると考えます。

議会の中には慎重な意見もありますが、当局においてはこれまで同様、丁寧で粘り強い説明を続け、町民及び議会の理解を得ながら、事業の健全化と自立化に向けて最大限の努力をされるこ

とを強く求めます。

繰り返しになりますが、本事業には回復に向けた明るい兆しが現れており、ここで歩みを止めるべきではありません。本特別会計を本来の自立した姿へ近づけることを前提としつつ、本事業の将来性と町の発展への寄与に大きな期待を込め、議案第31号に賛成するものであり、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

4 番 牧野恵一君。

○4 番（牧野恵一君） 私はただいま議案となっております議案につきまして、反対の討論をいたします。

この事業は、目的だけは高いものを掲げておりますけれども、実際この間やってきたことは赤字の繰り返しです。そして、その赤字を補うのに幾つもの財政規律を侵しています。繰上充用を繰り返して、赤字を翌年度の歳入から入れるというようなことを繰り返し、これをやることは事実上破綻した事業の場合に1回だけやるもので、それを繰り返すなんていうことは常識的にはないんです。私が指摘してからやめました。その挙げ句やったことは何でしょうか。特別会計同士の資金の移動です。特別会計から特別会計へ金を移動するなんていうことは、法律上できないことは皆さん知っていることですよね。そんなことが、特別会計そのものは個別の事業をやるために個別の収入をもって充てるとというのが原則なのに、本会計の赤字を宅地造成会計から持ってきて、3,500万円で埋めました。これは健全化するために、人の金、人の財布からお金を持ってくるという不健全なことでもって、それを補ったわけです。その繰り返しが今日です。

最近、近く基本構想づくりというようなことでもって進めておって、ここでもって最後の仕上げをしようということでありましょうが、今現在、赤字を繰り返してきているものであります。だから、幾ら理想論を言っても、現実で小山町がやってきたことは、ひとえに赤字の積み重ねで、それを高邁な目標論を掲げることによって継続してきたと。そういったことを繰り返している事業であるだけに、この事業が今後とも健全に進むということは、期待する方が無理である。今までやってきたことを考えれば、もっと早く中止すべきだったという性格のものであり、今回の予算についても反対をいたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

○議長（鈴木 豊君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

通告に従い討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

4 番 牧野恵一君。

○4 番（牧野恵一君） 私は、議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算に反対の討論をいたします。

特別会計とは、言うまでもなく、地方自治法209条で説明されていますように、特定の歳入をもって特定の事業に充てる事業を行う場合に設置できる会計制度であります。つまり受益者が限定されているので、会計の透明性を確保するために一般の町民のために使われる一般会計とは会計を区分しなさいと、そういう趣旨なのであります。

しかし、この小山PA周辺開発事業については、特別会計の趣旨から大きく逸脱しています。令和6年度・7年度ともに1億円以上繰入れしながら、未執行のまま年度末に減額補正し一般会計へ戻すという事態が続いております。これは、一般会計の不適切な拘束、特別会計の独立性の形骸化を招くものであり、極めて不適切な財政運営であります。

そして、令和8年度におきましても1億3,000万円を一般会計から繰り入れる計画ではありませんか。1億円を超える財源があれば、補助金などを充てれば3億円から5億円もの子育て支援、高齢者福祉、防災、教育事業が実施できます。それに、資金が一時的に不足するなら小山PA周辺開発事業自身の一時借入れで対応すべきであります。そもそも小山町PA周辺開発事業の条例にも、一時借入れの手段を選択肢として示しているではありませんか。一般町民の会計に手を付けるべきではありません。

先般の予算質疑に際しての幹部職員の発言で、小山町の条例で一般会計から特別会計への繰入れは認められているというものがありました。これは重大な過ちであります。そもそも、特別会計に係る経理については、地方自治法209条で説明されていて、その法律にのっとって市町の条例をつくることになっています。当然ではありますけれども、法律には一般会計から繰り入れてもよいという定めはありません。特別会計の設置趣旨からしたら当然であります。小山町の条例そのものが地方自治法に抵触していて無効であるということを指摘しておきます。

本予算案は、特別会計の本来の目的を損ない、財政規律を著しくおとしめるものであり、到底賛成はできません。

町民の貴重な財源を守り、透明で健全な財政運営を確保するため、本予算に反対いたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

8 番 渡辺悦郎君。

○8 番（渡辺悦郎君） ただいま上程されております議案第32号 令和8年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

本事業については、一般会計からの繰入れが繰り返しされていることに対し、財政規律の観点

から指摘がございました。確かに予算の執行が予定どおり進んでいない現状については、重く受け止める必要があります。

しかしながら、本事業は本町の将来を左右する極めて重要な戦略的事業であり、短期的な数字のみをもって評価すべきではないものと考えます。

第2期工区において用地買収が調わず、年度末に不用額を一般会計へ戻し、新年度に改めて繰入れを計上するという形が続いていることは事実であります。

しかし、これは設置条例第2条の規定に基づき、用地取得の合意が得られた際に直ちに事業を執行できるように備えるための措置であり、開発事業において避けては通れない手続であります。

用地交渉は、相手方のある取組みであり、時間を要することは当然であり、このことのみをもって事業の意義まで否定すべきではありません。

本事業は、既に第1工区において造成が完了し、トヨタ不動産への土地売却を経て、民間主導による開発が着実に進んでおります。現在、建設が進められている（仮称）おおみかテラスは、本町に新たな人の流れを生み、雇用を生み、税収を生み出す拠点となるものであり、本町の未来を切り開く象徴的なプロジェクトであります。

第2期工区についても、この流れを止めることなく推進していくことこそ、本町の発展に対する責任であります。

ここで予算措置をためらうことは、これまでの努力を後退させるだけではなく、事業協力者との信頼関係を損ない、町の成長の機会を自ら手放すことにつながりかねません。

一般会計からの繰入れは単なる財源補填ではなく、将来の発展に向けた投資であり、好機を逃さず事業を前進させるための必要な準備資金でもあります。本事業は支出ではなく、将来の収入と活力を生み出すための先行投資であると評価すべきだと思います。

もちろん当局においては、議会からの指摘を真摯に受け止め、用地取得の促進、事業スケジュールの明確化、財政負担の縮減に向けて、より積極的な取組みを進めることを強く求めます。

しかしながら、それは事業を止める理由ではなく、事業を前に進めるためにこそ求められる努力であります。

本事業は、小山町の将来を見据えた成長戦略の中核であり、ここで歩みを止めることは許されません。地域の活性化と将来の税収確保、そして次世代への責任を果たすため、本予算は必要不可欠なものであります。

以上の理由により、議案第32号に賛成するものであり、賛成討論といたします。

○議長（鈴木 豊君） 次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第33号 令和8年度小山町温泉供給事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立全員です。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第34号 令和8年度小山町水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第35号 令和8年度小山町下水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鈴木 豊君) 起立多数です。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議員の派遣について

○議長(鈴木 豊君) 日程第22 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配布しましたとおり、4月6日に富士霊園で開催されます鮎沢川・酒匂川流域を語る会に全議員を、4月24日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会令和8年度総会に副議長を、5月26日に東京都で開催されます全国町村議会議長会令和8年度議長・副議長研修会に副議長を、6月1日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会令和8年度定期総会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鈴木 豊君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木 豊君） 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和8年第2回小山町議会3月定例会を閉会します。

午前11時45分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	鈴	木	豊
署	名	議	員	岩	田	治和
署	名	議	員	蘭	田	豊造